

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
72

2017.9

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

1 裁判官独立条項の英訳をめぐって—法整備支援の蔭で得られた「成果」— 京都大学名誉教授 大石 眞

寄稿

7 西アフリカ・コートジボワール共和国における法整備支援と司法アドバイザーの活動について 弁護士(元JICA長期派遣専門家) 原 若葉
18 ミャンマー法整備支援プロジェクトの現地専門家として—政策文書の作成による意思決定システムの改善について— JICA国際協力専門員/弁護士(元JICA長期派遣専門家) 小松 健太
25 タイ・サーオ・チュントイ・ソン・オ・ベトナム?ベトナムにいたおじさん, 内海三八郎 JICA長期派遣専門家 川西 一

連携と協調のフォーラム

【日本司法書士会連合会の国際面の活動】

29 日本司法書士会連合会の国際交流と国際協力活動 日本司法書士会連合会国際交流室長 加藤 政也

【国際協力機構法整備支援プロジェクトの現況】

33 ラオス法整備支援案件について JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ 法・司法チーム 加藤 浩一
35 インドネシア・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ 法・司法チーム 竹内麻衣子
37 ミャンマー法整備支援プロジェクトについて—案件の紹介とJICA担当者としての所感 JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ 法・司法チーム 荒井真希子
40 ベトナム法整備支援案件について JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ 法・司法チーム 松戸 綾乃
42 中国法整備支援について JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ 法・司法チーム 山本 聡子

【大学における法整備支援に関する研究・教育】

45 大学における法整備支援の研究・教育へのいざない 大阪大学大学院国際公共政策研究科特任講師 安藤由香里

外国法制・実務

58 [ベトナム] ベトナムにおける財産登記法制定支援 JICA長期派遣専門家 川西 一
66 [カンボジア] カンボジアの司法—民事訴訟法(送達)— JICA長期派遣専門家 内山 淳
75 [ラオス] ラオスの法曹養成制度改革 JICA長期派遣専門家 須田 大
87 [ミャンマー] ミャンマーの電力事情, 政策, 計画と電力法 電力エネルギー省電力セクターアドバイザー 高橋 正貴
92 [インドネシア] インドネシアにおける司法制度の概要(2) JICA長期派遣専門家 間明 宏充
97 [ネパール] 報道等に見るゴルカ地震からの復興状況について(ネパール) JICA長期派遣専門家 富田さと子
115 [中国] 中国行政訴訟法の改正条文等について(5) JICA長期派遣専門家 白出 博之
132 [モンゴル] モンゴル国における日本企業の法的需要について 大正法律事務所 弁護士 岡 英男

法整備支援による人の輪

145 フンベン 始審裁判所長タン・スンライ氏「日本の支援で得た知識をできる限り生かしたい」 国際協力部教官 福岡 文恵
149 ラオス最高人民裁判所官房長ブンクワン・タヴィサク氏「主体性を尊重し, 共に歩む支援を」 国際協力部教官 梅本 友美

活動報告

【会合】
153 法整備支援へのいざない 国際協力部教官 福岡 文恵・前田 澄子
165 国際民事法金沢セミナー「東南アジアがアツイ—社会の発展と日本の貢献—」 国際協力部教官 大西 宏道
【国際研修・共同研究】
170 [ベトナム] 第56回本邦研修(判例制度・争訟原則) 国際協力部教官 梅本 友美
176 [ミャンマー] 第10回本邦研修(経済関連法令) 国際協力部教官 横山 栄作
184 [韓国] 第18回日韓パートナーシップ共同研究(韓国セッション) 国際協力部教官 大西 宏道
【海外出張】
189 国連開発計画(UNDP)年次総会への出席 国際協力部副部長 伊藤 浩之
国際協力部教官 東尾 和幸
【部内研修】
193 法制度整備支援活動の対象国に係る政治, 社会, 文化等の情勢及び言語に係る研究会(インドネシア, ミャンマー及びベトナム)について 国際協力部教官 大西 宏道
【講義・講演】
195 主任国際協力専門官 松波 宏幸
【活動予定】
198 主任国際協力専門官 松波 宏幸

法整備支援関連トピックス

200 国際民事法センターの外務大臣表彰 国際民事法センター事務局長 北野 貴晶
202 国際知的財産司法シンポジウム2017 国際協力部教官 横山 栄作

専門官の眼

206 国際協力専門官 稲本 実徳

各国プロジェクトオフィスから

211 ベトナム長期派遣専門家 川西 一
カンボジア長期派遣専門家 内山 淳
ラオス長期派遣専門家 入江 克典
ミャンマー長期派遣専門家 野瀬 憲範
インドネシア長期派遣専門家 横幕 孝介

お知らせ

213 法務総合研究所国際協力部移転のお知らせ 国際協力部副部長 伊藤 浩之

編集後記

215 主任国際協力専門官 松波 宏幸

裁判官独立条項の英訳をめぐって
——法整備支援の蔭で得られた「成果」——

京都大学名誉教授

大石 眞

はじめに

私が、いわゆるインドネシア法整備支援活動との関わりを初めてもったのは、今年2月15日のことである。法学研究科に勤めているある同僚を通じて、わが法務省法務総合研究所がおこなう第4回インドネシア法整備支援本邦研修において、日本の地方自治について話をして欲しいとの希望が寄せられた。これに応じるかたちで、京都大学公共政策大学院の好意により、その特別な講義室において、同国の法務・人権省法規総局の方々などを前に話をしたことが契機になっている。

法務省を中心にアジア法整備支援事業が進められていることについては以前から知ってはいたが、それがインドネシアにも及んでいることは、正直言って、まったく知らなかった。もともとインドネシア法整備支援活動は、国際協力機構（JICA）が一昨年（2015年）12月以来進めている事業で、インドネシア共和国の最高裁判所及び法務・人権省の法規総局と同省知的財産総局を実施機関とする「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」に、法務省法務総合研究所が全面的に協力するかたちで進められている由である。私の場合、公法専攻、とくに憲法学・立法学という分野を専門としているので、私に与えられた課題は、同プロジェクト名が示す内容のうち「法的整合性向上」に関係し、幾らかの貢献をすることであろう。

その2月以来、6月上旬にジャカルタとバンドンで実施された現地セミナー・現地調査や、8月初めに行われた第5回本邦研修の一部にも参加する機会を与えられ、所要の報告を行うと同時に多くの知見も得ることができた。ここでは、そうした法整備支援活動がもっている国際協力の意義について改めて述べることは控え、その過程で経験した個人的な私にとって刺戟的な出来事をお伝えして、参考に供したいと思う。

思いがけぬ躓き

(1) 憲法英訳文

私が初めてインドネシア法整備支援活動に関わった第4回本邦研修にそなえて、日本国憲法第76条の正文とその英訳文とを対照しながら地方自治や司法権に関する憲法の英文資料を作成していた時のことで、どうしても得心がいかない部分に出くわした。ここで「その英訳文」と言ったが、衆知のように、日本国憲法の「公定訳」というものは存在しない。

もちろん、法務省の「日本法令外国語データベースシステム」に載っている日本国憲法の英訳——2009年4月1日付けの翻訳とされている——は、容易に見ることができる。た

だ、ここで問題とする箇所にはまったく違いがないことを、まずお断りしておきたい。

(2) 裁判官独立条項

さて、憲法第76条第3項は、衆知の通り、裁判官の職権行使の独立性を謳ったもので、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と定めている。その英訳文を確認すると、”All judges shall be independent in the exercise of their conscience and shall be bound only by this Constitution and the laws.”となっている。

しかし、「その良心に従ひ独立してその職権を行ひ」という部分について、”shall be independent in the exercise of their conscience”と英訳するのは、どう考えても不自然である。これを日本語に戻してみると、「独立してその良心に従う」といった意味にしかならないが、文字通り「良心の行使」において独立であるとしても、その言い回し自体、やはりおかしい。第3項の英訳文としては、正確には、”shall be independent in the exercise of their duty according to their conscience”として、下線部で補った部分を必要とするのではないか。そういう疑問が沸々と湧き上がってきた。

裁判官独立条項の成立過程

そこで、憲法史に関心をもつ者の癖癖と言ってよいが、この裁判官独立条項の成立経緯を辿ってみると、幾つかの興味ぶかい事実が浮かび上がってきた。これを現行憲法の立案過程に即してみると、以下のような展開になる。

1) マッカーサー草案の手交まで

(1) まず、日本政府は1945年(昭20)10月下旬から、憲法問題調査委員会——いわゆる松本委員会——を組織し、憲法改正案の成案づくりを秘密裡に進めていたが、翌1946年2月1日の毎日新聞によってその内容がスクープされた。これに接した連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)は、その保守性に危機感を覚え、みずから日本のための憲法改正案を作成することを決断し、民政局が「憲法制定会議」の役割を果たすことになった。その作業は2月4日から始まったが、民政局における司法権に関する小委員会が作成した当初案には、ここでの主題である裁判官独立条項は見当たらないようである¹。

(2) 次に、この司法権に関する小委員会が作成した民政局長あての報告書(1946年2月7日付け?)の草案第57条においては、特別裁判所禁止条項——「特別裁判所を設けてはならない」(No extraordinary tribunal shall be established)とする——とともに、問題となる裁判官独立条項が登場している。その原文は、”All judges shall be independent in the exercise of their conscience and shall be bound only by this Constitution and the laws enacted pursuant thereto.”というもので²、一挙に現行憲法の表現に近づいたことが注目される。

(3) 1946年2月13日に日本側に手交された総司令部案、いわゆるマッカーサー草案は、民政局の中に設けられていた幾つかのチーム——司法権小委員会のほか、天皇に関する小委員会、国会に関する小委員会、財政に関する小委員会、行政権に関する小委員会、人権に関する小委員会がある——の検討結果をまとめて総合的に再検討した成果である。

ここで取り扱う裁判官独立条項は、もちろん、その「第6章 司法」の冒頭、第68条に置かれたが、その原文は、司法権小委員会が作成した報告書の内容とまったく同じである。ただ、これについても、定評のある資料集において現行憲法風の日本語訳が充てられていること³に注意する必要がある。

2) 日本側の立案作業

(1) 今日では、いわゆる象徴天皇制・戦争の放棄・一院制議会などを採用した点において、このマッカーサー草案が日本政府関係者を驚愕させたことはよく知られているが、日本側はその案を急いで翻訳に回すとともに、これを基礎として独自の検討を加えて、いわゆる3月2日案をまとめた⁴。

これが、3月4日、日本語で書かれた同案の説明のために総司令部に持参したいわゆる「日本側携行案」である。ここで同案第83条として立案された裁判官独立条項は、司法権帰属条項から切り離されて、第1項「凡テ裁判官ハ良心ニ従ヒ厳正公平ニ其ノ職務ヲ執行スベシ」という文言になるとともに、「裁判官ハ此ノ憲法及法律ニ依ルノ外其ノ職務ノ執行ニ付他ノ干渉ヲ受クルコトナシ」という第2項も加えられていた。

(2) これに対応して、その場で急いで作成された英文では、第1項は、”Every justice shall discharge his duties strictly and fairly according to his conscience.”と、第2項は、”A justice shall not be interfered with in the discharge of his duties except in accordance with the constitution and laws”と、それぞれ英訳されている⁵。

なお、念のためここで付言しておくが、総司令部民政局のアメリカ本国政府宛の報告書『日本の政治的再編成 第2巻』(*Political Reorientation of Japan, September 1945 to September 1948, vol. II*)に収録されている「3月4日案」と題する英訳文(Appendix C:9a)は、ここで検討している3月2日の日本側携行案そのものではない。それは、憲法制定後に、総司令部の依頼を受けて外務省で作成し、日本側から提出されたもので、両者はかなり異なっている⁶。

現に、ここでの主題である裁判官独立条項も、第1項は、”All judges shall strictly and impartially execute their duty according to their conscience.”と、第2項は、”Judges shall be bound in the exercise of their duty only by this Constitution and laws”と訳されており、かなりの違いを見せている(下線部が変更箇所を示す)。

(3) さて、4日午前に持参した日本側携行案は、マッカーサー草案を下敷きにしつつ、議会を両院制に戻すなど日本政府による独自の検討結果を反映したものであった。ところが、同草案にあった「われら日本国民は」で始まる憲法前文に相当する部分をまったく欠いている。もちろん、これだけが原因ではないが、日本側携行案は、結局、民政局側の賛同するところとならず、反って、夕方に「今晚中に確定案を作ることになった」ことを告げられる羽目に陥ってしまった。

これから翌5日にかけて有名な徹宵交渉が続けられ、その検討結果は相次いで首相官邸に届けられた。その結果、政府は総司令部側の対案に服従するしかないと判断し、5日午後から夜半にかけて確定案を得たが、その翌日には全95項からなる要綱形式の3月6日

案も確定した。これが「憲法改正草案要綱」として国民一般に公表されることになる⁷。

これに接した国民が2月1日のスクープ案とのあまりに大きな違いに驚いたことは想像に難くないが、このように3月6日案に至るまでに「ダークチェインジ」(暗転)があった事実は、皮肉なことに、先に示した総司令部民政局による『日本の政治的再編成』と題する報告書によって明らかにされたのである。

3) 徹宵交渉後の経緯

(1) さて、徹宵交渉を経た3月5日案の段階では、裁判官独立条項は、特別裁判所禁止条項とともに、第72条の司法権帰属条項に戻された(第2項・第3項)。その文言は、「凡テ裁判官ハ其ノ良心ニ従ヒ独立シテ其ノ職権ヲ行ヒ此ノ憲法及法律ニ依ルノ外其ノ職務ノ執行ニ付他ノ干渉ヲ受クルコトナシ」となっていて、3月4日の日本側携行案の第1項と第2項を合体して1つの項にまとめるとともに、字句も微妙に修正されている(下線部参照)。

これを基に、さらに3月6日案が作成されたが、内閣の憲法改正草案要綱とするために、「要綱」形式の書きぶりに改められるとともに少し字句修正も施された結果、「裁判官ハ凡テ其ノ良心ニ従ヒ独立シテ其ノ職権ヲ行ヒ此ノ憲法及法律ニ依ルノ外其ノ職務ノ執行ニ付他ノ干渉ヲ受クルコトナキコト」(第72項。下線部が変更部分)という表現になっている。

(2) それでは、この3月6日案の英訳とされるものはどうなっているだろうか。それは、かつて民政局『日本の政治的再編成』に掲載され(Appendix C:9b)、今では国立国会図書館のウェブサイトの中にある電子展示会「日本国憲法の誕生」でも見ることができるが、その裁判官独立条項は以下のように定めている(第83条)。

“All judges shall be independent in the exercise of their conscience and shall be bound only by this Constitution and the laws enacted pursuant thereto.”

一見して判るように、これは要綱第72項をそのまま英訳したものではなく、とくにその後段は、「此ノ憲法及法律ニ依ルノ外其ノ職務ノ執行ニ付他ノ干渉ヲ受クルコトナキコト」という文言をまったく反映していない。それは、むしろ、先に見た司法権小委員会が民政局長あてに作成した報告書の裁判官独立条項——したがって、マッカーサー草案のそれ——とまったく同じである。要するに、その段階までフィルムは巻き戻されたわけで、日本側の検討結果はご破算になったことになる。

4) 現行憲法へ

(1) この憲法改正草案要綱が公表された後も、日本側は問題点の検討を続けるとともに平仮名口語体にする作業も並行させ、4月に入ってから3回ほど総司令部側との交渉をおこなった。その結果、4月13日にはほぼ完成に近い憲法改正草案が作成されたが⁸、裁判官独立条項についても、その間の日本側の検討によって、前段は「すべての裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ」とされ、後段は「此ノ憲法及法律ニ依ルノ外其ノ職務ノ執行ニ付他ノ干渉ヲ受クルコトナキコト」に代えて、「この憲法及び法律にのみ拘束される」と修正された(第72条3項)。

その修正について、当時の法制局担当者は、「この語句は結局、〈3月2日案〉の83条2

項がそのまま残ったものであった……。ここで、それを英文の方に合わせたことになる。この英文はマ草案のそれと同じである。」⁹と述べている。

(2) その後、憲法改正草案が公表され（4月17日）、「帝国憲法改正案」として衆議院に提出された（6月20日）。そして衆議院の審議・修正を受けた後、貴族院の審議を経て、現行の日本国憲法として成立したが、その間に問題の裁判官独立条項にほとんど修正はなく（冒頭の「裁判官はすべて」のみ）、現行憲法第76条となった。

(3) なお、そのように振り返ってみると、先に触れた民政局『日本の政治的再編成』の附録として掲げられた第3次憲法草案（4月17日）、第4次憲法草案（6月20）及び衆議院修正案（8月24日）のいずれにおいても、“All judges shall be independent in the exercise of their conscience and shall be bound only by this Constitution and the laws enacted pursuant thereto.”となっていて、すでに削られたはずの末尾の文言（下線部）が残されている。これは、単純に印刷に回された素材の誤りに過ぎないのかも知れない。が、気になるところではある¹⁰。

おわりに

以上、日本国憲法の裁判官独立条項の英訳の怪をめぐる旅に出てはみたものの、結局のところ、当初の疑問、つまり第76条「第3項の英訳文としては、正確には、”shall be independent in the exercise of their duty according to their conscience”として、下線部で補った部分を必要とするのではないか」という疑問を解消するには至らなかった。もちろん、私の英語読解力に起因する仮象問題にすぎない可能性も大いにある。

いずれにしても、この疑問は、実は、最初に述べた今年2月に実施された第4回インドネシア法整備支援本邦研修における京都大学での講義の準備のために資料づくりをしていた最中で生じたものである。ただ、その疑問と謎解きは、法整備支援本邦研修の狙いと「国法と条例の関係」を主要テーマとする当日の講義の趣旨から遠く離れるものであった。そのため、聴衆であるインドネシア共和国法務・人権省の方々などに対しては、講義中に、「今日の各種資料を作成するに当たっては、実は、個人的に得るものがあつた」とだけ申し上げたような気がする。

本稿が「巻頭言」というには甚だ相応しくない内容になってしまったことについては、ただお詫びするほかない。ただ、このたび本誌への寄稿を依頼されたことによって、個人的な「成果」の中身と背景を明らかにできたことは、私にとって望外の仕合わせである。ここに、法務省法務総合研究所国際協力部や国際協力機構の方々をはじめ、いろいろとお世話になった関係各位に改めて深く感謝する次第である。

¹ 犬丸秀雄監修『日本国憲法制定の経緯——連合司命部の憲法文書による』（第一法規、1988年）104～105頁は、その草案の第57条（1946年2月4日付け）を示している。そこには、「特別裁判所は、これを設置することができない。すべての裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。」という現行憲法風の邦訳がある。これに相当する英文は、しかし、これと対比するかたちで写真版で掲載されている原文草案には見当たらないようである。

² 高柳賢三ほか編『日本国憲法制定の過程 I』（有斐閣、1972年）191～192頁参照。もっとも、その資

料の翻訳者は、「すべて裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行ない、この憲法およびこの憲法に従って制定された法律にのみ拘束される」として、「良心の行使において独立である」とすべきところを現行憲法風に意識している。

³ 高柳賢三ほか編『日本国憲法制定の過程 I』292～293頁参照。

⁴ 3月2日案の内容は、佐藤達夫＝佐藤 功補訂『日本国憲法成立史 第3巻』（有斐閣、1994年）93頁以下に収められている。

⁵ その点に関する詳細については、笹川隆太郎＝布田 勉「憲法改正草案要綱の成立の経緯(1)——日本側携行案の英訳文を中心とする再検討」石巻専修大学経営学研究3巻1号（1991年）29頁以下を参照。本稿のテーマである裁判官独立条項は、同論文87頁に掲載されている。

⁶ 笹川＝布田・前掲論文62～63頁、66頁参照。

⁷ この3月5日案と3月6日「憲法改正草案要綱」の内容は、前掲の佐藤達夫＝佐藤 功補訂『日本国憲法成立史 第3巻』163頁以下、188頁以下に収められている。

⁸ この4月13日の憲法改正草案は、前掲の佐藤達夫＝佐藤 功補訂『日本国憲法成立史 第3巻』336頁以下に収められている。

⁹ 佐藤達夫＝佐藤 功補訂『日本国憲法成立史 第3巻』330～331頁。

¹⁰ 因みに、よく利用されているポータルサイト“Web Japan”に載っている日本国憲法の外国語版について触れると、英語版第76条3項では“this Constitutuion”にミスがあり、フランス語版第76条では第3項が第2項に合体している——これでは第2項1文と誤解される——というミスが見られ、また、スペイン語版第76条3項でも末尾の複数形の法律（the laws, les lois）が単数形（la ley）で表示されている。

西アフリカ・コートジボワール共和国における法整備支援と 司法アドバイザーの活動について

弁護士（元 J I C A 長期派遣専門家）

原 若 葉

原若葉（はら わかば）

弁護士（第一東京弁護士会所属・42 期）。慶應義塾大学法学部法律学科卒業，米国コロンビア大ロースクール修了（LL.M）。渉外法律事務所において国際取引や知財案件を中心とした実務に携わった後，任期付公務員として外務省条約局国際協定課・同経済局知的財産室などに勤務。国際協力機構（JICA）非常勤客員専門員，日本司法支援センター（法テラス）本部第一事業部長を経て，2014 年 12 月より 2017 年 3 月までコートジボワール共和国の法整備支援に携わる。

1 はじめに

当職は，2014 年 12 月より国際協力機構（JICA）の個別専門家（司法アドバイザー）として，コートジボワール共和国司法省に派遣され，約 2 年 4 か月の勤務を終えて 2017 年 4 月に帰国した。以下，この間の活動と成果の概要についてご紹介したい。



2 アフリカに向けた法整備支援と派遣の経緯

これまでに我が国が行ってきた法整備支援は，おおむねアジア諸国を対象としてきている¹。他方，2013 年に開催された第 5 回アフリカ開発会議（TICAD）において「平和と安

¹ アフリカに対する司法分野の支援は，これまで全く行われてこなかったものではない。司法分野をテーマとする JICA 課題別本邦研修におけるアフリカ諸国からの研修員の受入れに加え，まずケニアにおいて，国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）の協力を得，非行少年処遇制度研修を実施し，2009 年 10 月～2013 年 10 月までは「少年保護関連職員能力向上プロジェクト」が実施されていた。また 2010 年頃コンゴ民主共和国においてベルギーの NGO を実施機関として司法分野のプロジェクトが実施されている。そして 2013 年度から 2014 年度には本邦にて，また 2015 年度から 2017 年度まではコートジボワールにて，5 年間の協力として「仏語圏アフリカ刑事司法研修」を実施している（本文「4 刑事司法分野の人材育成に関する活動」に詳述。）。

定」が新たに我が国の対アフリカ支援の一主軸とされ、この文脈で、アフリカにおける司法分野の本格的な対応が現実味を帯びた。このときアフリカの重点地域としては5つの国や地域が選ばれ、その中にはかつて「イヴォワール（象牙）の奇跡」と云われる経済成長を経験しながら2011年末頃まで約10年間も内戦などの国内危機状態にあったコートジボワール共和国が含まれていた。同国に対しては、中断していた支援再開の契機とするべく、農業、水産、民間セクター開発など主要分野について「アドバイザー」と称する専門家の派遣が始まっていたが、いわゆるガバナンス分野に関しても、警察などセキュリティ関連項目の底上げとともに、刑事司法における人材育成と司法アクセス改善についてのニーズが認められるとのことで、現地でこれらを支援する活動を行う「司法アドバイザー」の派遣が決まった。2013年8月の事前調査ではとくに司法アクセス改善に関し「コールセンター」の設置がコートジボワール側から要請されているとのことだった。

当職は、主に海外畑の仕事に関してきた弁護士であるが、当時、国際協力機構（JICA）の客員専門員（非常勤）の身分を有しつつ、日本司法支援センター（法テラス）本部第一事業部長として、日本国内の司法アクセス改善に向けた施策のうち、市民のための法律情報提供や民事法律扶助、東日本大震災の被災者支援などを所轄し、コールセンターの担当部長でもあった。このような事情を背景に「司法アドバイザー」として2年間の予定でコートジボワールに滞在し活動を行った。従前、司法分野の長期専門家がアジア以外の地域に派遣されたことはなく、勿論アフリカでは初めての例だった。

3 司法アドバイザーのミッションと活動のかたち

「司法アドバイザー」は、ある具体的な技術協力プロジェクトの遂行のために派遣される専門家（技術協力プロジェクト専門家）ではなく、個別案件専門家（個別専門家）といわれるもので、派遣に際しては、上述のような支援目的と現地ニーズから（1）刑事司法分野の人材育成（2）司法アクセス改善、という2つの課題と当座の活動項目が指定されていた。活動を進めるにあたっては、これらの2つの課題の実現に資するよう、現地の諸状況を確認したうえで業務計画をたて、与えられた予算の範囲内でこれを具体化し実行してゆく。

コートジボワール司法省からは、JICA 専門家に対して司法省大臣官房の技術顧問（*Conseiller Technique*）²という身分が与えられ、官房の建物の一角に確保されたスペースに執務室を整えて常駐した。司法省での業務はフランス語で行う必要があるため、英語で意思疎通可能な現地女性アシスタント1名を採用し、業務は基本的に専門家とアシスタントの2人で対応した。

² ドナーの派遣による外国人専門家で官房内の身分を有していたのは当職のみである。司法省官房では5名程度の技術顧問が官房長の下で執行会議を構成していたが、当職の扱いは若干特殊で、例えばこの会議の構成員ではなかった。外国人専門家としては、EUが2011年より2015年9月まで司法省支援プログラム（PARMSJP）の専門家としてフランス人司法官1名を派遣していた。また、2016年4月より仏が国立司法研修所（INFJ）に専門家1名を派遣している。なお当職在任中の期間における主要ドナーとしては、仏、米、EU、ONU、世銀、UNICEF、赤十字、UNDP、UNHCR、UNODCが挙げられる。

4 刑事司法分野の人材育成に関する活動

(1) 仏語圏アフリカ刑事司法研修

「司法アドバイザー」による刑事司法分野の活動は、具体的には「仏語圏アフリカ刑事司法研修」の成果普及とネットワーク構築、そして現地化の側面支援であった。すなわち、上述の TICADV の宣言をうけ、既に 2013 年度より、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）を実施機関とする「仏語圏アフリカ刑事司法研修」が始まっていた。研修参加国は、ブルキナファソ、チャド、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、コンゴ民主共和国、そしてコートジボワールの計 8 か国であるが、これらはイスラム系武装組織によるテロ犯罪対策や組織犯罪対策を喫緊の課題とするサヘル地域諸国と周辺の紛争経験国のいずれかであって、刑事司法分野における世界の重点地域のひとつといえる。

(2) 研修の現地化とコートジボワール開催の実現

研修は、当初 2 回（2013 年度、2014 年度）を日本で実施した後、2015 年度からアフリカ開催を視野に入れており、コートジボワールが開催国の最有力候補とされていた。まずは 2015 年度からのコートジボワール開催を成功させるべく、第 2 回研修には参加者の人選から関与し、彼らを日本に送り込む前から帰国報告会を計画した。この報告会は同年 5 月に市内のホテルで開催され、翌年地元開催となる研修の予行演習兼対外的デモンストレーションとなり、後日の実行委員会の原型もこのときに形成された。2016 年 2 月にアビジャンで実施された第 3 回研修では、司法アドバイザーによる企画として、2 週間の本研修の後にコートジボワールの司法関係者を全国から集めた 3 日間の特別セッションを実施した。



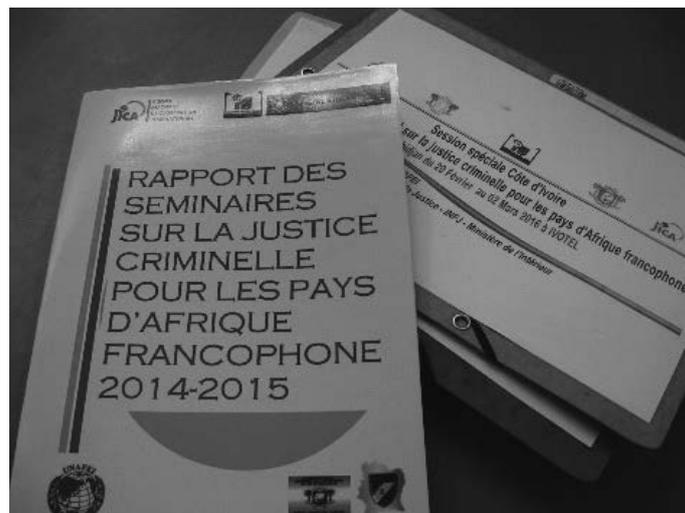
第 3 回研修の実行委員会メンバー

(3) 研修の成果普及支援

上述の報告会や特別セッションの参加者には、司法省民刑事局長の協力と采配によって全国 9 か所の裁判管轄の全てから、刑事司法手続を担う裁判官・予審判事・検察官の 3 職種の司法官がまんべんなく招集された。セミナーの評価はいずれも良好で、この参加を機に翌年日本で別途実施される課題別研修に応募し現に来日した者もいる。

しかしながら、これらに参加できる者は一部であるし、彼らによる同僚への情報共有には限界がある。そこで、元研修員のアイデアを採用し、UNAFEI の発行する研修の報告資料を参考に、報告会の成果物や本研修の資料を約 200 頁の冊子にまとめ、国内の司法官・司法警察官全体に行き渡る部数を発行した。いったん形になると、冊子はきわめて好評で、成果普及の実例として他国からの研修参加者に提供されたほか、2016 年 8 月にケニアで開催された第 6 回アフリカ開発会議（TICAD VI）のサイドイベントでも展示された。

さらに上記のハードコピーに加え、デジタル版がその後コートジボワール国立司法図書館（Centre National de Documentation Juridique（CNDJ））のウェブサイト³で公開され、ダウンロード可能となっている。これは、国連開発計画（UNDP）が 2015 年に実施した同図書館に対するデジタルアーカイブ構築プロジェクト⁴において、「仏語圏アフリカ刑事司法研修」の関連資料のデジタル化が最初のパイロット案件とされていたことによる。第 4 回研修については、研修資料自体について権利処理を行い、ウェブを通じたアクセスが可能となるよう手筈が整えられている。



第 1 回・第 2 回研修の報告資料集（左）

（4）情報アーカイブとネットワーク構築の可能性

同研修も 4 回を数え、地域において資料価値のある情報が集積されてきている。これを活かすべく、上述の CNDJ のデジタルアーカイブなどを利用した仏語版刑事司法関連コンテンツの充実が期待される。年々研修参加者の人脈も深まる中、コートジボワールの元研修員は相互の連絡もよく、国内でも良質な若手中堅司法官のチームが形成されている。彼らを中心とした地域ネットワークを育てることも可能であろうし、これらを通じ、コートジボワールを地域の司法人材育成や関連情報の中心とする可能性も十分にあ

³ <http://www.cndj.ci/cndj/>

⁴ UNDP と司法省間のプロジェクトであるが、UNDP 日本人国際職員の尽力により、JICA と UNAFEI を媒介として実現した。すなわち UNAFEI の実施する研修をパイロット案件と構成することで UNDP 本部からの財政支援が得られたもので、背景には JICA 本部・UNDP 本部間の協力関係による後押しもあった。

ると考える。

5 司法アクセス改善に関する活動

(1) 司法省におけるコールセンター設置計画

上述のとおり、司法アクセス改善支援については、当初からコールセンター設置の要請が伝えられていた。ただ、赴任時の活動項目には「コールセンター」の文字はなく、その必要性・有用性の確認から業務を開始した。2015 年前半から数か月かけて関係者とのインタビューを重ねた結果、司法アドバイザーによるコールセンター設置支援に反対する声はなく、むしろきわめて有用と歓迎する意見が目立った。近年アフリカでは、携帯電話の爆発的な普及によって地方の農村に至るまで誰もが電話を利用できるようになっており、情報伝達ツールとしての有効性が高い。一般に司法アクセスの障害には、地理的・物理的障害、経済的障害、心理的障害の3つが指摘されるが、コートジボワールにおいて電話はそのすべてを軽減すると判断できた。とくに裁判所から遠距離に住んでいる方や身体障害のある方に、通話料の負担のみでセミ・パーソナルな情報提供が可能になる意義は大きい。

上記のような点につき省内のコンセンサスを確認して、司法アクセス改善の目的で市民に法律情報を提供するコールセンター⁵をゼロの段階から計画した。かかるコールセンターの立上げには、通常、①提供する法律情報、②情報提供を行うチーム（オペレーターとスーパーバイザーを含む）と業務フロー、③機材と情報処理インフラ、の3つが必要であるが、結論からいえば、これら全ての準備をなんとか整え、2016年12月5日にコールセンターは開業し、市民からの問い合わせに応じて法律情報を提供している。

(2) コートジボワールにおける司法アクセスの現状

コールセンターに関する関係者の意見には、少数であるが、受け皿の不十分さを指摘して限定的な展開を奨励するものもあった。市民の司法アクセスのインフラは、じっさい甚だ不十分なものである。まずは、弁護士の少なさ（日本の約5分の1の人口を抱えながら弁護士は1000人に満たない）と極端な偏在（ほぼ全員が実質的首都のアビジャンに集中）が目立つ。後者は国内危機の間に法律関係者の多くが避難したことがその一因であるが、いずれにしても弁護士は総じて困窮者への支援には無関心といわれ、弱者の権利保護に向けた法律分野の活動はNGOに所属する法律家が担っている。

経済的な困窮者を対象とする法律扶助（Assistance judiciaire）の制度については、民事訴訟法⁶に規定されながら、予算確保もなく数年前まで殆ど利用されて来なかった。これについては、米国の啓蒙活動などの結果、年間100件程度であるが運用に至り、2016

⁵ 情報収集の過程で、司法省内では「コールセンター」といえば人権局による人権保護ダイヤルの設置要望でもあったことが判明し、2016年1月の内閣改造による大臣交代と人権局の分離まではこの調整が課題だった。

⁶ コートジボワール共和国民事訴訟法（Code de Procédure Civile）第27条以下。

年中にデクレ（政令）⁷の発布により国内の5管轄での扶助認定が可能となり予算も上乘せされた。しかし、この対応は司法省がEUによる資金援助の一条件を確保する為にとった緊急対策であって、本格的な改善には司法アクセス法⁸の可決と相当額の国家予算の確保をまつ必要があるし、旅費が支給されない、手続が複雑すぎるなどの要改善点も多く、実用に応える制度を整えることは容易ではないと推測される。

司法アクセス関連でもうひとつ言及するべきものに「パラージュ（PALAJ）⁹」と称する取組みがある。これは、国内危機収束後にUNDP、ONUCI（国連コートジボワールミッション）、UNICEFなど国連系機関のイニシアチブとEUの支援によって、相談ニーズの高い国内西部を中心とした6か所の拠点で開始された司法アクセス改善プロジェクトであって、無料法律相談を中心に、情報提供と啓蒙、一定の場合の法律扶助などまで行う総合的なものである。女性法律家協会を中心とする国内NGOを実施機関として運営され、成功を収めており、2015年度からは仏とUNICEFの支援（期間は2年間）をうけて国内9か所で展開されている。各地の無料法律相談拠点の存続を誰もが願い、仏をはじめとするドナー側は、司法省による承継を期待しているが、その実現には予算確保のほか、専ら国内NGOにより培われた運営実体を司法省傘下に移行できるかという論点のクリアが必要であり、難航が予想される。（この例に学び、コールセンターの準備・運営に関して国内NGOの経験を必要とする場面では、司法省とNGO間の関係調整にとりわけ注意を払った。）

現在、コートジボワール司法省は、司法アクセス法（案）¹⁰を閣議に上程している。これはEUの専門家の手がけた草案を省内で加筆修正して完成されたもので、中央集中型だった法律扶助の運用を各裁判管轄におろして効率化が図られているほか、司法アクセス支援を行う機関の本部と地方の拠点において法的な情報提供やオリエンテーション活動を行うことなどが定められている。コールセンターの設置にあたっては、将来的にこれが司法アクセス法の規定する司法支援機関本部（Bureau National d'Assistance juridique et judiciaire）の一機能として組み込まれるよう意識して計画をすすめた。

（3）司法省コールセンターによる情報提供サービスの概要

司法省のコールセンターは、法律や裁判所の手続などに関する一般市民の困りごとに関して質問を受け付ける問い合わせダイヤルであり、位置づけとしては「法律情報提供サービス」として設計されている。（つまり電話による法律相談ではない。）オペレーターにはあえて法律のバックグラウンドのない者が選ばれているが、後述のようにQ&Aが整えられており、また情報提供を確実にを行うため、法学修士号を有し裁判所の書記官経験のある司法省民刑事局の職員がスーパーバイザーとして彼らをサポートしている。

⁷ 2016年10月12日付政令第781号（Décret N° 2016-781 du 12 Octobre 2016）。

⁸ 脚注10参照。

⁹ 正式名は「コートジボワール国における法及び司法へのアクセス改善支援プロジェクト（Le Projet d'Appui à l'Amélioration de l'Accès aux Droits et à la Justice en Côte d'Ivoire）」であるが、パラージュ（PALAJ）の通称で知られる。

¹⁰ 正式名は「司法支援と法律扶助に関する法律（Loi relatif à l'assistance juridique et judiciaire）」。

市民からの問い合わせに対してコールセンターで提供する情報は、第一に、法律問題や手続の平易な解説、第二に、次に行くべき窓口である。前者については、予めよくある質問分野を想定した Q&A を用意し、この Q&A の範囲内で回答を行う。後者については、関係機関リストが作成されており、例えば所轄の第一審裁判所の書記官室の電話番号を教える。電話の対応の仕方についてはマニュアルを作成し、コールセンターの開業を前に、オペレーターやスーパーバイザー、現場責任者に対して研修が行われている。

「小さく生んで大きく育てる」ことを念頭に、オペレーターは最小規模の2名（交代要員を含めると4名）とし、営業時間は官公庁の窓口の時間にあわせて午前8時から午後4時とした。いずれも受電状況に応じて拡大を視野に入れており、例えばオペレーター4名までは容易に追加可能な機材が提供されている。

Q&A の作成にあたっては、コートジボワールにおけるよくある質問を確実に反映するものとなるよう、後述のように頻出分野を確認したうえで市民との相談経験の豊富な女性法律家協会などの NGO に素案の作成を依頼し、これを司法省の Q&A 作成委員会が推敲して完成させた。Q&A 作成委員会の会合にはオペレーター予定者も同席して理解も説明もできる内容であることを確認しながら作業した。（さらに事前研修では NGO のベテラン実務家チームによる集中講義とロールプレイによる実践練習を行った。）Q&A の補充と調整は開業直前まで続き、最終的には約700問に及ぶ以下のような構成のものとなった。

裁判などの手続：134問（民事29，商事12，行政19，労働16，仲裁18，刑事40）

司法関係機関とその機能（裁判所や書記官，弁護士の役割など）：79問

法律扶助：21問

主要実体法：423問（家族180，民法一般23，商事49，労働41，土地69，刑事61）

その他：42問

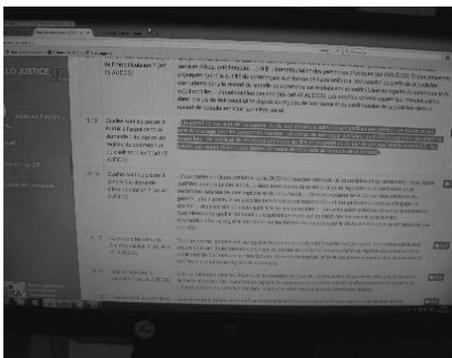
これらの Q&A は、コールセンターのシステムに内蔵され、パソコンの画面からキーワード検索が可能である。紙媒体にするとバインダー約1冊分で、コートジボワールの法制度の仕組みとよくある法律問題が網羅されている。オペレーターは電話対応の終了後、これもパソコン画面上の登録フォームに、問い合わせ内容や提供した情報の概要を記録してゆく。個々の Q&A や関係機関にはナンバリングが施してあり、分野ごとの分析や、地域、性別などの属性に応じたデータの抽出なども可能である。ちなみに、2017年3月までの統計によれば、最も問い合わせが多い分野は、家族法と身分法（市民権を含む）であった（48件）。民事系では、これに権利義務関係（24件）、労働法（16件）、土地法（9件）が続く。他方、刑事法や刑事手続の照会もかなりみられ（24件）、市民社会の安定感が完全に国内危機以前の状態に戻るには、あと一步の前進が必要な社会状況にあることが伺えた。

コールセンターの利用は、開業直後に1日25件を記録した後、数件以下の日が続き、2017年3月の段階では、利用促進が最大の課題であった。これは予算の関係で司法省が開業後に一度もコールセンターのマス広告を打てなかったことの影響が大きい。このた

め 12 月の開業から 3 月中旬までの受電数は合計で 200 件弱であったが、2017 年 4 月下旬にテレビ番組で紹介され、その翌週の 5 日間で 182 件、その後の 1 か月でさらに 378 件の情報提供が行われたとのことであり、今後の伸びに期待している。



司法省コールセンターにて
(第 4 回刑事司法研修関係者の来訪時)



Q&A のキーワード検索



オペレーターの手元の様子

(4) 司法アクセス改善にかかる日本の経験の共有

このような「情報提供サービス」としてのコールセンターの位置づけや運営の仕方は、日本の法テラスによる情報提供業務の内容をモデルにしている。よくある質問について Q&A を用意し、オペレーターがパソコンで Q&A を検索しながら回答し、問合せの内容をパソコンに記録して統計化することなども法テラスと同じである。後述のように電話だけでなく様々な方法で情報提供を行う点も日本の例が参考となった。他方、コートジボワールの司法省のコールセンターであるから、提供されるのはコートジボワールの法制度や手続についての情報であるし、例えば、現地におけるよくある質問を確実にフォローしていなければならない。これについていえば、計画段階において、法テラスの統計や質問リストにみられる「よくある質問」の項目を仏訳して提供し、相談経験豊富な現地の関係者にコートジボワールにおける頻出分野を洗い出してもらった。その結果、日本と同様に家族法や労働分野のニーズは高いが、借金に関する質問は殆どみられないことや、土地に関する項目が国内西部を中心に深刻な社会問題であること、小規模の個人事業を営む人が多く商事関係の基礎的な質問も多いことなどが判明した。上述した

Q&A の素案は、こうして抽出された主要分野を軸に作成されている。個々の Q&A 自体は、全問を通じ今回のコールセンターのために現地の法律家が書下ろしで起案しているが、計画段階では、参考として法テラスの Q&A から「浮気」と「解雇」についての問を選んで仏訳し司法省に提供した。

なお、これらの作業を通じ、司法制度改革で策定された総合法律支援構想は、それなりによくできたモデルであるとの印象をもった。法テラスが行う業務は、司法アクセス改善に必要な項目を概ね網羅し、総合法律支援法¹¹は法テラスがそれらの業務を行うことや国の責務を明確に規定している。具体的な施策も、欧米先進国の先例を参考にしながら検討されたものが多い。この制度設計に至る経緯と実務運営の悩みを事実として共有したとき、先方司法省にも欧米ドナーにも理解が得やすく、多くの場合有益であったことを付言しておきたい。

(5) 法律情報提供サービスの展開

上述のとおり、コールセンターで提供する法律情報のコンテンツは、Q&A と関係機関リストの形で用意したが、これらのコンテンツは、電話だけでなくウェブサイトや紙媒体など複数の媒体で提供することを当初から計画していた。情報提供のチャンネルにはいずれも長所と短所があり、コールセンターも例外ではない。また上述のコールセンターの3要素の維持（すなわち、法律情報のアップデート、持続的な労務管理及び IT インフラ確保）が容易でないことは日本で経験済みであり、折角の法律情報を提供できなくなるリスクを減殺したかった。

そこでまず、Q&A はウェブサイトでも公開することとした。これには司法省関係者も異論はなく、開業時点からコールセンターの広報用資料や待受けメッセージではこのことを前提に司法省のウェブサイトのアドレスに言及している。

次に、法テラスの情報提供用リーフレットをモデルに、Q&A をベースとした三つ折りパンフレットを8つのテーマで作成した。具体的には、実体法に関して①家族法、②土地法、③労働法、④商事法の4点、手続関係について⑤裁判所の手続、⑥法律扶助、⑦犯罪被害者のための手続、の3点、そして⑧コールセンターの利用と司法アクセス、である。パンフレットならではの工夫も加えられており、例えば⑥法律扶助は、後述するユプゴン住民との会合時のエピソード（制度の存在を誰も知らなかった）から書き起こし、これ一冊で扶助手続の申請書も兼ねる内容となっている。掲載する法律情報は、司法省民刑事局が改めて推敲し、局長自らマンガの吹き出しにまで手を入れた。外見は視覚的にコートジボワール人好みとなるよう、現地の作家によるデザインとイラストを施している。今後の司法省による持続的な活用を念頭に、表紙にはあえて JICA のマークを出していないが、持続可能な開発目標（SDGs）第16.3項の「すべての人々への司法への平等なアクセスの提供」を意識したキャッチフレーズについては、どのパンフレットにも掲載した。

¹¹ 平成16年6月2日法律第74号。



法律情報提供パンフレット

当職の理解では、コールセンターの支援に関して最も意義深いのは、ハコモノの設置ではなく、司法省といういわゆる官の側に市民向けの法律情報コンテンツが1セット用意されたことである。Q&Aもパンフレット類も、今後は彼らが自主的に改訂版をつくり活用してゆけるよう、全てのデータを司法省に引渡し済みである。さらなる展開の可能性としては、このコンテンツなどを利用して第三国での司法アクセス改善支援を行うことや、その際にコートジボワールによる南南協力が実現することも、期待したいところである。

(6) コールセンターに対する市民の反応

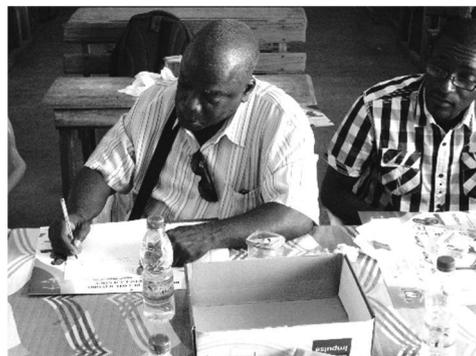
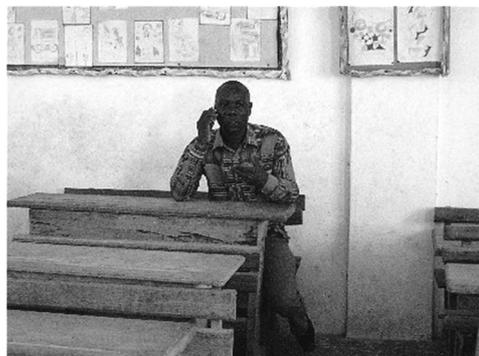
ここで、市民の反応をご紹介しておきたい。コールセンターの計画段階だった2015年10月下旬、JICAコートジボワール事務所のご協力により、アビジャン郊外ユプゴン地区で実施中の平和構築分野のプロジェクト¹²の住民委員会メンバーを対象に、質疑応答形式によるニーズ調査を行った。その結果、会合に参加した10数名のほぼ全員が、家族や労働関係、賃貸借、土地問題など何らかの日常の法律問題を抱えており、それでいて当該問題を法律家に相談する手立てのある者は誰もいないことが分かった。質疑の後半、司法省ではかかる状況に対処するべく情報提供のためのコールセンター設置を計画していると伝えると、全員が趣旨に賛同し、コールセンターが開設されたら必ず利用すると答えた。

そこでコールセンターの運営開始後の2017年3月中旬に、再びユプゴンを訪問し、同じ住民委員会メンバー達にコールセンターの開設を報告した。彼らの問題状況には殆ど変化がないとみられ、そのうち3人は今すぐにでも電話をかけたいと申し述べた。そこで、その場でコールセンターに電話を入れてもらい、感想を聴取したところ、いずれも問題の解決に向けて一歩前進するための具体的な情報を何か得た様子で、こちらの想像以上に満足度は高く、コールセンターを称賛するコメントを残した。その日は全員が口コミによる広報を約束し、電話番号を印刷したカードの束を持ち帰った。

以上はあくまで一例であるが、コールセンターの行う情報提供によって、一般市民の

¹² 大アビジャン圏社会統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト（通称COSAY）。対象地域のアボゴ・ユプゴン地区は内戦時に大きな影響を受けた。

司法へのアクセスが一步改善し、あるべき手続に則って困りごとが解決されたり、それが平和な社会の再構築に資する場合もあり得ると一応確認することができた。(ユプゴンで電話をかけた者のうちの一人は、内戦時に生じた事件にまつわる問題を抱えていた。)



ユプゴン住民とのフォローアップ会合

6 おわりに

2年4か月の活動を通じ、我が国の経験共有をベースとする日本の法整備支援は、アフリカでも十分受け容れられるし、日本ならではの存在感のある活動も可能だと感じた。司法アクセス改善支援については、持続可能な開発目標（SDGs）の第16.3項において「すべての人々への司法へのアクセスの提供」が謳われ、実施中の活動を後押しされた格好となった。十数年後のコートジボワールにおける同項目の実現状況を楽しみに待ちたいところである。

最後に、活動期間中にお世話になったご関係の皆様へ、改めて御礼を申し上げます。十分に書き尽くせていない点は多くありますが、拙稿が幾らかでもご参考になれば幸いです。なお、主観を含む記述はいずれも個人的な見解であることを申し添えます。

ミャンマー法整備支援プロジェクトの現地専門家として ～政策文書の作成による意思決定システムの改善について～

JICA国際協力専門員／弁護士（元JICA長期専門家）

小松 健太

1. はじめに

私は、2014年1月から2017年5月まで約3年半の間、ミャンマーの首都ネピドーにミャンマー法整備支援プロジェクトの最初の専門家として赴任していた¹。当プロジェクトは、ミャンマーの連邦法務長官府（Union Attorney General's Office）（以下「UAGO」という。）及び連邦最高裁判所（Supreme Court of the Union）（以下「SCU」という。）との間で法案の起草及び審査能力の向上、裁判官及び検察官の研修制度の改善を図るものである。私は、主に前者の立法過程に関する活動を中心に行ってきた²。その活動内容は多岐にわたるが、本稿では、政策文書の作成に関する協力について、その意義、問題点、今後の課題などについて述べていきたい³。

本論に入る前に、まず、本稿でいう政策文書とは何かを明らかにしておきたい。新しい立法や制度などを導入するに当たっては、社会的・経済的背景、必要性、解説などを文書にまとめるという作業が行われることが多い⁴。このような文書を本稿では政策文書と呼ぶことにするが、政策文書の作成は、後述するように政策に関する意思決定の効率化を促し、透明性を高め、政策を検証可能なものにするために必要なものの一つと言える。2015年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）のターゲット16.6は、「あらゆるレベルにおいて有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。」⁵ことを提唱しているが、政策文書の作成は、まさにこのターゲット16.6を達成するための必要条件といえる。

2. プロジェクトにおける政策文書の導入

(1) 政策文書導入の必要性とその意義

それでは、当プロジェクトの活動として政策文書の導入のためにどのような活動が行われたのかを振り返る。まず、法案の審査をするUAGOには、各省庁から法案審査のために法案が送られてくるが、法案以外に提出されるのは、カバーレターのみで法案の背景、必要性、解説などを記載した書面などは送られてこない。したがって、UAGOの職員は、これらの知識抜きで法案の審査を強いられることになり、これでは効果的な審査が期待でき

¹ 現地における法律の専門家として、國井弘樹検事（2014年5月着任2016年5月離任）、野瀬憲範検事（2016年12月着任）と共に活動を行った。

² ミャンマーの立法過程や課題については、拙稿「ミャンマーの立法過程」ICD News 第67号（2016年6月）

³ 本稿の意見に関する部分は著者の意見であり、所属する組織の意見ではない。

⁴ 例えば、日本の例であれば法務省民事局参事官室「会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明」（2011年12月）<http://www.moj.go.jp/content/000082648.pdf>

⁵ 持続可能な開発のための2030アジェンダ（仮訳）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000101402.pdf>

ない。他方、そもそも起草官庁においてこのような書面を作成することがないことが判明した。つまり、政策立案官庁でも政策文書を作成するような作業が行われていないのである。

仮にこのような政策文書があれば、同じ省庁に属する上司や同僚への説明資料にもなり、組織内での意思決定を容易にすることができると思われる。一旦、承認されれば意思決定の蒸し返しを防止できる。また、他の省庁に対する説明資料として用いられ、各省庁間の調整を促進することが期待できる。UAGOにおける審査期間の短縮も期待できる。結果的に、新規立法や新しい制度の導入を効率的に進めることができよう。

また、このような政策文書は、各省庁がどのような考えを基礎として政策の導入を進めているか、政策の立案過程の記録ともいえ、事後の評価の際に役に立つだろう。さらに、政策文書が公開されれば、政策の立案過程が明らかになり、意思決定の透明性を高めることにもなる⁶。加えて、このような政策文書は、各省庁が現行の制度をどのように把握しているか、その理解、認識を示すものにもなる。ミャンマーのように法律に関する解説書や注釈書が充実していない国にとっては、このような政策文書が、解説書、注釈書として実務上のガイドラインとしての役割を果たすことも期待される。

(2) プロジェクトにおける政策文書に関する活動の開始

プロジェクトでは、本邦研修等を通じて政策文書の重要性をミャンマー側に伝えてはいたものの実際に政策文書をプロジェクトで作成していくためには、具体的な政策の立案をカウンターパートが検討することが必要であるため、そのような機会を待つことが必要であった。というのも、カウンターパートが特定の政策の立案を決定し、それに関し、他のドナーではなく JICA プロジェクトの支援を依頼するという状況が作られることが必要だったからである⁷。

そのような状況の中、2015年9月頃、SCUから当プロジェクトに対し、知的財産に係る裁判制度の構築のための協力の依頼がなされた。当時、知的財産関連4法の起草が旧科学技術省（現教育省）⁸によって進められているところであったが、ミャンマーにおける知的財産の保護は、不十分であり、裁判所に持ち込まれる知財紛争も限定的であった。したがって、裁判所も知的財産に関する知識も知財裁判を扱う経験も不十分であり、当プロジェクトに対し、上記のような依頼がなされることとなったのである⁹。

知財関連の協力の開始後、現地セミナー、本邦研修を通して、当プロジェクトから知的財産に関する基礎的な知識から日本を含む諸国の知的財産に関わる紛争解決制度など様々

⁶ 政策文書について広く一般からコメントが提出できるような制度化されれば（いわゆるパブリックコメント）、政策立案への民主的な正当性を与えることにもなる。

⁷ UAGOについては、法案審査を行う官庁であり、政策立案の機会に乏しいことも一因である。

⁸ アウン・サン・スー・チー氏を中心とする新政権が2016年3月末に成立したのち、行政改革の一環として科学技術省は、教育省に統合された。

⁹ ミャンマーにおける知的財産分野に関する活動については、特集「ミャンマーに対する知的財産権分野に係る支援における我が国の支援機関の連携・調整」ICD News 第69号（2016年12月）、野瀬憲範「ミャンマー知的財産関連分野における協力の概要」ICD News 第67号（2016年6月）参照

な情報が提供され、また、ミャンマーの知財法案や現行の訴訟制度を前提に、知財事件を裁判手続で扱って行く上での問題点について議論がなされた。知財事件を裁判所で適正、迅速に解決するためには、知財法案や現行法には、このような問題点がある、知財法案を前提とすると訴訟法など現行法との関係を考える必要があるという点などについても議論がされた。ただ、これらの情報や議論を今後どのように活用するかについては、特段ミャンマー側に考えがあるようには見えず、ただ、知識の提供が一方的になされるだけにとどまってしまうことが危惧された。そこで、今後の裁判制度構築に活用してもらうよう、問題点や知識を政策文書にまとめることになった。もちろん、上記(1)に述べたような政策文書作成の効果も狙ったということも言うまでもない。

もっとも政策文書の有用性をSCUの職員に理解してもらうことは難しかった。既に述べたようにミャンマーでは、政策文書を作成するような慣行はなく、SCUでもそのような文書を作ったことはなかった。ミャンマーにおいては、政策は上層部が決定するものであり、部下は、上層部に言われたことだけやれば良いという考えが根付いている。部下が上層部に対して現状の問題点を説明して何か政策を提案したりすることは、ある意味タブーであったからである。したがって、当初、SCUの職員に作成してもらった文書¹⁰は、ある条文をそのまま説明したものであったり、本邦研修やセミナーで得られた知識、経験の紹介であったり、条文上、明らかな問題点を示したりするにとどまり、条文の趣旨などを説明して解釈論を展開したり、問題点の解決のための政策オプションを提示したりすることはなかったのである。そこで、まずは、当プロジェクトの専門家で現地セミナー、本邦研修等の内容を踏まえて政策文書の案を作成した¹¹。その案には、ミャンマーにおける知財制度の現状、新法制定の動きなど背景事情に加え、知財事件を扱った場合の訴訟手続における民事、刑事、行政訴訟上の諸問題及びこれらの問題に対する解決策を記載した。そして、この案をプロジェクトの専門家がSCUの職員に説明し、職員の納得がいったところで今度は彼らにミャンマー語で政策文書を作成してもらうこととなった。そして今度は、彼らが作成したものを英語に直してプロジェクトからコメントをすることとなった。

(3) 政策文書の作成過程における問題点

このように、時間をかけて政策文書の作成に関する協力を実施していったが、他にも以下のように多くのハードルがあった。

第一に、ミャンマーでは当然だと思われる実務に問題点があることをSCUの職員に認識してもらうことが難しい。例えば、ミャンマーでは書証については、原則として民刑事事件ともに、作成人及び証人が法廷で成立の真正を証言しない限り、当事者が同意していても証拠能力が認められない。ミャンマーにて予想される知財事件に引き直して考える

¹⁰ 特に検討を要すると思われる分野（行政機関に対する司法審査、書証の取扱い、暫定措置）についてSCUに現状の課題と解決策を書面にまとめてもらった。

¹¹ ミャンマー法整備支援プロジェクト知的財産裁判制度整備アドバイザーグループのメンバーである明治大学法科大学院熊谷健一教授、元知財高裁判事三村量一弁護士、小野寺良文弁護士には、政策文書案の作成に大変お世話になった。

と、外国のブランド品メーカーが作成する鑑定書¹²を証拠として提出することが困難になる。なぜなら、外国人である鑑定書作成人が、全ての知財事件について裁判所に出廷することは過度のコストをメーカーにかけることになるからである。しかし、少なくとも当事者が同意している場合には、そのような鑑定書の証拠能力を認めることが裁判を効率的に進めて行く上で必要だと思われた。ところが、ミャンマーにおいて書面の真正について裁判所にて作成人及び証人が証言するという実務が根付いており、なかなかSCUの職員に問題点を認識してもらうことには苦勞をした。ただ、裁判に時間がかかるということだけでは、職員に納得してもらうことにはならないのである。というのも、そもそも裁判に時間がかかるという実務があり、彼らにとってそれを変える必要性が認められないからである。他方、ミャンマーは、過去、英領インドの一部であり、コモンローの伝統を引き継いでいるため、特にコモンロー諸国の例を紹介することは効果的であったと感じる。通常、コモンロー諸国の訴訟手続においては、当事者主義が採用され、証拠能力についても、当事者の合意で証拠能力を与えることは問題のないところである。そのような例を紹介することによって徐々にではあるがSCUの職員が、少なくとも合意があった場合に書面の証拠能力を認めないということには問題があることを認識してくれるようになった。

第二に、認識した問題に対し、適切な解決策を书面化することに対する抵抗があった。上記の例だと通達によって実務を変える、証拠法、知財法の改正を行うなどの解決策が考えられる。このような解決策が記載されれば、SCUの職員は、まず、必要性を上層部に説明し、承認を得て解決策を実行しなければならない立場になり、負担が増える。そのような事態を避けるために、職員らは、自分の負担を軽減しようとするのが目についた。例えば、上の例では、SCUの職員から、刑事訴訟法の規定を根拠に、知財庁の職員に鑑定書を作成させ、その鑑定書に証拠能力を認めるという提案がなされた。ただ、知財庁の職員は、真偽の判断をするために必要な情報を持っているとは限らず、また、そもそも知財庁が裁判所の手続に協力してくれるかどうか不明であり、これが解決策となっているかどうかは、疑わしい。できるだけSCUに関係のない範囲で解決したいという考えが透けて見える。これに対しては、粘り強く、実効的な解決策を取らない場合のデメリットを、説明し続けることしかない。その際、SCUにデメリットを理解してもらうにあたり、非常に有効だったのは、日本の一流の有識者のアドバイスである。先に紹介した明治大学法科大学院熊谷健一教授、元知財高裁判事三村量一弁護士、小野寺良文弁護士からは、ミャンマーの事情を理解した上でいつも必要なアドバイスをミャンマー側に提供して頂いた。ミャンマー側も真摯にこれらを受け止めてくれ、その結果、現時点では、最高裁は、書証の証拠能力につき、証拠法又は知財法の改正といった手当が必要だと認識し、これらの提案が政策文書に盛り込まれることとなった。

第三に知財事件の裁判制度の改善といってもそれだけに留まらず、問題の解決の提案が、実体法や訴訟法一般の変革を迫る場合もあり、SCU内部や他の省庁との調整が生じ、時間

¹² 侵害物品が偽ブランド品であることを示すために、メーカーが独自に作成した私的鑑定書を指す。

が必要になる場合があった。先の例で言えば、当事者の合意によって書証の証拠能力を認めるということになれば、知財事件だけでなく、一般の訴訟事件との関係も検討する必要がある。一般の訴訟事件にもその影響を及ぼすこととすれば、一般の裁判事件の効率化にも寄与することになるが、証拠法の改正作業は非常に手間がかかる。他方、その効力を知財事件のみに及ぼす場合、知財法の改正作業で済むことになるが¹³、知財事件と一般の訴訟事件でのバランスも配慮する必要がある。そのような検討を行うためには、最高裁上層部の意向の確認とともに教育省などの利害関係者との関係も考慮することが求められ、時間をかけて検討が行われた¹⁴。

(4) 政策文書の作成に対する評価及び課題

このように様々な問題点を乗り越え、時間をかけて政策文書の作成を進めていったことにより、ミャンマー語版の政策文書は、本年夏、ようやく最高裁で承認された。ただ、英文訳にすると A4 で 10 ページ、内容にしても、最高裁内部の意思決定を考慮して、踏み込み不足や分析が甘い部分もあり、完璧なものではないと思われる。しかし、この政策文書の有効性については、SCU も認識したようである。文書を作成することにより、SCU 職員の知的財産制度及び裁判制度に対する理解が促されたこと、職員が転勤等で異動をしても知識の継承に役立つこと、SCU 上層部や他省庁の職員に対する説明が容易になったことなど政策文書が有用だという評価を SCU の職員から聞いた。また、政策文書を作成するという方法を SCU が携わっている他の分野にも利用するという動きもある。SCU は、事件の滞留、長期化を防止するため、調停制度の導入を考えており、当プロジェクトでは、この分野での政策文書の作成のための協力を始めている。このような動きは、SCU における政策立案の効率化を図ることに寄与している。

また、政策文書の作成は、不透明だった法の解釈運用の明確化にも繋がりうる。例として不法行為による損害賠償請求を取り上げて説明する。現行の知財法案では、権利者に侵害者に対する損害賠償が認められるとなっているものの例えば故意過失が求められるかなど要件は必ずしも明確ではない。そこで、政策文書では、要件として、①故意過失、②権利侵害行為、③損害の発生、④侵害行為と損害との間の因果関係が必要であることを明示することになっている。ミャンマーでは、不法行為の法源となるべき判例法の伝統が社会主義政権、軍事政権の下で廃れてしまい、どの要件で不法行為に基づく損害賠償の請求が認められるべきか、裁判官によって理解がまちまちである¹⁵。したがって、上記のような要件を示すことは、裁判官が従うべき準則を示すことになり、裁判官それぞれの恣意を排し、裁判官ひいては裁判所に対する信頼を高めることとなる。

他方、現在、当該政策文書が公開されないことを前提として手続が進んでいることは問

¹³ もちろん最高裁は、知財法を管轄しているわけではないので改正の手続が証拠法の改正に比べて必ずしも容易となるわけでもない。

¹⁴ 最終的に幾つかある政策オプションを絞り込むことができず、複数のオプションを提案している部分もある。

¹⁵ ある裁判官からは、交通事故事件など不法行為に関する事件は、刑事手続で解決されるべきもので民事上の解決、すなわち損害賠償の支払による解決は認められないと聞いたこともある。

題である。当初、当該政策文書は公開し、一般からの意見も参考にして完成させることを目指していた。当プロジェクトで作成した最初の案では、そのような文言が入っていたが、SCUの職員がミャンマー語で文書を作成した時点で、外部への公開に関する部分が削除され、また、その後、SCUが下級裁判所の裁判官に意見を聞いて文書を完成させるという点も削除されてしまった。組織外の者に対する警戒感、上位の者が下位の者に意見を聴取することによる権威の弱体化に対する恐れ、様々な意見が提出されることに対する警戒などがこのようなSCUの反応になっているものと考えられる。

仮に政策文書が公開されれば、解釈運用の明確化を更に進めることも可能となろう。また、既に説明した不法行為の4要件は、SCU職員によると不法行為の成立のために共通する要件であるという。したがって、このような要件が公開されれば、今まで救済を求めることができなかつた一般の不法行為の被害者に対しても救済の道を開くことになるかも知れない。

また、SCUの職員は、法的な分析をするにあたり、解釈論を展開しないため、なぜ、そのような結論に達したのかが不明な場合が見られる。ある法律の条文の趣旨はこれこれであり、このことから考えるとこのような結論に達するという議論は見られない。例えば、ミャンマーでは民事訴訟法上、政府に対し訴訟を提起するためには事前の通知をする必要がある¹⁶。これは、政府に再考する機会を与えることが趣旨だと思われ、知財庁の判断に対して裁判所に不服を申し立てる場合には適用されないものと考えられる。というのも、知財庁は、登録の可否などについて十分検討をしているからである。ただ、ミャンマー側の職員からこのような解釈論を展開することはほとんど見られない。ミャンマー側も同じ結論にはなつたが、根拠としては、当該条文は、政府に対する損害賠償を求める場合にのみ適用され、知財庁の判断への不服申立てには適用されないというものであった。ただ、法律上、明文でこのような限定は明示されておらず、この根拠は不明である。解釈論を行わないということの原因は、社会主義政権時代に、法律の解釈権限が裁判所に与えられなかつたということと公務員が自分の考えを開陳することに対する恐れに求められよう¹⁷。

3. おわりに

以上の経過を経て知財裁判制度構築のための政策文書は、最高裁で承認された。ただ、この政策文書は、従前の知財法案のドラフトをもとに作成されたものであり、最近、連邦議会に提出された最新の法案に依拠したものではない¹⁸。したがって、更なる検討が求められることになると思われる。

政策文書の作成は、政策立案の効率化を進め、透明性を高めるうえで必要なものである。

¹⁶ ビルマ法典 12 卷所収 The Code of Civil Procedure (India Act No.5/1908) 80 条

¹⁷ もっとも解釈論を展開しないというのは、ベトナムなど他の国でも見られるようであり、ミャンマーだけが特殊であるわけではない。

¹⁸ 2017 年 7 月 17 日付で知財 4 法のうち特許法、意匠法及び商標法が連邦議会に提出されたようである (<http://pyidaungsu.hluttaw.mm/second-bills>)。なお、本稿は、これらの新しい草案ではなく、従前のドラフトを基礎にしている。新しい草案では、独立した知財庁の設置は見送られ、担当官庁の一つの局が知的財産権の登録等を担うことになっているなど多くの修正がなされている。

しかし、政策立案の方法は、諸国によって違いがあり、また、長年積み重ねられた慣例にも影響を受けている。ミャンマーには、社会主義政権、軍事政権の下、中級・下級公務員が、上司に対して萎縮するような文化が固定化してしまった。新しい NLD 政権になっても公務員制度は、変わっておらず、入れ替えなどもない。そのような状況で、政策文書の作成など新しいことを導入することが難しいことは容易に想像できよう。本稿で紹介した政策文書の導入が SCU に受け入れられたのは、当プロジェクトによる地道な活動もさることながら、SCU の知財担当の責任者が日本に留学していたことも大きい。欧米諸国が、制裁を課していた間でも留学生を受け入れ続けていたことによって日本のことを理解している職員が多くいることはアドバンテージであり、このような幸運に支えられた点もある。

本稿で紹介した政策の立案に関する問題は、これまでに根付いている実務のやり方を変えるという意味で、相手国における文化的な側面の変更を促すものであり、技術的な側面をカウンターパートに紹介するだけでは解決が難しい。相手国における政策立案の過程への関与を避けて通ることは困難である。専門家としては、いつ、誰が、誰に対して、どのようにカウンターパート機関に関与するのが適切かを常時、考えておく必要がある。相手方の政府機関に常駐する外国人である専門家には限界があり、必要に応じてアドバイザーグループの先生、JICA、大使館に協力いただくことも考えなければならない。ただ、プロジェクトの関与に対してカウンターパートが受け入れるかどうかは、最終的にはプロジェクトとカウンターパートとの間の信頼関係に負うところが大きい。そのためには、専門家がミャンマーにおける政策立案実務を理解した上で、ミャンマーの人々のためには何が最善なのかを真剣に考え、真摯にカウンターパートと向き合うことが必要であるということ強く感じた。

繰り返しになるが、政策文書の作成は、政策立案の効率化を進め、透明性を高めるための必要条件である。このような取り組みが SCU だけでなく、他の省庁に波及し、かつ、文書が公開されるなどして作成プロセス自体が改善していくことを願ってやまない。

タイ・サーオ・チュントイ・ソン・オ・ベトナム？¹ ベトナムにいたおじさん，内海三八郎

JICA長期派遣専門家
川 西 一

これは、ベトナム語で、「どうして私たちはベトナムにいるのか？」という意味です。
私がベトナムに赴任したのは、平成27年10月にJICA法整備支援プロジェクトの長期専門家としてベトナムに派遣されたからですが、今はそれだけにはとどまらない運命のよ
うなものを感じています。かなり私事で恐縮ではございますが、この紙面をお借りして、
私たち家族とベトナムとの縁について、紹介させていただければと思います。



この1枚の写真をご覧ください。これは、第二次世界大戦終了後、ベトナムに残りベト
ミン²と共に戦った元日本兵の方々の写真です。今年2月末から3月初めにかけて、天皇皇
后両陛下がベトナムを御訪問され³、ベトナムに残留した元日本兵の家族と御面会されたこ
とから、ベトナム残留元日本兵について大きく報道され、そのうちのお一人である杉原剛⁴
さん(写真左端)が写っているこの写真もテレビや新聞で大きく取り上げられていました。
1945年の終戦当時、ベトナムには約9万人の日本軍がいたと言われており、その多くは日
本に帰国したのですが、杉原さんも含め、様々な事情でベトナムに残られた方も多くいっ

¹ "Tại sao chúng tôi sống ở Việt Nam?"

² フランス植民地からの独立を求め、1941年、ホー・チ・ミンが結成したベトナム独立同盟会の略称

³ 外務省ウェブサイト「天皇皇后両陛下のベトナム御訪問」参照
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/visit_201702/index.html)

⁴ 杉原氏に関する報道 ウェブサイト 産経ニュース 2017.3.2 23:33
(<http://www.sankei.com/life/news/170302/lif1703020060-n1.html>)

らしゃいました⁵。彼らの中には、ベトナム人女性と結婚し家庭を持つ者もいたのですが、1954年に日本に帰国した際、家族の帯同を許されなかったことから、離れ離れとなつてしまい、ベトナムに残されたご家族がご苦勞をされたことも大きく報道されていました。

そのころ、私もハノイの自宅で、杉原さんを取り上げた日本のニュース番組を妻とともに何気なく見ていると、杉原さんのベトナム滞在時のものとして、この写真が大きく映し出されました。すると、それを見た妻が「あっ、内海のおじさんだ！」と声をあげました。妻が言うには、この写真の中央で眼鏡をかけて座っている男性は、妻の祖母の叔父にあたる内海三八郎（うつみさんぱちろう）氏だそうであり、妻が、子供のころ、ベトナムから引き揚げ長野県内に住んでいた内海氏によく遊んでもらったので、写真を見てすぐにわかったというのです。親戚に確認したところ、やはりこの人物は内海三八郎氏であり、その後ろには内海氏の妻も写っていることもわかり、妻がよく知る内海のおじさんが、歴史を映し出す写真の中にいることにただただ驚くばかりでした。

私がベトナムに赴任する前から、内海氏が随分昔にベトナムにいたことは聞いていたのですが、具体的に内海氏がいつ、どこで、何をしていたのかは、親戚も含めよくわかっておりませんでした。私がベトナムに赴任したのをきっかけに、内海氏がベトナムについて著した2冊の本⁶を入手し、同書に掲載されていた内海氏の略歴⁷を見たところ、内海氏は

1891（明治24）年 横浜に生まれる
1915（大正4）年 東京外国語大学仏語本科ならびに英語専修科卒業
1915年4月 フランス語と貿易実習のため、旧フランス領インドシナ渡航
1916年9月 神戸内田商事(株)入社
1918年～1921年 マルセーユ出張所長
1921年 エジプト外務省在日領事館、公使館勤務
1941(昭和16)年 在汕頭帝国領事館にて外務省嘱託拝命、旧フランス領インドシナ出張戦時中 軍嘱託、輸出入業に従事
戦後 ベトナム新政府⁸の要請により財政顧問として北部に残る
1952(昭和27)年 ハノイに帰還、ハイフォンにて輸出入業再開
1953(昭和28)年 サイゴンに移る
1957(昭和32)年 アメリカ経済援助局のUSC 勤務
1961(昭和36)年 鹿島建設ダニムダム建設事務所勤務
1963年 引き揚げ帰国、長野県御代田町で余生を過ごし、1986年没

という経歴を有しており、今から100年以上も前にベトナム（旧仏領インドシナ）を訪

⁵ 9万人近い日本兵のうち800人近くが帰国せず、約600人は再植民地化を図るフランスと戦ったベトミン軍などに参加したとされる。

⁶ 「南ヴェトナム風土記」（1964）鹿島研究所出版会、「ヴェトナム独立運動家 潘佩珠伝—日本・中国を駆け抜けた革命家の生涯」芙蓉書房出版（1999/03）、いずれも内海三八郎著。

⁷ 上記「ヴェトナム独立運動家 潘佩珠伝—日本・中国を駆け抜けた革命家の生涯」319頁。

⁸ 1945年9月2日に独立を宣言したベトナム民主共和国を指す。

れ、その後も、戦中、戦後の約20年間、ベトナムで暮らしていたことがわかりました。今ではハノイにも日系の大型スーパーができて便利になったとはいえ、それなりに生活で苦労することも多いのに、100年近く前に、よく知るおじさんがここベトナムで暮らしていたということに妻も大変驚いておりました。

内海氏がベトナムに滞在していた間、ベトナムでは、日本軍が1940年9月に北部仏印（旧仏領インドシナ）に、1941年7月には南部仏印に進駐し、1945年3月にフランス植民地政府を打倒（仏印処理）し単独支配をしたものの、日本のポツダム宣言受諾後の8月17日には、ベトナム独立同盟会（ベトミン）による一斉蜂起（八月革命）が起こり、9月2日にホー・チ・ミンがハノイでベトナム民主共和国の独立を宣言します。一方、ベトナム新政府は、再度の植民地支配を目論みベトナムに進出したフランスとの間で武力衝突となり、フランスとの第一次インドシナ戦争へともつれていきます。

これを重ね合わせると、内海氏は、日本軍が進駐したベトナム北部で貿易業を行っていた時に、日本の敗戦、ベトナム新政府樹立と抗仏戦争の勃発に立ち合い、何かのきっかけで、貿易商の経験を買われて抗仏戦争を行うベトナム民主共和国に関係するようになったのではないかと推測しています。

親族が100年以上も前にベトナムに来て、実際に70年近く前の写真に写っており、それがベトナムの激動の時代と重なっていることがわかると、この時代に何をしていたのだろうか、ますます強い興味が湧いてきました。内海氏については、当時の日越関係を調べられている研究者の文献でも、その存在は触れられているのですが、民間人であったことから記録も少ないようであり、研究者にとってもいわば謎の人物であることがわかりました。こうなると、一緒に写真に写っている杉原さんに聞くのが一番だろうと思い、ハノイに在住し長年残留元日本兵の調査等をされている小松みゆき様、日本ベトナム友好協会大阪府連合会小豆島様のご厚意により、小職が一時帰国した際に、杉原さんと面会する機会を得ることができました。

杉原さんから伺ったところによれば、この写真は、内海氏の妻が腹膜炎でお腹が腫れ、ベトナム南部のフランス軍支配地域に逃れるため、ハイフォンからハノイを経てタインホアに来たときに撮ったものだとなりました。この写真をどういうきっかけで、誰が撮ったかは覚えていないそうですが、写っている人はそれぞれどなたなのか、はっきりと覚えていらっしゃいました。私たち親族も気づいていなかったのですが、杉原さんによれば、内海氏は当時、語学（フランス語、ベトナム語ともに堪能）を生かして、フランス軍支配地域とベトミン支配地域を行き来していたと聞いていたそうであり、この写真には内海の娘さんもこの中に写っていることも初めてわかりました。当時、ベトミン支配地を出てフランス軍が支配する南部へ行くにはベトミンの許可が必要だったらしく、内海一家はベトミンに許可を申請してから許可がでるまでの半年間、このタインホアの村に滞在し、半年後、無事にベトミンから越境許可が出て、内海一家はカヌーに乗って村を去っていき、杉原さんは岸から手を振って見送っていただいたそうです。杉原さんと内海氏との付き合い

はこの半年間だけだったそうですが、帰国後の1972年ころ、ベトナムからの代表団が訪日した際の会合でたまたま再会し、内海氏が住む長野県の家にも遊びに行ったことがあることも初めて知りました。また、それ以来、内海氏の娘さんとも文通をしており、昨年も手紙のやり取りがあったばかりであることがわかりました。結局、内海氏が、戦後、どうして家族でベトナムに残り、何をしていたのかの詳細はわかりませんでした。今から70年近く前にベトナムで内海氏本人と会い、ともに暮らしていた時の様子がよくわかり感動しました。



杉原さん（右）と筆者

このように、いろいろな偶然が重なって、ファミリーヒストリーさながらに、妻の親族のベトナムでの足跡を辿り始めたのですが、いろいろ調べていくうちに、内海氏本人だけではなく、当時ベトナムに残った元日本兵の方々、さらにそれを取りまくベトナムの近現代史にも強く惹かれてしまいました。それからは、1945年以降ベトナムで暮らしていた日本人に関する多くの資料を読んだり、その頃の日越関係や残留元日本兵のことを調べられている研究者の方ともお話する機会も頂きました。その中で、改めて、日本とベトナムの特別な縁を感じるとともに、当時のベトナムでは、皆生きるのに精一杯で日本人同士であっても互いの素性を話すことはなかったようであり、今でも語るができないことも多いことを知りました。しかし、ベトナム側の資料も不十分など、まだわかっていないことは非常に多く、ベトナムに残されたご家族のためにも調べなければならないことはまだまだ多いようです。

私は、まもなく任期を終えて日本に帰国しますが、帰国してからも、ライフワークとして、内海氏の足跡やその時代のベトナムについて調べ続けていきたいと思っています。そうすることで、いつまでもベトナムとの繋がりを持ち続けることができそうです。これも内海氏が私たちに残してくれたベトナムとの特別な縁だと感じています。

連携と協調のフォーラム

【日本司法書士会連合会の国際面の活動】

日本司法書士会連合会の国際交流と国際協力活動

日本司法書士会連合会

国際交流室長 加藤 政也

1. はじめに

日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）は、平成10年（1998年）から、アジア太平洋地域の国々や同国の団体と交流を持ち、また、アジア諸国の法整備支援事業を行ってきた。その歴史はまだ浅く、事業規模も小さいが、司法書士職能が培ってきた知見をもとに、国際社会の中で貢献ができるよう、今後とも事業を継続し充実させていきたいと考えている。

以下、日司連が行ってきた国際交流と法整備支援事業の主なものについて、概略を説明する。

2. 日司連の国際交流事業

（1）大韓法務士協會

日本の本格的な国際交流は、平成14年（2002年）4月に日司連と大韓法務士協會との間で締結した「友好協定」から始まった。これは、当時、日本で司法制度改革が進行中であり、早晚、韓国でも同様の動きがあることから、日韓双方の司法制度や互いの職能のあり方について情報交換の機会を持つことが必要であるとの認識で交流を始めたもので、翌平成15年（2003年）から、相互に両団体の定時総会に出席している。

また、平成16年（2004年）に、日韓両国の法制度の理解をより深めるために、学術交流研究会を交互開催することとなり、翌平成17年（2005年）3月に「第一回日韓学術交流研究会」を東京で開催した。その後、その時々に関心事を相互に提起して質疑と意見交換を行うという形で、ソウルと東京で交互に開催し、現在も続いている。

（2）オーストラリアの学生のインターンシッププログラム

平成15年（2003年）1月に、オーストラリアのグリフィス大学の協力依頼で、日本における法制度を学ぶための同大学の学生を対象とするインターンシッププログラムを実施し、司法制度、司法書士制度、消費者問題、多重債務問題の概要、不動産・商業法人登記制度等のレクチャーを行った。

このインターンシップは、グリフィス大学での公式単位として認定されて、2007年まで続き、西オーストラリア大学及びマードック大学に対するインターンシップも実施した。

（3）中日民商法研究会

中日民商法研究会は、日本に留学経験のある中国の学者と日本の学者が中心となって、主に中国で開催されるもので、2日間にわたり、日本の民法・会社法制や中国の民事法の状況などについて研究発表を行い、その後民法と会社法に分けてセッションを行っている。

日司連には、平成 21 年（2009 年）度から参加要請がなされ、以後毎年参加し、実務者としての発表を行い、セッションに参加している。

（４）ローエイシア大会等への参加

平成 22 年（2010 年）度より、ローエイシア（The Law Association for Asia and the Pacific, LAWASIA）が主催する年次大会に参加している。本年のローエイシアは、9 月に東京で開催されることから、この東京大会の後援団体となり、日司連会長などが東京大会 2017 組織委員会の顧問として関与している。また、大会の会場に司法書士の広報ブースを設け、これまでの国際協力・国際貢献活動についての資料展示を行う。

（５）中華民国地政士公會全國聯合會との協定

本年 5 月、それまで、主に司法書士の任意団体や個人が交流をしていた中華民国（台湾）の中華民国地政士會全國聯合會と友好協定を締結し、意見交換や情報交換や協力関係を構築することとした。

3. 法整備支援

（１）概要

これまで、規模や期間に違いはあるが、モンゴル国、ベトナム社会主義共和国、ウズベキスタン共和国、カンボジア王国などの法整備事業に関わってきた。日司連が最初に本格的な法整備支援事業を行ったモンゴル国については、平成 10 年（1998 年）に、モンゴル国における法整備支援に特化した事業として開始した。その後、モンゴル国に特化しない継続的な法整備支援事業として行うべきものと考え、平成 17 年（22005 年）度から平成 18 年（2006 年）度にかけて、アジア諸国の法整備支援について、関係機関が行っている調査や研究活動に関する情報を収集するとともに、それらの機関の会議に出席するなどして、関係機関と連携しながら、効果的な支援をしていくこととした。その一環として、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の協力のもと、法務省法務総合研究所主導で行われていた、ベトナム・カンボジア・ラオス・インドネシア・ウズベキスタン等のアジア諸国に対する法整備支援活動の調査のため、平成 19 年（2007 年）1 月に開催された「第 8 回法整備支援連絡会」に参加し、関係機関における法整備支援の現状と問題点及び今後の方向性等についての情報収集を行った。また、これを契機として、平成 20 年（2008 年）に、名古屋大学が主催する「法整備支援戦略の研究」全体会議に招かれ、その後毎年参加している。

（２）モンゴル国

モンゴル国に対する法整備支援は、平成 10 年（1998 年）に、JICA の発展途上国支援事業の一環として、整備について助言指導を行うため、司法書士 2 名を現地に派遣することから始まった。その後 2 回にわたり司法書士を派遣し、土地・建物の登記等の法体系整備についてのレクチャーや助言を行った。また、平成 13 年（2001 年）には、モンゴル銀行（中央銀行）からの要請により、不動産担保の理論と実務の紹介を中心にセミナーを行った。

モンゴル国に対する組織的な支援は平成 15 年（2003 年）に終了した。私的にではある

が、現在も、当時派遣した元司法書士会員（現在は大学の教員）を中心に、モンゴル国における不動産法制などに対する助言などの支援が続いている。

（3）ベトナム社会主義共和国

平成20年（2008年）2月には、JICAから、渉外司法書士協会（本部、東京）を經由して、ベトナム社会主義共和国の法整備支援のうちの不動産登記法草案作成に対する協力要請があった。これを受けて、不動産登記法草案の起草支援を行うための検討作業を行い、同時期にベトナム社会主義共和国に司法書士を派遣して、同国司法省とのワークショップを行った。

（4）ウズベキスタン共和国

平成20年（2008年）8月に、ウズベキスタン共和国司法省関係者からの訪問を受け、同月末には、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）の海外留学生を迎えて、日本の民事法制や登記制度の講義を行った。これをきっかけに、名古屋大学やJICA関係者からウズベキスタン共和国法整備支援への参加要請があり、平成20年（2008年）10月には、日司連国際交流室嘱託員2名をウズベキスタン共和国に派遣し、各地でJICAが開催した抵当権法セミナーに同行し現地視察を行った。その後、JICAより短期専門員としてウズベキスタン共和国への司法書士派遣の要請があり、平成21年（2009年）3月に「企業活動の発展のための民事法令及び行政法令の改善プロジェクト（フェーズ2）プロジェクト形成調査」団の調査団員として、日司連国際交流室嘱託員を派遣した。

（5）カンボジア王国

平成21年（2009年）度にはJICA主催の「平成21年度能力強化研修（法整備支援コース）」に司法書士を推薦し、その後、JICAから日司連に対し、当該研修を修了した同司法書士を平成22年（2010年）4月から約2年間、カンボジア王国へ派遣したい旨の要請があり、日司連国際交流室員として公式に派遣することとした。

JICAの長期専門家派遣者に司法書士が選抜されることは初めてであったが、主な業務がカンボジア王国司法省他における法整備支援であったので、日司連国際交流室が支援することとして、国内外の登記制度沿革やその周辺業務に関する法律や規定の情報を取りまとめて提供した。さらに、表示登記関連についても担当することとなり、日本土地家屋調査士会連合会とも共同して支援活動を行った。

その後、カンボジア王国政府と、これを支援するJICAをはじめ関係団体の努力が実って、民法、民事訴訟法及びこの二法に則った不動産登記に関する共同省令が発令された。この間、カンボジアから司法省関係者の来訪を受けて日本における研修を実施し、平成23年（2011年）以降、数回にわたり、派遣司法書士のほかに、司法書士を講師として派遣し、裁判官、登記官、その他の登記事務関係者に対する研修会を実施した。

JICAがカンボジアに派遣した司法書士は、長期専門家派遣員としての任期が1年間延長された後、平成25年（2013年）に終了した。その後、カンボジア王国政府から日司連に対し「不動産登記実務技術支援プロジェクト」のリーガルアドバイザーとして同司法書士の派遣を継続するようオファーがあり、カンボジア王国政府（国土管理都市計画建設省）

と覚書を結んで、現在も同司法書士を常駐のアドバイザーとして派遣している。

この間、この司法書士が中心となり、日司連が資料提供などを行い、カンボジア王国の法令として稼働しているものは次のとおりである。

| | |
|------------|------------------------------------|
| 平成23年5月3日 | 民事訴訟法関連不動産登記共同省令適用開始 |
| 平成25年1月29日 | 民法関連不動産登記共同省令の一部（抵当権、質権関連条文等）適用開始 |
| 同年7月29日 | 民法関連不動産登記共同省令全面適用開始 |
| 平成26年2月9日 | 夫婦財産契約登記省令適用開始 |
| 同年11月21日 | 未登記不動産に対する保全処分、差押え登記手続に関する共同省令適用開始 |

カンボジア王国における登記制度については、共同省令によって、これまでの登記実務にはない制度を取り入れたことや、発令されたばかりの民法等の実体法の知識や理解が行き渡らないことから、現場の登記官における適切な運用がなされるかどうか、カンボジア王国国土省の懸案事項だった。同時に、多数寄せられるであろう質問への対処も大きな問題だった。さらに、これから実務上の必要性が増してくると思われる抵当権等の担保権設定手続、相続による移転登記に必要な相続証明の検討などが課題とされていて、国土省職員等のミーティングやレクチャーを行うことが必要であり、登記実務等を円滑にするために、新たな省令や日本の先例や通達にあたる規定などの策定が必要となっていた。現在派遣している司法書士は、これらの状況を踏まえて、同国における登記実務が積み重ねられて円滑な運営がされるように活動しており、日司連もこれに対する支援をしていく。

この事業は長期間に亘るものであり、直ちに目に見える効果が生じるようなものではない。しかしながら、この事業を継続していくことは、同国の登記制度をはじめとする民事法制度の発展に貢献をするものと考え、引き続きこの事業を進めていきたい。

【国際協力機構法整備支援プロジェクトの現況】

ラオス法整備支援案件について

JICA産業開発・公共政策部
ガバナンスグループ 法・司法チーム
加藤 浩一

ラオスでは、1975年に現社会主義政権が成立してから1980年代後半までの間、法学教育が停止されていた上、社会主義国への留学が多かったこともあり、1986年の市場経済導入後も市場経済化に対応できる法律の専門家が不足していました。また、検察官及び裁判官用の執務マニュアル類がほとんど皆無であったため、法・司法に携わる人材の育成と、法律の基礎的な資料の策定が必要とされていました。

このような背景を踏まえ、ラオスへの法整備支援としては、これまで法律教材や実務マニュアル等の法律の基礎的な資料の整備、法律関係者の人材育成等に取り組んできました。

実施中の「法律人材育成強化プロジェクトフェーズ2」(2014年-2018年)では、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学をカウンターパート機関として、民法典の起草支援、民法典に関する執務参考資料等の作成支援、経済紛争解決法や労働法に関するハンドブック作成、捜査段階におけるQ&A集、教育機関における教材作成等に取り組んでいます。

特に民法典の起草支援については、前フェーズの2012年から取り組んでいる中心的な活動であり、2017年5月には国会で初の審議がなされました。審議の結果、継続検討となりましたが、2018年10月とされる次回の国会審議に向けて現地での検討が続いています。

さて、ラオスのプロジェクトの特徴として、ラオス側の主体性にに基づき案件を実施していることが挙げられます。その仕組みの一つとして、プロジェクトの活動毎に、4つのカウンターパート機関混合により設置されたサブワーキンググループ(SWG)の存在が挙げられます。SWGは、20名程度で構成され、ラオス側のリーダーの下、日本人専門家は必要な助言やコメントはするものの、ラオス側が中心となって活動を実施しています。そのため、時間がかかる側面はあるかもしれませんが、ラオス側の理解が深まり、さらには成果物の普及や定着にもラオス側のコミットメントが得られやすいと考えられます。

もう一つの特徴がSWGの活動として行われる地方都市でのリトリートです。ラオスの首都ビエンチャンから車で2時間強の地方都市タラートでは、プロジェクトの各SWGのリトリートが頻繁に行われています。SWGのメンバーは、首都ビエンチャンでは所属機関の通常業務に追われてSWGの活動に専念できないことから、メンバーを一堂に会して集中して議論・検討できる合宿型のリトリートの手法が好まれ、定着しているとのこと。

今年7月、私自身も初めてこのリトリートに参加する機会を得ました。タラートまでの途上の風景は、かつて赴任した西アフリカのセネガルの地方を思い出させる素朴なもので、舗装された幹線道路から一つ脇に入れば未舗装の赤土の世界が広がっていました。幹線道

路脇には、ところどころ大小の集落が点在し、人々の日常が垣間見えました。

さて、参加したリトリートでは、教育改善の SWG メンバーにより、教育機関における研修教材の作成作業が行われていました。日本人専門家は、助言やコメントはするのですが、ラオス側のリーダーの仕切りの下、出席者はもくもくと自分達で設定した課題に取り組んでいました。出席者一人一人がなされるべきことを把握している様子で、特に紛糾することもなく、整然と作業が進められていました。

私自身、ラオスを訪問したのはこの時が2度目でした。ラオスを訪問した日本人は皆ラオスを好きになると聞いたことがあります。もしかしたら、私が参加したこのリトリートのように、目的に向かってひたむきに作業に取り組むラオス人の姿勢が日本人とも共通し、共感を覚え、ラオスのことを好きになるのかもしれない。

プロジェクトの協力期間は残すところ約1年となりました。ラオス側の協力的な姿勢と日本人専門家の献身的な協力により、想定していた成果の達成に目途が立ってきています。起草から支援してきた民法典については、次回の国会審議に向けてこれからが正念場となりますが、ラオス人の主体的な取組を引き続き支援していきたいと思います。

インドネシア・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト

JICA産業開発・公共政策部
ガバナンスグループ 法・司法チーム
竹内 麻衣子

ASEAN 最大の人口と国土を有し、経済発展著しいインドネシア。我が国にとっても長く友好関係にある国であり、日本企業にとっても重要な活動拠点です。

しかし、知的財産権制度を始めとしたビジネス関連制度は十分整備されているとはいえ、世界銀行のビジネス環境比較レポートでは徐々に上がってきているものの、2017年度ではまだ91位にとどまっています。¹

JICA では特許庁にご協力いただき、1990年代から、知的財産権の審査に関する協力を行ってきました。そして、これまでの知的財産権関連の協力と、法・司法分野の協力をあわせ、より包括的な協力を行うこととなりました。こうして、知的財産権を保護する体制の強化をはかり、知的財産法を含むビジネス関連法の法的整合性及び法執行手続きの改善に寄与することを目的とした「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」が2015年12月から開始されました。

インドネシア側のカウンターパート機関は、最高裁判所と法務人権省の中の法規総局と知財総局。長く、JICA 事業で協力を行ってきた知財総局、2007年から2009年の「和解調停プロジェクト」での協力の経験のある最高裁判所、そして、今回が初めての協力関係となる法規総局と、これまで JICA との協力の経験も全くことなる3機関を対象としたチャレンジングな案件が始まりました。²日本側にとっても、法務省、最高裁判所、特許庁、そして知財分野に知見の深い有識者の方々にご協力をいただき、オールジャパンで取り組む案件として注目されています。

このプロジェクトは、JICA 本部にとっても前例のないプロジェクトでした。これまで、いわゆる「法整備支援プロジェクト」は法・司法チームで担当してきましたが、本案件については、知財分野の案件を所管する民間セクター担当のチームと法・司法チームが共同で所管する形で進めることとなりました。1案件を2つのチームが所管することは、JICA でおそらく過去にはなく、本部内においても、案件を開始し、具体的手続きを進める段になると、ひとつひとつ情報共有の方法や意思決定プロセスについて、互いに相談しながら

¹ 本プロジェクトが開始した2015年では114位。

² インドネシアへの法整備支援の系譜、内容の詳細については、ICD NEWS 第67号（2016年6月号）「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～（横幕専門家執筆）」参照。他にも多く ICD NEWS に掲載されていることから本文では詳細は省略する。

進めることになりました。

最近の動きとして、5月10日に行われた第2回の合同調整会議（Joint Coordinating Committee: JCC）³の場では、機関ごとに、カウンターパートと長期専門家共同で、前回のJCC以降に行われた現地でのセミナーや本邦研修等についての報告と、今後の活動予定について発表が行われました。

最高裁の関係では、今後の活動として、裁判官向けに知財分野の基礎研修のトレーニングプログラムの研修資料の作成、知財裁判官向けの研修が二本柱として考えられていること、法規総局との協力については、立法手続きに関して定めた2011年12号法律の改正作業への支援の継続と、知財関連法に関する細則の起草改正作業を、知財総局とも協力して進めること、地方のドラフター（法律、条例等の起草に専門職として携わる）の能力向上に向けた協力をを行う計画などが説明されました。また、プロジェクト開始当時に合意された案件枠組みのうち、法規総局との活動に関して、2011年12号法律の改正作業に向けた活動を明確化する方向で修正することが合意されました。カウンターパートと阿吽の呼吸で説明される長期専門家のご様子に、案件開始から1年半の月日の経過を感じました。現地で日々尽力され、ここまで関係を作り上げてくださった専門家のみなさまに、心から敬意を表したいと思います。

2017年8月現在、2015年12月から始まった本案件も、1年半を経過し、中盤にさしかかりつつあります。案件開始前に情報収集を行ってはいっても、実際に現地に長期で専門家に入っていただいて初めてわかってくることも多く、実際の法令間の法的整合性、知財分野の裁判の状況、裁判官の理解度合などについて情報収集を行いつつ、活動を進めていただいている中で、まだ今後のプロジェクトの方向性がはっきり見えているとは言えません。しかし、最高裁との活動では、上述の司法研修所における知財分野の研修のカリキュラム作成、法規総局との活動では、2011年12号法律の改正準備など、少しずつ成果も現れつつあります。そして、長期専門家のご尽力により、カウンターパート機関との関係構築が進んでいることは、プロジェクト枠組上の成果としては現れませんが、大きな成果といえると思います。

基本法の起草支援を中心に、長く協力を続けてきた法整備支援の対象国とは、異なる系譜をたどっているインドネシアでの協力ゆえの試行錯誤は、今後も続くと思いますが、法整備支援の範疇、可能性を広げるこのプロジェクトから、法整備支援にかかわる関係者が得るものは大きいと思います。引き続き、本プロジェクトが一步一步前進していきますよう、関係者の皆様のご協力を賜れば幸いです。

³ 1年に一回、もしくは必要に応じ、インドネシア側、日本側関係者が参加し、プロジェクトの年間計画を承認し、プロジェクトの進捗の確認、評価、プロジェクト上で生じた主要な課題を話し合うための会議。

ミャンマー法整備支援プロジェクトについて—案件の紹介と JICA 担当者としての所感

JICA 産業開発・公共政策部
ガバナンスグループ法・司法チーム
荒井 真希子

1 本プロジェクトの概要

2011年3月の民政移管以来、ミャンマーは、その経済発展ぶりが伝えられ、特にビジネス界を中心に世界の注目を集め続けています。JICAは、民政移管の約1年後である2012年3月から1年に及ぶ準備調査等を経た後、2013年11月、同国初となる法整備支援プロジェクトを開始しました。本プロジェクトは、現在、2018年5月末までを協力期間とし、「法・司法及び関係機関において、時代に適合した法整備、運用を行うための組織的・人的能力が向上する」というプロジェクト目標の達成に向け、実施されています。

本プロジェクトでは、連邦法務長官府（Union Attorney General's Office, 以下「UAGO」という。）及び連邦最高裁判所（The Supreme Court of the Union, 以下「SCU」という。）の両機関をカウンターパートとし、現地に派遣されている長期専門家らで構成されるプロジェクト・チームが中心となり、法案の起草及び審査能力の向上、裁判官及び検察官の研修制度の改善に係る活動等を行っています。

これまでの主な活動としては、10回に渡る本邦研修（テーマは、立法過程の効率化、会社法、知的財産法、倒産法等）、日本から講師を派遣して行う現地セミナー（テーマは、知的財産裁判制度、会社法、事実認定、和解調停等）や、現地ベースでの各テーマのワーキング・グループ活動等が行われています。また、本プロジェクトでは、これらの活動を通し、倒産法の法案起草支援や、知的財産制度に係る政策文書の作成支援等も行ってきました。

このように、特定の法律の起草自体を目的とするのではなく、法起草支援等の具体的な活動という「プロセス」を通して「人材を育成すること」に主眼があることが本プロジェクトの特徴の一つです。中長期での人材育成を重視しつつ、現在のミャンマーにおいて必要とされる様々な分野・課題に柔軟かつ機敏に対応できるよう、バランスを取ってプロジェクト活動が実施されています。

2 最近の動き—協議、本邦研修、現地セミナーの実施

本年6月、私は、本プロジェクトの担当となって初めて現地に出張しました。現行プロジェクト終了後の後継プロジェクトの方針について各カウンターパート機関と協議することが目的でした。ミャンマーを含めた途上国においては、プロジェクト実施に係る各関係機関での承認や専門家派遣に係る先方政府の手續に非常に長い時間を要することが多くあります。そのため、次期プロジェクトへのスムーズな移行に向け、現行プロジェクト終了

までまだ1年を残しているこの時点から準備を進めるため、UAGO及びSCUそれぞれの実務レベルの中心メンバーと協議を行いました。この協議の中で合意された内容や提起された懸念点はMinutes of Meetingに記録され、両カウンターパート機関及びJICA双方の代表者がこれに署名をし、今後の手続きに向けた地均しを行いました。

また、6月19日～30日には、法務省のご協力のもと、「ミャンマーにて必要なデベロップメントビジネスロー」をテーマとする本邦研修が実施されました。本研修では、不動産登記、国家賠償、不法行為法、研修制度、契約法等の多岐に渡る講義と視察が行われ、両カウンターパート機関の職員を中心に16名の研修員が参加しました。本邦研修は、日本の経験・知見の共有の場として重要であるのみならず、ミャンマー側との関係構築の好機にもなります。日緬のメンバーが講義、視察から移動を含めた長い時間を共有し、集中的にコミュニケーションの時間を持てるため、関係構築に非常に役立つ重要な機会となっています。

さらに、8月には、22日～24日の3日に渡り、SCUにおいて、知的財産裁判制度に係る現地セミナーが実施されていました。日本から派遣された研究者及び弁護士の先生方を講師・モデレーターとして、SCU知的財産ワーキング・グループのメンバーとともに、現在作成中の知的財産法に係る教科書の構成の検討、ケース・スタディを通じた法的問題の検討や事案処理に係る意見交換等が行われました。このような現地セミナーでは、双方向のやり取りを通じ、参加メンバーの知識の体系的な習得、理解の促進、問題解決能力等の向上を図ることができます。また、講師を通じて日本の支援に対する信頼が生まれるという効果もあります。本プロジェクトにおいても、セミナー講師の先生方への信頼が契機となり、プロジェクト活動への協力を得やすい土壌が生まれ、活動が加速するという場面がこれまでも見られました。

以上のような、協議（JCCやその他必要に応じて開催されるアドホックなものも含む）、本邦研修及び現地セミナーは、いずれも本プロジェクトの典型的な活動を代表するものです。このような活動と、現地レベルのワーキング・グループ活動や協議等の活動の組み合わせを通して、本プロジェクトは実施されています。

3 JICA 担当者としての所感—出張を通して感じた「現場」

前述の6月の協議の際、私は本プロジェクトの担当者として初めて現地に出張しました。ネピドーの、生活感の薄い独特な雰囲気味わいながらプロジェクト・オフィスの入るUAGOの建物に向かい、正面玄関を入ると、三段重ねの金属製弁当箱を片手に下げ、もう片手には1歳くらいの子どもを抱きかかえて廊下を歩く普段着の女性の姿が目飛び込んできました。気付けば、職員の家族とおぼしき似たような親子連れが何組か、勝手知ったる様子であちこちの部屋に出入りしています。ひとつの部屋を覗くと、そこではパソコンの置かれたデスクの傍らでお弁当を広げて親子が食事をしていました。現地の人々の「日常」がそこにありました。

このネピドーで最初に出会った「生活の営み」を感じる光景は非常に印象に残りました。

本プロジェクトの目標は、前述のとおり「法・司法及び関係機関における組織的・人的能力の向上」であり、プロジェクト活動の直接の対象は両カウンターパート機関の職員です。しかし、その先にある、現地の「普通の人々の、普通の暮らし」に対して、着実にプロジェクトの成果・効果を届けることを常に意識して、プロジェクト実施に携わっていきたいと思います。

また、この出張の際、もう一つ印象的だったのが、偶然にも多少ミャンマー語を話す私がミャンマー語で挨拶をしたときのカウンターパートの面々の反応です。当初は若干緊張したような面持ちで私を迎え入れてくれた彼らの表情が、その瞬間に一気に緩みました。その様子に、単純ながら、現地に行き、見て、会って、話をすることの重要性を再認識させられました。

JICA 本部の担当者は、その物理的な距離ゆえ、ともすると現地からは少し遠い存在となりかねませんが、各方面の関係者間の調整・取りまとめを行い、プロジェクトの方向付けを整理する存在として、日々その実施に関わっています。担当者として、カウンターパート、プロジェクト、その他様々な関係者の方々との小さなコミュニケーションの積み重ねを大事にしつつ、カウンターパートとプロジェクト・チームの伴走者として、ミャンマーの法整備を支援していきたいと思います。

ベトナム法整備支援案件について

JICA産業開発・公共政策部
ガバナンスグループ 法・司法チーム
松戸綾乃

ベトナムでは、1986年のドイモイ政策開始以降、市場経済化への移行が進められており、様々な開放政策の一環として市場経済化に対応する法制度の構築が急務でした。1990年代に入り、ベトナムは各国政府や国際機関の協力を得ながら法整備を進めていましたが、市場経済化に対応する法整備及び法律に精通した人材育成の必要が生じました。

このような背景を踏まえ、ベトナムでは、1996年から法整備支援を開始しました。協力は法令起草支援と社会調査から始まり、その後、法令の整備が進むにつれて、これを運用する人材の育成が重要であることから、司法を担う人材の育成も協力の一つの主要な要素となりました。また、2000年代に入ると中央のみならず地方機関も対象とし、パイロット地区における実務から得られた教訓等を中央機関にフィードバックしたうえで、組織やルールの整備並びに法曹人材育成に反映するという協力体制を構築しました。

実施中の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト（以下、「本プロジェクト」という）」（2015年度-2019年度）では、司法省、首相府、最高人民裁判所、最高人民検察院、ベトナム弁護士連合会の5機関をカウンターパート（C/P）機関として、民法典を始めとする民商事法の起草支援、各機関の人材育成、また本プロジェクトからの新しい取組として、司法省と首相府との協力を基盤として、法令間の整合性の確保という活動を行っています。その他、最高人民裁判所とは、判例制度、争訟原則、家庭裁判所の運営等をテーマとした活動、最高人民検察院とは改正刑事訴訟法や刑事捜査機関組織法等に係る活動、ベトナム弁護士連合会とは弁護士マニュアルの作成や当番弁護士制度導入に関する活動等を行っています。

なかでも中心となってきたのは、民法典の起草支援に関する活動です。民法典に関する活動は、ベトナムへの法整備支援の初期から取り組んでおり、2005年の改正民法と、本プロジェクトにおける2015年改正民法の双方に、JICAの法整備支援は協力を行ってきました。

また最近では、2015年改正民法を踏まえ、財産登記法の起草や関連する制度づくりに関する協力も始めており、ハノイにて司法省担保登録取引局等を対象として、日本の登記制度等を紹介するセミナーも実施しました。財産登記に関連する法令の整備は、取引の安全及び活性化にとって重要であり、市場経済化の後押しをするだけでなく、関係法令間の整合性確保を促すことになり、JICAのベトナムに対する法整備支援の目的にも資する取組みと言えます。

ベトナムの法整備支援は1996年に開始され、20年以上続いてきました。その間にベトナムの司法関係機関の能力も向上したことから、プロジェクトはいま、ベトナム側の自助

努力を更に促進していくための転換期にあります。つまり、ベトナム自身が自立的に進めることが可能な活動も増えてきていることから、これまでの法制度全体を支える協力から、よりの絞った協力とすることが必要とされています。

ベトナム C/P の能力の向上は、出張時や C/P が日本に研修に来る際など、様々な側面で窺えます。出張時に参加した C/P との合同で実施する会合は、よく準備された会場と資料のもと開催されており、整った会場に、ベトナムという国の底力を見る気がしました。一方で会場の整然とした様子とは対照的に、おそらく能力の高まりを源泉として、熱く、時に厳しい議論が交わされることもあり、チャレンジングな場面もありますが、それも 20 年間続いてきた協力の成果の表れの一つではないかと感じています。

また、20 年間の協力のなかで、多くの司法関係機関・部署とのつながりが構築されており、本プロジェクトの C/P は 5 機関と言いつつも、実態としてはそれ以上の C/P を有するような感覚があります。JICA の法整備支援案件のなかで最も長い歴史を持つベトナム案件においては、現場の活動の全体像や関係機関の把握のみでも重量感がありますが、C/P の能力の向上に反映されている協力の成熟を背景に、今後どのように協力の焦点を絞っていくかが、ベトナムに対する法整備支援に提示された新たなチャレンジだと考えています。ベトナムの更なる自立発展性を支えるため、20 年を経たベトナム法整備支援の転換点に相応しい方向性を見出すべく、これからも熱い議論を続けていきたいと思えます。

中国法整備支援について

JICA産業開発・公共政策部
ガバナンスグループ法・司法チーム

山本 聡子

第1 背景

中国は、1978年に改革開放政策を開始し、その後急激な経済成長、社会発展を遂げてきました。1999年に改正された憲法には、「依法治国（法に基づき国を統治する）」との文言が挿入され、2001年には国際貿易機関（WTO）に加盟したこと等から、国際基準に沿った国内法制の整備が急務となりましたが、法の起草・改正作業、制定法の運用や執行において、公平性や法の整合性等の様々な問題が存在していました。

そこで、日本は、これまで自国の法整備で培った知見を活かし、中国の立法計画の中で優先度が高い法令に対して、立法及び法改正の支援を行うこととなりました。

まず、2004年にカウンターパート機関を商務部（経済産業省に相当）とする「経済法・企業法整備プロジェクト」を皮切りとして中国への法整備支援を開始し、その後、2007年から現在まで約10年間、全国人民代表大会（全人代）常務委員会法制工作委员会（立法権を有する全人代の中で法令の起草作業を担当する部門、以下、「全人代法工委」といいます。）をカウンターパート機関として、法令起草支援の協力を行ってきました。

第2 プロジェクト活動の概要

現在実施している「市場経済の健全な発展と民生の保障のための法制度整備プロジェクト（以下、「本プロジェクト」といいます。）」では、各年度に決定した2～3の対象法令について、本邦研修、北京での現地セミナー等を実施し、日本の司法機関、行政機関、弁護士、研究者、業界団体等からの当該法令に係る知見の提供、意見交換の場を設け、中国の法令起草に必要な情報提供を行っています。また、日本から長期専門家（弁護士）を北京に派遣し、法整備アドバイザーとしてカウンターパートへの助言及び情報提供を行っています。長期専門家は、中国の国情、法的課題、動向等を把握した上で、全人代法工委と密に連絡を取り、日本と中国の関係者を繋ぐ非常に重要な役割を担っています。

これまで一連の中国法整備支援プロジェクトで取り扱った主な対象法令は、会社法、独占禁止法、権利侵害責任法（不法行為法）、民事訴訟法、消費者権益保護法、環境保護法、行政訴訟法、食品安全法、民法総則等であり、日本からの支援を経て、これらの法が制定・改正されるに至りました。

本プロジェクトでは、特に、専利法（特許法）、民法典編纂、行政手続法、業界協会・商会法等を扱っています。いずれも、中国側の立法ニーズに合うというだけでなく、法制定・改正を通して、中国で活動する日本企業をはじめとする日本側にとっても裨益する内容となっています。

第3 最近の動き

本プロジェクトの2016年度対象法令として、民法典編纂（特に民法総則）の支援を実施した結果、2017年3月に開催された全国人民代表大会で民法総則が成立し、同年10月から施行される予定となりました。中国では、これまで統一的な民法典が存在しなかったため、これが民法典編纂に向けての大きな第一歩となりました。今後、物権、契約、不法行為、婚姻家庭、相続の各編も整備し、2020年に民法典を完成する予定で作業が進められています。また、専利法（特許法）についても、現在第4回目の改正作業中です。

当初、本プロジェクトは、2017年6月で終了する予定でしたが、民法典編纂、専利法（特許法）という重要法令の起草作業が継続していることから、今般、2020年6月までの3年間の延長が決定しました。引き続き、日本側関係機関の協力を得ながら、全面的に支援を行っていく予定です。

第4 中国法整備支援の特徴

一点目は、全人代法工委の関係者は、調査研究の水準が非常に高く、日本法のみならず、欧米の法令についても調査を行った上で、明確な問題意識を持って本邦研修及び現地セミナーに臨んでいることです。そのため、本邦研修やセミナーの場では、中国側の草案に基づく具体的な議論、日本法の条文の趣旨目的、日本法の改正時に行われた議論の沿革など、表面的な制度紹介にとどまらない突っ込んだ議論がなされています。日本側にとっても、中国側から提起された疑問や意見により、改めて日本法を見直す貴重な機会となっています。

二点目は、本プロジェクトの活動は、カウンターパートである全人代法工委のみならず、最高人民法院、最高人民検察院、国務院法制弁公室等の司法機関、行政機関をも対象とし、行政法規、司法解釈といった中国法の実務に対してもインパクトを与えていることです。

2016年に実施した民法総則の本邦研修では、全人代法工委の職員以外に、全人代に組織された民法典編纂のプロジェクトチームである最高人民法院、最高人民検察院、国務院法制弁公室、社会科学院、中国法学会からもメンバーが来日しました。約2週間の研修日程を共に過ごし、講義のみならず生活も共にすることで、各機関の連携が深まり、帰国後の作業が非常にスムーズになったとの報告を受けました。本邦研修が、法令の中身の検討だけでなく、民法起草作業自体を様々な面でバックアップする機会となったと知り、私自身非常に嬉しく思いました。

第5 印象的な出来事

2017年1月に行政手続法の本邦研修を実施した際、過去に対象法令とした行政関連法（行政訴訟法、食品安全法、環境保護法、大気汚染防止法）の成果発表会を開催しました。

全人代法工委からの報告の中で、環境保護法について、日本から学んだ点としてまず挙げられたのは、持続可能な発展の理念でした。今を生きる我々が、将来の世代の発展を妨

げてはならないということ。これは、日本の環境基本法第4条に規定されている、環境負荷の軽減、持続的発展という理念です。全人代法工委の起草担当者は、本邦研修において、日本側の講師から、中国の環境保護法第1条の目的規定に持続可能な発展という理念を入れることについての示唆を受け、感銘を受けて、これを実際に条文に取り入れたという経緯がありました。

このように、中国側のカウンターパートは、謙虚に日本側の知見に学び、それを中国の国情に合わせて取り込みつつ、スピード感を持って中国独自の法律を整備することに情熱を懸けています。本プロジェクトは、協力関係を構築する中で、日本側関係者が中国側関係者の法整備への姿勢について刺激を受ける機会が多々あり、非常にやりがいを感じます。

今後も、本プロジェクトを通して、引き続き中国側との交流を続け、中国の法整備及び法実務の改善を支援していくとともに、日中双方にとっての学び合いの場を増やしていきたいと考えています。

【大学における法整備支援に関する研究・教育】

大学における法整備支援の研究・教育へのいざない

大阪大学大学院国際公共政策研究科特任講師

安藤 由香里

はじめに：法整備支援とのかかわり

2017年6月17日、大阪中之島合同庁舎にて、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）主催で開催された「法整備支援へのいざない」は多数の若者が参加し、法整備支援のキャリアパスについて熱い議論が繰り広げられた。本稿では、キャリアパスの一例として、大学に席を置く筆者と法整備支援のかかわりについて触れた後、大学における法整備支援（広い意味で法を「ツール」とする国際協力を含む）に関する研究・教育の現状、可能性、課題を考えてみたい。

筆者が「法と開発」を初めて学んだのは、1997年、名古屋大学大学院国際開発研究科で、鮎京正訓教授、安田信之教授を通してである。法がどのように開発の場面で作用するかにつき、アジアの事例について論文を読み、議論した。また、海外実地研修では、インドネシアの最高裁判所等を訪問し、現地の弁護士等に会い、インドネシアの土地問題について現地調査を行った。今考えれば、非常に贅沢な環境で法整備支援の基礎を学んだことになる。その後、日本学生支援機構（JASSO）の奨学金を得て、英国ウォリック大学法学研究科開発法専攻で、アフリカやインドの弁護士等と席を並べ、開発における法（Law in Development）について議論を交わした。開発法専攻長のウペンドラ・バクシー（Upendra Baxi）教授が、「弱者の視点」から法を考えることが重要であり、法は「ツール」であり、「法」と「開発」は並列ではないと何度も繰り返していたことは今でも忘れられない。その後、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）で、ベトナムから日本へ招聘する研究者の必要書類の翻訳等のお手伝い等をした。

国際協力機構（JICA）が法整備支援の能力強化研修を実施していることを知り、内閣府に勤務していた際、応募したが、コートジボワール出張と重なってしまい、辞退せざるをえなかったこともあった。2010年、念願のJICA法整備支援能力強化研修に参加し、いつか何らかの形で法整備支援にかかわりたいという気持ちがますます強くなった。その後、大阪大学グローバルコラボレーションセンターに赴任し、幸いなことに、グローバル人材を養成することが職務であったため、法分野におけるグローバル人材の促進を自らの使命と考えた。そのひとつが、「法と開発」講義立ち上げの「夢」である。法を「ツール」とする国際協力について、法学生に「できる限り早い」段階で知ってもらい、キャリアパスの選択肢のひとつにして欲しいと考えた。そして、講義では、理論と実践の双方を扱う必要性を実感していたため、まずJICA法整備支援の国際協力専門員に協力をあおぎ、「いけそうかも！」の手応えを得た後、企画書案を携え、全く面識のない大阪大学大学院法学研究

科及び大学院高等司法研究科の教授の扉を叩いた。そこで、同意を得た後、大阪大学と大阪外国語大学の統合に伴い開講された「司法通訳翻訳高度副プログラム」で既に開講していた法務省の連続講義から、ICD部分を独立させる同意を同部から得た。こうした経緯を経て開講されたのが、以下に述べる「法と開発」である。

1. 大阪大学における法整備支援の教育の目的

「法と開発」の開講の目的は、「法」を主眼に置き、法曹界、日本国内、グローバル社会、市民社会でグローバルに活躍できる人材を養成することである。グローバル化社会の中で、法分野においても取扱う事象は多様化しており、様々な知識及び多様性の理解を必要とする事例が増える傾向にある。日本は、大陸法系と英米法系を日本社会に受容してきた歴史を有し、その経験は法整備支援を担う際に有利に働く。例えば、法の支配が脆弱な国家においては、法整備支援及びガバナンス支援の要請が高く、日本の大学で学んだ者の能力及び日本の経験を活かすことができる新しい分野であると考えられる。

本講義の学習目標は、グローバル化社会の中で、果たすべき真の役割を担える法分野におけるグローバル人材を要請することを目指し、法曹界等と協働し、教育・研究の充実・発展を行うことである。

履修条件は、1) 学部3年以上、2) 法学系分野で国際協力及び開発分野に興味を抱く学部生・大学院生とした。2015年度前期に初めて開講した際、受講生の大半は、法学部国際公共政策学科3-4年生の30名程度であった。しかし、2016年3月末グローバルコラボレーションセンター閉鎖にともない、2016年度開講が不明の状態が最後の最後まで続いた。幸いにも、関係者の「惜しみない協力」に助けられ、2016年度後期に開講可能となった際の主な受講生は、法学部国際公共政策学科及び法学科3-4年生の45名程度であった。2017年度も関係者の「惜しみない協力」に助けられ、最終的に開講可能となり、主な受講生は、法学部法学科3-4年生の65名程度であった。一昨年度、昨年度、本年度とシラバスは改定され続けているが、本年度は以下である。

大阪大学 平成29年度前期「法と開発」シラバス

「総合演習（法と開発）」大学院・「特別講義（法と開発）」学部・国際公共政策研究科

開講学期：1学期 木曜5限 単位数：2単位

場所：国際公共政策研究科講義シアター

第1回 「法と開発の理論」(国際公共政策研究科 安藤由香里特任講師)

法分野における開発協力の発展及び法曹界の役割について概説する。

第2回 「法と開発を巡る諸問題」(元モンゴル長期専門家 岡英男弁護士)

法による開発という観点から、法の支配を巡る諸問題について概説する。

第3回 「開発と法社会学」(法学研究科 福井康太教授)

法と開発の観点から、法社会学との関係を概説する。

第4回 「開発と比較法」(法学研究科 福井康太教授)

法と開発の観点から、比較法の留意点を概説する。

第5回「法務省による法整備支援の現状 1」(法務省法務総合研究所国際協力部 松尾宣宏教官)

法務省による法整備支援の現状を学ぶ。

第6回「法務省による法整備支援の現状 2」(法務省法務総合研究所国際協力部 廣田桂教官)

法務省による法整備支援の現状を学ぶ。

第7回「法務省による法整備支援の現状 3」(法務省法務総合研究所国際協力部 伊藤浩之教官)

法務省による法整備支援の現状を学ぶ。

第8回「法整備支援の実情と課題-国際社会で求められる日本の実務法曹の貢献」(JICA 国際協力専門員 磯井美葉弁護士)

JICAによる法整備支援の現状を学ぶ。

第9回 「法整備支援の課題」(JICA 国際協力専門員 磯井美葉弁護士)

JICAによる法整備支援の現状を学ぶ。

第10回「法学研究者による国際協力 1」(法学研究科 仁木恒夫教授)

法学研究者の国際協力について「東ティモール調停法立法支援 1」から学ぶ。

第11回「法学研究者による国際協力 2」(法学研究科 仁木恒夫教授)

法学研究者の国際協力について「東ティモール調停法立法支援 2」から学ぶ。

第12回「法学研究者による国際協力 3」(高等司法研究科 名津井吉裕教授)

法学研究者の国際協力について「ラオス民事訴訟法マニュアル作成支援」から学ぶ。

第13回「法学研究者による国際協力 4」(高等司法研究科 名津井吉裕教授)

法学研究者の国際協力について「ラオスにおけるADR法（経済紛争解決法）マニュアル作成」から学ぶ。

第14回「法と開発 PCM ワークショップ 1」(国際公共政策研究科 安藤由香里特任講師)

前回までの講義を踏まえ、PCM 手法で、法と開発プロジェクト案を作成する。

第15回「法と開発 PCM ワークショップ 2」(国際公共政策研究科 安藤由香里特任講師)

前回までの講義を踏まえ、PCM 手法で、法と開発プロジェクト案を作成する。

参考文献：

松尾弘 『開発法学の基礎理論—良い統治のための法律学』勁草書房(2012)

松尾弘 『良い統治と法の支配—開発法学の挑戦』日本評論社(2009)

参考 URL：JICA 法整備支援ポータルサイト - JICA ナレッジサイト

<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0401.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/82defb180cfaf65d49257bc5002cef9f?OpenDocument>

成績評価：

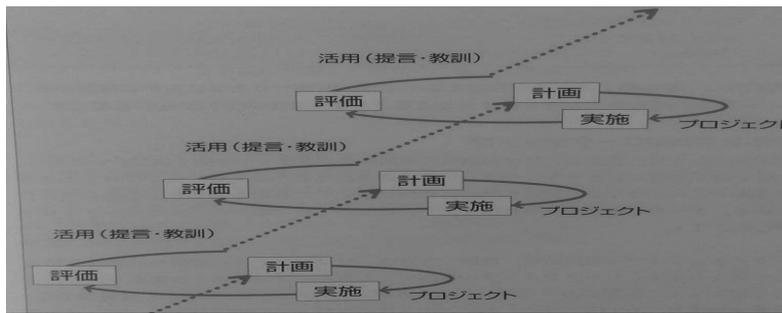
- | | |
|--------------------|-----|
| 1. リアクションペーパー (出席) | 50% |
| 2. 期末レポート | 50% |

開講初年度と3年目の今年度を比べると受講生の増加が著しく、徐々に認知度が上がってきていると言えるのかもしれない。また、当初は法学部国際公共政策学科の受講生が多かったが、今年度は圧倒的に法学科が多かった。法学部生にとり、法をツールとする国際協力は、既存の法学部の講義とは異なり、新鮮であったようである。毎回、講義の最後5分をリアクションペーパーの記入にあて、1. 本日の気づき、2. 本日の質問、3. コメントを提出してもらい、授業改善にあててきた。受講生の増加は嬉しいことである反面、参加型のプロジェクト・サイクル・マネジメント (PCM) ワークショップの実施は難問であった。そこで、次に、大阪大学における法整備支援プロジェクト策定のための PCM ワークショップの試みについて見ていくことにする。

2. 大阪大学における「法整備支援」PCM ワークショップ

プロジェクト・サイクル・マネジメント (PCM) とは、現状における問題を特定し、問題の原因を分析し、解決策を探り、実行計画をプロジェクトとして形成する問題解決型のプロジェクト・マネジメント手法である。同手法では、図のように、計画立案、実施、評価、活用 (提言・教訓) のサイクル管理を行う。

図：計画・実施・評価・活用のサイクル管理



出所：財団法人国際開発高等教育機構『PCM Project Cycle Management 開発援助のためのプロジェクト・サイクル・マネジメント参加型計画編』2007年，5頁。

PCM ワークショップで決定した，目標，活動，投入等のマトリックスを，プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM) とよぶ。すべての JICA プロジェクトは PDM を使用することが必須であり，もちろん法整備支援プロジェクトも例外ではない。

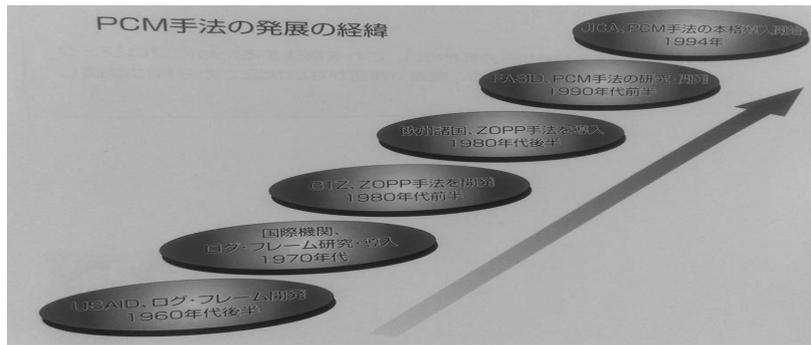
図：プロジェクト・デザイン・マトリックス (PDM)

| プロジェクトの要約 | 指標 | 入手手段 | 外部条件 |
|-----------|----|------|------|
| 上位目標 | | | |
| プロジェクト目標 | | | |
| アウトプット | | | |
| 活動 | 投入 | | 前提条件 |

出所：財団法人国際開発高等教育機構『PCM Project Cycle Management 開発援助のためのプロジェクト・サイクル・マネジメント参加型計画編』2007年，4頁。

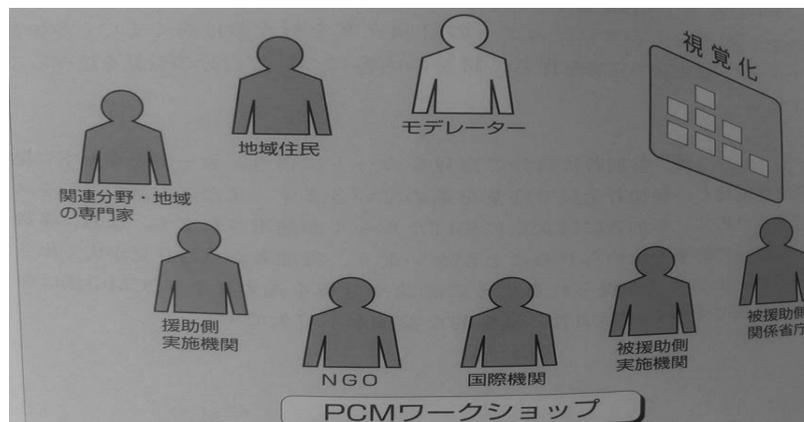
PDM は，ロジカル・フレームワークとよばれる 1960年代に米国国際開発庁 (USAID) が開発したマトリックスに起源を有する。その後，ドイツの援助機関 (GIZ) が参加型に発展させ，1990年代に財団法人国際開発高等教育機構 (FASID) が PCM 手法を開発し，JICA が導入した。

図：PCM手法の開発



出所：財団法人国際開発高等教育機構『PCM Project Cycle Management 開発援助のためのプロジェクト・サイクル・マネジメント参加型計画編』2007年，12頁。

図：PCMワークショップの参加者



出所：財団法人国際開発高等教育機構『PCM Project Cycle Management 開発援助のためのプロジェクト・サイクル・マネジメント参加型計画編』2007年，8頁。

PCMワークショップは、図のように、モデレーターとよばれる進行役と地域住民、専門家、援助実施機関、非政府組織、国際機関、被援助側実施機関等が参加して実施する。参加型の重要性とは、立場の異なる人々の視点を取り入れ、衝突、軋轢、プロジェクトへのマイナス要因等を事前に議論し、積極的に解決するように導くことにある。PCMでは、参加型、一貫性¹、論理性²を担保することにより、説明責任及び透明性のような社会的責任を効果的に履行することを目指している。というのは、単なる情報公開だけでは説明責任や透明性を充足することにはならず、情報の内容が一貫しておりかつ論理的であることが要求されるからである。PCM手法の利点としては、1) 的確で効率的な運営管理、2) ニーズに応じた立案、3) プロジェクトの透明性の確保、4) コミュニケーションの促進が

¹ PDMを用いて、計画・実施・評価のプロジェクト・サイクル全過程を一貫して運営管理する。

² PCM手法の分析段階、特に問題分析及び目的分析の段階では、「原因－結果」及び「手段－目的」の因果関係に基づき現状を分析する。

あげられる³。

通常、数日間かけて実施する PCM ワークショップであるが、大阪大学「法と開発」では、180分（90分×2コマ）のみであり、すべてを網羅することは到底無理であったが、敢えて実施した背景には、以下のねらいがあった。1) 問題の原因は何かを議論し、可視化する。2) グループ内で意見を出し合い、多数決ではなく、コンセンサスにより、合意を形成する。3) PCM 手法を知り、今後のレポート作成、就職活動等のブレインストーミングや関係性の分析に活用してもらう。

但し、教室の広さやモデレーターが把握できる人数には限界があり、筆者は副モデレーター資格を有するが、モデレーターではない。そうした状況を勘案し、6グループに編成したところ、1グループが11名程度となり、参加型ワークショップとしては、今後どのように運営すべきかが大きな課題となった。課題は残るものの、受講生のリアクションペーパーを見る限りでは、PCM ワークショップのさわりを知ることは決して無駄ではなく、もっと時間が欲しかったが、参加して良かったという意見は少なくなかった。

写真：大阪大学 PCM ワークショップの様子



今回の法整備支援プロジェクト策定のための PCM ワークショップは、「トヨナカ国の土

³ 財団法人国際開発高等教育機構 FASID『PCM Project Cycle Management 開発援助のためのプロジェクト・サイクル・マネジメント参加型計画編』2007年、10頁。

地紛争」という架空のシナリオに基づいて実施した。以下が学生に配布した内容である。非常に限定された情報のみであるため、想像力を働かせることも受講生に求められていた。180分という時間の制約上、ブレインストーミングも兼ねて、関係者分析を重点的に行った。その上で、重要な関係者を選び、選ばれた関係者の詳細分析として、基本情報、問題／弱み、可能性／強み、解決策案等を書き出していった。1コマが終わった時点でグループ毎に進行状況は異なっていたが、次週の2コマ目の最初は、各グループの代表者が3分間の発表を行うことから開始した。他グループの関係者分析を知ることにより、同じシナリオであっても、どこに重点を置くかで全く異なる分析になり得ること、そして、異なる視点があることの気付きが重要だからである。その後、問題／弱みから問題分析に進めていき、問題分析の途中で時間切れとなった。

大阪大学2017年度前期「法と開発」PCMワークショップ

2017年7月20日，27日

「トヨナカ国の土地紛争」

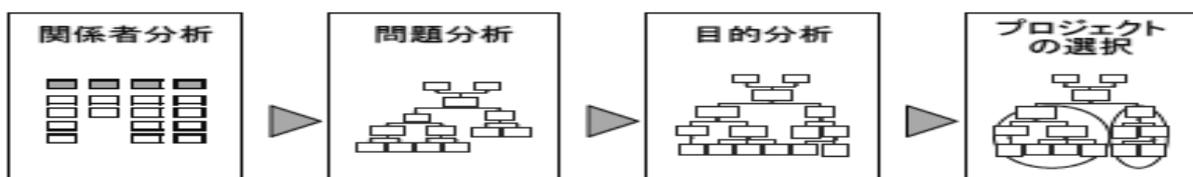
【設定】

トヨナカ国は、政府と反政府勢力のマチカネワニ同盟が内戦を行ったため、不動産権利関係書類は廃棄され、強制移住により、過去の所有占有関係も不明となった。そして、1979年以前の土地権利関係は無効となった。

1992年トヨナカ国土地法は、慣習的な土地の利用形態を認めていた。しかし、2001年トヨナカ国土地法は、2001年までに5年以上、占有が平穏に継続された土地の所有権を認定することにした。また、2001年トヨナカ国土地法は、先住民コミュニティに「集団的土地所有権」を認め、伝統的農業を行う焼畑等の土地処分を制限した。しかし、先住民コミュニティを騙すものが後を絶たず、法知識がないために焼畑の処分事例が多発した。

以上のような状況で、トヨナカ国政府は、ホーガックイ国の国際協力機構（HICA）に、法整備支援を依頼してきた。あなたは、HICA 法整備支援の専門家である。本件を解決するために最良のプロジェクトを策定しなさい。

【PCMワークショップ分析手順】



【PCM ワークショップのルール】

1. 自分の考えを自分でカードに書く。
2. 一枚にはひとつのアイデアを書く。
3. 具体的な内容を書く。
4. 簡潔な文章で表現する。
5. 事実を書き，抽象論や一般論は避ける。
6. 議論の前にまずカードを書く。
7. カードを取り除くときは，コンセンサスを得る。
8. 誰が書いたかは問わない。

【ステップ1：関係者分析】

1. プロジェクト関係者をすべて書き出す。
2. 書き出された関係者を類別（実施者，意思決定者協力者，出資者，受益者，顧客等）
3. 類別した関係者集団から，重要な関係者を選ぶ。
4. 選ばれた関係者を詳細に分析（基本情報，問題／弱み，可能性／強み，解決策案等）
5. 対象を仮決めする。

【ステップ2：問題分析】

1. 現状における主要問題を列挙する。
2. 中心問題を決める。
3. 中心問題の直接原因を，中心問題の一段下に並列する。
4. 中心問題が直接原因で引き起こされる問題（結果）を，中心問題の一段上に並列する。
5. 問題を原因－結果の関係で整理し，系図を上下に発展させる。

【ステップ3：目的分析】

1. 問題系図で望ましくない状態を，問題が解決された状態に書き換える。
→本当に望ましい状態か，実現可能か，必要十分かを確認する。
2. 必要ならば目的を変更，さらなる手段を追加，不要な目的を削除等修正する。
3. 問題系図の手段－目的を再度，確認する。

3. 大学における法整備支援の研究・教育と他機関との連携

以上のように，最初は「夢」であった「法と開発」講義が立ち上がり，予算の関係上1年で消えるはずだったが，3年続いたことは，ICD，JICA，大阪大学の関係教員，日本弁護士連合会の連携，そして「惜しみない協力」のおかげである。現在，大学，とりわけ文系学部は運営費交付金等の削減により，専任教員以外の講義が消える等の危機に直面している。その中で，法整備支援の研究・教育をどのように継続していくかは，他機関との連

携以外にないと言えるであろう。

2015年2月に閣議決定された「開発協力大綱」の重点課題では、普遍的価値の共有として、1) 平和で安全な社会の実現、2) 法の支配の確立、3) グッドガバナンスの実現、4) 民主化の促進・定着、5) 女性の権利を含む基本的人権の尊重等が明示され、法整備支援の重要性がますます増えている。法整備支援を担う人材育成には時間がかかるが、海外から日本への法整備支援のニーズは多く、日本に求められている役割は拡大し続けている。なぜか、それは日本の良さが認められているからであろう。日本の法教育の良さを端的に表すのは、国際刑事裁判所（ICC）の尾崎久仁子判事の言葉で、「日本の法教育の緻密さは素晴らしい。国際司法機関で、もっと日本で法教育を受けた人材が活用されて欲しい」ではないだろうか。判事はそのための協力を惜しまず、「連携」で実現したのが、大学生・大学院生をハーグの国際司法機関に引率した、海外フィールドスタディ「国際司法・平和の現場を知る（オランダ）」である。他機関との連携がなければ到底実現しなかったもうひとつの「夢」である。内向きになりがちな法学生に国際機関を知ってもらいたいと考え、ハーグの国際司法裁判所（ICJ）、国際刑事裁判所（ICC）、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（ICTY）、常設仲裁裁判所（PCA）に協力をあおぎ、「いけそうかも！」の手応えを得た後、企画書を作成し、日本学生支援機構（JASSO）の助成金を採り、2015年・2016年に10日間で2回実施した。上機関以外に、化学兵器禁止機関（OPCW）、欧州安全保障協力機構（OSCE）少数民族高等弁務官事務所、レバノン特別法廷、シェラリオーネ特別法廷、グローニンゲン大学を訪ねた。対象・参加条件は、大阪大学の全学部・研究科の正規学生で、1年目は高等司法研究科学生2名、法学研究科2名、学部生4名の8名で単位付与なし、2年目は学部生8名でグローバルコラボレーション科目として2単位を付与した。

海外フィールドスタディ「国際司法・平和の現場を知る」の目的は、国際的な紛争の解決手段として司法について学ぶことであった。国際司法・紛争解決の分野で重要な取り組みを進めているオランダのハーグを中心として、ICJ、ICC、ICTY、PCA、OPCW、OSCE少数民族高等弁務官事務所、在蘭日本国大使館等を訪問し、国際司法の現場を学生に実際に肌で感じてもらい、国際司法・平和にかかわる諸課題について考えてもらった。また、各機関で職員と意見交換をする中で、どのように自らのキャリアパスを具体化するかを発見することも目的であった。このような背景の中、2年目に参加した学生が、現地に行く前に、「国際司法・平和の現場を知る」ことを深化させ、自らが学びたいことを具体化し、フィールドスタディ全体の目標を設定したのが以下である⁴。

⁴ 海外フィールドスタディ「国際司法・平和の現場を知る（オランダ）」2014年度及び2015年度報告書は筆者ホームページ（<http://www.hs.ura.osaka-u.ac.jp/andoyukari/>）の海外フィールドスタディのタブをクリックすると閲覧可能。

- ・実際に行って現場を見る
- ・当事者意識を持つ，高める
- ・司法の現場を見る，理解する
- ・資格など何持っている？かを聞く
- ・正義とは？を問う
- ・ロールモデルを探す
- ・生命倫理との関係性を探る
- ・国際司法の限界とは何かを考える，理解する
- ・自分の目で見ると
- ・平和構築につながるものが何かを知る
- ・キャリア形成を考える

図：2015年度研修全体の日程

| | |
|-------------------|-------------------------------------|
| 9月24日（木） | 「海外フィールドスタディ（B）募集要項」ウェブサイト公開 |
| 10月5日（月） | 履修申込書 入力用URLをGLOCOLウェブサイトに掲載、応募受付開始 |
| 11月5日（木） | 追加募集「海外フィールドスタディ履修申込書」締切り |
| 11月9日（月）、10日（火） | 面接日 |
| 11月13日（金） | 履修決定者に連絡 |
| 11月17日（火） | 第1回授業 オリエンテーション |
| 11月24日（火） | 第2回授業 フィールドワークの実践と倫理 |
| 12月1日（火） | 第3回授業 事前学習(1) |
| 12月8日（火） | 第4回授業 事前学習(2) |
| 12月15日（火） | 第5回授業 フィールドワークにおけるリスク管理 |
| 12月22日（火） | 第6回授業 事前学習(3) |
| 1月12日（火） | 第7回授業 研究計画発表会 |
| 2月13日（土）～2月22日（月） | 現地実習 |
| 2月26日（金）23：59 | 報告書提出締め切り |

図：2015年度現地研修の日程

| | | |
|------|---------------|--------------------------|
| 1日目 | 2016/2/13 (土) | 関空発→アムステルダム着→ハーグへ移動 |
| 2日目 | 2016/2/14 (日) | セルフリサーチ |
| 3日目 | 2016/2/15 (月) | ICC、レバノン特別法廷、OSCE/HCNM訪問 |
| 4日目 | 2016/2/16 (火) | PCA、ICJ、ISS、日本大使館訪問 |
| 5日目 | 2016/2/17 (水) | ICTY、SCSL、OPCW、ICC訪問 |
| 6日目 | 2016/2/18 (木) | グローニンゲンへ移動、現地学生と交流 |
| 7日目 | 2016/2/19 (金) | グローニンゲンへ大学での講義 |
| 8日目 | 2016/2/20 (土) | アムステルダムへ移動 |
| 9日目 | 2016/2/21 (日) | スキポール空港発 |
| 10日目 | 2016/2/22 (月) | 関空着 |

写真：国際司法裁判所と常設仲裁裁判所のあるハーグの平和宮



2回の海外フィールドスタディ「国際司法・平和の現場を知る」を終えて反省点も多い。例えば、国際法を学んだ参加学生は少なかったもので、基礎的な知識を事前学習でどこまでおさえるべきか、限られた時間の中でどこに優先順位をおくべきかが課題である。また、学生だけではなく、他機関所属の実務家、例えば、現役の裁判官、検事、弁護士等と一緒に海外フィールドスタディを構築できないかも検討したが、不測の場合の責任の所在、つまりリスク管理の点から容易でないことが判明した。仮にリスク管理の問題点を乗り越えられれば、学生と実務家が同時に参加する海外フィールドスタディは、学生にとって刺激になるだけでなく、実務家にとってもプロフェッショナルトレーニングやモチベーションの向上として有効ではないだろうか。

おわりに：大学における法整備支援の研究・教育の今後

「法と開発」の講義及び海外フィールドスタディ「国際司法・平和の現場を知る」の「夢」がふたつ実現可能となった背景には、「他機関との連携」、「惜しまない協力」者の発見と説得がある。確かに、大学における法整備支援の研究・教育は、予算の問題等課題が山積していると言えるかもしれない。しかし、明確なのは、学生のニーズがそこに明らかに存在

していることである。それは、2017年6月17日の「法整備支援へのいざない」に多数の若者が参加し、法整備支援のキャリアパスについて熱心に耳を傾けていたことが表象しているし、また、「法と開発」の講義の受講生がうなぎのぼりに増加していることが端的に示している。

日本が「開発協力大綱」の重点課題を達成するためには、法整備支援を担う日本側の人材育成が急務の課題であり必須でもある。そのためには、学生のモチベーションをあげると共に、知識を広げてもらうための仕掛けも必要ではないだろうか。そのきっかけとして、「法と開発」のような講義の開講及び「国際司法・平和の現場を知る」のような海外フィールドスタディを、日本の大学・機関で実施するのはどうであろうか。多くの方の「惜しまない協力」を受け「夢」が実現したため、もちろん、筆者もそのための協力を惜しまないことは言うまでもない。

ベトナムにおける財産登記法制定支援

JICA長期派遣専門家

川西 一

1 はじめに

JICA ベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」(以下「本プロジェクト」という。)¹では、現在、「財産登記法」(仮称)²の起草支援に重点を置くこととし、これに関連した様々な活動を行っている。

本稿では、財産登記法の制定支援について、経緯と現状、支援の意義、これまでの活動及び今後の展望と課題について、現時点での状況を取りまとめて紹介したい。なお、ベトナムにおける財産登記法は、不動産、動産、知的所有権等を含めたすべての財産を射程に入れることが想定されているが、本稿では、財産的価値が高く、取引も多い不動産を中心に紹介することとしたい。

2 経緯と現状

(1) 経緯

本プロジェクトが、前プロジェクト³に引き続き手厚い起草支援を行っていた新民法典(以下「2015年民法典⁴」という。)が、平成27(2015)年11月に制定され、本年1月から施行された。2015年民法典の基本的特色は、市場経済の一層の発展のため、経済活動の機軸をなす法主体間の取引をより自由にし、かつインフラとしての民事一般法を確立しようとするものである⁵。そして、取引の安全を実現するために不可欠の制度として、財産登記制度の確立が要請されていると言える。この点、2015年民法典は、財産、財産の登記、および財産に対する権利について、以下のような規定を置き、財産登記制度による取引の安全の確保を指向するものと思われる。例えば、第I編「総則」・第7章「財産」は財産および登記すべき財産について定め、「財産」とは「物、金員、有価証券及び財産権」であるとし(第105条1項)、「財産は、不動産及び動産からなる。不動産及び動産は、現存財産及び将来形成財産である」とした(同条2項)。そのうえで、「財産の登記」について、「不

¹ 英語名 The Project for Harmonized, Practical Legislation and Uniform Application of Law Targeting Year 2020(PHAP LUAT 2020), 協力期間: 2015年4月1日~2020年3月31日(計5年間), 相手国側実施機関: 司法省(MOJ), 首相府(OOG), 最高人民裁判所(SPC), 最高人民検察院(SPP), ベトナム弁護士連合会(VBF)

² 原語は「luật đăng ký tài sản」であるが、立法計画に正式に搭載されるまで法律名は確定しないことから、「仮称」とした。

³ 「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2」, 協力期間: 2011年4月1日から2015年3月31日

⁴ 原語は「Bộ Luật dân sự」, 2015年11月24日付け国会承認(91/2011/QH13)。

⁵ 松本剛「2015年ベトナム民法典の概要」ICD NEWS 67号(2016)25頁。松尾弘「2015年ベトナム民法と財産登記制度の課題」ICD NEWS 69号(2016)74頁

動産である財産に対する所有権，その他の権利は，本法典及び財産登記に関する法令の規定に基づき登記される。」(第 106 条 1 項)，「動産である財産に対する所有権，その他の権利は，財産登記に関する法令に異なる規定がある場合を除き，登記しなくてよい。」(同条 2 項)，「財産の登記は，公開されなければならない。」(同条 3 項) との規定を置いた。もっとも，ベトナムでは，登記に関する議定や土地台帳記載事項が公開される旨定められている通達等は存在するものの，本格的な財産登記⁶に関する法律は未だ制定されていないことから，2015 年民法典を適切に施行・運用するため，財産登記法の制定が要請されていると言える⁷。

また，それと並行して，国会決議，政府決議において，以下のとおり，財産登記法を制定すること，その主管機関を司法省とすることが決議されている。2015 年 11 月 27 日付け国会決議「2016 年度及び次の各年度における法律違反及び犯罪防止並びに人民検察院・人民裁判所及び判決執行機関の業務に関する決議」(111/2015/QH13 号) では，政府等が財産登記法を制定する⁸と規定され，2016 年 1 月 7 日付けの政府決議「2016 年度の経済社会発展計画及び国家予算の実現指導・運用のための主要な任務・措置に関する決議」(01/NQ-CP 号) では，司法省の任務として関係各機関と協力して財産登記法案を作成することが決議された⁹。

これらにより，司法省は，2015 年民法典の関連法令として，不動産，動産その他財産に関する権利を広く公示の対象とする財産登記法を制定することを計画し，司法省内の国家担保取引登録局 (NRAST) を主管局として，財産登記法制定に向けて動き出した。同法については，司法大臣も重要な法律であるとして強い関心を寄せており，司法省は，財産登記法の制定のため，2015 年民法典の制定の支援を行った本プロジェクトに対し，引き続き，財産登記の理論や実務に関する知見の提供を要請してきたものである。

(2) 財産（特に不動産）登記に関する現状

ベトナムでは，社会主義体制の下，土地は全人民所有(2013 年憲法第 53 条，2015 年民法典第 197 条)とされ，国家が土地を統一的に管理し，個人・組織に対し，土地の割当て，土地の賃貸，土地所有権の公認を行うこととされ¹⁰，個人・組織が，国から土地所有権を得

⁶ 我が国では，「登記」は不動産登記，船舶登記など法務局で取り扱うものについて用い，例えば自動車，航空機等については「登録」を用いるが，本稿では，日本でいう登記・登録について，すべて「登記」(đăng ký) の語を用いる。

⁷ 2015 年民法典と登記制度に関する詳細については，松尾弘「2015 年ベトナム民法と財産登記制度の課題」ICD NEWS 69 号 (2016) 74 頁参照。

⁸ 「政府，最高人民検察院，最高人民裁判所は，汚職防止機関による活動の成果の総括・評価につき，関係機関・組織と協力し，国会に対し，汚職防止法，刑事判決執行法，特赦法，行政違反処分法の改正・補充を提出し，職位・権限のある者の収入に対する検察に関する決議，財産登記法を制定する。」(第 2 条 5 項)

⁹ 「司法省が，公証，担保取引登記及び担保財産処理における各問題・困難を適時的に解決することを主催し，天然資源環境省，財政省，国家銀行及び中央・地方の各関係機関と協力し，公証，土地所有権・土地付着財産の登記及び税務の間の連携仕組みを早期に確立し，それを実施する。(略)財産登記法案を作成する。」(第 5 項)

¹⁰ 土地所有権には，割当て・賃貸・公認の 3 種類があり，割当て・公認は有償・無償があり，賃貸は賃借料の年払いと一括払いがある (2013 年土地法第 17 条)。

て土地を使用するという理論構成となることが特徴的である。また、土地所有権は、財産権の一種とされ（2015年民法典第115条）、譲渡、賃貸、担保権設定等が可能となっており、日本における土地所有権に引き寄せて考えると理解しやすいとも言える¹¹。

国家による土地管理は、天然資源環境省（MONRE）が所管し、地方では省級人民委員会天然資源環境局（DONRE）、県級天然資源環境室が所管する。日本でいう不動産登記にあたる「土地・土地に定着する住宅その他の財産の登記」は、天然資源環境省が所管する2013年土地法により規定されており（同法第95条以下）、同法は、土地所有権登記を含め、土地に関する事項について広範に規定している。土地所有権は、省級人民委員会天然資源環境局（DONRE）¹²の土地登記事務所¹³において登録され、土地所有権を有する者に対し、土地所有権証明書（通称「レッドブック」）が交付される。同証明書には、土地所有権のほか、設定されている担保権、その土地上にある住宅その他の土地付着財産¹⁴の所有権等に関する事項も記載されている。土地所有権が、第三者に譲渡されると、通常、譲受人である新権利者には、新たな土地所有権証明書が交付されている。この土地所有権登記の情報は、権利者または利害関係者に対してのみ開示されることとされ、第三者への公開は予定していない上、実際には、その情報の開示を受けるのは非常に困難な運用となっている。ベトナムにおける現在の登記制度の詳細については、後述する調査団による報告書等に譲るが、現在の登記制度は、土地の物理的情報の把握に重点が置かれており、取引の安全、担保権設定等の権利関係の扱いが不十分である上、その公開が不十分であることも相まって、複雑な法律関係を生じるような取引には対応できているとは言い難い。

3 同法制定支援の意義

このように、ベトナムでは、日本でいうところの不動産登記制度に対応するものとして、土地所有権登記制度（以下「登記制度」という。）が活用されているものの、同制度は、その経緯から取引の安全及び担保権設定等の民事的な権利関係の扱いは不十分であると言わざるを得ず、2015年民法典で新たに規定された権利関係¹⁵にも対応できていないことはもちろん、複数の抵当権設定など複雑な法律関係にも対応できておらず¹⁶、これを改善することにより、以下に述べるような経済的、政治的なインパクトが生じるものと思われる。さらに、我が国がベトナムにおける土地所有権登記制度の確立を支援することは、ベトナム側だけでなく、ベトナム進出日本企業を始めとする日本側にも大きな裨益があると思われる。

¹¹ 土地所有権の内容・存続期間は、権利主体（個人・組織の国籍など）および土地の用途（農地、住宅地など）によってそれぞれ詳細に定められており、所有権と同様に取り扱われているとまでは言い難い。

¹² 省級天然資源環境局は、省級人民委員会の一部局であり、省級人民委員会の指揮を受けるとともに、中央の天然資源環境省の指揮系統にも服する。

¹³ 原語は「Văn phòng Đăng ký đất đai」。

¹⁴ 「その他の土地付着財産」とは、住宅以外の建築物を指していると考えてよい（土地法、住宅法）。

¹⁵ 隣接不動産に対する権利（第245条以下）、享用権（第257条以下）、地上権（第267条以下）

¹⁶ 例えば、第2順位抵当権は、法律上は設定可能だが、実際に土地所有権証明書にどのように記載されるのかは判然としない。

まず、不動産登記制度の確立により、不動産取引の活性化、担保余力の活用、徴税力強化など、ベトナム経済へのインパクトが考えられる。前記のとおり、現在、土地使用権登記の公開が不十分であることから不動産の売買は容易ではなく、登記制度を整備し不動産に関する情報を公開すれば、不動産取引が容易となり不動産市場が活性化することが考えられる。また、ベトナムは、日本と同様、担保として土地を要求することが多いが、登記制度が不十分なこともあり、土地に担保を設定すると債権者である銀行がレッドブック自体を預かってしまう実務が行われ、当該土地を担保とするさらなる借り入れは困難となっている。しかし、登記制度を整備し、担保権設定や順位を明確化するなどすれば、当該土地の有する信用力をさらに活用することができると思われる。また、ベトナムでは、現在、日本の固定資産税に相当する課税はないが、国家歳入が減少しているなか、固定資産税に相当する税の賦課も検討の余地があるなど、ベトナム経済への一定のインパクトが生じることが期待される。また、登記制度が整備されれば、所有権などの財産権が十分に保護されることとなるほか、その公開が十分に行われれることにより、不動産の所有関係、権利関係が透明化し、汚職の減少など、国民生活への正のインパクトも予想される。また、財産登記法のように、特に不動産の登記について定める法律は、2015年民法典を具体的に実施するためのものであり、国民の生活により密接に関係してくる内容となる。そのような法律であるからこそ、2015年民法典に引き続き我が国により支援を行うことが相応しいと思われ、実際、ベトナム側からも、財産登記法に対する我が国の支援に対する期待は大きい。さらに、今後求められる登記制度はIT技術の活用が不可欠であるところ、法令整備においても、このような技術的な観点からの検討も必要となってくることが予想され、法令整備と情報システム構築を一体的に行う必要が生じるものと思われる。すでに、日本では不動産登記の電子化が完了し、ノウハウが蓄積された完成されたシステムとなっているところ、このような日本型システムの導入が可能となれば、我が国が推進するインフラ輸出の方針にも合致するものと言える。

我が国として、ベトナムにおける不動産登記制度を支援する意義は、他にもあるが、上記のような意義が認められることから、本プロジェクトとしても、財産登記法制定を中心的な活動に位置付けることし、リソースを集中的に投下する方向としている。

4 支援の状況

本プロジェクトでは、このような事情を踏まえ、財産登記法起草について重点的かつ積極的な支援を実施することとし、これに関連した様々な活動を行ってきた。一方、現時点においてもなお、財産登記法が未だ立法計画に搭載されておらず、主管機関を司法省国家担保取引登録局とすることのほかは、司法省としての基本方針なども未だ確定していない段階であり、このような段階での起草支援というのは想定しにくいと思われるかもしれない。しかしながら、ベトナムでは、2008年に不動産登記法の制定が予定され、国会に草案が提出されるまで至ったものの、時期尚早などの理由から国会で反対され廃案となってしまったという経験があり、これについては、国会を含めた関係機関に対し、司法省が十分

な説得をすることができなかつたことも原因と言われている。そこで、今回の財産登記法の制定にあたっては、国会、共産党、首相府等を含む多くの関係機関との調整を慎重に進める必要がある。また、財産登記法は、その対象として、土地、住宅その他の土地付着財産、動産（船舶、航空機を含む）、知的財産権などを対象とすることを目標としているところ、これらの各財産については、土地であれば天然資源環境省、住宅であれば建設省、船舶及び航空機は交通運輸省など、司法省以外の省庁がそれぞれ所管している。そのため、財産登記法制定にあたっては、その内容について他省庁との所管権限争いが心配され、調整がうまくいかない場合は、財産登記法自体の成立が見送られるか、制定するとしても基本計画段階で骨抜きになってしまうことも心配されている。そこで、本プロジェクトとしては、財産登記法が、特に不動産について、正確かつ迅速な登記が行われ、それが広く公開され公示機能を果たすものとするためには、法律のドラフトを書き始める段階からの支援では遅く、その前の法律の基本方針を策定する段階、特に他省庁との調整段階から、これに関与する必要があると考え、司法省に対するインプットを早期に実施するとともに、関係省庁との意見調整についても情報収集と助言を積極的に行ってきたつもりである。ここでは、これまでに実施した活動について簡単に紹介したい。

(1) 第54回ベトナム法整備支援研修¹⁷（2016年9月）

まず、財産登記法起草支援の手始めとして、ディン・チュン・トゥン司法省次官（当時）を団長とし、司法省国家担保取引登録局（NRAST）を中心とする研修団に対する本邦研修を実施した。同研修は、財産登記法起草にあたり、我が国の不動産登記制度を参考としてもらうべく、不動産登記法のほか、債権譲渡登記、自動車登録、航空機登録など財産に関する登記・登録制度について、起草の初期段階におけるインプットを行ったものである。同研修では、財産登記法の起草委員会委員長となる予定のトゥン次官（当時）が我が国の登記・登録制度について強い関心を示すとともに、日本側に対し、2015年民法典に引き続き、財産登記法についての支援を改めて要請した。同研修により、今後、財産登記法起草の中心的メンバーに対し、不動産登記の意義と我が国の登記制度の利点、ベトナムの登記制度の課題を十分に認識してもらうだけでなく、本プロジェクトとの信頼関係を築く良い機会となった。

(2) 第1次JICA調査団（2016年11月）

前記本邦研修を契機に、日本側において、同法制定支援の方針及び内容について深い検討が必要ということになり、本邦研修で講師を依頼した新井克美先生¹⁸、松尾弘先生¹⁹、法務総合研究所国際協力部大西宏道教官、JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム枝川充志専門員を主なメンバーとする調査団による合計3回の調査が実施された。第1次調査では、司法省、首相府、天然資源環境省土地管理総局、交通運輸省航空局及び海事局、ハノイ及びホーチミンの土地使用権登録事務所及び担保取引登録事務所、

¹⁷ 伊藤淳「第54回ベトナム法整備支援研修」ICD NEWS 69号（2016）134頁。

¹⁸ 都城市代表監査委員、元横浜地方法務局長

¹⁹ 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

法律事務所などを訪問し、土地使用权、航空機及び船舶の登記、担保取引登録制度²⁰の内容と実務を調査した。本調査により、財産登記制度と担保取引登録制度の詳細を知ることができた反面、天然資源環境省など関係機関において財産登記が有する法的意義や経済的意義については、その認識が十分でないことが明らかとなった。

(3) 第2次 JICA 調査団とセミナー・ワークショップの開催 (2017年2月)

第1次調査を踏まえ、天然資源環境省を含むベトナム側関係機関に対し、調査団メンバーによる講義を通じて広く財産登記の意義を理解してもらうため、司法省国家担保取引登録局 (NRAST) とともにセミナーを開催した。同セミナーには、司法省のほか、財政省、天然資源環境省、公安省、国家銀行、大学教授、民間銀行等関係機関から80名近くの関係者が参加し、新井先生から、日本の不動産登記制度を引き合いに財産登記をすることの政治的、経済的、社会的意義について、また、松尾先生から、登記制度の歴史や世界各国の登記制度を紹介するなどしながら、不動産を中心とする財産登記が有する意義や財産登記制度の在り方など、基本的な知見について講義を行い、ベトナム側関係機関に広くインプットを行った。また、その翌日には、前記本邦研修の研修員に対するフォローアップとともに、利害調整が必要とな司法省と天然資源環境省土地総局 (GDLA) との実質的な意見交換の場を提供することを狙いとしたワークショップを開催した。しかしながら、当時は、NRAST における検討が進んでいなかったことなどから、実質的な意見交換にまでは至らなかったが、議論を通じて、NRAST の担当者も2015年民法典で創設された新しい権利について理解していないことがわかり、登記の意義だけではなく、登記制度の前提となる2015年民法典の理解の普及と一体で進めていく必要性を認識するに至った。このときの調査では、ベトナムで活動する金融の専門家、日本人弁護士と協議を行い、土地使用权取引及び担保取引の実務の現状等を確認した。

(4) 第3次 JICA 調査団 (2017年4月)

それまでの調査により不足している部分の調査と、ベトナム側の検討状況を踏まえ、司法省及び関係機関と今後の方針について協議するため、第3次調査を実施した。同調査では、主に、財産登記法を起草する上で問題となる2015年民法典の各論点の解釈について、司法省民事経済法局 (CED) と意見交換を行った。また、天然資源環境省土地管理総局 (GDLA) から、現行の土地登記手続の詳細を確認するとともに、バクニン省土地登録事務所を訪問し、実務の実情を時間をかけて十分な調査を行った。これら3次にわたる調査により、財産取引、財産への担保権設定と実行について、現状の関係法令、制度の内容、手続概要、実務の現状等について概ね確認することができた。

(5) NRAST ワークショップ (2017年4月、5月)

司法省国家担保取引登録局 (NRAST) は、上記の活動等により財産登記に関する多くの知見を得て、司法省内における財産登記法に関する基本方針を定めるための報告書の作成を開始するとともに、NRAST 独自に、同報告書ドラフトに対する関係省庁等からの意見

²⁰ 抵当権、質権などの担保取引については、その対象物 (土地使用权、航空機、船舶、その他動産) により、登記機関、手続きなどが異なっている。

を聴取するワークショップを複数回開催し、本プロジェクトも招待を受けたので、出席してコメントを行った。ワークショップには、天然資源環境省、交通運輸省などから代表者が出席し、率直な意見交換が行われており、ワークショップでの議論を見る限り、現行の登記システム・登記機関を維持しつつ、財産登記法では主に登記に関する一般原則を定めるという方向に議論が収れんされ、財産登記法制定もその方向で進むものと思われた。天然資源環境省とデマケについても、2015年民法典と整合する財産登記法の制定を司法省が行い、実際の登記事務は天然資源環境省が引き続き行う方向で概ね区分できてきたように思われた。

(6) その他

本プロジェクトでは、財産登記法の起草支援を主要な活動と位置付けるとともに、本プロジェクト PDM との関係についても検討を行った。すなわち、本プロジェクトにおける成果1は法令整合性の確保をターゲットとしているところ²¹、計画策定段階で念頭においていたような、ベトナムの法規範文書一般について、その整合性を確保するための活動が、様々な事情により困難となっている一方、財産登記法制定にあたっては、2015年民法典、2013年土地法を含め30以上の法規範文書との整合性が問題となると見込まれること、財産登記法に関する法令整合性活動だけでも十分な分量があり、また、本プロジェクトの専門性を十分に発揮できることから、成果1の法令整合性の確保の対象を、財産登記法に関する法令整合性をターゲットとすることとし、起草支援、人材育成支援からなる成果2の活動とのリンクをより強く打ち出すこととした。

5 おわりに～今後の展望と課題

司法省は、財産登記法制定につき、当初、2017年10月までに共産党を含めた関係機関の承認を得て基本方針を確定し、2018年3月に立法計画への登載を提案し、立法計画に登載後、2019年の国会で同法の承認を目指すとの方針であった。しかしながら、様々な事情により、今現在、司法省内における基本方針に関する報告書は完成しておらず、未だ司法省内において、同法の基本方針について検討している段階にとどまっており、当初のスケジュールから大幅に遅れることは避けられないと思われる。本プロジェクトとしては、前記の理由から、司法省と各省庁とのデマケ、新たな制度の全体像のデザイン、将来的に構築するであろう情報システムのイメージまで含めた制度設計の段階から関与する必要があると考えており、引き続き司法省国家担保取引登録局（NRAST）と粘り強く検討を続けていく方針である。

一方、ベトナムにおいて、特に不動産登記は、国家による土地管理の中の一つのパーツに過ぎず、天然資源環境省土地管理総局（GDLA）としては、土地計画から土地使用权登記、土地評価、そして土地回収（収用）という一連の土地管理に資するシステムを構築したいという意向があることも調査等の中で明らかとなった。我が国では、不動産登記につ

²¹ 川西一「ベトナム特集1ーベトナム新プロジェクトがスタート～2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト～」ICD NEWS 64号（2015）5頁。

いては本プロジェクトを全面的に支援して頂いている法務省が所管するが、都市計画、土地評価、土地収用等については国土交通省が所管しており、同省も独自に GDLA に対する支援を実施している。GDLA による土地管理のニーズに対応した登記制度支援を有効かつ適切に行うには、登記制度のみならず土地管理全体に対する支援の可能性を検討する必要があり、日本側において法務省と国土交通省との連携も必要となってくると思われる。すでに、同省では、GDLA の要請により、我が国における地価の評価システムについて、実態調査、パイロットシステムの導入などを計画しているとのことであるが、これらの動きとの連携も検討する必要があると思われる。

また、ベトナムにおいて、日本側にも裨益するような十全な登記制度の確立を目指すためには、法制度の整備のみならず、その後の登記実務の運用、登記人材の育成、情報システムなどのインフラ整備、情報システム技術のサポートなども支援の対象となることが考えられ、技術協力の枠内にとどまらず、借款の利用、他ドナー²²を含めた関係機関との協同等も含め、柔軟な発想で考える必要があると思われる。さらに、先に述べた土地制度全体をターゲットとした支援は、JICA においても未だ経験がないとのことであるが、前記のとおり、登記制度を含む土地管理全般に対する支援を実施することの意義は大きく、これはベトナムのみならず、他の東南アジア諸国にも当てはまるものと思われる。私見にはなるが、このような土地制度支援は、今後の法整備支援の新分野となることも期待できるのではないかと考えている。

ベトナムは、現在、順調な経済発展が進んでいる一方、いわゆる「中所得国の罠」²³の影もささやかれ、それとともに、経済発展だけでなく政治的安定の阻害要因ともなる汚職の撲滅も現下の課題となっている。これも全くの私見にはなるが、このような状況において、不動産登記制度の確立は、これらの課題に対する一つの答えになる可能性もあるのではないかと考えており、今後の展開に期待しているところである。

²² 世界銀行ベトナム「土地ガバナンス・データベース改善プロジェクト」(Vietnam: Project for Improved Land Governance and Databases (VILG) (<http://projects.worldbank.org/P154387?lang=en>))

²³ 多くの途上国が経済発展により一人当たり GDP が中程度の水準(中所得)に達した後、発展パターンや戦略を転換できず、成長率が低下、あるいは長期にわたって低迷することを指す。これは開発経済学でゆるやかに共有されている概念であり、その端緒は世界銀行が2007年に発表した報告書にあると言われる。(内閣府ウェブサイトより)

カンボジアの司法 ～民事訴訟法（送達）～

JICA長期派遣専門家

内山 淳

1 はじめに

前号に引き続き、前提となる司法制度や各種法令等を紹介しつつ、カンボジアで現実の問題となっている事象を取り上げて、司法の実情をお伝えしたい。

今号のテーマは、民事訴訟法に規定されている「送達」である。信頼できる郵便制度が整備されている日本では、実務上、あまり問題にならない分野かと思われるが、カンボジアの司法が抱える問題点を知る上で、非常に重要であると考えたので、取り上げる次第である。

2 民事訴訟法上の送達について

(1) 制度の概要

ア カンボジアの民事事件に関する送達手続は、民事訴訟法 246 条以下（以下の条文は、特に明記しない限り、カンボジア民事訴訟法を意味する。）に規定されている¹。基本的には、日本法と同様であるが、その概要は、以下のとおりである。

一般的に、送達とは、「当事者その他の利害関係人に対し、訴訟上の書類の内容を知らせるために、法定の方式に従って行う通知」と定義されるが、カンボジアにおいても同様の理解である（定義規定はない。）。なお、カンボジア法曹からは、「告知」（213 条 1 項）との違いを質問されることが多い。

送達は、原則として職権で行われ、その事務は裁判所書記官が取り扱い、郵便局員、執行官又は書記官が送達を実施する（246 条）。この点は、後述のとおり、日本法とは若干異なる。

送達したことを明らかにしておくため、送達を実施した者は「送達報告書」（別添参照）²を作成しなければならない（254 条 1 項， 2 項）。

送達すべき書類は、当該書類の謄本とされている（247 条 2 項）。

送達は、原則として、送達を受けるべき者に交付して行う（247 条 1 項）。ただし、未成年者等の訴訟無能力者に対する送達は、法定代理人に行い（248 条 1 項）、在監者に対する送達は、監獄の長に行う（同条 3 項）。

送達場所は、送達を受けるべき者の住所又は営業所等である（249 条）が、当事者や任意代理人等は、カンボジア国内において送達を受けるべき場所又は送達受取

¹ カンボジア民事訴訟法の条文及び逐条解説は、法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）のホームページ http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_cambo.html に掲載されているので、参照されたい。

² カンボジアの実務で使われている送達報告書の一例（クメール語から日本語への仮訳）。「送達報告書に関する共同省令」（司法省・郵便電気通信省，2007 年，No. 55Prk. KY. PT/07）に基づく。

人を受訴裁判所に届け出ることができる（250条1項）。そのため、弁護士事務所を送達場所にすることもできる。

他方、送達場所が明らかでない場合等においては、送達を受けるべき者に出会った場所で交付できる「出会送達」（251条）、送達場所で送達を受けるべき者に出会わない場合においては、使用人や同居人等に交付できる「補充送達」（252条1項）、送達を受けるべき者等が正当な理由なく受け取りを拒んだ場合においては、送達場所に書類を差し置くことができる「差置送達」（252条2項）という方法もある。

また、相当の調査を尽くしても当事者の住所が分からない場合等においては、書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を裁判所の掲示板等に掲示する「公示送達」（255～257条）という方法を採用することができる。

以上のように、カンボジアの民事訴訟法上の送達は、制度的に、日本の民事訴訟法における送達とほぼ同じであることが分かる。

イ 具体的な役割

このような送達制度は、カンボジアでも、民事訴訟のみならず、民事保全及び強制執行の各手続において、重要な役割を果たしている。

具体的には、まず、訴状等の一定の書類について、当事者等にその内容を知らせるための方法として、送達が要求されている場合がある。

例えば、民事訴訟手続では、訴状（79条1項）、判決書（190条1項）、呼出状（242条）、控訴状（267条1項）、上告状（286条、267条1項）、仮執行宣言を付した督促決定（328条2項）などを送達しなければならない。

民事保全手続では、保全決定（543条）、保全決定に対する異議申立てに関する決定（554条3項、543条）、保全決定の取消し（557～559条、543条）などを送達しなければならない。

民事強制執行手続では、執行名義（360条）、債権に対する差押決定（403条7項）、不動産強制売却の開始決定（419条2項）などを送達しなければならない。

次に、一定の効力が発生するための要件として、送達が要求されている場合がある。

例えば、決定の効力である。原則として、決定は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生じる（213条1項）。

しかし、督促決定の効力は、債務者に送達がなされた時に生じる（325条2項）。また、強制執行における不動産の差押えの効力も、強制売却の開始決定が執行債務者に送達された時に生じる（421条2項本文）。

さらに、一定の期間計算をするための起算点として、送達を受けた日が基準となっている場合がある。

例えば、控訴は、判決書の送達を受けた日から1か月以内に提起しなければならない（264条1項本文）、上告の場合も同様である（286条、264条1項本文）。

この他にも、故障の申立ては、欠席判決の送達を受けた日から2週間以内に行わなければならない(204条2項)、保全決定に対する抗告は、その送達を受けた日から2週間以内に行うことができ(561条1項本文)、訴え取下げの書面の送達を受けた日から2週間以内に被告が異議を述べないときは、訴えの取下げに同意したものとみなす(217条5項1文)など、様々な場面で基準となっている。

以上のように、カンボジアの民事訴訟法上の送達は、役割的にも、日本の民事訴訟法における送達とほぼ同じであることが分かる。

(2) 日本との違い

もともと、日本と異なる点もある。

例えば、送達実施者である。前述のとおり、カンボジアでは、送達は、郵便局員、執行官又は書記官が送達を実施する(246条3項)と規定されており、書記官が並列的な扱いになっている。しかし、日本では、原則として、郵便の業務に従事する者又は執行官が送達を実施し(日本民事訴訟法99条)、例外的に、書記官は、その所属する裁判所の事件について出頭した者に対して送達ができる(同法100条)と規定されており、書記官は並列的な扱いではない。

次に、送達手段である。立法当時の郵便事情や通信制度の違いから、日本法にある書留郵便等に付する送達(日本民事訴訟法107条)、ファクシミリによる書類の直送(日本民事訴訟規則47条)などは、カンボジア民事訴訟法では規定されていない。

さらに、送達時の告知事項である。カンボジアにおける教育水準や識字率³等に配慮し、「送達を受けるべき者が文字を識らない場合は、送達担当者は、書類の交付に際して、その要旨を告げるよう努めなければならない。」と規定されている(247条3項)。これを受けて、送達報告書にも、「送達を受けるべき者が文字を識らない場合において第247条(交付送達の原則)第3項の措置をとったこと」を記載しなければならない(254条2項5号)。

なお、送達報告書については、記載すべき事項を列記している点(同項)や送達ができなかった場合でもその旨を記載した報告書を作成しなければならない点(同条3項)などにおいても、日本法と異なっている。

また、日本の実務と異なり、裁判所では、強制執行手続に必要な送達証明書を別途作成せず、送達報告書の写しを交付することをもって代替しているとのことである。

3 実務上の問題点

(1) 送達の実施

³ 識字率は、2011年現在、首都プノンペンでは86～94%、首都近隣の諸州では66～85%、タイ及びラオス国境と接する北部諸州では66～75%、北東部のラタナキリ州では55%以下という統計がある(『ATLAS OF CAMBODIA』, Save Cambodia's Wildlife, 2014:p73「Literacy Rates in 2011」)。

以下では、送達に関連し、実務上で頻発している問題点について紹介する⁴。

具体的には、送達の実施である。前述のように、当事者等への書類の送達は、様々な場面で要求されているが、特に、訴状や呼出状という訴訟手続の初期段階に必要な書類の送達について、困難が多いようである。

裁判所は、訴状が送達できなければ、訴状却下決定を出さざるを得ない（79条2項、78条）が、そうなると、原告は司法的な救済を受けることができなくなってしまう。また、カンボジアでは、口頭弁論の前に、必要的に弁論準備手続を経なければならず、その手続に当事者を立ち合わせるために呼出しをしなければならない（80条1項）。

そのため、迅速に裁判を行うためにも、適切に送達がなされなければならないが、以下のような事情から、送達が非常に困難になっている。いずれも、各始審裁判所だけでは解決できない問題が伏在している。

ア 郵便事情

カンボジアでは、日本と異なり、郵便制度が十分に普及しているとは言い難い状況にある。

首都プノンペンを例にしても、中央郵便局が1か所あるだけで、日本のように市中に郵便局は点在していない。また、各所への郵便物の配達も、實際上、ほとんど行われていない。そのため、通常は、郵便局からの電話連絡後、中央郵便局に郵便物を取りに行くことになる。遠方に住んでいる場合などでは、知人や信頼できるタクシー運転手等に頼んで、代わりに受け取りに行ってもらうこともある。なお、大きな郵便物の場合、少額ながらも別途保管料を郵便局に支払う必要がある。

このような州内郵便の状況は、他州でも同様である。

他方、州間郵便の場合、宛先の州まで郵便局員が配達する。

したがって、カンボジアでは、宛先が同一州内の場合、郵便を使わず、知人や信頼できるタクシー運転手等に頼んで届けてもらうのが一般的である。他方、宛先が州外の場合、郵便を利用することもあるが、知人や信頼できるバス運転手等に依頼して届けてもらうことも多い。

これを送達に当てはめて考えてみると、州外への送達（例えば、弁護士事務所が州外にある場合等。）では、郵便を使うことができるが、同一州内への送達では、事実上、郵便を使うことができない。

そのため、書記官等が自らバイクやタクシーに乗って届ける方法や、訴状等の記載から当事者の電話番号等が分かる場合には、裁判所に来てもらって手渡しする方法など、様々な代替手段を講じている。郵便局員に集配してもらえば、それ以上の労力なくして確実に宛先に届く日本とは、大きく異なる。

これらの事情は、郵便制度等の社会インフラ整備と関係しているため、各裁判所だけでは解決できず、送達を困難にさせる非常に大きな要因となっている。

⁴ 各始審裁判所の実情については、2017年4月から同年6月までの間、本職を始めとする長期派遣専門家らが全国の始審裁判所（合計24か所）を直接訪問して聴き取った内容を基にしている。

イ 地理的事情

カンボジアでは、首都プノンペンと各州都との間は舗装された幹線道路でつながっているが、各州内では必ずしも舗装道路は整備されていない。そのため、距離に比して移動に時間がかかる。

また、各州ごとの地域特性に応じた問題もある。

例えば、面積の広い州（プレアヴィヒア州等）では、州都から遠い地域が多い。海に面した州（コッコン州等）や山の多い州（ラタナキリ州等）では、それぞれ離島や山間部等の交通上不便な地域がある。しかも、雨季になると、海上の悪天候、道路の冠水や泥濘等の事情も加わり、一層、たどり着くことが困難になる。少数民族も住んでいる州（モンドルキリ州等）では、少数民族の多くが州都から遠隔地かつ交通上不便な地域に居住している。

さらに、カンボジア独特の問題として、トンレサップ湖の影響もある。

カンボジアの中心部には、東南アジア最大の湖であるトンレサップ湖がある。この湖は、トンレサップ川となって、首都プノンペンでメコン川と合流する。このトンレサップ湖は、雨季と乾季で大きく面積が変わる。

具体的には、トンレサップ湖は、雨季（概ね5～6月頃に始まり、10～11月頃に終わる。）になると、メコン川の水がトンレサップ川を通じて逆流入してくるため、乾季に比べ、湖の水位は最大約10倍、面積は最大約6倍にまで増加する。そのため、雨季には、全25都・州のうち約10州が湖と接することになる。

雨季に浸水する地域の住民（多くは、高床式住居で生活）は、数十万人と推計され、水位に合わせて季節ごとに居住場所を移動する水上漁村の住民（多くは、船上で生活）だけでも、数万人と推計されている⁵。水上漁村の住民については、居住場所を特定するのが困難であり、送達するためには、地元の事情に詳しい者に所在を確認する必要がある。また、浸水地域の住民についても、増水した湖の影響で居住場所へ行くのは容易でない。

これらの事情は、地理的状況や気候と関係しているため、各裁判所だけでは解決できず、送達を困難にさせる大きな要因となっている。

ウ 産業的事情

カンボジア独特の問題として、農業の影響もある。

カンボジアの多くの州は、農業が主たる産業になっている。農繁期になると、農業従事者の中には、自宅から離れた水田等の耕作地で農作業をする者も多い。そのような者は、耕作地付近で寝泊りするため、長期にわたって自宅を不在にする。そのため、耕作地の所在場所を知らないと、直接会うことができない。

⁵ トンレサップ湖の乾季（左）と雨季（右）における違いは、次のとおり。水位：約1～2m／約8～10m、面積：約2,500～3,000k㎡／約1万6,000k㎡（琵琶湖約670k㎡）、最大長：約120km／約250km（東京・名古屋間の直線距離約260km）、最大幅：約35km／約100km（東京・甲府間の直線距離約100km）。詳しくは、「カンボジア・トンレサップ湖地域の環境保全についての予備的考察」（笠井利之・立命館大学経済学部教授、『立命館国際地域研究』第21号、2003年3月）を参照されたい。

なお、タイと国境を接する州では、タイへの出稼ぎ労働者が多く、長期にわたって自宅を不在にするため、農業従事者の場合と同様の問題が生じる。

北東部の州では、ゴム園などのプランテーション農業が多く、車での移動を要する広大な農地内にある住居を特定するのは容易でない。

これらの事情は、社会における産業構造と関係しているため、各裁判所だけでは解決できず、送達を困難にさせる要因となっている。

エ 経済的事情

送達にかかる費用⁶は、原告に予納させなければならない（62条3項）。しかし、送達の実施に民間の第三者を利用した場合（後述）の費用、被告の所在不明等の理由で送達を再度実施する場合の費用等を誰が負担するのかという問題がある。

そのような場合を見越して多めの費用を予納させることもあるが、経済的に困難な当事者から苦情が出るなど、裁判所が対応に苦慮することが多い⁷。裁判所に十分な予算がない場合には、書記官が個人負担することもある。

個々の事件で送達にかかる費用自体は比較的少額であるが、全受理事件での合計額としては相当な額になる。

これらの事情は、国家の予算措置等と関係しているため、各裁判所だけでは解決できず、送達を困難にさせる要因となっている。

オ 人員事情

民事訴訟法上は、前述のとおり、送達実施者は、郵便局員、執行官、書記官が並列的に列記されている（246条3項）。

しかし、郵便局員については、すでに述べたように、郵便制度が十分に普及していないことから、事実上、ほとんど利用することができない。

また、執行官については、2017年7月現在、全国に29名しかおらず（執行官養成校第1期生は卒業しているが、第2期生以降はまだ入学すらしていない。）、全24か所の始審裁判所のうち4か所（プノンペン、カンダール、シェムリアップ、バタンバン）の各始審裁判所に配置されているだけである。そのため、執行官がいない多くの州では、執行官事務取扱者に関する省令（司法省、2007年）に基づき、各始審裁判所の検察官が執行官の事務を取り扱っている（同省令1条）。

しかし、これらの執行官又は執行官事務取扱者は、主として強制執行手続に関する職務を行うため、送達の実施までは担当できていない。

さらに、書記官については、プノンペン、シェムリアップ、シハヌークビル等の都市部にある始審裁判所では、比較的多くの人員が配置されているが、受理する事件数も多いため、書記官だけで全ての送達を実施するのは困難である。

⁶ 郵便局のホームページには、郵便物（小包）の価格表あり。例えば、「縦28cm、横15cm、高さ8cm、重さ0.1kg」の場合、1,800リエル（1ドル＝約4,000リエル）。なお、封書や各種特別郵便の価格表は見当たらない。<http://cambodiapost.post/en/packaging-box-price-list/#>

⁷ 背景事情として、農村部では経済的に困難な人々が多く、弁護士を付けない本人訴訟が多い。民事扶助制度等も整備されておらず、裁判費用がかさむことに抵抗を感じる人が多いと思われる。

他方、それ以外の地方都市の始審裁判所では、裁判官と同数程度の人員しか書記官が配置されていないことが多く、通常の裁判業務に加えて、送達の実施まで担当するのは困難である。

このように、郵便局員及び執行官が事実上利用できない現状において、仮に、民事訴訟法の規定どおり、書記官が全ての送達の実施を担当すると、いずれの始審裁判所でも通常の裁判業務が著しく滞留する事態に陥ってしまう。

そこで、各始審裁判所では、実務上、様々な工夫を凝らしている。

最も多いのは、裁判所事務局員や契約スタッフが送達を実施するという方法である。また、コミュニケーション長⁸や民間の第三者を利用するなどの方法を採用している裁判所もある⁹。もっとも、必ずしも法的知識にたけた者を利用するわけではないため、送達報告書が作成されないなどの新たな問題も生じている。

なお、刑事事件の場合は、警察を利用できるため、送達の実施が比較的容易になされている。

以上の事情は、司法全体の人事等と関係しているため、各裁判所だけでは解決できず、送達を困難にさせる要因となっている。

(2) カンボジア法曹が提案する解決策

以上のとおり、実務上、送達の実施に多くの問題を抱えている現状において、カンボジア法曹からは、解決策の1つとして、送達実施者を定める規定（246条3項）を改正すべきであるという意見をよく聞く。

すなわち、同項は、送達実施者として、「郵便局員」「執行官」「書記官」を挙げるが、「コミュニケーション長」「警察官」なども付け加えた方がよいという意見である。

この意見は、旧法下では、コミュニケーション長を利用することによって、送達が比較的円滑であったことや、現在でも、警察官を利用できる刑事事件の送達は比較的容易であることなどに着目している。

ただし、この意見を述べる者も、コミュニケーション長等を利用すれば直ちに全面的に問題が解決すると考えているわけではない。例えば、「コミュニケーション長の中には、民事訴訟法を始めとする法律知識に疎い者も多いため、適切に送達を実施するためには、一定の研修等が必要である」などの改善点があり、研修等に相応の時間を要することは否定しない。

しかし、そのような改善点があるとしても、カンボジアの社会インフラ、地理的状況等に鑑みると、この意見は、極めて現実的かつ効果的な提案であるといえる。

⁸ カンボジアの地方行政組織は、憲法上、三層構造。上から順に「都、州」「市、郡、区（カン）」「コミュニケーション、サンカット」。コミュニケーション／サンカットには、議会機能としての評議会がある。この評議会の議長は、行政活動ができ、「コミュニケーション／サンカット長」とも呼ばれる。コミュニケーション／サンカット数は、合計1,646（2017年6月4日現在）。

⁹ 民間の第三者等を利用する法的根拠については、各始審裁判所でも明確ではなかったが、例えば、送達実施者である書記官の履行補助者とする見解などが考えられる。

これについては、民事訴訟法を改正する必要があるのか、民事訴訟法は改正せずに省令等の下位規範で対処することができるのか、そもそも法令を改正せずに解釈論で対処することができるのかなどを検討する必要があると思われる。

4 おわりに

以上のように、「送達」をテーマとして、カンボジアの司法を垣間見てきたが、制度としては日本法と同様であっても、その制度が機能するための前提条件が異なるため、実務上の問題点は、日本と全く異なる。

自明のことではあるが、制度自体は優れていても、その制度が十分に機能するかどうかは、その国の社会状況等に左右されがちである。起草時には気付かず、法律を実際に運用してから顕著になる問題点も多い。そのような場合に、実務運用上の工夫に頼らず、法改正によって、現状の法制度を「変更」する方向で対処すべきなのか、法改正をせず、実務運用上の工夫によって、現状の法制度を「維持」する方向で対処すべきなのかは、実に悩ましい選択である。

送達報告書

下の枠は、書記官が書き込む。

| |
|-------------------------|
| 送達期日：.....年.....月.....日 |
| 民事事件番号：..... |
| 送達すべき書類の名前：..... |
| 送達を担当する者の名前：..... |
| 送達を担当する者の住所：..... |
| 送達を受けるべき者の名前：..... |

実際に書類を受ける者の指紋又はサイン：..... 名前：.....

下の枠は、送達を実施する者が書き込む（郵便局員、執行官又は書記官）。

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 送達した場所：..... | |
| 送達期日：.....年.....月.....日 午前/午後 | |
| 実際に送達を実施する方法 | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> 送達を受けるべき者に直接に交付した。 <input type="checkbox"/> その者の代理人弁護士 <input type="checkbox"/> 送達を受けるべき者は、文字を読めないから、送達する書類の内容を説明した。 |
| <input type="checkbox"/> | 送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わなかったから、書類の受領について相当のわきまえのある者に本書類を交付した。 <input type="checkbox"/> 使用人 <input type="checkbox"/> その他の従業者 <input type="checkbox"/> 同居者 名前：..... |
| <input type="checkbox"/> | 以下の送達を受けるべき者が正当な理由なく、書類を受けることを拒んだから、送達をすべき場所に書類を差し置かれた。 <input type="checkbox"/> 送達を受けるべき者 <input type="checkbox"/> その者の代理人弁護士 <input type="checkbox"/> 使用人 <input type="checkbox"/> 同居者 <input type="checkbox"/> その他の従業者 名前：..... |
| <input type="checkbox"/> 上記の方法で送達を実施した。 | |
| <input type="checkbox"/> 送達を受けるべき者又は書類の受領について相当のわきまえのある者に出会わなかったから、上記の方法で送達の実施ができなかった。 | |
| 報告書を記載する期日：.....年.....月.....日 | |
| 報告書を作る人の名前とサイン：..... | |

ラオスの法曹養成制度改革

JICA長期派遣専門家

須田 大

1 はじめに

ラオスでは、2012年12月頃から、裁判官・検察官・弁護士という法曹の養成制度改革が検討されるようになり、2015年1月から、法曹三者を統一的に教育する法曹育成制度がスタートした。このような法曹養成制度改革の動きに鑑み、現在実施中の法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）では、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学に各所属するメンバーによって構成されたワーキンググループが、大学における法学教育、国立司法研修所における研修、最高人民裁判所・最高人民検察院の各研修所における研修を有機的に連携させ、段階的なプロセスとしての法曹養成システムを確立するため、カリキュラムの改善、教材の開発、教授法の研究といった活動を行っている。本稿では、筆者がプロジェクトの活動を通じて得た情報を基に、法曹養成制度改革の着手状況（国立司法研修所の設立等）、2015年1月以降の法曹養成プロセス、国立司法研修所の研修内容等、ラオスの法曹養成制度の改革状況について報告したい。

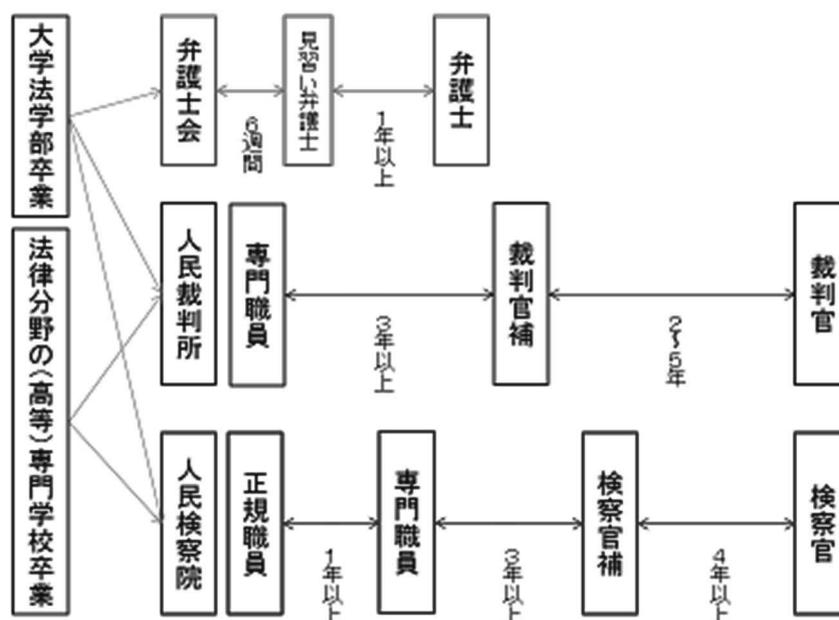
2 法曹養成制度改革の着手状況（国立司法研修所の設立等）

(1) 2015年1月以前の法曹養成プロセス

2015年1月以前におけるラオスの法曹養成制度では、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス弁護士会において各別に研修が実施され、裁判官、検察官、弁護士が、それぞれ法定された資格要件の下、各別の研修を受講して資格を得るというプロセスになっていた（以下「旧制度」という。）。すなわち、まず、裁判官の場合、裁判官になろうとする者は、法律分野に関する高等専門学校卒以上の学歴を経て、人民裁判所に専門職員として採用され、その後、所定の研修を修めて「裁判官補→裁判官」と順次昇格して裁判官に任命されるというプロセスを辿っていた。次に、検察官の場合、検察官になろうとする者は、法律分野に関する専門学校卒以上の学歴を経て、人民検察院に専門職員候補者として採用され、その後、所定の研修を修めて「正規職員→専門職員→検察官補→検察官」と順次昇格して検察官に任命されるというプロセスを辿っていた。そして、弁護士の場合、法学士以上の学歴を有する者が、ラオス弁護士会の行う所定の研修を修めて見習い弁護士の身分を取得し、その後、弁護士の職業実習を経て弁護士試験を合格した者が司法大臣の許可を受けて弁護士の資格を得るというプロセスになっていた。すなわち、ラオスにおいては、日本と異なり、法曹が各別のプロセスを経て育成されるシステムになっていたのである¹。（図表1参

¹ このように、法曹を統一的に育成するシステムを採用していなかった国はラオスだけではない。例えば、ラオスの旧宗主国であるフランスも、司法官（裁判官、検察官）と弁護士とを別途に養成するシステムを採用している。一方、日本では、第二次世界大戦後の1947年以降、いわゆる司法試験制度が導入

照)



図表 1 国立司法研修所設立前の法曹養成プロセス（筆者作成）

(2) 旧制度に対するラオス政府の問題意識

このような法曹を各別に育成する旧制度に対して、ラオス政府の法司法関係者は、以下のような問題意識を抱いていた。すなわち、「現在、ラオスにおける法曹三者、すなわち裁判官、検察官及び弁護士の養成は、それぞれ行われている。つまり裁判官は最高人民裁判所、検察官は最高人民検察院、そして弁護士は弁護士会において、それぞれ養成されている。このように各別で行うことにより、それぞれの法律の知識や理解、専門技術等について相違が生じ、それぞれが得られた知識を応用するとき、つまり、政府の方針、法律及び政府の各法令を実務で適用するとき、特に訴訟の場面では統一的に行われていない。そのため、違反行為の解釈や法律条文の解釈に矛盾が生じ、犯人に対する罪責を下すときも不当となり、司法への信頼を確保することができない場合があるため、社会から批判されている。このような状況になっているのは、様々な原因があるが、その主な原因は、法曹三者がそれぞれ別々に養成されていることにある」との問題意識である。²

(3) 日本による知見提供と国立司法研修所の設立経過

され、現在の本格的な法曹三者の統一的養成の形が出来上がった。2006年に法科大学院制度が導入されてからは、法科大学院を修了した者が司法試験を受験し、その合格者が最高裁判所管轄の司法研修所に入所して約1年間の司法修習を受け、司法研修所の最終試験に合格した者が法曹となる資格を得るというプロセスを辿ることが基本になっている。

² 当該発言は、2014年8月、JICA・法務省共催により実施した「日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究」において、ジョムカム・ブッパリワン司法省法司法研修所長（当時）がラオスの現状説明として日本側関係者に述べた内容の一部であるが、ラオス側の問題意識を端的に表しているものとして引用した。

前記のような問題意識がラオスの法司法関係者で共有される中、ラオス側からは、日本の法曹養成制度に関する知見提供の希望が寄せられるようになり、同希望を踏まえて、2012年2月、JICAの招へい事業が実施された。同招へい事業では、日本において行われている法曹育成制度に関する情報提供を主な目的として、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の高官らを日本に招き、日本・ラオス両国の司法制度・法曹制度の比較をテーマにした講義・意見交換、最高裁判所司法研修所訪問、最高裁判所訪問、法務省法務総合研究所訪問、日本弁護士連合会訪問、及び立教大学法科大学院訪問などのプログラムが実施された。³

同招へいプログラムに参加したラオス司法省副大臣を始めとする司法関係機関の高官は、司法研修所の訪問・見学、日本の法曹関係者との意見交換等を通じて、法曹三者を統一的に教育する法曹育成制度に対する関心を更に高め、これを契機として、ラオスに日本型の法曹育成研修機関を設立しようとの気運が飛躍的に高まり、法曹三者の統一的養成(以下「法曹一元養成」という。)が推し進められることになった。

2012年12月、司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院は合意書を交わし、司法省を中心に法曹一元養成事業を進めることを決定し、2013年3月には、司法省令により、法曹一元養成を行う研修所の設立について指導する幹部委員会と専門的に検討する専門委員会が設置された。そして、2014年3月には、副首相が長を務める統治・法務に関する国家会議が開催され、ラオスの現状に適合した形での法曹一元養成を行う研修所を早急に設立するよう指示が出された。

上記のようにラオス側において法曹一元養成を行う研修所を設立する動きが活発になる中、ラオス側の法司法関係者からは、日本型の法曹養成プロセスに関する、より具体的な情報の提供が求められるようになった。そこで、このようなニーズに応えるべく、2014年8月には、JICA・法務省共催により「日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究」が、日本弁護士連合会の主催する招へい事業と一部プログラムを共同実施する形で行われた。同共同研究には、法曹一元養成を行う研修所の幹部候補者と講師候補者が参加し、司法研修所訪問、東京地方裁判所訪問(司法修習担当裁判官との意見交換)、法科大学院派遣教授(最高検察庁検事)の講義・意見交換、司法研修所弁護教官担当弁護士の講義・意見交換、東京地方検察庁総務部司法修習指導担当副部長や日弁連司法修習委員会副委員長との意見交換などのプログラムを通じて、日本の法曹養成制度に関する詳細な情報の提供が行われた。⁴

³ 本招へい事業には、ケート・キエティサック司法省副大臣(当時)、ジョムカム・ブッパリワン司法省法司法研修所長(当時)、カムパー・センダラー最高人民裁判所副長官、ブンクワン・タヴィサック最高人民裁判所司法研修所長(当時)、ランシー・シーブンファン最高人民検察院副長官(当時)、スパシット・ローワンサイ最高人民検察院検察官研修所副所長(当時)、サイコーン・サイナシンラオス国立大学副学長(当時)、及びヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ同大学法政治学部長の合計8名が参加した。

⁴ 本件の訪日プログラムには、ジョムカム司法省法司法研修所長(当時)、ブンクワン最高人民裁判所司法研修所長(当時)、ポンペット・ウンケーオ最高人民検察院検察官研修所長、ソンマイ・シーウドムパン司法省ロー・カレッジ学長(当時)、司法省センパチャン・ウォンポートーン氏、ミサイ・テープマニー弁護士会長(当時)、ヴィエンサワン・パンタリー弁護士会副会長(当時)、ラソーンサイ・チャンタヴォン弁護士、マニチャン・ピラパン弁護士が参加した。うち弁護士4名は、日弁連の招へい案件に

ラオス側は、隣国のタイ、ベトナム、そしてフランスにおける法曹養成制度に関する研究も行いつつ、前記一連の日本側からの情報提供を踏まえて更に準備を進め、フランスのような司法官と弁護士とを各別に養成するシステムではなく、日本型に近い法曹一元養成のシステムを採用することに決め、2015年1月5日、従前のロー・カレッジ⁵と司法省職員の研修機関である法司法研修所が統合された組織として司法研修所（Judicial Institute）を設立し、第1期生の受入れを開始し、同研修所の中で法曹一元養成を行うようになった。そして、その後、司法研修所は、2015年4月21日付の首相令第101号に基づき、国立司法研修所（National Institute of Justice、通称「NIJ」）に名称が改められた。

3 2015年1月以降の法曹養成プロセス

(1) 法曹養成プロセスの変更

2015年1月に法曹一元養成のシステムが導入されてからは、従前と異なり、法曹（裁判官、検察官及び弁護士）を目指すロー・カレッジや大学法学部の卒業者は、まず国立司法研修所の入学試験に合格して入所し、同研修所において約1年間の研修教育を受け卒業試験に合格することが必要となった。そして、国立司法研修所を卒業後、裁判官を目指す者は人民裁判所に、検察官を目指す者は人民検察院にそれぞれ採用された後、一定期間の職務経験と必要な研修を経て裁判官、検察官となり、弁護士を目指す者は弁護士会における研修を受け弁護士の資格を得るというプロセスで法曹となるシステムになったのである。それぞれのプロセスにつき、更に詳しく述べると以下のとおりになる。（図表2及び参考条文を参照）

(2) 裁判官の場合

裁判官になろうとする者は、法律分野の High Diploma⁶以上の資格を得て、国立司法研修所の入所試験に合格して入所し、約1年間の研修（以下「司法修習」という。）を受けて卒業試験に合格した後、人民裁判所に専門職員として採用される。その後、専門職員として3年間以上の勤務経験を経た者は、裁判官補になるための研修（以下「裁判官補研修」という。）を受ける資格を獲得し、裁判官補研修を修了すると裁判官補に昇格する。裁判官補は、その後の勤務成績により、早い者は2年間、遅い者は5年間、裁判官補としての職務経験を経て、裁判官になるための研修（以下「裁判官研修」という。）を受ける資格を獲得し、そして、裁判官研修を修了した者が国会常務委員会により裁判官に任命される。人民裁判所に採用されてからの研修は、最高裁判所司法研修所において実施される。

より来日。

⁵ 司法省傘下にある、法律分野の高等専門学校のことであり、「法科大学」あるいは「ロー・カレッジ」と呼ばれることが多く、本稿では後者の呼称を使用している。

⁶ 現在のラオスの法学教育では、法学に関する高等専門学校レベルの教育を実施しているのは、司法省傘下のロー・カレッジにおいてのみである。ロー・カレッジは、2015年1月に Judicial Institute の名称で後の国立司法研修所が設立された際に、同研修所の一部門として吸収されている。なお、ロー・カレッジの高等専門学校レベルの教育修了により得られるのは Bachelor ではなく High Diploma にとどまる。

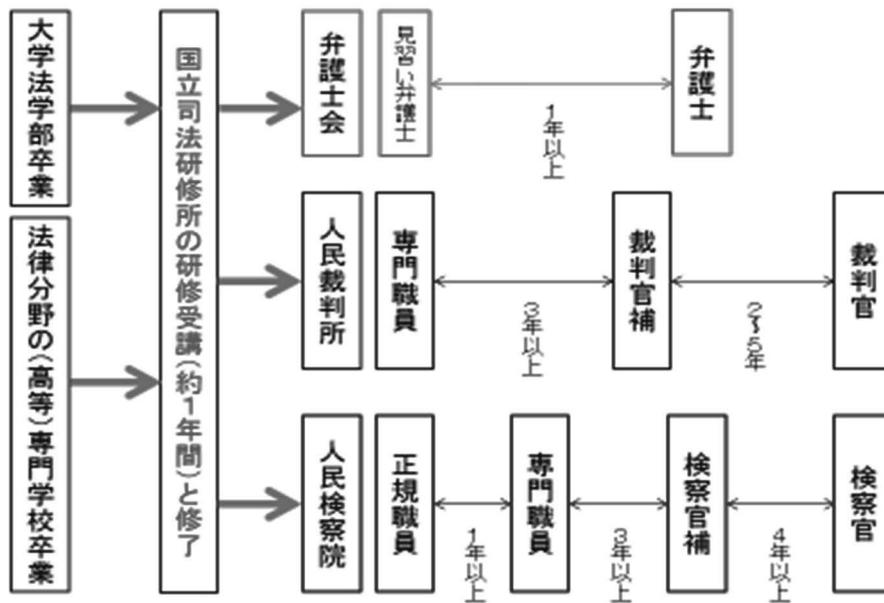
(3) 検察官の場合

検察官になろうとする者は、法律分野の High Diploma 以上の資格を得て、国立司法研修所の入所試験に合格して入所し、約1年間の司法修習を受けて卒業試験に合格した後、人民検察院に専門職員候補者として採用される。その後、専門職員候補者は、一般採用職員と共に新規採用者対象の研修を経て正規職員となり、正規職員として1年間以上の勤務経験を経て専門職員になるための研修を受ける資格を獲得し、同研修を修了すると専門職員に昇格する。専門職員として3年間以上の勤務経験を経た者は、今度は、検察官補になるための研修（以下「検察官補研修」という。）を受ける資格を獲得し、検察官補研修を修了すると検察官補に昇格する。検察官補として4年間以上の勤務経験を経た者は、検察官になるための研修（以下「検察官研修」という。）を受ける資格を獲得し、検察官研修を修了した者が最高人民検察院長官により検察官に任命される。人民検察院に採用されてからの研修は、最高人民検察院検察官研修所において実施される。

(4) 弁護士の場合

弁護士になろうとする者は、法学士以上の学歴を経て、国立司法研修所の入所試験に合格して入所し、約1年間の司法修習を受けて卒業試験に合格した後、見習い弁護士の身分を取得して弁護士職業実習を受ける資格を獲得する。弁護士職業実習を修了した者が、その後、弁護士会において実施される弁護士試験に合格し、司法大臣からの任命により弁護士資格を得る。旧制度では、見習い弁護士の身分を取得する前提として、弁護士会が実施する研修を受ける必要があり、その上で見習い弁護士となってからの弁護士職業実習を受ける必要があるとされていたが、2015年1月に法曹一元養成のシステムが導入されてからは、見習い弁護士になるための研修は、司法修習の中で行われる弁護士事務所での実務修習によって履修したものと見做す取扱いになっているようである⁷。

⁷ 国立司法研修所設立後の取扱いは、2016年7月1日、筆者が行ったラオス弁護士会執行委員ニーワン・ソムセンディ弁護士からの聞き取りに基づく。



図表2 国立司法研修所設立後の法曹養成プロセス（筆者作成）

4 国立司法研修所の研修内容等

(1) 入所要件

現在、国立司法研修所では第3期生が修習中であるが、同研修所の入所に必要な要件は、第1期生及び第2期生と、第3期生とで若干の変更がある。

ア 第1期生及び第2期生の際の入所要件

- ・ 堅固な革命的な精神の持ち主であること
- ・ 法律分野の High Diploma 以上の資格を有すること
- ・ 健康であること
- ・ 政府の公務員でないこと
- ・ 33歳を超えない者であること、ただし弁護士になろうとする者を除く
- ・ 過去に故意による刑事犯罪で有罪判決を受けていないこと
- ・ ラオス国籍を有する者であること、ただし弁護士になろうとする者を除く
- ・ 規定に従った手数料を支払うこと

イ 第3期生の際の入所要件

- ・ 堅固な革命的な精神の持ち主であること
- ・ 法律分野の High Diploma 以上の資格を有すること
- ・ 健康であり、強い感染症に罹患していないこと
- ・ 過去に故意による刑事犯罪で有罪判決を受けていないこと
- ・ 外国人の場合、弁護士になりたい強い目的を持っておりラオス語に通じていること
- ・ 政府の公務員でないこと

(2) 入所試験の内容等

国立司法研修所への入所者は、試験により選抜される。試験は、筆記試験と面接からなり、試験科目は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目である。

入所状況は、1期生が応募者数192名、合格者数150名（定員150名）、入所者数146名、2期生が応募者数299名、合格者数200名（定員200名）、入所者数186名、3期生が応募者数500名、合格者数200名（定員150名）、入所者数175名となっている。

諸費用に関しては、入所試験の申請費用（申請書の購入費用）として3万5,000キープが必要であるほか、1期生の場合には年間授業料の徴収はなかったが、第2期生以降、年間授業料の納付が必要となり、第2期生は50万キープ、第3期生は189万キープとなっている⁸。なお、2期生までは、フランスの支援により修習生一人当たり月額9万キープの食費補助が支給されていたが、第3期生からは、食費補助の制度が廃止された⁹。

(3) 講師担当者

日本の司法研修所では、裁判官、検察官、弁護士から構成される専属の教官が常勤で司法修習生の指導を行っているが、国立司法研修所では、国立司法研修所の幹部が講師を担当している極一部の一般教養的な科目を除き、法律分野の科目に関しては裁判官、検察官、弁護士といった実務家が非常勤として講師を担当している。

(4) 研修カリキュラム

ア 研修カリキュラムの変化

国立司法研修所のカリキュラムは、約1年間のフルタイムコースで設定されており、この点については、第1期生から第3期生まで変更はない。一方、カリキュラムの内容は、第1期生及び第2期生と、第3期生とで変化がみられる。すなわち、第1期生及び第2期生では、約1年間の修習が、国立司法研修所内で実施する基本理論科目（288時間）と専門技術科目（720時間）の合計約6か月間（1008時間）の講義等、約4か月間（672時間）の実務修習¹⁰、2か月間（336時間）の試験、論文作成、復習、休暇、スタディツアー等で構成されていた。これが第3期生では、基本科目（64時間）と専門技術科目（840時間）の合計約5か月間（904時間）の講義等、約6か月間の実務修習、1か月間の復習、論文作成、その他の活動等という内訳に変更された。また、国立司法研修所内で実施する講義等の科目構成も変更された。

大きな変更点は、まず全体的な配分として国立司法研修所内で実施する講義を減らして

⁸ 第3期生からは、教育スポーツ省の指示により、1単位3万キープを基準に単位数にて学費を算出することとなり、年間の学費が合計189万キープとなった。

⁹ ここで言及した情報は、筆者が2016年6月～7月の間及び2017年5月及び7月、国立司法研修所のシヴィサイ・パサーンボン副所長、ペッサマイ・サイモンクン副所長、パッターナー・ボンペン職員から聞き取った結果に基づく。

¹⁰ 実務修習では、研修生を人民裁判所、人民検察院、ラオス弁護士会のそれぞれの組織に配属し、ローテーション方式で全研修生に全機関での実務研修を受けさせている。

実務修習の期間を増やし、国立司法研修所内の講義も基本科目よりも専門技術的な科目に多くの時間を割り当てるようにしたこと、専門技術科目を職業分野ごとに再整理したことにあると言える。(図表3参照)

イ 研修カリキュラム変更に対する JICA プロジェクト活動の寄与

法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）では、国立司法研修所、最高人民裁判所司法研修所、最高人民検察院検察官研修所及びラオス国立大学法政治学部にも各所属するメンバーが主となり構成されたワーキンググループ（通称「教育研修改善サブワーキンググループ」）が、大学における法学教育、国立司法研修所における研修、最高裁・最高検の各研修所における研修を有機的に連携させ、段階的なプロセスとしての法曹養成システムを確立するため、カリキュラムの改善、教材の開発、教授法の研究といった活動を行っており、教育研修改善サブワーキンググループの活動が、前記のカリキュラム変更に寄与している¹¹。

国立司法研修所の設立当時は、大学での法学教育、国立司法研修所を中核とする司法修習教育、司法修習修了後の最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス弁護士会において行う研修が、それぞれどのような教育目標で実施されるべきかについて整理されておらず、役割分担が不明確であったため、各教育・研修段階で各実施するカリキュラムに無用の重複が数多く存在する状況にあった。例えば大学の法学教育段階でも、司法修習教育段階でも、実務機関等の研修段階でも、民事訴訟法、刑事訴訟法を学ぶ講座が設定され、極めて酷似した内容の講義が座学形式で行われる状況が起きていたのである。またラオスでは、法司法分野の人材不足が顕著であるため、講師のリソースも限られており、一人の講師が、複数の段階で講師を担当せざるを得ない例が多く、このことも教育段階が異なるのに同じようなレジュメを使い同じような内容の講義が行われる背景事情になっていた。教育研修改善サブワーキンググループは、2015年7月頃から、各教育研修段階のカリキュラム検討や教育内容の調査等を行い、各教育研修段階での教育目標が定まっておらず役割分担が曖昧であるため無駄なカリキュラムの重複が多く存在することを明確にするとともに、日本の法曹育成制度の理念や実施状況等を参考にしながら、以下のような役割分担の整理を行った。すなわち、

- ① 大学教育では、主に「(主要な) 法律に関して、基本的な条文の趣旨、条文の解釈、考え方を理解させる」ことに注力する
- ② 司法修習教育段階では、主に「確定された事実に法を的確に当てはめて結論を導くことができる能力」と「確定された証拠に基づき必要な事実を抽出し、法を当てはめて結論を導くことができる能力」を獲得させることに注力する
- ③ 実務機関での研修段階では、主に、②の能力に更に磨きをかけるとともに、各法

¹¹ 教育研修改善サブワーキンググループは、国立司法研修所長、同副所長、最高裁判所司法研修所長、同副所長、最高人民検察院検察官研修所長、ラオス国立大学法政治学部長といった法学教育・法曹等養成機関の最高幹部が構成メンバーとなっており、同グループにおける検討結果を各機関において実施することが比較的容易となっている。

曹分野の実務家として必要な実戦的能力を獲得させることに注力するという役割分担とし、これをベースに各教育研修段階での教育内容を設定すべきであるという結論を出すに至った。

前記(1)のカリキュラム変更は、上記のような役割分担の整理に基づき、国立司法研修所での教育内容をより実務家の育成向けの内容に近付けようという意図の下、同研修所が実践したカリキュラム改善の成果であると言える。¹²

第1期・第2期（合計32科目）

| |
|------------------------------------|
| 基本理論（9科目、288時間） |
| 政治制度及び司法関係職員のモラルの理解 |
| 検察官の職務 |
| 裁判官の職務 |
| 弁護士の職務 |
| 検察官、裁判官及び弁護士の各業務におけるコーディネーションメカニズム |
| 司法分野における国際協力 |
| 無料法律支援 |
| 法務事業 |

| |
|--------------------------------------|
| 専門科目（23科目、720時間） |
| 民事訴訟法* |
| 弁護士の民事関係書類作成技術 |
| 調停技術 |
| 民事事件における意見陳述書及び命令状の作成技術（裁判官、検察官、弁護士） |
| 民事事件における事情聴取 |
| 民事事件の弁護技術 |
| 民事事件ファイルの検討 |
| 民事事件の公判技術 |
| 民事事件判決作成技術 |
| 弁護士による民事事件における法律相談 |
| 検察による民事事件における法適用への監査監督及び民事事件判決の執行 |
| 刑事訴訟法* |
| 少年事件手続 |
| 刑事事件ファイルの検討（裁判官、検察官） |
| 刑事事件における捜査及び取調べ技術 |
| 犯罪構成要件の分類及び刑罰 |
| 刑事事件における弁護技術 |
| 刑事事件における意見陳述書及びその他の命令状の作成技術（検察官、弁護士） |
| 起訴 |
| 刑事裁判の公判技術 |
| 刑事事件における法律相談 |
| 刑事事件判決作成技術 |
| 検察による刑事事件における法適用への監査監督及び刑事事件判決の執行 |

第3期（合計27科目）

| |
|-------------------|
| 基本科目（4科目、64時間） |
| 政治及び革命精神の理解 |
| 法曹倫理 |
| 裁判官、検察官及び弁護士の連携協力 |
| 司法分野における国際協力 |

| |
|-----------------------|
| 裁判官科目（7科目、280時間） |
| 裁判官の職務 |
| 裁判官による事件手続 |
| 裁判官の事件ファイルの検討技術 |
| 証拠収集技術、証拠評価技術 |
| 裁判官の調停技術 |
| 裁判官の公判技術 |
| 裁判所の書類及び裁判所の決定書等の作成技術 |

| |
|----------------------------|
| 検察官科目（8科目、280時間） |
| 検察官の職務と一般監査 |
| 少年事件手続 |
| 検察官の刑事事件手続の技術 |
| 検察官の取調べ・事情聴取技術 |
| 犯罪の構成要件分析、犯罪の特定、起訴 |
| 検察官の刑事事件の検討技術 |
| 刑事事件に関する命令及び意見陳述書の起案技術 |
| 民事事件に関する記録検討技術及び意見陳述書の起案技術 |

| |
|------------------|
| 弁護士科目（8科目、280時間） |
| 弁護士の職務 |
| 弁護士の弁護技術 |
| 弁護士の事件ファイルの検討技術 |
| 弁護士の相談技術 |
| 弁護士の書類作成技術 |
| 弁護士の事件手続参加技術 |
| 法務事業 |
| 法律無償支援（リーガル・エイド） |

図表3 国立司法研修所のカリキュラム変化（筆者作成）

5 おわりに

ラオスにおいて、質の高い法曹を養成することができる段階的教育システムが構築され、それぞれの段階で身に付けるべき能力獲得に向けた効果的な教育が実践されるようになれば、質の高い法曹の拡大再生産が可能になる。質の高い法曹に支えられた司法制度こそが、社会から信頼され、市民の円滑な経済活動の基盤たりうるものであり、法曹養成制度

¹² ジョムカム・ブッパリワン（元）国立司法研修所長によれば、国立司法研修所の第3期生からのカリキュラム変更は、JICAプロジェクトの教育研修改善サブワーキンググループにおける検討の結果を反映したことによるものとのことである（2017年7月27日、同人から筆者が聴き取った結果に基づく）。

の改革が成功し、質の高い法曹が安定的に拡大再生産されるようになることは、持続的な経済発展にとっても不可欠の要素であるといえる。現時点では、①法曹（候補者）人口増加政策の見直し、②各教育段階の役割分担の徹底、③教育内容や手法の向上など改善すべき点が多く残っている状況ではあるが、関係機関の壁を超えた協力により、引き続き、この法曹養成制度改革を推し進めてもらうことを願っている。

参考条文

【憲法（2015年改正）】

第93条

最高人民裁判所副長官は、国家主席により任命、異動又は解任される。

最高裁判所裁判官、人民裁判所の所長、副所長、裁判官は、国会常務委員会により、任命、異動、解任される。

第102条

最高人民検察院副長官は、国家主席により任命、異動、解任される。

人民検察院の所長及び副所長、検察職員は、最高人民検察院長官により、任命、異動、解任される。

【人民裁判所法（2009年改正）】

第45条 裁判官

裁判官とは、その基準を満たし、国民議会の常務委員会に任命され、訴訟事件を審判する権利が与えられた者である。

法律に則り任命された裁判官のみが、審判を下す裁判団の構成員となる。

第46条 裁判官の基準

人民裁判所の裁判官は以下のような総合的基準を満たさなければならない。

- 1 25歳以上で、出生時からラオス国籍を有する者であること
- 2 強い政治的資質を持つ
- 3 礼儀をわきまえ、革命的正義を身につけ、道徳的で、自己の職務活動に誠実な人であること
- 4 法律分野を専攻にした高等専門学校卒以上の学歴を有する者であり、裁判官職務の研修コースを受けた者であること
- 5 健康であること

各級の人民裁判所における裁判官の基準は、別途、規定に定める。

【人民検察院法（2009年改正）】

第25条 人民検察院長官及び人民検察官の基準

人民検察院長官及び人民検察官は、以下の基準を満たさなければならない。

- 1 25歳以上で、生まれたときから、ラオス国籍を有する者
- 2 強い政治的な要素、革命的資質を持ち、道徳的に優れ、自己の職務遂行に対して誠実な人であること
- 3 人民検察院長官に関しては、法律分野において高等専門学校卒以上の学歴を有し、人民検察官に関しては、法律分野において専門学校卒以上の学歴を有する者であり、検察職務の研修コースを受けた者であること
- 4 故意の犯罪で刑事上の罰を受けたことがないこと
- 5 健康であること

人民検察院長官及び人民検察官は各自、基準、級及び段があり、それについては別途、法規により定める。

第26条 選任、任命、転任及び解任

最高人民検察院長官は、国家主席の推薦により国民議会によって選任又は解任される。任期は国民議会と同じ任期を有する。

最高人民検察院副長官は、最高人民検察院長官の推薦により国家主席によって任命、転任又は解任される。

高等人民検察院、県・都人民検察院、地区人民検察院の長官、副長官、人民検察官、人民検察事務官及び事務職員は、最高人民検察院長官によって任命、転任及び解任される。この人民検察院法第29条4号に定めている職員の任命、転任及び解任については、人民検察委員会の同意を得なければならない。

【弁護士法（2016年改正）】

第9条 弁護士の要件

弁護士になろうとする者は、以下の要件をすべて満たすことが必要である。

- 1 ラオス国籍を持ち、また年齢が25歳以上であること
- 2 良き態度、倫理心を持ち、国家と人民に対し公正、誠実であること
- 3 法学学士以上の学歴を持つこと
- 4 弁護士としての職業研修を受講していること
- 5 弁護士職業実習を経ていること
- 6 弁護士試験に合格していること
- 7 外国語ができること
- 8 公職を懲戒免職になっていないこと。または故意の犯罪により自由剥奪刑の判決を受けていないこと
- 9 現職の公務員、軍人または警察官でないこと

10 健康であること

第16条 弁護士任命

弁護士になろうとする者は、弁護士会の提案から30日以内に司法省大臣より任命を受けなければならない。

弁護士として任命を受けた後、弁護士会の規則に従い、弁護士会に登録し、弁護士登録カードを受け取り、同時に会員として会費を支払う。

ミャンマーの電力事情，政策，計画と電力法

電力エネルギー省電力セクターアドバイザー JICA 長期専門家

高橋正貴

ミャンマーは軍事政権下での経済活動の停滞により，他の ASEAN 諸国に比べて経済の規模が未だに小さく，2017 年で一人当たりの GDP で 1,370 ドル (IMF)，電力消費量も一人当たり 300kWh と低い (タイ：2,500 k Wh，ベトナム：1,300 k Wh)。電化率も他の多くの ASEAN 諸国が 100% に近付こうとしているのに対し，37% と低い水準にとどまっている。しかし，ミャンマーは 2011 年の民政移管以降，経済成長と電力消費量の伸びが著しく，電力の開発が計画的に行われて来なかったことから，供給力が需要に追いつかない事態が発生し，電力不足が経済発展を妨げる要因になっている。従って，短期の電力供給力確保が急務であるが，中長期の視点で，環境，社会面にも配慮し，エネルギーセキュリティ，政府・電力会社の財務健全性を確立・確保しつつ経済発展を推進するためには，長期電力開発計画を立て，実行していくことが不可欠である。JICA はこの認識に基づき，2013 年に国家電力マスタープラン (National Electricity Master Plan : NEMP) の策定を支援した。さらに，JICA は電力セクター開発計画能力向上プロジェクトを通して，電力エネルギー省が独自に長期電力開発計画を立て，定期的に見直しができるよう，人材の能力向上，組織，制度の確立を援助している。

筆者は現在当プロジェクトの専門家，電力セクターアドバイザーとしてミャンマー国の首都ネピドーにある電力エネルギー省に駐在している。本稿はミャンマーの電力事情を紹介し，電力政策，電力法と電力計画について，その現状を紹介し，問題点を指摘，今後を展望する。

電力事情

ミャンマーの現在の発電設備容量は他の ASEAN 諸国と比べて低く，インドネシア，タイ，ベトナムなどの十分の一程度となっている。また，発電設備は水力発電とガス発電に大きく依存していて，他の国のように石炭，再生可能エネルギーを含む電源の多様化が進んでいない。水力発電所は乾期には水不足で，発電可能な容量が設計された設備容量の半分以下に低下してしまうという問題点がある。また，火力発電所では老朽化による出力低下と，国内の発電所に配分されるガス量の不足により，これも設備容量に対して，実際の発電可能出力が大幅に低下している。さらに，送配電システムの整備も遅れており，周波数や電圧の不安定，高い送配電ロスなど，電力の流通が効率的安定的に行われていない。

水力発電の建設は環境社会に対する影響が懸念されることから，建設サイトのコミュニティー，地方行政組織からの受け入れが必要であるが，少数民族の問題，生態系への影響，

コミュニティー経済への影響など、サイトの様々な事情によりプロジェクトの完成までは大変長い年月を必要とする場合が多い。特に大規模（1,000MW以上）河川の本流での建設は環境社会に対する影響が大きいことから、実現が困難な場合が多い。電力エネルギー省の計画リストに入っているプロジェクトでも、計画通り実現できるプロジェクトは稀で、竣工時期は大変不確実である場合が多い。

太陽光、風力などの再生可能エネルギーは、将来の電源として重要であるが、自然条件の変動に左右されることなどから、未だ主要電源としての位置づけはできず、2030年時点で10%程度の導入を目標として、電源開発計画に組み込んでいる。

ミャンマーはガス資源にも恵まれているが、国内で生産されるガスの75%がタイ、中国に輸出され、貴重な外貨資源となっており、国内のガス発電所に供給可能なガス量を増やすことができない。そこで液化天然ガス（LNG）輸入の検討がなされ、2021年ころから輸入がはじまる見通しである。LNGの輸入が始まるまでの電力供給量の不足は、ガス火力発電所の設備更新による効率向上と、レンタル火力発電所（重油などの燃料を含む）によって賄っていかなければならない状況である。国内の新規ガス田の開発にも期待がかかっているが、供給量、供給可能年について不確実性が大きく、LNGの輸入を将来さらに拡大しなければならない可能性もある。そこで、石炭の輸入、電力の買戻し、輸入などのオプションを含め、必要な投資、コスト回収に必要な電気料金、補助金の必要量などについて検討中で、能力向上プロジェクトの中で、2014年に作成したマスタープランの見直しを行っている。

国家計画

エネルギー政策、電力政策の大前提となる国家計画は、2013年に経済社会改革枠組み（FESR: Framework of Economic and Social Reforms）が制定された。また国家総合開発計画（NCDP: National Comprehensive Development Plan）についてはミャンマーの経済を、活発なアジア経済と同等に成長させることを目的として20年の長期計画が2015年8月に定められた。さらにこの国家総合開発計画に基づく第5次5か年計画（2016/17-2020/21）が作成された。5か年計画については各省庁にセクターごとの計画を作成するよう指示が出された。

エネルギー政策

前政権下では国内のエネルギーセクター問題解決の為、省庁間を横断的に見渡す、国家エネルギー管理委員会（NEMC: National Energy Management Committee）を設立し、国家エネルギー政策に従った短期、長期の目標実現のため、国家エネルギー計画を実施するとしていた。また国家エネルギー管理委員会のもとにエネルギー開発委員会（EDC: Energy Development Committee）も設立された。しかしながら新政権に入ってこれらの委員会は廃

止されたが、それに代わる省庁間を統合するような委員会は未だ設立されていない。その代わり新政権下では省庁間の数を減らし、電力省とエネルギー省が統合され、電力エネルギー省となった。電力の計画は電力エネルギー省内の電力計画部が策定をすることになった。しかし、一つの省になっても旧電力省と旧エネルギー省のデータ、情報の共有は必ずしもうまくいっていない。総合的なエネルギー政策を作成、レビューするような委員会はやはり必要であり、国家エネルギー管理委員会、開発委員会に代わる新たな委員会の設立が望まれる。

電力政策

前政権下で電力省が策定した電力セクター方針の大項目は次の通りであった。

- ミャンマー国内の十分な電力供給のため、水力、火力、風力、太陽光など利用可能なエネルギー源による発電電力の効果的な利用のためのグリッドの拡張
- 最新技術による発電、配電の実施と地域配電事業への民間参入の促進
- 環境影響を最小限にするため、発電、送電事業の環境影響評価／社会影響評価の実施
- 民間投資、外国投資をさらに呼び込むための委員会、民間企業、地方自治体を含めた電力セクターの再構築と競争力のある電力公益事業の組成
- 開放経済の流れにあわせ、ミャンマー国専門家および国際的な専門家の知的支援を踏まえた電力法、規制の策定

しかしながら、現政権の下で、この大項目の具体策を策定するには至っていない。

電力法

ミャンマーの電力法は2014年10月27日に国会で承認された。それ以前には1984年に制定された電力法があったが、社会主義に基づいたものであったので、独立電気事業者（IPP）など民間が電力プロジェクトに参加する枠組みは作られていなかった。2014年の電力法では、この点を改善し国際基準に則って、海外及び国内の民間投資を促進する枠組みを導入している。また、電力規制委員会（Electricity Regulatory Commission）を設立することを規定している。

この電力規制委員会は電力エネルギー省などの省庁から独立して電力料金を制定したりする重要な役割を担うべき機関である。しかし2014年の電力法では料金制定に関してアドバイスをするなど限られた権限しか与えられていない。また、設置期限が設定されておらず、現在に至るまでこの委員会は設置されておらず、設置の見通しが全く立っていない。2015年10月には電力法に基づき規則（Rules）が制定され、規制（Regulations）については2017年7月現在アジア開発銀行（ADB）の支援の下ドラフトを作成中である。

電力法の目的は以下の通りである：

1. 国民のニーズに即し、電力セクターの健全な発展のため電力事業を管理すること
2. 国の管理下で大規模発電と配電を促進すること、および各地域、州での中小規模の

発電，配電を促進すること

3. 規定された基準，標準に従って電力関連事業が実施されること
4. 電気による災害を起こすことなく，電気の広範囲な使用を促進すること
5. 電力関連事業に海外及び国内の投資を増加させること
6. 公正で透明性の高い規則，規制を制定し地域ごとに適切な電気料金を定めること
7. 電気使用者が標準に準拠した安定した電圧，周波数の電気を使え，使用機器に損傷を与えないようにすること
8. ミャンマーが承認，証明した，国際的な環境保護に関する合意を尊重して順守すること

前述のように電力法の第3章では電力規制委員会（ERC: Electricity Regulatory Commission）を組織することとなっている。電力規制委員会には国営の独占的な電力事業者（発電公社やヤンゴン電力会社など）を監視する役割が期待される。しかしながら2014年の電力法では電力規制委員会は，電力政策についてアドバイスをすることとなっているが，政策を作成する主体については法律は言及しておらず，実質的には電力エネルギー省が電力政策を策定している。政策策定によって決められた規制を実施する機関は独立性を保つべきである。現在は電力料金を決定するのは電力エネルギー省が政府の承認のもとに行うことになっている。本来独立性を保った電力規制委員会が電力料金の設定について主体的に行うのが望ましい姿であるが，電力法では電力規制委員会は電力料金についてアドバイスをを行うに止めている。これについては将来改定に向けて議論がされるべき点である。

電力法に基づき電力規則（Rules）が2015年10月に定められた。これは電力エネルギー省（MOEE）が行うべき役割について述べている。電力規制委員会の役割，細則については上記の法改定を行った後，電力規制委員会の規則（Rules）として策定される予定になっている。質の高い電力への投資を呼び込み，公正で透明性の高い電力セクターを確立していくためには，電力法を改正し，電力規制委員会の権限を高め，その規則（Rules）を定め，さらに細則の規制（Regulations）を制定していくことが必要である。ADBなどのドナーの援助により，このプロセスが進行しつつあるが，現状は必ずしもスピード感を持ってこれが行われているとは言い難い。電力エネルギー省，政権政党，ドナー間の対話等を通じて，プロセスを促進させることが必要である。

電力開発計画

2014年に作成し，現在政府職員の能力開発と同時に改定作業をおこなっている電力マスタープランは，特に以下の点に留意している。

1. 電力エネルギー省の水力開発リストには，本流に計画される大規模水力も含まれるが，これを現実的に開発可能な本流以外の中小水力に限定していること
2. 世界銀行・IFCの戦略的環境アセスメント（SEA）による河川流域ごとの評価を参

考にし、さらに環境社会への影響評価の観点を取り入れること

3. 経済財務分析に基づき、発電公社、配電会社の財務の健全性を保つために、適正な電力料金水準に近づけ、補助金を徐々に減らしていくためのステップを示唆すること
4. 共同企業体 (JV)、建設・運営・譲渡方式 (BOT)、独立電気事業者 (IPP) に電源開発を依存する場合の問題点、留意点の指摘をすること

これまで既に締結された覚書や契約：MOU (Memorandum of Understanding)、MOA (Memorandum of Agreement)、JVA (Joint Venture Agreement) についても、進展がみられないプロジェクトについては、これらを見直し、開発主体から権利をはく奪することも含めて、健全な電力計画の策定、実施を可能にしていく必要がある。

環境法はプロジェクト別の環境影響評価についてはそのプロセスを定めた手順 (Procedure) を 2015 年の 12 月に発表している。また、環境排出基準についても世銀・IFC の環境ガイドラインに準拠してガイドラインを定めている。しかしながら、戦略的環境社会影響評価 (SEA) については環境法で言葉を定義するにとどまり、その具体的なプロセスについては未だ手順が決められていない。IFC が水力発電の SEA の実施についてミャンマー政府に支援を行っており、今後そのプロセスについて定められるようになると期待されている。

JICA の電力開発計画能力向上プロジェクトでも、電力、環境をはじめとする法制度の整備と共に電力計画を運用、更新するための組織整備および人材育成を目標としている。能力向上はカウンターパートの人材の能力、電力エネルギー省の人員計画、人材配置に大きく左右される。また電力長期計画の定期的見直しを恒常的におこない、計画を実施していく恒久的な体制、組織を整備していく必要がある。今の電力計画局 (DEPP) の中に長期計画の見直しを専属で行う人員を配置し、発電公社、配電会社、送配電系統部などから必要に応じて適宜人材を派遣 (見直し期間中に必要なデータ、情報の収集を行うため)、また戦略的環境社会影響評価については環境保護を担当する省庁からの出向を含め、人材を一定期間 (見直し期間) 確保することが必要である。このような組織体制と、人材のアレンジメントにつて、関係各所と話し合いを進め、理想的な形で長期電力計画の見直し、実施が行われるよう計画している。遠い道のりであるが、ミャンマーの若いスタッフのトレーニングに取り組む姿勢、意気込みを見ると、将来に期待することができる。

インドネシアにおける司法制度の概要(2)

JICA長期派遣専門家

間 明 宏 充

前回に引き続き、インドネシアにおける司法制度の概要及び裁判官の執務状況等について報告する¹。

第3 通常裁判所裁判官のキャリア形成

インドネシアにおいても、裁判官は概ね2年から3年ごとに他の裁判所に異動する（任官後の最初の異動は4年後）。もっとも、同一系列内での異動に限定され、他の系列の裁判所（通常裁判所から宗教裁判所へなど）に異動することはない。上級・下級裁判所間の異動については、日本と異なり、地方裁判所から高等裁判所への異動が通常であり、高等裁判所での勤務経験がある裁判官が、地方裁判所へ異動することは原則としてない²。

任官直後の裁判官であっても、取り扱うことができる事件に差異はなく（特別法廷が管轄する事件は除く。）、日本の判事補制度と異なるところである。

事件は、原則として3人の裁判官で構成される合議体で審理されるが、一部の汚職事件については5人の裁判官で構成される合議体で審理される。なお、訴額が少額の事件については、単独体でも審理されることがある。

日々の事件処理や裁判官同士の合議を通じて、自己研さんに励むという点では、日本と共通するが、上記のように、高等裁判所から地方裁判所への異動がないことから、日本のように、高等裁判所での経験を活かし、地方裁判所で日々の事件処理を通じて若手裁判官の指導に当たるといったことがない（高等裁判所の裁判官が、司法研修所で実施される研修の講師を務めることはある。）。また、知的財産関係事件につき、商事裁判所がした第一審判決に対する不服申立ては、最高裁判所への上告となることから、高等裁判所に異動してしまうと、その後は民事分野の知的財産関係事件に接する機会が極めて少なくなる。

第4 執務環境

1 執務室

中央ジャカルタ地方裁判所（Pengadilan Negeri Jakarta Pusat）では³、裁判官の執務室は

¹ 以下の脚注に記載した各資料のほか、Agus 裁判官（司法研修所裁判実務研修部長）及び Ennid 裁判官（司法研修所教官）、Rahmi 裁判官（最高裁判所特別民事室書記官）及び Joko 弁護士等からのヒアリングに基づく。なお、Ennid 裁判官及び Rahmi 裁判官は、いずれも ICD による第3回インドネシア裁判官人材強化共同研究（2014年2月実施）及び JICA による第1回合同本邦研修（2016年7月実施）の参加者である。

² 松川充康「インドネシア司法に関する実情調査報告」ICD NEWS49号（2011年12月号）118ページ。法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/content/000112969.pdf>）参照。

³ 他の裁判所における裁判官の執務室の状況については、調査未了である。

3名の相部屋となっている。

かつては、合議体を構成する3名の裁判官が1つの部屋で執務していたが、裁判官の異動に伴う調整が困難であるとして、現在は、異なる部屋で執務する裁判官同士で合議体を構成することが多いようである。そのため、合議も裁判官室ではなく、空いている調停室⁴や会議室等を利用して行っている。

2 事件処理のための文献、資料等

(1) 法令集

現在のところ、日本のように、裁判官一人ひとりに法令集が配付されるという体制にはなっていない。法令の条文を参照したい場合には、裁判所の図書室等に備え付けられている法令集を利用するほか、最高裁判所⁵、国家官房 (SEKNEG)、その他各省庁のウェブサイトに掲載されている法令情報を利用している。もっとも、大都市圏以外の裁判所などでは、電力事情等により、常にインターネットが使えるとは限らず、必要な時に必要な情報にアクセスできない場合もあるという。

知的財産権に関する法律及び規則等をまとめた法令集なども、法務人権省知的財産総局 (DGIP) から出されている。裁判所に所蔵されているほか、個人的に入手して執務に活用している者もいる。

(2) 判例集

最高裁判所の判例については、単なる参考ではなく、これに沿った判断をすべきと考える裁判官が多い。

最高裁判所の判例集⁶は、年1回、各裁判所に配付され、図書室に所蔵されている。登載判例は、最高裁判所判事等で構成される委員会で検討、決定されている。もっとも、登載数は、民事事件、刑事事件等を合わせて10件弱にすぎず、知的財産関係事件が必ず登載されているとも限らない。

このほか、民間の出版社から、商事裁判所が管轄する事件のほか、会社紛争事件、一般民事事件、税金訴訟などといった特定の分野の裁判例を集約した書籍も売られている。

最高裁判所では、ウェブサイトでの裁判例の公開も進めている⁷。最高裁判所の判決については2013年から、下級裁判所の判決については2014年から、それぞれ当該ウェブサイトでの公開が開始され、2015年には、下級裁判所も含め、同年中にされたす

⁴ 遮音対策が施されていないのか、廊下からの声が筒抜けだったり、ドアに設けられているのぞき窓に目隠しがなく外から丸見えだったり、いくつか異なる点は散見されたが、部屋の大きさや机、椅子の塩梅などは、日本の裁判所に設置されている準備手続室や調停室とほぼ似た作りとなっている。

⁵ 最高裁判所法文書・情報ネットワーク (<https://jdih.mahkamahagung.go.id/>)

⁶ たとえば、Yurisprudensi Mahkamah Agung RI Tahun 2015 (ISBN 978-979-8512-88-9)。

⁷ <http://putusan.mahkamahagung.go.id/>

すべての裁判⁸が当該ウェブサイトに掲載されたという。もっとも、それ以前のものについては、掲載済みのものは一部にとどまる⁹。

(3) 執務資料

最高裁判所は、裁判実務に関する執務資料を作成し¹⁰、各裁判所に配付しているが、1つの裁判所にそれぞれ5冊程度が配付されるにとどまる。そのため、小規模庁ではすべての裁判官の手元に届くが、大規模庁では、裁判官の数や執務室の数にも到底及ばないことから、図書室に所蔵されたものを各裁判官が参照しているのが現状である。

また、最高裁判所規則 (Peraturan Mahkamah Agung (PERMA)) 及び回状 (Surat Edaran Mahkamah Agung (SEMA)) をまとめたものも、執務資料として各裁判所に配付されている¹¹。

(4) 概説書・注釈書

インドネシアにおいても、さまざまな法分野に関し、大学教授や実務家が執筆した概説書や教科書が入手でき、裁判官も事件処理等の際に利用している。こうした書籍は、裁判所の図書室にも所蔵されているが、自費で購入して実務に用いている者も多いそうである。

これに対し、コンメンタールのような法令の注釈書はない。インドネシアでは、法律が制定される際、条文そのものとともに、条文ごとの説明 (penjelasan) も併せて公布されている。しかし、当該説明についても、大半の条文については「自明である (cukup jelas)」として特段の記載がなく、十分なものとはいえないように思われる。

個別の事件において法令の解釈が問題となる場合には、学識経験者や実務家から意見を聴取している¹²。知的財産関係事件では、商標の類否といった非技術的事項についても、法務人権省知的財産総局の職員に意見を述べてもらうのが通例であるという。こうした専門家による意見は、必ずしも統一されたものではないところ、裁判官が当該意見に強く依拠して判断していることが、最終的な結論にブレが生じる一因となっているとの指摘もある。

(5) 実務書等

裁判実務を解説した書籍も公刊されているが、知的財産分野のものは知られていな

⁸ インドネシア語で *putusan* という単語が使われているが、日本の民事訴訟手続における判決のみを意味するのか、決定も含むのかについては、はっきりしない。

⁹ Supreme Court of the Republic of Indonesia, Annual Report 2015 Executive Summary, p.18

¹⁰ Pedoman Pelaksanaan Tugas dan Administrasi Pengadilan dalam Empat Lingkungan Peradilan (四裁判系列における裁判の実務及び管理に関するガイドライン) など。

¹¹ Himpunan Surat Edaran Mahkamah Agung (SEMA) dan Peraturan Mahkamah Agung (PERMA) Tahun 2000-2014 (最高裁判所回状及び最高裁判所規則集) など。

¹² 鑑定人か、専門委員類似の制度なのかなど、訴訟法上の位置づけについては、調査未了である。

い。また、学位を取得するために博士論文等を作成する場合を除き、裁判官が、実務書や法律雑誌等に掲載される論文、裁判例の解説等を執筆することはほとんどなく、仮に出版社等から執筆依頼があっても断ることが多いという¹³。

(6) 勉強会等

裁判官同士の勉強会を兼ねた所長とのミーティングが定期的に行われている。

また、破産管財人との勉強会など、裁判所外部の者との協議会や勉強会も開催されることがある。

第5 知的財産関係事件第一審の訴訟運営

1 裁判体

知的財産関係事件（本稿では、民事事件に限定する。）の第一審は、中央ジャカルタ地方裁判所を含め、全国5か所の地方裁判所に設けられた商事裁判所が管轄を有し、3名の裁判官で構成される合議体によって審理が行われる。裁判官の異動や担当事件の状況等に鑑み、概ね6か月ごとに合議体の構成が変更されるが、一つの事件を担当している間に合議体を構成する裁判官が変わらないよう配慮されているということである。

2 事件配てん

事件の配てんは、所長（Ketua）の権限とされており、各裁判官の事件数や経験、専門性、当事者との人的関係（除斥、忌避事由の存否など）を考慮して配てん先が決められている。

3 合議体による審理

中央ジャカルタ地方裁判所やスラバヤ¹⁴地方裁判所（Pengadilan Negeri Surabaya）のような大規模庁においては、いずれの裁判官も他の地方裁判所の所長を務めたことがあるなど、相応の実務経験を有し、キャリアにも特段の差異がないことから、事件ごとに合議体を構成する裁判官が順番に裁判長を務め、判決起案も当該裁判長が行っている。

これに対し、他の中小規模の地方裁判所においては、まだ経験が浅い裁判官も多く配属されていることから、キャリアが長い者が裁判長を務め、経験の浅い者が判決起案をし、裁判長がその指導をするということが行われている。

管轄の有無、人証の採否などの判断のほか、訴訟の進行管理等についても、裁判体の合議によって決定されている。

¹³ 裁判官が他人の裁判を批評することは禁忌とされているためであるという説明を受けたが、その根拠については調査未了である。

¹⁴ スラバヤ（Surabaya）は、ジャワ島東部に位置し、ジャカルタに次ぐ、インドネシア第2の都市といわれている。

4 審理期間

知的財産関係事件においては、侵害訴訟及び審決取消訴訟に相当する事件のいずれについても審理期間が法定されており、原則として、特許権に関するものは180日以内、それ以外の権利に関するものは90日以内に判決をしなければならない。

ところで、インドネシアの各知的財産関係法の定義規定において、「日」とは業務日をいう、とされている一方で、上記の審理期間を含め、訴訟手続に関する期間に係る条文の解説では、「日」とは暦日をいう、とされているため、「日」の解釈を巡る紛争が絶えないようである。

5 事件数

裁判情報検索システム¹⁵を利用して、各裁判所に係属した裁判に係る情報を入手することができる。当該システムを参照して、中央ジャカルタ地方裁判所における知的財産関係事件の新受件数を積算した。なお、当該システム上、意匠権に係る裁判情報が見当たらなかったが、実際に訴訟が提起されていないのか、それとも単に情報が登録されていないことに起因するのかは不明である。そのため、これらの数値については、飽くまでも全体の傾向を把握するための参考としてのみ利用していただきたい。

| 種類/年 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017(~6月) |
|------|------|------|------|-----------|
| 著作権 | 2 | 5 | 5 | 1 |
| 商標権 | 75 | 77 | 65 | 29 |
| 特許権 | 6 | 2 | 3 | 7 |
| 合計 | 83 | 84 | 73 | 37 |

なお、他の商事裁判所における知的財産関係事件の新受件数は、詳細は割愛するが、スラバヤ地方裁判所で10から20件/年程度、その余の地方裁判所でそれぞれ数件/年程度である。

¹⁵ 中央ジャカルタ地方裁判所に係属した裁判の情報は <http://sipp.pn-jakartapusat.go.id/> から参照できる。この点については、日本よりもより容易に情報にアクセスできる環境が構築されているとの印象を受ける。

報道等に見るゴルカ地震からの復興状況について（ネパール）

JICA長期派遣専門家

富田 さとこ

内容

| | |
|--------------------------|-----|
| I. はじめに..... | 99 |
| II. 背景..... | 100 |
| 1. 地理的な背景..... | 100 |
| 2. 社会的・文化人類学的な背景..... | 100 |
| III. 震災前後の社会の動き..... | 101 |
| 1. 転換期に起きた震災..... | 101 |
| 2. 時系列一覧..... | 101 |
| 3. インド国境の封鎖..... | 102 |
| 4. 住宅資金提供の開始と国の優先課題..... | 103 |
| IV. 震災被害と補償金..... | 104 |
| 1. 主な震災被害..... | 104 |
| 2. 人的被害に対する見舞金..... | 104 |
| 死者：..... | 104 |
| 負傷者：..... | 104 |
| 3. 個人の財産に対する補償金..... | 105 |
| ア. 家財道具への見舞金..... | 105 |
| イ. 自宅再建資金..... | 105 |
| 4. その他の被害..... | 107 |

| | |
|--------------------------------------|-----|
| <u>ア. 遺産の修繕</u> | 107 |
| <u>イ. 震災, 地滑りによる野生動物・植物の被害</u> | 107 |
| <u>V. 復興予算</u> | 107 |
| 1. <u>復興全体に必要な費用</u> | 107 |
| 2. <u>ドナーの支援額</u> | 107 |
| 3. <u>国家予算中の復興予算の割合</u> | 108 |
| <u>VI. 災害関連の法制度・法的支援活動</u> | 108 |
| 1. <u>ネパール弁護士会の報告書</u> | 108 |
| 2. <u>ゴルカ震災における法的支援活動</u> | 108 |
| <u>ア. 初～中期の支援活動</u> | 108 |
| <u>イ. 長期的な支援活動</u> | 109 |
| 3. <u>災害関連法制の歴史</u> | 109 |
| 4. <u>2015年憲法の影響</u> | 110 |
| <u>VII. 復興の課題</u> | 111 |
| 1. <u>住宅再建を困難とする事情</u> | 111 |
| <u>(1) 資金不足</u> | 111 |
| <u>(2) 被災地の安全性</u> | 111 |
| <u>(3) 人手が不足している</u> | 111 |
| <u>(4) 材料が入手できない</u> | 112 |
| 3. <u>食料の問題</u> | 112 |
| 4. <u>震災が憎悪させた社会問題</u> | 112 |
| <u>(1) 貧困・児童労働</u> | 112 |

| | |
|----------------------------|-----|
| <u>(2) 出稼ぎの増加</u> | 112 |
| <u>(3) 性犯罪の増加</u> | 112 |
| <u>(4) 人身売買被害の増加</u> | 113 |
| 5. <u>復興遅れの原因</u> | 113 |

I. はじめに

2015年4月25日土曜日午前11時56分、首都カトマンズの77キロメートル北西（ゴルカ郡）の地下数キロメートル¹を震源とする、マグニチュード7.8の地震がネパールを襲った。この本震を比較的大きな余震が追い、5月12日には、カトマンズの76キロメートル北東（ドラカ及びシンドパルチョーク郡）を震源とする、マグニチュード7.3を記録する余震が起きた。一連の震災被害で、死者は8,000人超（2015年5月15日時点の報告によれば、本震による死者8,316、5月12日の余震による死者117人）、負傷者は2万人超える。震災から2年以上経過した現在、復興は「カタツムリの速度（snail pace）」とメディアに評され、山間部の寒さの厳しい被災地でさえ、家を再建できないまま3回目の冬をテントで迎えようとしている住民がいる。

私は、震災から約半年後の2015年9月1日に、裁判所能力強化プロジェクトの専門家としてカトマンズに赴任して、2年以上経過した現在まで当地に勤務している。この間、新聞報道等で震災からの復興状況を追うことができ、また9月28日の新憲法施行とそれに続くドラスティックな社会の動きを現地で体験し、それが復興に与える影響も見聞きしてきた。2015年のネパールの震災についてICD NEWS中で報じているのは第64号の内山教官の原稿が最後であるため、その後の経過を残す意味はあると考え、本稿では、震災後の復興に関する経過をまとめたい。今夏に法社会学会（Law and Society）というアメリカを本拠とする国際学会で、ネパールの震災後の復興状況と法について報告をする機会を得たため、短い発表資料を作成した。本稿の基礎資料は、主にこの報告のために集めた資料である。私の所属するプロジェクトは震災復興に直接携わってはいないため、事実の収集はもっぱら文献・報道に頼らざるを得ず、インタビューを実施して把握できた事実はごくわずかである。そのため、震災復興に関する記録としては、いささか不十分なものと言わざるを得ないが、現在も日々情勢が動いているネパールの「今」を知る一つの手がかりとなれば幸いである。

¹ 文献により震源の深さや、カトマンズからの距離は異なる。本パラグラフでの数字は、基本的に Inter-Agency Standing Committee “Nepal Earthquakes 2015: Desk Review of Existing Information with Relevance to Mental Health & Psychosocial Support”（最終更新2015年6月18日）記載の数字を用いているが、同文献は震源の深さを2キロメートルと示しているのに対し、他の文献では8キロメートル前後と示しているものもあったため、震源の深さのみ数キロメートルとした。

II. 背景

1. 地理的な背景

ネパールはインドプレートとユーラシアプレートの上であり、日本と同様に、地震が起こりやすい。パンゲアから現在の5大陸が出来上がる過程で、インド亜大陸がユーラシア大陸に食い込んで出来上がったのがヒマラヤ山脈という、子供の頃にワクワクした話を思い出す。この最後にできたインド亜大陸とユーラシア大陸の境にあり、地層が比較的新しいため地滑りも起きやすい。2015年の地震の後も、雨季のたびに、地滑り被害が紙面を飾っている。小国であるものの、南は海拔数十メートルから北は世界最高峰8,848メートルのエベレストという高度のダイナミクスも持ち合わせている。

地政的にはインドと中国という2つの大国と国境を接し、陸に閉ざされているため物流は陸路と空路に頼らざるを得ない。ネパールの経済はインドに大きく依存しており、ネパール人はインドのことを「Big brother」と複雑なニュアンスを込めて呼んでいる。空に抜ける国の唯一の玄関であるトリブバン国際空港は、用地取得の困難等から拡大・移転の話が進まず、滑走路には飛行機がひしめきあっている。ここからは蛇足になるが、空港の専門家に聞くと、ネパールの空港にはレーダーが整備されておらず、パイロットの目視で着陸しているそうだ。雨季になると、しばしば南部の空港は霧に閉ざされ、延々と霧が晴れるのを待つことがある。就航を決するのも空港職員の目視による判断で、決められた目標物が霧の先に見えるかどうかで判断しているという。北の山間部では、変わりやすい天候に加えて、山に遮られて滑走路が短いため、熟練したパイロットのみが任される路線もあるそうだ。なお、JICAの支援でレーダーを設置するプロジェクトが進んでいる。

2. 社会学的・文化人類学的な背景

上記のような地理的状況にあるネパールは、地質学等の専門家にとって「垂涎の地」であるという話を聞いた。文化人類学者や法社会学者にとっても、南アジアで最も古い成文法典（ムルキアイン）を持ちながら、2015年に「最新の」基本的人権リストを含む新憲法を施行し、多民族が共存する裏にカーストによる差別や貧困等といった現代的な社会問題を多数抱えるネパールは、調査の対象として「垂涎の地」といえるかもしれない。

人口約2800万人²の中には、123の異なる言語を持つ126のカーストあるいは民族を抱えている。約8割がヒンズー教徒で、仏教徒が9%、イスラム教徒やキリスト教徒もおり、カトマンズ市内には大きなモスクもある。様々な顔立ちを持ち、異なる文化に属する人々が職場や生活をともにする寛容性には、時に心を打たれる。スワイヤンブナー

² 2011年6月22日付の人口センサスによれば、26,494,504人（Central Bureau of Statistics, National Population and Housing Census 2011, <https://unstats.un.org/UNSD/demographic/sources/census/wphc/Nepal/Nepal-Census-2011-Vol1.pdf>）（なお、同パラグラフ中の民族数、言語数、信仰等に関する統計数字も引用元は同じ）、年間1.35%増加しているという。現在の人口は2800～9200万人という推計があり、後の表にある通り世界銀行の最新のデータでは2800万人超となっている。

トという高台の寺院に行くと、チベット仏教とヒンズー教が、同じ敷地内に同居しているのを見ることができる。単一民族国家「的」で排他的な雰囲気を持つ日本社会はもちろん、肌の色の違いではっきりとした分断が生じている「多民族国家」アメリカとも異なる、包摂的な雰囲気がネパールには存在する。

一方で、カーストや民族間の摩擦は確実に存在し、政治・社会問題を複雑化させている。カースト差別は法律上禁止されているが、特に「穢れ」とみなされる被差別カーストに属する人々が被害者となる、差別絡みの事件報道は後を絶たない。また、ネパールでは、北側の山間部を「Mountain」（なお、ネパールでは6,000メートル未満の山は「丘」と呼ばれる）、中央部の高地を「Hill」、南部のインド国境付近を「Plain」地域と3つに分ける習慣があるが、Hill出身の人は比較的裕福で、南部は文化・経済的にも「貧しい」とみなされている。南部には、農場に縛り付けられた「Kamaiya」と呼ばれる家族何代にもわたる債務奴隷や（法律上は既に解放されている）、家族の貧しさ故にメイドとして売られる「Kamlari」と呼ばれる少女の問題も残る。平原部に暮らす人々は、ネパールの北側の人々から「差別を受けてきた」という意識を持っており、インドにシンパシーを持っている人々も多い。

III. 震災前後の社会の動き

1. 転換期に起きた震災

まず、震災前と、震災後に起きた復興に影響を関連する主な出来事を時系列にまとめた。特筆すべきは、2015年の震災は、内戦後の転換期に起きたということである。内戦後に最初に形成された制憲議会は5年の任期中に憲法を制定できず、2つ目の制憲議会が憲法を制定しようとする中であつた。また、内戦中に人的被害を被った人々や、行方不明になった人々の捜索・賠償問題も、単発での刑事訴訟こそあれ、全体的な解決は端緒すら見えていなかった。こういった Transitional Justice の問題を抱え、アジア最貧国の一つとして開発から取り残されていたネパールを震災が襲った。震災の数か月後に憲法が制定されたことを、「震災復興の遅れから目をそらすために急いで」行われたと見る向きもあった。

2. 時系列一覧

1996 – 2006年 内戦

2007年 暫定憲法制定

2008年 公式に王政を廃止してネパール民主共和国となる。

2008年5月 第1回制憲議会選挙実施（5年の任期中に憲法制定ならず）

2013年11月 第2回制憲議会選挙実施

2015年

4月25日 本震（マグニチュード7.8）

6月25日 International Conference on Nepal's Reconstruction 開催。Post Disaster Needs Assessment (PDNA) を内務省（Ministry of Home Affairs）が発表し、支援国が総額44

億ドルの支援を約束。

8月頃 NRA (National Reconstruction Authority) 成立→2週間以内に国会の承認を必要とする緊急時の枠組みで作ったが、国会の承認を得られず（反対が強いという訳ではなく失念されていた様子）一旦失効した。

9月20日 新憲法成立（即日、発効）

10月 インド国境封鎖開始

12月 再度 NRA が成立

2016年

2月 インドの国境封鎖解除

3月13日 NRA, 被害大きい14郡で住宅再建資金第一次支給を開始

5月12日 NRA 「Post Disaster Recovery Framework」を公表（5年間で8,380億ルピーをかけて復興を完了するという計画）

7月24日 オリ首相（ネパール कांग्रेस党）辞任

8月3日 ダハル首相（マオイスト・センター党）就任

8月4日 ダハル首相→NRA, 復興の迅速化を指示

8月 政府, 住宅再建に追加で10,000NRP支給を決定（20+10⇒30万）

8月15日～ NRA 住宅再建資金一次支給強化キャンペーン開始（1カ月間）

10月 NRA, 復興を支援するドナー間調整のための Advisory Council 設立を準備

2017年

1月 NRA の CEO 更迭（理由：復興事業の遅れ）

4月 NRA, 不動産所有証明のない人に支援金を支給する方法を検討する委員会設置

4月3日 NRA 被害の比較的小さかった17郡で住宅再建資金の一次支給を開始

5月14日 20年ぶりの地方選挙（第3, 4, 6州）

5月24日 ダハル首相辞任

6月6日 デウバ首相（ネパール कांग्रेस党）就任

6月28日 地方選挙（第1, 5, 7州）

3. インド国境の封鎖

憲法の制定により、単一国家から州制に移行したネパールだが、州境等を巡って人口比例での州割を求める南側の平野部に暮らすマデシと呼ばれる民族と、政府の間に現在まで続く対立が生じた。憲法制定後、マデシの人々は国境付近に座り込み、彼らをサポートするインド政府の協力もあり、10月には国境が完全に封鎖された。ネパールにとって輸入物資の大半が通過するインド国境の封鎖は、事実上の経済封鎖・経済制裁である。インドから輸入されていたガソリン・ガスといった燃料、医薬品、食品が不足し、復興作業にも著しい影響をもたらした。燃料不足で山間部の被災地に食料が運ばず餓死者が出ているという痛ましい事例も報告されていた。カトマンズでも、一日十数時間の計画停電に加えて、ガスもガソリンも枯渇して、飲食店は軒並み閉店あるいは開店しても飲み物だけの提供となった。氷点下近い気温の日にも暖房器具は使えず、お湯も出ないア

パートも多く、帰宅したら布団に潜る以外にない日が続き、日本人在住者で集まっても話題は寒さばかりという日々が続いていた。

インド政府は自分達が国境封鎖をしていることは頑なに認めなかったが、インドないしネパールの国籍さえ有していれば旅券なしに往来できる国境で、物資のみが全てインド側に留め置かれている異常な状況が、政府の関与なしに生じないことは明らかだった。ネパール政府は、力ではおよそ叶わないインドを動かすために、国連本部等で国境封鎖の不当性を訴え、その解除を求めていた。当時のニュースで印象に残っているのは、外務大臣か副大臣がジュネーブで開かれた国連の会議で、涙ながらに苦境を訴えていた映像である。体面を重んじるネパール人の、しかも政治家が、あの時ほど感情的になっているのを見たのは、後にも先にもこの時だけだった。

4. 住宅資金提供の開始と国の優先課題

国境封鎖開始から暫くすると、違法に車両燃料を販売するブラックマーケットがはびこり、カトマンズ市内であれば普段の数倍の金額を出せば、ディーゼルやガソリンが手に入るようになった。ガスは中国国境を越えて輸入されるようになったが、量が少なく、関連施設の前には常に長蛇の列ができていた。面白かったのはネパール市民のポジティブさで、外国人在留者が心配しているのを横目に、途上で薪を燃やして暖を人とりながら、いつ届くともしれぬ物資を気長に待っていた。結局、ネパール政府が石油の3割を中国から購入するという条約を交わした辺りからインド政府は態度を軟化させ始め、2月のある日、国境付近の民間人が座り込む人々を排除する形で、国境封鎖は終結した。

そこから、復興省（NRA）による復興事業が本格化を始め、3月に住宅復興資金の第一次支給が始まった。住宅資金は3回に分割して支給されることになっており、初回の5万ルピーの支給を得て住宅の基礎を作り、これが復興省の技術者の審査を通れば、第2回の支給を得られるという仕組みである。支給は甚大な被害を受けたとされる14郡から優先的に始まった。

一方で、国の優先課題は、憲法施行による統治機構の再編成と、2018年1月に現在の制憲議会議員が任期満了を迎える前に国会議員を選出することにシフトした。選挙は地方選挙、州選挙と国政選挙の3段階に分かれており、国会議員を選出するためには連邦からの代表を選ぶために州選挙を終える必要がある。本稿を書いている2017年7月末の時点で、政治紛争の大きい第2州を除く地方選挙が終わったところで、州選挙・国政選挙の日程は11月26日に北部で、12月7日に冬の影響を受けない南部で行われることが決まった。地方選挙は20年ぶり行われてこなかった上に、数万の議席が占われるため、国を挙げての一大行事の様相を呈し、裁判所の職員も駆り出されていた。

また、内戦中の死者・行方不明者の救済の問題（Transitional Justice）も憲法制定という最大の政治課題に一応の決着を見た以上、待ったなしとなり、新聞等で、これに関わる2つの機関（Commission of Investigation on Enforced Disappeared Person（CIEDP）とTruth and Reconciliation Commission（TRC））の動きが頻繁に報じられるようになった。

このような状況の中でネパール政府は復興に取り組んでいるが、新聞報道等を見る限りでは、他の課題の中に埋没しているように感じる。震災1年目の4月25日には被災者追悼のための式典が盛大に行われていたが、2年目を迎えた今年の4月25日には、政府が主催する式典は見られなかった。

IV. 震災被害と補償金

1. 主な震災被害

次に列挙したのは、主な2015年ゴルカ震災の被害である。被災したのは31郡であるが、甚大な被害を被った14郡と、比較的被害の少なかった17郡に分けられている。

被災郡 31 (Most-affected : 14 郡, Less-affected : 17 郡)

死者 8,000 人超

負傷者 20,000 人超

個人住宅

倒壊した住宅 (MoHA の緊急調査) 498,852 棟

損壊した住宅 (同) 256,697 棟

※なお、Most-affected 14 郡で住宅再建資金の対象となると認定されたのは 626,036 棟

再建が必要なインフラ³

- 学校 9,000
- ヘルス・ポスト 1,100
- 政府所有の施設 2,600
- 飲用水施設 (Drinking water projects) 1,260
- 文化遺産 700

2. 人的被害に対する見舞金

上記震災被害のうち、個人の人的被害については、次の補償が政府から発表されている⁴。

死者 :

- ・ 葬儀費用 40,000 ルピー／人
- ・ 遺族への生活支援金 100,000 ルピー／世帯 (世帯内の死者の数が 1 人でも複数でも同じ金額)

負傷者 :

- ・ 見舞金 25,000 ルピー／人
- ・ 政府の支援による free-of-cost treatment

³ 2016 年 12 月 30 日 Himalayan Times

⁴ Ministry of Foreign Affairs, Post-Earthquake Relief, Rehabilitation and Reconstruction Measures Government of Nepal, (<https://www.mofa.gov.np/post-earthquake-relief-rehabilitation-and-reconstruction-measures-government-of-nepal/>), June 1, 2015

なお、ネパールでよくあるのが、「政策や法律、更には判決があっても施行・執行されていない」という事態である。上記見舞金につき外務省のホームページには「政府決定」と書かれているが、実際に全て支給されたかは確認できていない。むしろ、被災者の子供が、家族の生活のために学業を断念したという報道や⁵、後述するように貧困家庭が増えたとのデータもあり、人的被害について生活再建に十分な補償はなされていないと思われる。

なお、この人的被害の補償を見るにつけ感じるのは、途上国でどうすることもできない「人の命の軽さ」である。次に見るように倒壊した住宅の再建資金は30万ルピー（約30万円）提供されるのに対して、死者の家族が受け取ることのできる金額は、14万ルピーに止まる。東日本大震災では、一家の柱が亡くなった場合には500万円、そうでない犠牲者の場合には亡くなった人当たり250万円が、災害弔慰金として遺族に支給された。一方で、倒壊した住宅については、全壊した住宅を再建した場合、最大で300万円が支給されていた。開発の現場でこのようなことを言うのは「ナイーブ」と笑われても仕方ないが、時として直面する人の命が物より軽く扱われる場面には、途上国での生活を始めて2年経った今でも慣れることができない。

3. 個人の財産に対する補償金

ア. 家財道具への見舞金

個人の物的被害については、家財道具の損傷について15,000ルピーの見舞金が各家庭に支給された⁶他に、次のような住宅再建資金の支給が決定している。

イ. 自宅再建資金

(1) 復興資金 (*reconstruction grant*)

住宅の損壊の程度を5段階で評価して、3以上と評価された住宅を再建する場合には、政府から300,000ルピー（約30万円）が支給される。損壊の程度の評価は、重大な被害を被った（Most-affected）14郡のうち、カトマンズ渓谷内の3郡（カトマンズ、ラリトプル、バクタプル）を除く11郡では、NRAの技術者が全戸調査を行った（但し、復興事業関係者によれば、現場では「うちには来ていない」という世帯もあったと聞く）。残り3郡の都市部は申請者のみを検査した。この全戸評価が終わった11郡から順に支給を始めたのが、前記時系列表の2016年3月である。

この30万ルピーは、3段階に分けて支給される。第一次支給は50,000ルピーで、報道を見ていると、2016年12月にMost-affected14郡で444,462人が受領済み（12月20日カトマンズポスト）、2017年4月4日時点では、同14郡では認定者の内の9割が受領済みとなり、同日Less-affectedの17郡で支給が開始されたとある（2017年4月4日 Republica）。

⁵ 震災で父を亡くし母が身体障がい者となった14歳の少女、家族を支えるために日雇労働（2016年12月15日KTMポスト）

⁶ この家財道具への見舞金は、復興に携わるJICA関係者や青年海外協力隊等に聞いたところ、実際に支給が確認できたらしい。

第二次支給は 15 万ルピーで、住宅が床までできて NRA の技術者の検査に合格したら支給されることになっており、2016 年 12 月頃に支給が始まった。第三次支給は壁まで作り終えて検査に合格したら 10 万ルピーが支給されるというが、特にこの第二次、三次支給が遅れていると報じられている。NRA の報告によれば、2017 年 3 月 17 日の時点で第一次支給を受給済みの約 53 万世帯のうち、第二次支給を受領したのは 1,438 世帯に止まる（2017 年 3 月 20 日 *Republica*）。同じ記事では、この時点で第三次支給を受給した世帯は 67 世帯のみと報じられている。

第二次、三次の支給が遅れている原因は、第一次資金を受領した被災者が住宅再建を実際に始めていないこと、再建を始めても検査が遅れていることが挙げられる。住宅再建自体の遅れは、後述の「住宅の再建を困難とする事情」にまとめたが、復興資金の支給の遅れの原因としては、NRA の技術者が待遇を不満として職を辞していることが報じられている。住宅再建を監督するために、NRA は、当初被災地に合計 2700 人の技術者を派遣したが、技術者らは待遇の改善を求めてストライキを起こす等していた⁷。

(2) 住宅修理資金

上記住宅再建資金が支給されるのは、文字通り住宅を再建する場合のみである。修理のみの場合には、総額 10 万ルピーを支給するという計画もあるようだが、関係者によれば、現在のところ、この修繕資金支給のための具体案はない。

(3) 無償貸付け (*collateral-free loan*)

上記の通り、住宅再建資金は総額で最大 30 万ルピーが支給されるが、ネパールで住宅を再建するには 5~60 万ルピーが必要と言われている。このギャップを埋めるため、政府は、最大 30 万ルピーの無償貸付けを発表した。復興資金だけでは家の再築ができない人のために、銀行を通じて、復興資金に加えて貸付されるもので、2017 年 4 月末頃、貸付ガイドラインを内閣が承認したと報じられている（2017 年 5 月 24 日 *Republica* 紙”*Quake victims to get Rs. 300,000 as collateral-free loan*”）。

但し、復興事業に携わる関係者によれば、貸付のリスクを負担するのは政府ではなく銀行であり、銀行はこれを嫌って、貸付けを進めたがらないようである。また、この貸付は、契約書に借受人だけでなく、同じコミュニティの人達に連名で名前を書かせることを予定しており、名を連ねた人の法的責任は不明という問題もあるようである。

なお、前記の政府が貸付ガイドラインを承認したことを報じる記事には、既に政府が銀行を通じて低金利（2%）のローンを、総額 4000 万ルピー貸付済みであり、これは上記無償貸し付けに切り替わる（2017 年 5 月 24 日 *Republica* 紙）とも報じられている。

⁷ NRA に雇用された技術者が被災地で頻繁にストライキ（2016 年 12 月 18 日 *KTM* ポスト、12 月 23 日 *カトマンズ* ポスト）—震災後、NRA は 3,000 人の技術者・監督者を雇用することを決定し、2,700 人を実際に雇用し、被災地に派遣して個人住宅の復旧を検査させている。

4. その他の被害

人々の生活に関わるインフラの被害は上述した通りだが、ネパールには文化自然遺産が豊富である。これらもゴルカ震災で甚大な被害を被った。その一部を新聞記事から紹介する。

ア. 遺産の修繕

世界遺産の本格的復旧は2016年2月16日から開始した。震災後の調査では復旧にはRs20.56billionが必要とされている。Department Archeologyは今年度予算として7800万ルピーを計上した(2016年2月16日カトマンズポスト紙”Heritage rebuilding from today”)。

イ. 震災、地滑りによる野生動物・植物の被害

Ministry of Science Technology and Environment (MoSTE)の調査によれば、震災とこれに続く地滑りで、6郡で合計2.2% (23,275ヘクタール)の森林が破壊された(2016年2月5日カトマンズポスト紙”Study: Quake, landslides caused great loss of wildlife and habitats)

V. 復興予算

1. 復興全体に必要な費用

次に、上記の個人被災者への支援金や、政府のインフラ設備の復旧等を含む復興にかかる予算であるが、NRAは、2016年5月12日に「Post Disaster Recovery Framework」を発表し、5年間で8,380億ルピー(約90億ドル)をかけて復興を完了するという計画を明らかにした。その後の報道を見ると、この復興全体には約90億ドル必要であるというのが、ネパール政府の見積として共通の認識になっているようである。

2. ドナーの支援額

これより約1年前の2015年6月25日、日本を含むインドや中国といったネパールの支援国及び、世銀やアジア開発銀行と言った58の国と機関を集めて、「International Conference on Nepal's Reconstruction」が開催された。この席上では、ネパール内務省より、Post Disaster Needs Assessment (PDNA)が発表され、震災被害の程度やそこからの復興に必要な資金需要(総額67億ドル)が報告された。これを受けて、支援国間の話し合いの結果、総額44億ドルの支援(無償と貸付の合計)を約束した。例えば最大支援国であるインドは無償資金が2億5,000万ドル、貸付が7億5,000万ドルであるのに対して、これを追う中国は無償資金7億6,600万ドル(貸付なし)の支援を約束した。なお日本は、無償資金5,200万ドル、貸付2億800万ドルを約している。

このPDNAと、これに続くドナー会議は、近年途上国での災害復興に重要な役割を果たしているそうである。早期に震災被害及び復興にかかるコストを見積り、ドナーを同席させることで、ドナー間の調整をしながら、かつ効果的に支援を引き出すのだとい

う⁸。但し、ここで「約束 (pledge)」される予算が実際に実行されるには、具体的な復興計画と、これに対する資金提供の個別の合意が必要となる。NRA によれば、2016 年 9 月時点での合意形成は、約 27 億ドルに止まった⁹。2015 年のドナー会議から 2 年後の 2017 年 6 月には、約 30 億ドルの具体的な貸付ないし無償融資の合意形成に至っている¹⁰。

3. 国家予算中の復興予算の割合

ネパールの国内予算に占める復興予算の割合であるが、2017/18 会計年度は、1 兆 2,800 億ルピー (約 128 億ドル) が総予算として計上されているのに対し、復興予算としては、1,460 億ルピー (14 億ドル) が計上されている。

VI. 災害関連の法制度・法的支援活動

ICDNEWS は法整備支援の情報誌であるから、ここで法曹関係者の活動や、災害関連の法律枠組み等についても触れておきたい。

1. ネパール弁護士会の報告書

震災直後の 2015 年 5 月 4 日、ネパール弁護士会は、復興・復旧活動の状況をモニタリングし、その問題点をいち早くまとめて「Earthquake Rescue and Relief Monitoring, Initial Report 2072(2015 AD)」として発表した。私は当時日本にいたが、この報告書は日本の弁護士会のメーリングリストでも広く閲覧された。この報告書には、緊急時の対応策などが十分に準備されていなかったため、緊急支援物資の配布基準が場当たりので、現場で差別や汚職といった問題を引き起こしていること等が報告されている。

2. ゴルカ震災における法的支援活動

法的支援活動を網羅的に報告した資料は見当たらないが、各種の NGO や、大学、弁護士会等が、震災後の初期・中期・長期にわたって様々な法的支援を提供している。以下に紹介するのは、私がたまたま知己を得ることのできた団体の活動に過ぎず、法的支援活動の氷山の一角に過ぎない。

ア. 初～中期の支援活動

まず、初期には、カトマンズロースクールが 100 人前後の学生を被災地に派遣して、被災者支援の情報提供を行っている。震災とこれに続く地滑りで、紛失あるいは破損した証明書や ID の代替とすべく、記録を残すように被災者に助言し、記録を残すためのノートを配布している。カトマンズロースクールは、その後もカブレ郡にある被災世帯に対して継続的な物的支援も行っている。

弁護士会や NGO は、他国ドナーのサポートを受けて、被災地に法律相談デスクを開設した。ここには専従の弁護士が派遣されて、被災者の法律相談に当たった。カ

⁸ 会議の様子は IECCD の News Letter に詳しい

(http://www.mof.gov.np/uploads/document/file/newsletter_July_2015_20150723050318.pdf)

⁹ National Reconstruction Authority, Rebuilding Nepal, Oct 2016-Jan 2017 (

¹⁰ 2017 年 6 月 26 日カトマンズポスト “NRA: Pacts worth over \$3b signed with Donors”

トマンズ市では、タスクフォースを設けて、「震災で半壊した隣の家が倒れかかってきて、自分の家まで被害を受けそうだ」といった相隣関係問題の解決に当たった。

イ. 長期的な支援活動

長期的には、シンドパルチョーク等、震災の被害が特に大きかった三郡に、コミュニティ調停センターが設けられた。もともと、アジア財団や JICA、他のドナーの支援で、各地にコミュニティ調停センターは設けられ、司法調停に比べれば遥かに活用されていたが、上記三郡では、オーストラリアの支援をうけたアジア財団が、全村にコミュニティ調停センターを設立した。2016年11月に訪問したシンドパルチョーク郡 Sangha VDC（人口12,000人）で聞いたところ、TAFの活動により設立されたコミュニティ調停センターに、震災関連の事件は、合計約50件が持ち込まれ、その多くは支援物資に関する紛争、土地問題、水資源の問題等であるとのことだった。

また、NGO等も被災者への支援を継続している。1987年に設立され、主に女性に対する法律援助事業を行ってきた Legal Aid Consultancy Service (LACC)¹¹は、現在もカブレ郡の山奥の閉ざされた村々（車で行けるところから徒歩で2～3日間）に、Mobile Legal Camp として、時折出向いては法律相談を行っている。なお、同団体は、震災後すぐに、シンドパルチョーク郡とカブレ郡において、政府の District Women and Children Office (WCO)の中に法律相談デスクを設けた。

3. 災害関連法制の歴史

ネパール弁護士会の前記報告書では、災害への準備がなかったと手厳しく批判されているが、ネパールにも災害に関する法的備えがなかった訳ではない。1982年には、王政下で Nepal Natural Calamity Act（自然災害法）が制定され、自然災害の緊急時に国や地域といったレベルごとに対応する委員会を設け、救援活動のために政府が必要な命令をできること等を定めている。なお、同法は現在も有効であるものの、ネパール政府は2009年頃から新法制定を目指している。

2009年は災害対策への政策策定が盛んだったようで、同年、政府は最初の災害対応計画である”The National Strategy for Disaster Risk Management”を公表した。同計画は次のように評価されている¹²

- Has a long-term vision to change Nepal into a disaster resilient country
- Echoes the Hyogo Framework of Action 2005
- Ensure that the disaster risk reduction is a national and local priority with a strong institutional basis for implementation
- Develop better knowledge management for building a culture of safety and resilience
- Reduce the underlying risk factors
- Enhance preparedness for effective response

¹¹ www.lacc.org.np

¹² Nepal Red Cross Society, “International Disaster Response Law (IDRL) in Nepal”, 2011, <http://www.preventionweb.net/publications/view/24918>

- Has a provision for establishing a National Council for Disaster Management, under the chairmanship of Prime Minister

個人的な感想かつ推測にすぎないが、上記計画に則って十分な災害対応準備がなされていたかは疑問で、ネパールでよくある理想的な絵は描くものの実効力を欠いていたのではないかと感じている。例えば、上記計画は災害に強い国造りを掲げているが、今回の災害時には建築基準違反の建物が数多く倒壊したことが報告されているし、効果的な対応を整備することを目指しているにも関わらず、ゴルカ震災後、税関手続等の不備故に多くの支援物資が空港に留め置かれたと報道されている¹³。また、法定期間停止の措置もなく、裁判所に出頭する手段のないまま、消滅時効等が進行するといった問題が生じたようである。

復興事業の関係者に、新法整備の準備状況を確認したところ、2017年6月現在、前記1982年の自然災害法に代わる新法が、憲法制定後に提出された他の法案とともに国会の審議を待っているようだ。同新法の目玉は、National Disaster Management Authorityで、①予防、②発災直後の救難・救援、③復興の全ての段階を所管することにある。これまでは内務省が①と②を所管し（但し①については予算なし）、③については規定もなかったところを、災害対策の3つのフェーズを全てカバーして包括的な対策を目指すのだという。

4. 2015年憲法の影響

2015年9月に制定された新憲法は308条で構成されており、統治機構は詳細に亘って定められ（例えば地方裁判所判事の資格や選定方法まで詳細に規定）、プライバシー権等、判例で作られてきた新しい基本的人権のリストが並ぶ。また、積極的に両性間や民族間の平等を目指し、女性や少数民族に、国会や政府機関で一定割合での議席を保障している。同憲法はネパールを“socialism-oriented federal democratic republican state”と定義している（憲法4条）。この「社会主義的」が具体的に何を意味するのか、福祉国家なのか、専門家の間でも評価が分かれているようだ。

この憲法の中身が震災復興にどのように影響するか。具体的な推進力になることは考えにくいだが、上記のとおり厚い人権リストを持ち、統治機構を整備した憲法は災害対策の後ろ盾となるかもしれない。ある憲法の専門家は、「ネパールはこれまで地方政府を持たない最大の国だったが、憲法により州政府を持つことになった。今回の震災では中央政府経由で行うしかなかった支援が、今後は地方政府経由でできるようになるだろ

¹³ 時事ドットコム（2015/05/03-06:41）「国連関係者は2日、ネパール大地震を受けて国外から送られた救援物資が、税関手続きの遅れにより首都カトマンズの国際空港に滞っていると相次いで訴えた。ロイター通信は、増え続ける物資が空港で山積みになっていると伝えた。山間部などの被災地では、今も救援物資が届いていない所が多く、住民の不満が高まっている。政府は1日、テントや防水シートに限って関税を免除する措置を講じたが、国連は全ての救援物資を対象とするよう求めている。AFP通信によると、ネパールを訪問した国連のエイモス事務次長（人道問題担当）は2日、税関手続きの遅れに懸念を表明するとともに、コイララ首相に事態の改善を要請した。首相は対応を約束したという。」
<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201505/2015050300008>

う¹⁴」と述べていた。

また、憲法が施行されて結果、これまで憲法制定を理由に待たされていた様々な課題が「待ったなし」の状態になったことで、今回の震災の復興が進む可能性はある。但し、新憲法は憲法施行から約4か月後の2016年1月23日には既に改正されており、現在も憲法改正が常に重大な政治課題となっているため、憲法改正が間接的に復興の遅れに影響を与える可能性はある。

VII. 復興の課題

最後に、ネパールでの震災復興に関連する課題について述べる。なお、最初に述べたとおり、私は震災復興の専門家ではないので、震災復興の技術的課題や、政策的な解決方法が分からないため、言及できるのは新聞等で分かる関連課題に止まる。

1. 住宅再建を困難とする事情

何より、新聞を賑わわせているのは、住宅再建の遅れである。多くの被災住宅が未だに再建されておらず、テントやシェルターで3度目の冬を越す人も少なくない。復興事業の関係者に遅れの原因を尋ねたところ、以下の4点が挙げられた。

(1) 資金不足

住宅の再建には5～60万ルピーが必要と言われていることは既に述べた通りである。新聞記事でも、「政府は20万ルピー（※2016年8月に30万ルピーに増額される前の記事）を支給すると言っているが、最低50万ルピーは必要だ。住民たちは20万ルピーを受け取るために銀行に提出する申請書を作成しているが、支給金だけでは資金が不足するため『すぐに家を建てるか分からない』という人もいる（2016年3月6日カトマンズポスト紙”Dolakha victims in dilemma over ‘low’ aid amount”）」等と報じられている。

(2) 被災地の安全性

また、地震で地盤が緩むなどして地滑りのリスクが高まり、住宅再建の危険がある集落も数多く存在する。これらの地域では、住宅の再建を躊躇する住民もあり¹⁵、集団移転が課題になっている。NRAには既に集団移転のための予算措置もされているが、代替地を見つけることが困難で、集団移転の実施は難しいようである。NRAは更に最近、土地取得費用として20万ルピーを支給することを決定したが、これがうまく進んでいるかどうかはまだ報じられていない。

(3) 人手が不足している

自宅を再建しようにも、被災地では海外への出稼ぎ等で男手がなく、再建できないという問題もあるという。

¹⁴ Budhi Karki, Constitution of Nepal 2015: An Overview, June 23, 2106 (Presentation in JICA Nepal Office)

¹⁵ ドラカ郡シンガティ地域では、住宅再建資金の受領に消極的な住民がいる。それは、同地区が地すべりの危険が大きいからだ。住民は現金の支給の前に安全を保障するように政府に求めている。(2016年3月10日カトマンズポスト紙”Ensure safety before rebuilding Singati folk”)

(4) 材料が入手できない

ネパールでは、住宅等を建てる時に、材料は施主が一つ一つ購入して用意する必要がある。そのためテレビや映画館で本編が始まる前の広告の時間に、セメントやペンキ等、日本では一般家庭でまず見る事のないコマーシャルが流れている。住宅修復のための資金を提供されても、復興需要で資材が不足する地方で材料を入手できず、再建に着手できない住民もいるようである。

3. 食料の問題

また、震災後に生じた食料不足の問題は、改善は見られるものの完全には解決しておらず、食糧難の解消の程度には、カースト間や男女間の格差が見られる。被差別カーストの世帯や、海外への出稼ぎで残された女性と子供だけの世帯において、特に食糧難にあえぐ世帯が見られると報告されている¹⁶。

4. 震災が憎悪させた社会問題

アジア最貧国の一つであるネパールは、もともと貧困から派生する社会問題を数多く抱えていたが、ゴルカ震災では、これらの社会問題が憎悪したとも報じられている。

(1) 貧困・児童労働

世界銀行のデータによれば、貧困により、2.5~3.5%の人（人口にして約70万人）が貧困に追いやられた（カトマンズポスト2017年2月23日”The man who rebuilt a village”）。また震災で親を失った子供が、児童労働を余儀なくされる事態も頻繁に報じられている¹⁷。

(2) 出稼ぎの増加

国内総生産の3割を出稼ぎ労働者からの仕送りに頼るネパールでは、海外への出稼ぎ労働と、これによる労働人口の流失は常に政府の対策課題である。特に被災地では仕事を失った人々の流出が多い様である。北部の被災地については、中国国境が封鎖されて、経済が回復しないという問題も原因として報じられている¹⁸。

(3) 性犯罪の増加

弁護士会や、法律扶助団体等に震災後の法律相談の特徴について聞くと、必ず語られるのが性犯罪の増加である。カトマンズ市内の女性シェルターでは、震災直後、性犯罪や性暴力の被害に遭った女性達の収容数が、床に布団を敷いて入所させるほどに

¹⁶ 「国連世界食糧計画は、UNDP等と合同で行った追跡調査で、改善は見られるものの、被災者の食糧不足・不安定さは、まだ続いており、そこにはカースト格差が見られると報告した。特にダリットの被災者、成人男性のいない家庭が食糧難の状態。被災地のうち11郡にある4000以上の世帯を調査したところ、Dalitの家庭は3分の1以上が必要な食糧消費に達していないのに対してJanajatiは21.3%、Brahmin/Chhetriは6.8%だった。被災地では地震後に出稼ぎが増え、成人男性のいない家庭が増加し、このような家庭も食糧難にあると報告。同調査はまた調査時に対象世帯の78.9%が借金を抱えていたと報告している」（2016年2月23日ヒマラヤンタイムス紙”Post quake vulnerability still persists in 11 districts”）

¹⁷ 震災と児童労働増加の関連性を示す記事

¹⁸ 被災地では震災後、中国との国境が閉ざされたため、仕事を失った男女数沢名が国境の町Tatopaniから海外へ出稼ぎに出ている。関係者は「国境のインフラは既に再築されているのに国境が開かないのは、政府が開こうと主導権を取らないからだ」と述べた。（2017年5月24日（Hundreds of youths leave country after losing jobs, businesses）

著しく増加したと話していた。原因を聞くと、住宅が壊れ、あるいは余震を恐れて屋外で寝泊まりをしている時に襲われたり、震災で仕事を失った配偶者が抑うつ状態から暴力的になり、あるいは酒に溺れてDVに至ったりというケースが多いとのことだった。

(4) 人身売買被害の増加

また、地震後、人身売買の被害も増加している。国家人権委員会 (National Human Rights Commission) は、地震後、人身売買被害は15%増加していると発表している(2017年5月18日 24人のネパール人少女がインドで救出されたことを報じるカトマンズポスト紙の記事中)。

イギリスのSun誌がネパールの被災児童が奴隷としてイギリスの家庭に売られていると報じ、それを機にイギリス政府とネパール政府双方が捜査に乗り出しましたとも報じられている(Kathmandu Post, 2016年4月5日, "Quake survivor children 'being sold' in Britain")。記事によれば、Sun誌が覆面取材をしたところ、子供達はネパールからインドに連れて来られ、5,300ポンド(約80万円)で売られていたという。

ネパール政府も震災後の人身売買増加に無策だった訳ではない。特に子供が被害に遭うことを懸念し、震災後すぐに国内外での養子を禁止する法律を施行し、両親に伴わずに子供を旅行させる場合には地域政府から許可証を得ることを義務づけた。しかし、その後の政府の調査経過を報じた記事によれば、被災地から数百人単位で子供達が行方不明になっているとのことで、更に昨年6月9日に首都カトマンズで被災地から連れ去られた195人の子供が警察によって救出されたことなどを考え合わせると、ネパールの当局は、これらの子供達がインドで売られた可能性が高いと考えているようだ(Kathmandu Post, 2016年4月12日, "Many destitute children trafficked to India: CIB")。

5. 復興遅れの原因

様々な社会問題を抱えるネパールで、何をもって「復興が完了した」と評価するのかという根源的な問題はあるが、住宅再建等、物的な課題に限っても、まだ暫く時間はかかりそうである。インドによる国境封鎖による影響を差し引いても、なぜここまで時間がかかっているのかを、やはり復興事業の関係者に聞いた。すると、「インフラやガバナンス、貧困や差別等のそもそもの開発課題が多く、復興が優先課題とはならない」ことが真っ先に挙げられていた。確かに、日々の新聞を見ていると、幹線道路の整備や電気の供給といった大きなインフラ課題、憲法制定後の地方統治機関の再編成等の国造り上の課題、スラムや掘立小屋に暮らす人々の激しい貧困問題、20年ぶりの地方選挙や、更にはTransitional Justiceといった、他の国であれば第一級の優先課題となるような問題が、毎日複数紙面を飾っている。その中で、震災からの復興が埋もれてしまっていることは言えるのだろう。

また、その人は、ネパール人の忍耐強さも、政府に対する圧力が少ないという意味で復興が進まない遠因となっているかもしれないと話していた。他の国で震災復興事

業を担当していると目の当たりにする，ともすれば嘘をついてでも義捐金を少しでも多く受け取ろうとするような食欲さを，ネパールではあまり感じないとも言っていた。ネパール人の生活を見ていると，物の少なさや，毎日同じようにダルバートという食事を摂るというシンプルさに感銘を受ける。また，いつも前向きで，前記のインド国境封鎖の際にも，ネパール人の知人・友人は，生活の不便がない訳はないのに，「まあいつかは何とかなる」と焚き火に当たって暖を取り，どこか呑気に暮らしていた。これらはネパールのよいところであり，震災復興の遅れの「原因」とは言いたくないが，並み居る他の一級課題を押しつけて復興を優先課題にしようとする際には，不便を被っている一般市民からの押しが弱いのかもしれない。

中国行政訴訟法の改正条文等について (5)

JICA長期派遣専門家
弁護士 白出博之

第2章 新行訴法の主要な改正点

第7 行政訴訟に対する裁判監督の強化

1 当事者による再審申立 (90条), [司解24条]

【当事者による再審申立】

第90条 当事者は、法的効力の生じた判決、裁定に確実に誤りがあると認める場合、一級上の人民法院に対して再審を申立てることができる。但し、判決及び裁定の執行は停止しない。

本条は当事者による再審申立の規定であり、旧62条をもとに2012年改正の中国民事訴訟法（以下単に「民訴法」と略）の関連規定を参考にして、法的効力の生じた裁判に対する当事者の「申訴」制度を、当事者による再審申立制度に改めたものであり（民訴法199条、201条参照）¹、さらに本改正では再審の基準、期限等を明確化し、当事者の合法的権益保護をさらに推し進めている²。

1 当事者による再審申立て

1) 本条では当事者による再審申立の前提条件として、判決・裁定が既に法的効力を生じていることを定める。これは主に第二審の判決・裁定及び当事者が上訴期間を経過しても上訴しなかった第一審の判決、裁定を指す。

2) 本法は当事者の再審申立により開始する再審手続において、「入口は寛大、出口は厳格」との方針を採用する。ここに「入口は寛大」とは、当事者が判決・裁定に誤りがあると認める場合、即時に再審を申し立てる権利を有することである。「出口は厳格」とは、当事者の請求に対して、受理人民法院が審査を経て、法律で規定する再審事由に符合すると判断して初めて再審手続に進む裁定を下すことである。

「入口は寛大、出口は厳格」との方針を採用した理由は、①再審申立を当事者の権利とすること、②裁判の効力の權威を保護することにある。法的効力を生じた判決・裁定が法的安定性を欠く場合には、必然的に社会関係の不安定及び不確定を招来す

¹ 2012年改正の中国民事訴訟法では、裁判監督手続・再審手続の始動方式として、①法院の職権による再審決定（同198条）、檢察院による再審の始動（208～213条）、③当事者申立てによる再審（199～205条）、④訴外人による再審申立て（227条）がある。もっとも、これらの再審始動方式は並列的關係にはなく、再審手続始動において当事者の再審申立てが檢察監督に優先することを定める同法209条から当事者による再審申立ての優先原則が解釈上導かれる（吉村徳重・上田竹志編『日中民事訴訟法比較研究』493頁以下（白出博之執筆部分）参照）。

² 「申訴」は憲法上の基本的権利として「中華人民共和國の公民は、いかなる国家機関又は国家公務員に対しても、批判及び提案を行う権利を有する。いかなる国家機関又は国家公務員の違法行為又は職務怠慢行為に対しても、關係の国家機関に申訴、告訴又は告発をする権利を有する。」と規定されている（憲法41条）。人民法院及びその職員の違法・職務怠慢行為も対象となり、申訴内容を手がかりとして法院・檢察院の職権による再審始動の可能性がある。そして当事者の再審申立権を訴訟上明記することの意義は、①憲法の定める「申訴権」を訴訟において貫徹・実現すること、②実務上見られる「申訴難」「再審難」状況を改め、申訴権の濫用行為を法に基づき抑止すること等が指摘されている（吉村・上田編・前掲注1）489頁、494頁参照）。

る。よって、裁判監督手続は一種の是正手続として、法律の公平・正義を共に考慮するとともに、社会の安定・効率も併せ考慮しなければならない³。

2 再審事件の管轄

この点、旧 62 条は「当事者は効力が生じた判決・裁定に確かな誤りがあると認める場合、原法院又は上級の人民法院に申訴を提出することができる」と規定していたが、本改正では、新民訴法 199 条前段を参考として、当事者が再審を申し立てる管轄法院は、一律に「一級上の人民法院に対して」申し立てるとされた。

この理由は、①原終審法院による管轄では、地方による干渉を受け易いためであり、②司法実務から見ると、原終審法院に再審申立をする場合、原終審法院が誤りを是正することが比較的困難だからである。よって、当事者の合法的權益を保護するため、上級法院が再審事件の管轄権を行使する必要がある、これは上級人民法院が下級人民法院による裁判業務を監督するという原則にも符合する。

3 裁定に対する当事者の再審申立の範囲

この点、本法では裁定の適用範囲について明記されていないが、民訴法規定の準用に関する本法 101 条により、原則として民訴法 154 条を参考としなければならない。同条は裁定を適用する 10 項目を列挙するが、そのうち前 3 項の裁定、すなわち不受理裁定、管轄権に対する異議の裁定、訴え却下裁定に対して上訴することができる（ここで説明すべきは、民訴法 154 条の裁定に関する事項は行政訴訟に完全には適用されない点であり、例えば、仲裁裁決の取消又は不執行の裁定、公証機関が強制執行力を与えた債権文書不執行の裁定等がある）。

4 当事者の再審申立期間

当事者の再審申立期間については、本法 101 条により民訴法 205 条を適用する。民訴法 205 条に基づき、行政訴訟当事者が再審申立てをする場合、判決・裁定が法的効力を生じた後 6 ヶ月以内に提出しなければならない、民訴法 200 条 1 号、3 号、12 号、13 号規定の状況に該当する場合⁴は、それを知り又は知ることができた日から 6 ヶ月以内に提出しなければならない。

5 当事者の再審申立の回数

大陸法系国家・地域の行政訴訟法を見ると、基本的に当事者による再審申立は 1 度限り可能との原則が採用されている。当事者による再審申立は 1 度限りとの原則は、既判力の權威を保護し、それにより社会関係の安定を維持することを目的とす

³ 中国の再審制度は、二審終審制の基本審級制度の外部に設置された、既に発効した裁判の誤りに関する特別救済手続としての「裁判監督手続」から出発しており、法院の裁判監督機能が強調された再審始動方式等に、社会主義法系の影響を受けた中国の体制の特色を具えている。そして中国民訴法学ではその理論的根拠として「实事求是、有错必纠（事実を基礎とし、誤りがあれば必ず正さなければならない）」原則（民訴法 7 条参照）の具体的発現であると説明されている（吉村・上田編・前掲注 1）490～491 頁参照）。

⁴ 具体的には、新たな証拠があり原判決・裁定を覆すに足りるものであるとき（民訴法 200 条 1 号）、原判決・裁定が認定した事実の主要証拠が偽造されたものであったとき（同条 3 号）、原判決・裁定の基礎となる法律文書が取消又は変更されたとき（同条 12 号）、裁判官等が当該事件の審理時に汚職・収賄行為、私利を目的とする不正行為、法律を枉げた裁判行為があったとき（同条 13 号）である。

る。当事者に何度も再審申立を認めると、司法資源の浪費だけでなく、終審判決が下されても裁判が終わらず、既判力の権威が失われる。

本法では当事者による再審申立が1度限り可能との原則は明記されていないが、2012年民訴法改正では新たに209条が追加されており、この問題に対して、本法でも当該規定が適用される。すなわち、民訴法209条1項によれば、以下に該当する場合、当事者は検察院に対して検察建議又は抗訴の申立を行うことができる。すなわち①法院が再審申立を却下した場合(同条1項1号)、②法院が期間を過ぎても再審申立に対する裁定を下さない場合(同2号)、③再審の判決・裁定に明らかな誤りがある場合(同3号)、である。そして同条2項により、検察院は3か月以内に当事者の申立を審査し、検察建議を提出するか、又は抗訴を提起するか否かの決定を行わなければならない。当事者は、再度、検察院に対して検察建議出又は抗訴の提起を申立ててはならない。

このように当事者による再審申立が却下された後、又は再審の判決・裁定の効力が発生した後、当事者がなお再審の判決・裁定を不服とする場合は、検察院に救済を求めるほかはなく、検察院が再審申立の却下裁定又は再審の判決・裁定に確かな誤りがあると判断した場合には、人民法院に抗訴提起することができる。当該規定は当事者の複数回にわたる再審申立により再審が繰り返される「終審不終(終審にして終わらず)」状態に陥る問題を解決する上で有用であり、重大な意義がある。

6 再審申立時における執行の不停止

人民法院による終審の判決・裁定の執行力を保証するため、本条では当事者が再審を申し立てた場合、判決・裁定の執行は停止しない旨を規定する。民訴法204条によれば人民法院による再審申立に対する審査期間は3か月であり、再審手続に入るか否かの裁定を下す前は、当該判決・裁定の執行は停止しない。また民訴法206条によれば、再審裁定をした事件では、原則としてその立案後に原判決・裁定の執行につき停止裁定をしなければならない。

※参考文献) ⁵前掲①p228～232, ②p238～242, ③p137～139, ④p190～192 参照。

1-2 当事者申立ての再審事由 (91条)

【再審事由】

第91条 当事者の申立⁵が次に掲げる状況の一つに該当する場合、人民法院は、再審しなければならない。

(一) **不立案又は訴えの却下に明らかな誤りがあるとき**

(二) **新たな証拠があり原判決、裁定を覆すに足りるものであるとき**

⁵ 参考文献として①全人代法工委編・信春鷹主編「中華人民共和国行政訴訟法・釈義」(法律出版社・2014年12月)、文献②全人代法工委編・袁傑主編「中華人民共和国行政訴訟法・解説」(中国法制出版社・2014年12月)及び文献③全人代法工委行政法室・黄薇主編「最新中華人民共和国行政訴訟法条文釈義及び配套法律法規と司法解釈実用全書」上(中国民主法制出版社・2014年11月)、文献④全人代法工委行政法室編「中華人民共和国行政訴訟法・解釈と適用」(法律出版社・2015年1月)を引用する。

- (三) 原判決、裁定の事実認定の主要証拠が不足し、質証を経ておらず、又は偽造されたものであるとき
- (四) 原判決、裁定において、法律・法規の適用に確かに誤りがあるとき
- (五) 法律が定める訴訟手続に違反し、公正な裁判に影響する可能性があるとき
- (六) 原判決、裁定に訴訟請求に対する判断漏れがあるとき
- (七) 原判決、裁定の基礎をなす根拠となる法律文書が取消し、又は変更されたとき
- (八) 裁判官等が当該事件を審理する際、汚職・収賄行為、私利を図る行為、法を枉げた裁判行為があったとき

本条は再審事由に関する規定である（新設）。本改正では、民訴法 200 条の規定を参考として、当事者申立による再審事由に関する規定を追加したものであり、これは同時に当事者申立による再審の要件でもある。

上述したように再審申立は当事者の権利であり、当事者は効力が生じた判決・裁定に誤りがあると認める場合、再審申立てが可能であるが、しかし法院が再審を行うには、一定の要件を満たす必要がある。なぜなら、終審の判決、裁定は一定の法的効力を発生しており、法定の条件及び手続を経ない場合、取消及び判決の変更ができないためである。本条によると、当事者による申立が以下のいずれかの状況に該当する場合、人民法院は再審を行わなければならない。

1 不立案又は訴え却下に確かな誤りがあったとき（本条 1 号）

本改正では、当事者の訴権を十分に保護し、「立案難（立件が困難）」という問題を解決するために、「不立案又は訴え却下決定に確かな誤りがあったとき」という再審事由が規定されている。すなわち、人民法院が審査を経て立案しない又は訴えを却下するという最終審の裁定に誤りがあると判断した場合、再審を行わなければならない。

2 新たな証拠があり、原判決、裁定を覆すに足りるものであるとき（本条 2 号）

「新たな証拠」とは主に過去の訴訟過程において発見されなかった証拠、又は当事者が原審において提出しなかった証拠を指し、かつ当該証拠が「原判決、裁定を覆すに足りる」とは、新たな証拠が原判決・裁定における基本的事実の認定又は裁判結果が誤りであることを証明できる場合を指し、かかる場合、当事者は再審を申し立てることができ、また人民法院が再審を行う条件の 1 つとなる。

3 原判決、裁定の事実認定の主要証拠が不足し、質証を経ず、偽造のとき（本条 3 号）

1) 原判決・裁定の事実認定の主要証拠が不足するとは、原判決・裁定に対して認定した基本的事実⁶を証明・認定した証拠が欠如していることを指す。事件審理の正確性を保証する前提は、事件事実を明らかにすることであり、さらに事件

⁶ 基本的事実とは、原判決・裁定の結果に対して実質的影響があり、当事者適格、事件の性質、具体的権利義務及び民事責任等の主要な内容の確定に用いる根拠事実である（裁判監督解釈 11 条）。

事実を明らかにするには証拠をもって証明する必要がある。行政訴訟において、被告である行政機関は自身が実施した行政行為に対する挙証責任を負担し、実施した行政行為に関する証拠を提出しなければならない。被告が証拠を提出できない、又は自身の行政行為の適法性を証明するための主要証拠を提出できない場合、不利な訴訟結果を負担しなければならない。それにも拘わらず裁判官が被告勝訴の判決を下した場合、その判決は証明のための証拠の欠如にあたる。このように「原判決・裁定の事実認の主要証拠に欠ける」とは再審を行うのに十分な事由であり条件となる（民訴法 200 条 2 号参照）。

2) 新法 43 条 1 項によると、公開審理、非公開審理のいずれの場合も、証拠は法廷において提示しなければならない、かつ当事者が互いに質証を行わなければならない。質証は証拠が真実に属するか否かを確認する上で必要な手段であり、証拠が真実に属すると確認されて初めて事実認定の根拠とできる。質証を経ない証拠は真実に属する可能性があるとしても、法律で質証に関する規則が定められた目的は、手続上証拠の真実性を明らかにすることを保証するためであり、手続違反の場合、事実認定を誤る可能性がある。よって、質証を経していない証拠は事実認定の根拠とすることができず、判決・裁定の事実認定の主要証拠が質証を経していない場合、再審手続を行う事由の 1 つとなる（民訴法 200 条 4 号参照）。

3) 証拠の偽造行為は、行政訴訟に対する重大な妨害行為に属し、法律による制裁を受けなければならない。新法 43 条 2 項によると、人民法院は法定手続に基づき、証拠に対して全面的、客観的に審査、事実確認を行わなければならない。事件を審理する裁判官が証拠に対して全面的、客観的に審査、事実確認を行わず、偽造の証拠を事実認定根拠とした場合、これらの判決・裁定に対して再審を行わなければならない（民訴法 200 条 3 号参照）。

4 原判決、裁定の法令の適用に確かに誤りがあるとき（本条 4 号）

当事者が原判決・裁定に法令適用の誤りがあると認める場合、再審を申し立てることができるが、原判決・裁定に法令適用面での誤りが現実に存在するか否かは、法院の審査を通じて確認する必要がある（民訴法 200 条 6 号参照）。注意が必要なのは、法律適用の誤りとは主に原判決・裁定における実体法適用に関する誤りを指す点である（例えば、失効した法律を適用した、実体法の不遡及原則に違反して改正法を適用した等）。

5 法が定める訴訟手続に違反し公正な裁判に影響を及ぼすおそれがあるとき（本条 5 号）

本条所定の再審事由に関する内容は、民訴法 200 条等の関連規定はそのまま準用されず、民訴法 200 条各号をベースとして一定の総括が行われて「法律が定める訴訟手続に違反」と規定されている。具体的には次のとおりである。

1) 裁判組織の構成が違法な場合（民訴法 200 条 7 号）。新法によると、第一審通常手続では裁判官により合議体を構成し、又は裁判官、陪審員により合議体

を構成し、合議体の構成員は3名以上の奇数でなければならない(68条)。第一審通常手続において合議体を構成せず単独審理をした場合、当該事件の判決に効力が生じた後、当事者は該判決に対して再審を申し立てることができ、人民法院は事実であると確認した場合、再審を行わなければならない。

2) 法に基づき回避すべき裁判官が回避しなかった場合(民訴法200条7号)。新法では、裁判官が事件の審理業務を回避すべき状況につき明記されており(55条)、当事者が回避(忌避)を申請していない状況において、裁判官は自発的に回避すべきであるが、これに違反した場合、再審事由となる。

3) 訴訟無能力者が法定代理人により訴訟を行わなかった場合(民訴法200条8号)。新法30条は、訴訟無能力の公民は、その法定代理人が代理して訴訟を行うと規定し、その目的は未成年者・精神障害者等の訴訟無能力者の合法的權益保護にあるところ、これに違反する場合、再審事由となる。

4) 訴訟に参加すべき当事者が、本人又はその訴訟代理人の責めに帰すことができない事由により、訴訟参加しなかった場合(民訴法200条8号)。新法では、「二以上の行政機関が同一の行政行為を実施した場合、共同で行政行為を実施した行政機関を共同被告とする」旨を定める(26条4項)。例えば、原告が行政機関である甲のみに対して提訴し、別の行政機関である乙に対して提訴しなかった場合、人民法院は乙を共同被告として追加し訴訟参加させなければならない。人民法院が乙を共同被告として追加せず、当該事件を審理して判決を下した場合、甲は当該事件に対して再審を申し立てる権利を有し、人民法院が事実であると確認した場合、再審を行わなければならない。

5) 法律規定に違反し、当事者の弁論権を剥奪した場合(民訴法200条9号)。新法では「当事者は行政訴訟において、弁論を行う権利を有す」と定めるところ(10条)、次の三つの状況が、当事者の弁論権剥奪を示す。①事件審理前の準備段階において、被告による答弁書提出は被告による弁論権行使を体現するものである。さらに人民法院は立案した日から5日以内に訴状副本を被告に発送しなければならない。被告はその受領日から15日以内に人民法院に実施した行政行為に関する証拠及び根拠とする規範性文書を提出し、かつ答弁書を提出するが(67条)、被告が答弁書を提出しない場合も、人民法院による審理を妨げない。答弁書を提出するか否かは当事者の訴訟上の権利であるが、法院が被告に書面による答弁の権利を与えなかった場合には、被告の弁論権剥奪となる。②人民法院が開廷審理段階において弁論手続を行わず、法廷での調査後に直接判決を下した場合である。③開廷審理過程において法廷弁論は行ったが、法廷での弁論終了時に裁判長が民事訴訟法141条に基づき当事者に最終意見を求めなかった、すなわち、当事者の最終陳述が裁判記録に反映されなかった場合、これは当事者の最終陳述権剥奪にあたり、当事者の弁論権剥奪にもなる。

6) 呼出状による呼出しを行わず、欠席判決を行った場合(民訴法200条10

号)。新法では、人民法院の呼出状による呼出しにも拘わらず、被告が正当な理由なく出廷を拒否した場合、人民法院は欠席判決を行うことができる旨を定める(58条)。第一審通常手続又は第二審手続において、法院が被告に出廷、応訴するよう通知するための呼出状を送達せず、被告が出廷しない状況下において、法院が欠席判決を行った場合、かかる行為は法定手続の重大な違反行為に属し、再審事由の1つとなる。

6 原判決、裁定に訴訟請求に対する判断漏れがあるとき(本条6号)

新法では、当事者が行政訴訟を提起する場合、具体的な訴訟請求及び事実に関する根拠がなければならぬと定め(49条)、人民法院は原告、被告が提出した証拠及び法院が調査、収集した証拠に基づき、当事者の訴訟請求に対して人民法院が支持すべきか否かにつき判断する。人民法院が当事者提出の特定の訴訟請求に対し、法廷での調査及び弁論を行わず、判決・裁定において当事者のこの訴訟請求が遺漏していた場合、裁判業務の重大な過失にあたり、当事者はこの判決・裁定に対し再審を申し立てる権利を有し、人民法院が事実であると確認した場合、再審を行わなければならない(民訴法200条11号参照)。

7 原判決・裁定の根拠となる法律文書が取消し又は変更されたとき(本条7号)

一部の行政事件は別の行政事件又は民事事件の審理結果を根拠として裁定・判決が下されるところ、特に新法では「人民法院は、行政訴訟において、当該事件の審理が民事訴訟の裁判を拠り所とする必要があると認める場合、行政訴訟を中止する裁定を下すことができる。」とも定める(61条2項)。別の行政事件又は民事事件の裁判が以後の再審において取消又は変更された場合、それを根拠として下された行政判決、裁定も同様に取消又は変更されなければならない(民訴法200条12号参照)。

8 裁判官等が当該事件を審理する際に、汚職・収賄行為、私利を目的とする不正行為、法を枉げた裁判行為があったとき(本条8号)

裁判官等は法に基づき公平に事件処理を行わなければならない(民訴法43条)。裁判官等は当事者及びその訴訟代理人より接待等を受けてはならず、裁判官等が事件を審理する際に汚職・収賄行為、私利を目的とする不正行為、法を枉げた裁判行為があった場合、法的責任を追及すべきであり、犯罪を構成する場合、法に基づいて刑事責任を追及しなければならない。本法は以上の内容について明記していないが、上述規定の適用には疑いの余地がない(民訴法200条13号参照)。したがって、裁判官等が事件審理時に上記の汚職・収賄行為等を行ったと当事者が認める場合、再審を申し立てることができ、人民法院が審査過程において事実であると確認し、当該裁判官等が既に法的責任を追及された状況下では、人民法院は再審の裁定を下さなければならない。

※参考文献) 前掲①p232~238, ②p243~248, ③p139~142, ④p192~194 参照。

2 人民法院の職権決定による再審(92条)

【人民法院の職権決定による再審】

第 92 条 **各級** 人民法院院長は、法的効力を生じた当該人民法院の判決、裁定について 本法第 91 条が規定する状況の一つに該当すること、又は調解の自由意思原則違反、若しくは調解書の内容が違法であることを発見して再審が必要であると認める場合、裁判委員会に提出して、討論により決定しなければならない。

2 **最高人民法院は、法的効力を生じた地方各級人民法院の判決、裁定について、上級人民法院は、法的効力を生じた下級人民法院の判決、裁定について、本条第 91 条が規定する状況の一つに該当すること、又は調解の自由意思原則違反、若しくは調解書の内容が違法であることを発見した場合、自ら審理を行うか又は下級人民法院に再審を命じる権限を有する。**

本条は人民法院の職権決定による再審に関する規定であり、本改正では 63 条をもとに、人民法院の職権による再審提起要件をさらに細分化し、本法 91 条の再審事由に符合させ、同時に調解書に対する再審規定を追加している。

1 当該法院による再審決定（本条 1 項）

本条 1 項は、効力が生じた裁定・判決を行った人民法院が自らを監督する原則（ないし自己監督権）に基づき事件の再審を行う規定である。人民法院が行政事件を審理する場合、事実を根拠とし、法律を拠所としなければならない、これは中国行訴法の確立における重要原則である。しかし、人民法院裁判官にも事実認定又は法律適用について誤りが生じるおそれがあり、「誤りは必ず是正する」という原則に基づいて、各級人民法院は自らが下した法的効力が生じた裁定・判決に対して責任を負わなければならない。この点、人民法院組織法 13 条 1 項は「各級の人民法院院長は本法院が下した法的効力が生じた判決及び裁定について、事実認定又は法律の適用上で確かな誤りがあることが判明した場合、裁判委員会に提出して処理を委ねなければならない。」と規定するが、人民法院組織法及び本条に基づき、各級人民法院院長は本法院が下した法的効力が生じた判決・裁定につき、再審事由に符合することが判明した場合、当該法院の裁判委員会が確認・決定した後、再審を行わなければならない。

2 最高人民法院・上級人民法院による再審決定（本条 2 項）

本条 2 項は、最高人民法院による地方各級人民法院の裁判業務に対する監督、及び上級人民法院による下級人民法院の裁判業務に対する監督に起因する事件の再審に関する規定である。この点、中国憲法第 127 条は「最高人民法院は最高裁判機関である。最高人民法院は地方の各級人民法院及び専門人民法院による裁判業務に対して監督を行い、上級人民法院は下級人民法院による裁判業務に対する監督を行う。」と定める。監督の主内容の 1 つは下級人民法院による法的効力が生じた判決・裁定に確かに誤りがあることが判明した場合、自ら審理を行う、又は下級人民法院に再審を命じる権限を有することである。

3 調解の自由意思原則違反，調解書内容の違法による再審決定

本改正では，人民法院による行政事件調解に関する規定が追加され，人民法院が行政事件を審理する場合，調解は適用されないが，行政賠償，補償及び行政機関による法令が規定する自由裁量権の行使に関する事件については調解が可能とされている（新法 60 条）。調解は自由意思，適法の原則に従わなければならない，国家利益，社会公共利益及び他人の合法的權益を害してはならない。よって，各級人民法院院長は，当該法院が行った調解において，自由意思原則に反する又は作成した調解書内容が違法であることが判明し，再審の必要ありと判断した場合，裁判委員会に提出し討論，決定を委ねなければならない（本条 1 項，民訴法 201 条参照）。最高人民法院は地方の各級人民法院が作成した調解書に対して，また上級人民法院は下級人民法院の作成した調解書に対して，自由意思原則に反する又は調解書内容が違法であることが判明した場合，自ら審理を行う又は下級人民法院に再審を命じる権限を有する（本条 2 項）。

- 4 なお，本条は再審手続の発動手続主体の 1 つに人民法院を規定しており，人民法院が職権に基づき再審を行うと解釈することができる（民訴法 198 条対照）⁷。もっとも，人民法院が職権に基づいて再審を行うのは，主として当事者が判決・裁定・調解書の法的効力が生じてから 6 か月以内に再審申立を行わなかった場合であり，当事者はさらに判決・裁定・調解書が再審事由に符合すると判断した場合，効力が生じた判決・裁定・調解書を作成した人民法院に対して申訴を提出することができ，またその上級人民法院に対して申訴を提出することもできる。人民法院組織法 13 条 4 項によれば，各級人民法院は当事者が提起した法的効力が生じた判決・裁定に対する申訴に対し，真摯に責任をもって処理しなければならない，原法院，その上級人民法院のいずれにしても，当事者による申立を受領した後，再審事由に符合することが判明した場合には，再審を進めなければならない。

※参考文献）前掲①p238～240，②p248～250，③p142～143，④p194～195 参照。

3 人民検察院始動による再審（93 条），[司解 25 条]

【抗訴と検察建議】

第 93 条 最高人民検察院は，各級人民法院の法的効力を生じた判決，裁定について，上級人民検察院は，下級人民法院の法的効力を生じた判決，裁定について，本法第 91 条が規定する状況の一つに該当すること，又は調解書が国家利益，社会公共利益を害することを発見した場合，抗訴を提起しなければならない。

2 地方各級人民検察院は，同級人民法院の法的効力を生じた判決，裁定について，本法第 91 条が規定する状況の一つに該当すること，又は調解書が国家利益，社会公共利益を害することを発見した場合，同級人民法院に検察建議を提出し，かつ

⁷ 発効した裁判等に「確かに誤りがある」という抽象的概括的な要件を掲げる民訴法 198 条の法院職権による再審規定とは異なり，本条では再審事由に関する 91 条等に該当することを要件として明記している点に注意を要する。

上級人民検察院に報告することができる。上級人民検察院に対し、同級人民法院に抗訴を提起するよう求めることもできる。

3 各級人民検察院は、裁判監督手続以外のその他の裁判手続における裁判官等の違法行為について、同級人民法院に検察建議を提出する権限を有する。

本条は抗訴と検察建議に関する規定である（新設）。本改正では、民訴法 208 条を参考として、旧 64 条に修正を加え、人民検察院による再審申立である抗訴の要件・手続を細分化し、抗訴の範囲を拡大し、再審検察建議とその他の検察建議を追加している。

1 抗訴（本条 1 項）

抗訴は、人民検察院が、人民法院が作成した既に発効した判決・裁定に確かに誤りがある、又は調解書が国家利益、社会公共利益を害すると認める場合に、人民法院に対して審理のやり直しを求める訴訟活動である。抗訴は、人民検察院が行政訴訟に対して行う法律監督（国家機関、社会組織及び公民が立法、法執行、司法等のさまざまな法律関連活動の適法性について行う監督行為）の主要な方式であり、人民検察院組織法 18 条 1 項は「最高人民検察院は各級人民法院による法的効力が生じた判決及び裁定に対して、上級人民検察院は下級人民法院による法的効力が生じた判決及び裁定に対して、誤りがあることが判明した場合、裁判監督手続に基づき抗訴を提起しなければならない。」と定めている。

1) 抗訴事件の範囲

①発効した判決に対する抗訴。本法施行から 20 年以上にわたり、人民検察院による法的効力が生じた行政判決に対する抗訴は、行政訴訟における検察による監督の最も主要な方式であり、その理論も比較的成熟し、司法実務における問題は多くない。

②発効した裁定に対する抗訴。抗訴が可能な裁定については、論争が続いている。なぜなら、裁定の適用範囲は比較的広く、全ての裁定に抗訴が可能か否かという点は、行訴法及び民訴法のいずれにも明記されていないためである。2011 年 3 月最高人民法院及び最高人民検察院が制定した「民事裁判活動と行政訴訟に対する法律監督の実施に関する若干の意見(試行)」5 条 2 項では「人民検察院は人民法院による法的効力が生じた行政判決及び不受理、訴え却下、管轄権に対する異議申立等の行政裁定が、「中華人民共和国行政訴訟法」64 条で規定される状況に該当することが判明した場合、抗訴を提起しなければならない」と定める。当該条項では抗訴提起が可能な裁定の範囲として「不受理、訴え却下、管轄権に対する異議」が列挙されている。これら 3 項目の裁定のうち前 2 項の裁定は当事者の実体権に関連し、さらに管轄権に対する異議申立の裁定が当事者の実体権に対する影響が非常に大きいことから、当事者に一番人民法院の下したこれら 3 項目の裁定に対する上訴が認められている。そして検察機関がさらにいかなる裁定に対して抗訴を提起できるかについては、司法実務においてさらに検討する必要がある。

③調解書に対する抗訴。本改正では、調解に関する規定が追加されたところ(60条)、調解の適法性を保証するため、本条では民訴法208条を参考にして、調解書が国家利益、社会公共利益を害することを発見した場合、検察機関は抗訴提起すべき旨が明確にされている。

2) 人民検察院による抗訴事件の発生原因及び抗訴事由

人民検察院による抗訴事件は、主に当事者が検察院に対して行う申訴に基づくものである。民訴法209条によると、当事者は次の状況において、検察院に対して抗訴の申立が可能である。すなわち、①人民法院が再審申立を却下した場合、②人民法院が期間を経過しても再審申立に対する裁定を下さない場合、③再審の判決・裁定に明らかな誤りがある場合、である。検察院は3か月以内に当事者による申立ての審査を行い、抗訴を提起するか否かに対する決定を行わなければならない。また、当事者は6か月の再審申立期間の経過後に、効力が生じた判決・裁定が、法定の再審事由に符合すると判断した場合も、検察院に対して申立をすることができる。さらに、検察院は当事者が申立をしていない前提で、その他のルートから行政事件の判決、裁定が再審事由に符合することを発見した場合も、人民法院に対して抗訴を提起できる。

上述したように、本改正では当事者による再審申立事由に関する規定が追加されており、新91条に当事者による再審申立事由8項目が規定されているが、これらの事由は検察院の抗訴事由でもある。かかる規定により、検察院による、発効した行政事件の判決・裁定に対する抗訴基準がより明確となり、人民法院の裁判活動に対する監督により当事者の合法的權益保護をより適正に行う点で有益である。

3) 抗訴の手続

発効した行政事件の判決・裁定に対する抗訴は原則として「上級抗(上級による抗訴)」、すなわち、上級人民検察院が下級人民法院による効力が生じた行政事件の判決・裁定に対して、上級検察院と同級の人民法院に抗訴を提起する(本条1項)。地方の各級人民検察院は、同級の人民法院による法的効力が生じた判決・裁定が本法91条所定の状況に該当すると判明した場合、直接に抗訴を提出することは許されず、同級人民法院に検察建議を提出し、かつ上級人民検察院に報告することができ、上級人民検察院に対して同級人民法院に抗訴提起を促せるだけである(本条2項)。なお説明が要するのは、検察監督の完全性を保証するため最高人民検察院には例外的に「同级抗(同级による抗訴)」、すなわち最高人民法院による法的効力が生じた判決・裁定が、本法第91条所定の状況に該当すると判明した場合、最高人民法院に対し抗訴提起することが可能とされている。

4) 人民検察院抗訴に対する審査期間

抗訴状受領後、人民法院が再審裁定を下す期間について本法は規定していないが、民訴法211条では、検察院が抗訴提起した事件につき、抗訴提起を受けた人

民法院は、抗訴状受領日から 30 日以内に再審裁定を下す旨を定めており、本法 101 条により民訴法 211 条が行政訴訟にも適用される。

5) 検察院抗訴の一回性

上述のように民訴法 209 条は、3つの状況において検察院が抗訴を提起できる旨を定め、また「人民検察院は3か月以内に当事者による申請に対して審査を行い、検察建議を提出するか否か、又は抗訴を提起するか否かの決定を行わなければならない。当事者は人民検察院に対して検察建議又は抗訴を再度申立ててはならない。」と定める。上述の規定から当事者による再審申立は1度限り可能という原則だけでなく、検察院による抗訴も1度限り可能という原則が確立されたものであり、これは発効した裁判の權威の保護、及び「終審不終」という問題の解決に重要な意義を有する。

2 検察建議

この点、民訴法 208 条では、2007 年改正民訴法 187 条を基礎として「検察建議」の監督方式が追加されたが、これには再審検察建議及びその他の検察建議をも含むものであった。そして本改正においても、民訴法 208 条 2, 3 項を参考にして検察建議の監督方式が追加されている。

1) 再審検察建議（本条 2 項）

再審検察建議とは、検察院が、申訴事件に対して抗訴方式を採用せずに、再審手続を始動する方式であり、法院に対して検察建議を提出し、法院によって主導的に再審手続が開始され、改めて審理が行われる。

この点、旧法 64 条では検察による監督方式は「抗訴」だけであり、かつ抗訴は「上級による抗訴」のみ可能で「同級による抗訴」は認められなかった。そこで、司法の公正性を促し、社会の公平・正義を保護するため、数年来、検察機関は行政訴訟における検察による監督方式の研究を積極的に行い、地方各級の検察院が同級人民法院による法的効力が生じた判決・裁定・調解書に対して検察建議を提出するという監督方式が実務上確立されてきたことが背景にある。

検察建議は司法資源の節約及び司法効率の向上に資するものであるが、次の点で抗訴と区別される⁸。すなわち、①抗訴では必然的に再審を行うのに対し、検察建議では必ずしも再審を行う必要がない点である⁹。また②検察建議は、抗訴審級の制限を受けず、発効した判決・裁定を行った法院と同級の検察院又は上級検察

⁸ 吉村・上田編前掲注 1) 510~511 頁参照。さらに抗訴と検察建議の二種類の監督方式のうち、原則として検察建議を優先すべしと解されている。その理由として発効した裁判の効力や法律関係等に対する影響を最小限に抑える方式を優先することは、検察監督の謙抑性の内在的要求であり、法治国家の公権力行使において普遍的に遵守すべき比例原則に合致することが指摘されている。

⁹ 具体的には「民事裁判活動と行政訴訟に対する法律監督の実施に関する若干の意見(試行)」7 条 2 項が「人民法院は再審に関する検察建議を受領後、3 か月以内に審査を行いかつ審査結果を書面で人民検察院に回答しなければならない。人民法院は再審が必要と判断した場合、当事者に通知しなければならない。人民検察院は人民法院による不再審の決定を不当と判断した場合、上級人民検察院に報告し、抗訴提起を求めなければならない。」と規定する。

院が全てこれを提出可能であり、その適用により検察機関の外部監督形式を法院の内部監督形式に転化し、検察院、法院相互に良好な影響を受ける関係を実現できる。③検察建議の適用範囲は広範であり、発行した判決・裁定・調解書に対する再審検察建議の提出のほか、訴訟過程における法院の裁判権、自由裁量権等の違法行為についても訴訟中の監督が可能である(民訴法208条3項及び次項参照)。

2) その他の検察建議(本条3項)

裁判監督手続以外のその他の裁判手続における裁判官等の違法行為を是正するため、各級人民検察院が同級人民法院に対して検察建議を提起する権限を有する旨を定めて、司法の公正性の保護が図られている。もっとも、行訴法及び民訴法は、「その他の検察建議」に対する人民法院の回答に関する問題について規定していないが、「民事裁判活動と行政訴訟に対する法律監督実施に関する若干の意見(試行)」10条では、「人民検察院が検察建議を提起した場合、人民法院は1か月以内に処理を行いかつ処理に関する状況を人民検察院に書面で回答しなければならない。人民検察院は人民法院の回答に異議がある場合、上級人民検察院を通じて上級人民法院に対して申し立てることができる。上級人民法院は、人民検察院の意見が正しいと判断した場合、下級人民法院に対して速やかに是正するよう監督しなければならない。」と規定して、人民法院による検察建議に対する回答期間を明確にし、同制度の実効性を保っている。

※参考文献) 前掲①p240~245, ②p251~255, ③p143~145, ④p195~197 参照。

第8 執行

1 履行を拒絶した行政機関に対する執行措置(96条)

【履行を拒絶した行政機関に対する執行措置】

第96条 行政機関が判決、裁定、調解書の履行を拒絶した場合、第一審人民法院は、以下の措置を講じることができる。

- (一) 還付すべき過料又は給付すべき金員については、銀行に通知してその行政機関の口座から振り替える。
- (二) 所定期間内に履行しない場合、期間満了の日から、当該行政機関責任者に対して一日につき50元以上100元以下の過料に処する。
- (三) 行政機関が履行を拒絶する状況について公告を行う。
- (四) 監察機関又は当該行政機関の一級上の行政機関に対して司法建議を提出する。司法建議を受領した機関は、関係規定に基づいて処理し、かつ処理状況を人民法院に告知する。
- (五) 判決、裁定、調解書の履行を拒絶し、社会に劣悪な影響を与えた場合、当該行政機関の直接責任を負う担当者及びその他の直接責任者を拘留することができる。情状が重大で、犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

本条は判決等の履行を拒絶した行政機関に対する執行措置に関する規定である。いわゆる執行難への対応を図るべく、本改正では旧 65 条 3 項をもとに、行政機関が判決、裁定、調解書の履行を拒絶する場合により厳格な執行措置とすることが追加されている。

行政機関は人民法院による法的効力が生じた判決・裁定・調解書を自覚的に履行しなければならないが、履行を拒否した場合、一审法院は次の執行措置を講じることができる。

1 返還すべき過料等につき銀行に通知し当該行政機関口座から振替（本条 1 号）

行政機関が公民、法人又はその他の組織に対して過料の行政処分決定を行った場合、行政処分法 46 条により、過料決定を下した行政機関と過料徴収機構とを分離しなければならない。当事者は行政処分決定書の受領日から 15 日以内に、指定銀行に過料を納付しなければならない。銀行は過料受領後、直接国庫に納めなければならない。よって、当該処分決定が違法であることを理由に人民法院により取消され、又は処分が明らかに不当であることを理由に人民法院により変更判決が下された場合、行政機関は速やかに財政部門に通知し、過料を被処分者に返還しなければならない。行政機関が履行拒否した場合、人民法院は行政機関が開設した銀行口座から振り替える権限を有する。

社会保険法 83 条 2 項は、個人は社会保険管理機構が社会保険を法により給付しない場合、法により行政訴訟を提起することができる旨規定する。本法 73 条は、人民法院が審理を経て、被告が法に基づき給付義務を有していることが明らかになった場合、被告による給付義務履行の判決を下す旨規定する。よって、人民法院は、社会保険管理機構が原告に対し社会保険給付を行う判決をしたにも拘わらず、社会保険管理機構が給付を拒否する場合、人民法院は社会保険管理機構が開設した銀行口座から支給に振り替える権限を有する。

2 規定期間内に履行しない場合、期間満了日から当該行政機関責任者に対して 1 日当たり 50 元から 100 元の過料（本条 2 号）

この点旧 65 条では、行政機関が「規定期間内に履行しなかった場合、期間満了日から、当該行政機関に対して 1 日当たり 50 元から 100 元の過料を科す」と定めていたが、司法実務から見ると、当該規定は行政機関に対して根本的に抑止効果を発揮できない。そこで本改正では、行政機関に対する過料を行政機関責任者に対する過料に改正することにより、行政機関に自覚的に人民法院による効力が生じた裁定・判決を履行させるようにしたものである。

3 行政機関が履行を拒否した状況についての公告（本条 3 号）

行政機関は法令遵守の模範となるべきだが、その中で人民法院による法的効力が生じた判決・裁定・調解書を自覚的に履行することは、法令遵守における重要内容の 1 つである。行政機関が履行拒否した場合、人民法院がその履行拒否に関する状況を公開し、その名誉に一定のダメージを与えることにより、行政機関に自覚的に

履行させるという目的を実現できるように本改正で新設された規定である。

4 当該行政機関の上級行政機関等に対し司法建議書を提出し、受領機関は関連規定に基づいて処理し、かつ処理状況を人民法院に告知（本条4号）

国务院組織法及び地方組織法は、国务院及び県級以上の地方人民政府の職権の1つとして、法により国家行政機関職員の賞罰を行うことを定める。行政監察法では、監察機関は監察対象(行政機関及びその公務員)による法令の遵守及び執行における問題に対する監察を行うことを定める。監察機関は検査、調査結果に基づき、行政規律違反に対し、法より警告、過失記録、重大過失記録、降格、免職、除名の処分をすべき場合、監察決定を下す、又は監察建議書を提出することができる。監察決定又は監察建議書の提出は、国家の人事管理権限及び処理手続に関する規定に基づき進めなければならない。よって、行政機関が人民法院による法的効力が生じた判決・裁定・調解書の履行を拒否する場合、人民法院は監察機関又は当該行政機関の上級行政機関に対し司法建議書を提出でき、監察機関又は上級行政機関は、国家の人事管理権限及び処理手続に基づき、関連責任者に対して行政処分を行う。

5 判決等の履行を拒否し深刻な社会的影響を及ぼした場合、当該行政機関における直接責任を負う主管者等を拘留し、情状が深刻な場合、法に基づき刑事責任を追及（本条5号）

判決、裁定、調解書の履行を拒否した行政機関の直接責任を負う主管者及びその他直接責任者を拘留することは、本改正で新たに追加された内容である。本号の拘留は司法拘留に属し、性質上、行政訴訟の妨害に対する強制措置に該当する。拘留規定の追加については、民訴法111条が参考にされ、その目的は法的効力が生じた判決・裁定・調解書を軽視した行政機関において直接責任を負う主管者及びその他直接責任者に脅威を与え、行政機関に自覚的に義務を履行させる点にある。

この点、刑法313条は「人民法院が下した判決、裁定を執行する能力を有するにも拘わらず執行を拒否し、その情状が深刻な場合、3年以下の懲役、拘留又は罰金を科す」と規定する。「執行難」も行政訴訟の司法実務に存在する深刻な問題であるが、とりわけ行政機関が法的効力の生じた判決・裁定・調解書の履行を拒否する行為は、社会に深刻な影響を及ぼし、非常に悪い手本を示すことになる。よって、行政機関のかかる行為については、その直接責任を負う主管者及びその他直接責任者に対し、相応の強制措置を採用する必要があるだけでなく、犯罪を構成する場合は、刑事責任を追及しなければならない。

※参考文献) 前掲①p250～253, ②p260～263, ③p148～149, ④p200～202 参照。

第9 附則

1 民訴法規定の適用（101条）

【民訴法規定の適用】

第101条 人民法院は、行政事件を審理するにあたり、期間、送達、財産保全、開廷審理、調解、訴訟中止、訴訟終結、簡易手続、執行等、及び人民検察院の行政事件受理、審理、裁判、執行の監督について、本法に規定のない場合は、「中華人民共和国民事訴訟法」の関係規定を適用する。

本条は民訴法規定の適用（準用）に関する規定である（新設）。

1 行政訴訟に民事訴訟法を適用可能だが、全ての適用ではないこと

行訴法は、民事訴訟から生まれ出たものであり、その条文も民訴法よりも少なく、多くの手続については民訴法を適用することができる。同時に、行訴法の多くの規定は民訴法とは異なっており、かつ民訴法中の多くの規定は行政訴訟に適用することが不適當である。

民訴法は全284条あり、このうち197条が行政訴訟に適用可能であるところ、新しい行訴法では、54か条を規定し、143か条はまだ規定されていない。未規定の143か条の主なものは、審理と判決、執行、涉外行政訴訟等の三つの章であり、具体的には回避、財産保全、調解、審理前準備手続、開廷審理手続、判決と裁定、第二審手続、裁判監督手続、執行手続、涉外行政訴訟等を含む。民訴法中のその余の87か条は、行政訴訟には適用すべきでなく、うち66か条は行政訴訟では完全に不適用で改正行訴法も規定しておらず、21か条について改正行訴法は民訴法とは異なる規定を置いている。

2 本条を如何に理解するか

本条は次の4つの面から理解できる。1) 本条が列挙する制度についてであり、行訴法に規定がない場合は民訴法の関連規定を適用する。これには、期間、送達、財産保全、開廷審理、調解、訴訟の中止、訴訟の終結、簡易手続、執行等の制度についてである。もちろん、民訴法中の上述の関連規定も、完全に行政訴訟に適用されるわけではなく、いくつかはその性質上行政訴訟に適用できないものがある（例えば民訴法151条・被告死亡等による訴訟終結）。

2) 本条には「等」があること。民訴法には規定があるが、行訴法に規定がなく、本条にも列挙してない訴訟制度については、行政訴訟の性質に適合するのであれば、行政訴訟に適用できる（例えば民訴法第14章「第二審手続」中の上訴状内容）。

3) 民訴法中にあるいくつかの訴訟手続制度で、行訴法に規定してはいないが、仮に行政訴訟の性質に符合しない場合は、行政訴訟に適用しない（例えば民訴法34条・合意管轄。行政訴訟では、原則として原告は被告の地域管轄で訴訟を行わなければならない、民訴法の合意管轄規定は適用されない）。

4) 行政訴訟中の検察監督手続、すなわち検察院の事件受理、審理、裁判、執行の各段階での検察監督について、行訴法に規定がない場合、民訴法の関連規定が全て適用される（例えば民訴法209条・当事者の検察院に対する検察建議又は

抗訴の申立手続, 期限, 同 210 条・調査権, 同 212 条・抗訴書の作成, 同 213 条・検察院の法廷出席通知等)。当然, 個別的性質から行政訴訟に適用できない民訴法規定もあるが(例えば民訴法 202 条・婚姻解消事件の再審不可規定), それら以外は適用可能である。

※参考文献) 前掲①p263～265, ②p274～276, ③p154～156, ④p208～211 参照。
(つづく)

モンゴル国における日本企業の法的需要について

大正法律事務所 弁護士

岡 英 男

1 はじめに

2015年12月以降、筆者は、外務省からの業務委託により、在モンゴル日本国大使館（以下、「在モンゴル大使館」という）において日本企業支援の業務を行っている。2016年1月から現在（2017年8月）までの間、ほぼ毎月モンゴルに赴き、主に現地日本企業からの法律相談を行っているのであるが、2017年7月末時点で、相談件数は100件を超えている¹。

このように相談件数がある程度まとまった数になったことから、本稿では、モンゴルにおける日本企業の法的需要を知るための一つの手段として、これらの相談を対象として、日本企業がモンゴルで直面している法律問題、日本企業の法的需要等について分析、検討することを試みたい²³。

2 外務省の弁護士活用事業（日本企業支援）の紹介

まず、在モンゴル大使館での法律相談を行う根拠となっている、外務省の行っている日本企業支援のための弁護士活用事業（以下、単に「本事業」という）について紹介したい。日本企業の海外展開支援について関心が高まっている中、外務省では、平成27年度より、日本企業の海外事業を法的側面から支援するため、在外公館において、日本の弁護士による現地の法令等に関する調査・情報提供（セミナー等）、および法的問題に関する日本企業へのアドバイス（個別法律相談）等を行っている。

本事業において、日本の弁護士に業務委託される業務は、次の全部または一部である。

①日本企業が関わる個別の法的ビジネストラブル等についてのコンサルティング業務（無料相談会の実施、メールでの相談対応等）、②現地の法令、法制度及びその運用に関する調査報告書の作成（法令の翻訳を含む）および日本企業向けセミナーの実施、③在外公館が

¹ 2017年7月末時点で法律相談の利用数は107件である。

² モンゴルにおける日本企業の法的需要の分析がただちに途上国全般に通じる問題として応用できるものであるとは言えないであろうが、ある程度途上国に共通した問題も多いと思われる。今後の本事業の進め方等についても本稿が参考になれば幸いである。

³ モンゴルへの日本企業による直接投資は、1990年～2013年までの累計金額で66.2百万US\$。推移をみると、2008年に46.6百万US\$の大型投資があつて以降、翌年には急減したが、2012年まではモンゴル経済の成長、資源価格の上昇等に伴い、日本企業の投資が増加してきた。2013年には再び減少し、2014年、2015年はデータが公表されていないものの、モンゴル経済の低迷、資源価格の低迷等により日本企業による直接投資は停滞している。日本企業の登録企業数は、1990年～2015年8月までの累積で561社となっている（撤退等は勘案されていない）。2012年までは年間20社以上の日本企業がモンゴルに登録していたが、2013年以降は15社に満たない水準となっている（「モンゴルビジネス環境ガイド2017年版」独立行政法人国際協力機構（2017）による）。

現地政府と交渉する際のコンサルティング、意見書の作成、④その他、これらに関連する業務。

本事業を実施する国および公館については毎年度見直しが行われている。

平成27年（2015年）度は、以下の6か国6公館において本事業が実施された⁴。①インド（在コルカタ総領事館）、②インドネシア（在スラバヤ総領事館）、③中国（在中国大使館）、④ミャンマー（在ミャンマー大使館）、⑤モンゴル（在モンゴル大使館）、⑥ネパール（在ネパール大使館）。

平成28年（2016年）度は、以下の6か国13公館において本事業が実施された⁵。①インド（在コルカタ総領事館、在チェンナイ総領事館）、②インドネシア（在インドネシア大使館、在スラバヤ総領事館、在メダン総領事館）、③タイ（在タイ大使館）、④中国（在中国大使館、在広州総領事館、在上海総領事館、在重慶総領事館、在青島総領事館）、⑤ミャンマー（在ミャンマー大使館）、⑥モンゴル（在モンゴル大使館）。

平成29年（2017年）度は、以下の5か国9公館において本事業が実施されている⁶。①インドネシア（在インドネシア大使館、在スラバヤ総領事館、在デンパサール総領事館）、②タイ（在タイ大使館、在チェンマイ総領事館）、③中国（在中国大使館、在青島総領事館）、④ミャンマー（在ミャンマー大使館）、⑤モンゴル（在モンゴル大使館）。なお、このほかに、⑥在ロシア大使館では、同事業の特例として、日本語対応可能なロシア法専門の現地弁護士を招いて、平成29年7月以降、法律セミナーの開催（年度内3回）、個別法律相談の実施（年度内9回）、法令ニュース発信等を実施するとのことである⁷。

本事業を行う在外公館で、事業開始から現在まで継続して事業が行われているのは、インドネシア（在スラバヤ総領事館）、中国（在中国大使館）、ミャンマー（在ミャンマー大使館）、モンゴル（在モンゴル大使館）の4公館である。今後も、需要等に応じて本事業を行う公館の見直しは行われるはずである。

本事業は、日本の弁護士資格を有する者、事務所を委託先として選定することを原則としている。ただし、日本語可能な現地の弁護士資格を有する者、事務所に委託することもあり⁸、実際に、在ロシア大使館における本事業はロシアの現地弁護士が委託先となっている。委託先は大手法律事務所が大半である。たとえば、平成27年の本事業の初年度の例では、TMI 総合法律事務所がコルカタとミャンマー、アンダーソン・毛利・友常法律事

⁴ コルカタ、スラバヤ、中国、ミャンマーは平成27年9月に事業を開始。モンゴルおよびネパールは同年12月以降に事業を開始した（2015年11月23日、日本経済新聞、全国版）。

⁵ 国際法務に係る日本企業支援等に関する関係省庁等連絡会議（第6回）における平成29年3月16日付け外務省経済局官民連携推進室作成資料（以下、本連絡会議における資料番号を用いて、単に、「資料3」という。）

⁶ http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page23_001710.html（外務省WEBサイト）参照。最終閲覧2017年8月4日。

⁷ <http://www.ru.emb-japan.go.jp/japan/JNEWS/20170703.html>（在ロシア大使館WEBサイト）参照。最終閲覧2017年8月4日。なお、平成29年度については、フィリピン・ケニア・タンザニア・エジプトでも日本の弁護士によるセミナー等を開催することが決定しているとのことである。

⁸ 特に現地語能力が必須となる業務について特例が認められやすい（資料3）。

務所がスラバヤとネパール、森・濱田松本法律事務所が中国についてそれぞれ委託されている⁹。委託先の決定は毎年度公募により行われている。平成29年度については、インターネットによる申込みも可能となった。なお、モンゴルについては、本事業開始以降、現在まで、筆者が委託先となっている。

3 在モンゴル日本大使館における本事業の運営

在モンゴル日本大使館は、平成27年の事業開始から現在まで連続して本事業の対象となっている。現地にある日本企業、日系企業を対象とした法律相談業務を中心に、平成29年度は法律セミナーも開催予定である。法律相談については、大使館の部内業務についての法律相談も一部行っているが、中心となるのは、弁護士が現地に赴いての、日本企業等を対象とした法律相談の実施である。筆者は、本事業の担当弁護士として、各年度11回程度モンゴルに出張している¹⁰。法律相談は大使館の開館日に実施することから、移動日を含めると1回の出張は最低1週間から長くて10日になる。

大使館の法律相談は、1か月に1週間、原則として連続した平日に行っている。午前10時から午後1時、午後2時～4時の1日5時間の勤務である。大使館内の会議室にパソコン、プリンター、机、整理棚等を配置して、この1週間だけを執務室兼相談室として使用している。

法律相談の受付は、原則として、相談者から事前に大使館の担当職員に電話等で予約を入れてもらい、弁護士に前日までに予定が知らされる。1回の相談時間は30分から1時間として予約が入れられる。予約の際に、強制ではないが可能であれば事案の概要を説明してもらうこととしている¹¹。前日や当日に予約が入ることも多い。そもそもモンゴルでは急な約束の変更などが頻繁にあり、予定が立てにくいことがその理由でもあるのだろう¹²。その週の予定がびっしり埋まっているということはまずないので、今のところは、前日や当日の予約でも対応できている。

法律相談にあたっては、相談前に「無料コンサルティング利用規約兼承諾書」を利用者に提出していただいている。本事業が日本企業支援のためのものであることから、相談者に、消費者契約法第2条第1項に定める消費者ではなく、同条第2項に定める事業者であることを表明してもらい、日本企業支援という事業目的以外の相談（例：離婚）を受けな

⁹ 2015年11月23日、日本経済新聞、全国版。

¹⁰ 日常の弁護士業務は大阪の事務所で行っている。

¹¹ この事案の概要説明について、大使館員に相談内容を知られたくないという相談者もたまにいる。そのような人は、本当に概要だけ説明するか、(筆者の連絡先を知っている人であれば)筆者に直接依頼してくるか、利用をあきらめるかしていると思われる。モンゴルは在留邦人500人余り(外務省海外在留邦人数調査統計：平成29年要約版)であり、日本人の数が非常に少なく狭い社会なのでこのようなことになっているのだろう。利用促進のためには申込時の受付方法に工夫が必要かもしれない。

¹² モンゴルで直前に予定が変わる例として、最近では、モンゴル政府は2017年7月4日(火)付閣議決定をもって7月10日(月)をモンゴルの国家記念日として休日とし、16日(日)を振替平日としたことがあげられる。7日(金)は休日だったから、ギリギリのタイミングでの休日決定である。

い扱いである¹³。

相談に来るのは、主に日本企業、日本企業の出資した現地法人および個人事業主である。現地に事務所のある企業が多いが、たまたま法律相談の時期にモンゴルに滞在していたという人が相談に来ることもある。

なお、モンゴルにおいては、筆者が無料法律相談から事件受任に至った事件というのはほとんどない¹⁴。もっとも、現在紛争中で、現地の弁護士を紹介してもらいたいという希望は時々ある。そのような場合に、依頼者の希望に応じて現地弁護士を紹介したことは複数ある¹⁵。

相談の際、筆者は法律相談票を作成している。相談票は、1週間の相談終了後に取りまとめて、大使館担当者と外務本省担当者に内容を共有している。ただし、守秘義務の関係で相談者が知られたくないと思われるような事情は、筆者の判断で、詳細な記載を避ける場合もある。

法律相談票は、筆者のオリジナルであるが、その記載内容は次の事項からなる。①受付番号、②相談日時、③申込者（相談者）、④相手方、⑤相談の種類（会社、債権債務、行政手続（登録等）、労働、税金、不動産、知的財産、その他、の8種類の事件類型から選択して○を付ける）、⑥相談の内容要旨、⑦回答要旨。全ての相談について、この相談票を作成している。

相談時間は前述のとおり概ね30分から1時間程度であるが、筆者の場合、調査が必要であったり、すぐに判断ができなかったりする場合には、後日、メールで送付するなどの方法で回答することもある。

4 事案の分析

前述のとおり、在モンゴル日本大使館においては、2015年12月から本事業を開始している。実際に法律相談業務を開始したのは2016年1月からである。これまで実施した法律相談について、主に相談票を元にして、以下で分析、検討する。

（1）相談の実施件数

各年度の相談実施件数は次のとおりである¹⁶。

¹³ とはいっても、相談者が個人事業主であるような場合、相談内容は事業外の内容と区別できないようなことも多い。筆者としては、そのようなときは、明らかに企業相談と無関係であるような場合を除き、関連する相談としてできるだけ広く相談を受けるようにしている。

¹⁴ なお、無料法律相談をきっかけに企業の担当者等と知り合いになり、その関係から法律相談したのとは別件の事件で受任に至った例というのは複数ある。

¹⁵ 法律相談の際に、弁護士を紹介してもらいたいと依頼されることがある。当初、筆者は、その都度適当と思われる弁護士を紹介していたのだが、実際に現地弁護士の元に面会にも行かない人が多数いた。筆者としては相談者には、面談のうえで断ることも可能であると伝えたいので、現地弁護士にこのような人が来るのでよろしく、と依頼しているのであるから、そもそも面会に行っていただけなければ現地弁護士に対して顔が立たないのである。したがって、そういうことが続いて以降は、具体的事件が存在していてその処理のための弁護士を探している場合や、よほど信用できると思われる相談者以外への現地弁護士の紹介は慎重に行うことにしている。

¹⁶ なお、2016年度および2017年度において、4月は法律相談を実施していない。これは、本事業が1

2015年度

| 月 | 件数 |
|--------|----|
| 2016年1 | 16 |
| 2 | 11 |
| 3 | 11 |
| 計 | 38 |

2016年度

| 月 | 件数 |
|--------|----|
| 5 | 5 |
| 6 | 3 |
| 7 | 3 |
| 8 | 10 |
| 9 | 5 |
| 10 | 8 |
| 11 | 8 |
| 12 | 4 |
| 2017年1 | 6 |
| 2 | 3 |
| 3 | 7 |
| 計 | 62 |

2017年度

| 月 | 件数 |
|--------|----|
| 2017年5 | 4 |
| 6 | 2 |
| 7 | 1 |
| 計 | 7 |

各年度の傾向を見ると、本事業開始年度である2015年度については、3か月のみの実施であったにもかかわらず、相談件数が多い。その理由は明らかではないが、筆者が考える理由としては、事業開始にあたって積極的な広報活動と関係機関への協力要請を行ったことが、まず、挙げられる。これは、在モンゴルの主要企業、モンゴル日本商工会¹⁷、モ

年おきに公募・契約締結している関係で、年度替わりの契約締結までの手続に一定の期間がかかることによる。

¹⁷ モンゴルに進出している日本企業のほとんどは、モンゴル日本商工会（Japanese Business Council in

ンゴル日本人会などの協力によるところが大きい¹⁸。また、この時期は、それまでモンゴル法の専門家にアクセスする手段があまりなかったと思われる個人事業主の相談が比較的多かった¹⁹。本事業をきっかけに、それまで相談できなかった法律問題について一度話を聞いてみようかといった人も多かったものと思われる²⁰。

Mongolia) に参加しており、2017年2月の時点での会員数は54社。商工会の目的は同会の規約によれば以下の通り。

- ①日本・モンゴル両国間の商工業及び経済全般の促進
- ②会員相互の交流と連携
- ③会員の商工業活動発展のために有益な情報交換、非営利事業活動の実施
- ④関係諸団体との連絡・協調
- ⑤主として日本よりの経済ミッションへの対応
- ⑥その他本会の目的達成に必要な非営利事業

¹⁸ 在モンゴル大使館のWEBサイトで広報するとともに、各商社の駐在員事務所などを中心に、影響力が大きく法律問題に関心があると思われる事業者に対し、本事業を積極的に利用していただけるよう、担当者で面談して要請するなどした。また、モンゴル日本商工会およびモンゴル日本人会には、総会等での本事業の紹介、メーリングリスト等を通じた広報活動を積極的に行っていた。さらに、2016年9月からは、毎月1回、筆者がモンゴル弁護士と協力してメールマガジンを発行しており、これをモンゴル日本商工会の会員企業に配布している。また、2016年度には、モンゴル国営モンツァメ通信社が発行している日本語新聞（モンゴル通信）に筆者のインタビュー記事を掲載していただくなどメディアを利用した広報も行った。

¹⁹ モンゴル法へのアクセスが限定されていると思われる個人事業主等が第一に本事業の対象となるべき人たちであり、これらの人が多く相談に来る傾向は望ましいことである。

²⁰ モンゴルで、特に個人でまたは小規模に事業を行っている人についてみれば、モンゴルの司法制度に対する不信感が非常に強いことが特徴であるといえる。行政から不当な要求をされた、裁判において不当に敗訴したといった相談も多い。筆者は、2010年10月から2017年12月までJICA専門家としてモンゴル最高裁で勤務していたのであるが、その当時からこのような不満を筆者に述べに来る人が相当数いた。

これらの不信の原因は必ずしもモンゴルの司法制度のみに原因があるわけではない。行き違いや、日本人側が不当な要求をしている事例も多い。一例として、モンゴルで抵当権設定者が目的物を自由に利用することを制限する立法が憲法違反であるとの憲法裁判所の判断が2015年末に下されたのであるが、その内容について、抵当目的物を自由利用することを許すとは、モンゴルの司法がめっちゃくちゃならわれであるといった見解を述べ、筆者に意見を求める日本人が多数いた。前提として、日本ではこのようなことは許されないという考えがあり、これは明らかに日本の抵当権のことを知らないのであるが、結果的には、日本と同じことをしてもダメだと言われる訳である。

紛争が訴訟に発展して、裁判官が相手方の親族であるとか、弁護士が裁判官の知人であるとか、相手方が裁判官に賄賂を送ったことが敗訴の原因となったとかの不満を述べる人も多いのだが、これらは多くの場合、誤解であると思われる。(賄賂がないとは言わないが)日本円で数十万円単位の訴額の事件で、裁判官が賄賂を取るとするのはその危険性から考えるとあまり考え難いし、相手方の親族なのであればモンゴル民事訴訟法にも忌避手続はあるのだから、依頼した弁護士に対応してもらえばよい。また、裁判官と弁護士が知り合いであるというのは、日本でもよくある話であり、それが裁判の結果に影響するというのは通常は考え難い。

また、日本人が紛争解決をモンゴル弁護士に依頼した場合、自分が依頼した弁護士に対する不信感が募っていることも多い。裁判手続を長引かせてわざと自分に不利な行為をしているとか、その結果、報酬を多く取ろうとしているとか、さらには相手方に寝返ったとかいう話である。たとえば、モンゴルの民法では契約解除の手続には複雑な手順を要する(詳細は省くが、簡単に言えば日本より一手間多い)。このような解除手続を適法に行うためには一定の期間が必要である。しかし、依頼者である日本人は、そのようなことは分からないので、迅速に、つまり、簡略化して手続を行うことを強く指示する。その結果、モンゴル弁護士はやむなく手続の一部を省略などするのであるが、それが後の訴訟で問題になり、さらに混乱を招いたりして悪循環となるのである。また、モンゴルの民事訴訟では控訴審で40%以上の判決が変更されることもあって、訴訟になれば必ず控訴されるといってもよい。そして、控訴審は一審裁判を詳細に検討するので、審理不尽による差し戻しが非常に多い。モンゴルの民事訴訟においては、

慎重に、争点、主張すべき点を落とさないように気をつけないといけないのであるが、しかし、訴訟に長い時間をかけることを依頼者は嫌がるので、モンゴル弁護士はやむなく依頼者の意向に沿うことになる。じっくりと内容を検討し、必要な手続を履践することができないままに一審を終え、控訴審で一審での不備を指摘されて差し戻され、さらに一層、訴訟に時間がかかるようなこともしばしばである（中には控訴審と一審の間を何回もぐるぐる回っている事件もある）。こうなってしまうと、当然ながら、日本人依頼者の、裁判所やモンゴル弁護士に対する不信感はますます強まる結果となる。

これらの不信感の大きな原因の一つと考えられるのは、もうお分かりのとおり、意思疎通の問題である。モンゴル語が完全に理解できる依頼者であれば問題ないが、そうでない場合、現地弁護士を雇用する場合には通訳等を付けることになるか、英語ができる弁護士を依頼することになると思われる。通訳は必ずしも専門的な法律用語に堪能ではなく、弁護士の言っていることを理解できないから、依頼者に弁護士の言うことが伝わらない（仮に正確に翻訳しても今度は依頼者がそれを理解できないかもしれない）。また、英語については、モンゴル弁護士よりも依頼者の語学力に問題があることが多いだろうと思われる。

このような意思疎通の齟齬をなくす良い方法は、日本語ができるモンゴル弁護士に依頼することである。実際、そのことは在モンゴル大使館も理解しており、大使館のWEBサイトには、日本語対応可能な弁護士リストが掲載されている。しかし、筆者の個人的見解では、このリストは不完全である。なぜそのような偉そうなことが言えるかという、このリストの元ネタであるモンゴル弁護士会発行の弁護士名簿を企画、編集し、作成支援したのは、筆者が担当していたJICAプロジェクトであり、筆者はこの名簿の内容について隅から隅までよく知っているからである。この名簿は、2012年に作成したものであり、まず、その内容が古いことが問題の第一である。現在では、名古屋大学をはじめとする日本留学経験のある弁護士も相当数増えているが、2012年の段階では彼らはまだ日本にいたので、それらの人材についてはこの名簿は把握していない。次に、名簿の作成過程である。この名簿は当時のモンゴル弁護士会所属の弁護士に対してアンケート方式で回答を求めて作成したものであり、日本語ができるというのは、あくまで自己申告である。実際には、その中には、挨拶程度の日本語能力の人も存在する。これは筆者が実際に会って話をしているから間違いない。もっとも、呉下の阿蒙ではないが、その後、日本語をブラッシュ・アップして、日本語の達人になっていたらすみませんということになるが。このような人が万ーリストに載っていたとして、その人に相談して適切な日本語による意思疎通ができるとは考え難いことは明らかであろう。

また、モンゴルの弁護士は能力差が大きいというのが筆者の感想である。首都と地方の格差もあるが、首都の弁護士内に限っても格差は大きい。もっとも、弁護士の能力差というのは日本でも当然にあるし、世界中であることだろうが、それでも、日本と比較しても格差は大きいように思う。これは弁護士に限らず、モンゴルの法曹一般に言えることで、弁護士よりも能力が高いレベルで均質化していると思われる裁判官も同じである。例えば、筆者は、消滅時効の意味を理解していない裁判官に遭遇したこともある。このような人は極端であるが、法律を独善的に解釈する法曹は少数ではあるが一定数おり、そのような人に（とりわけ裁判官として）当たった場合には、本当に困ることになる。こういう人はほぼ間違いなく人の話を聴かないし、正論を言えば言うほど自分の偏狭な考えに固執するから、どうしようもない。不運にもそのような弁護士に遭遇した場合には、依頼者は不利益を被ることになるだろう。そのため、本事業においては、弁護士の紹介依頼があった場合、筆者もできる限り適切な弁護士を紹介したのであるが、先に述べたような事情により、また、紹介した弁護士に報酬を支払わないといった不義理をする日本人がいたことも何度かあったことから、紹介は慎重にしているのである。

弁護士に対する不信感と関連して、これはモンゴル弁護士へのアクセスの困難さの問題でもあるのだが、モンゴル弁護士の報酬の問題もある。モンゴル弁護士の報酬は、モンゴルの物価から考えると、相対的に高額である。モンゴルの最低賃金は日本円で1万円強であるが、そこから弁護士報酬を想像すると大きく間違ふ。筆者は、モンゴルの弁護士費用について尋ねられた場合、概ね日本の弁護士と同じと考えてくださいと伝えている。

おそらく日本人がモンゴル弁護士に委任する場合、金額が高い、ふっかけられているのではないかと考える人が多いと思う。これは、紛争となっている金額が高額であれば、その金額に応じて弁護士費用も高額になることはしょうがない。金額によるが、一般に訴額の10%程度は最低でも請求されるだろう。報酬の計算は、モンゴルにおいても訴額を基準とした計算式となるので、日本とあまり変わらないこととなる。

しかし、モンゴル弁護士側にも、報酬の不透明さについて誤解を招いている原因がないとはいえない。モンゴルでは、日本人、日本企業である依頼者へ請求する報酬体系と、モンゴル人、モンゴル企業であ

2016年度については、相談件数としては、68件と前年度より倍増しているものの、前年度は3か月のみ法律相談実施であったから、1か月あたりの相談件数は半減している。本事業開始当初の需要が比較的落ち着いてきたとみることができるだろう。

月別でみると、8月から11月にかけてと、1月および3月の相談件数が比較的多い。これは、モンゴルでは、7月はナーダム（夏祭り）、12月はシンジリン・バヤル（新年の祭り）、2月はツァガン・サル（旧正月）といったイベントがあり、休暇をとる人が多く、企業活動も低調化することと関係していると思われる。相談者の大半を占める日本人も、これらの時期を利用して一時帰国などする人も多い。これらの時期の相談件数が減少することはあらかじめ予想されていた。

2017年度については、まだ5月、6月、7月の3か月しかデータがなく、正確性には疑問があるものの、特徴的な傾向として、個人事業主からの相談が0件である点が挙げられる。これは、本事業の目的である、モンゴルの司法へのアクセスが不十分な事業者に裨益するという趣旨からは重大な問題であり、今後は、これら大手企業以外の、小企業や個人事業主に対し、本事業を広報して利用を促す必要がある。このような対象に向けた広報活動に最近あまり積極的でなかったことは、筆者の反省点でもある²¹。

（2）相談の種類

各年度の相談種類は次のとおりである²²。なお、件数については、1件の相談で複数の種類の相談がある場合があることから、（1）でみた相談件数よりも大幅に増えている。

2015年度

| 種類 | 件数 |
|-----------|----|
| 会社 | 7 |
| 債権債務 | 8 |
| 行政手続（登録等） | 3 |
| 労働問題 | 7 |
| 税金 | 3 |

る依頼者に請求する報酬体系は異なっていることが多い（というか異なっていることが通常と思われる）。とあるモンゴルの大手事務所の例でいうと、モンゴル企業の顧問料の最低額は100万MNT/月であるのに対し、外国企業の顧問料の最低額は3,000USD/月であるとのことである。約5万円と約30万円の違いがあるわけだ。

このようなモンゴル弁護士の報酬の不透明さは、不信感につながっているといえるだろう。ただ、筆者に言わせれば、逆に考えれば、知人の紹介を利用するとか、支払困難な事情をうまく説明するとか、将来の仕事を臭わせるなどすれば、弁護士報酬は値切れる可能性が高いということでもある。また、モンゴルの弁護士報酬は必ずしも、着手金+成功報酬という体系ではないので、成功報酬を多めにするなどして、依頼の際の金銭的負担をできるだけ減らすことも可能である。報酬以外にも、無茶でない限りは依頼者の要求をできるだけ聞いてくれるという人も多く、ある意味で柔軟性があるのはモンゴル弁護士の良い点である。

²¹ これらの反省をふまえて2017年6月に、国立モンツァメ通信社発行の日本語新聞「モンゴル通信」紙上で本事業の利用案内を掲載していただいた。

²² 前述の相談票記載の区分に従った。「その他」にあたる内容については、具体的に記載した。

| | |
|-------------|---|
| 不動産 | 9 |
| 知的財産 | 2 |
| その他 | |
| 判決内容の解説を求める | 2 |
| 弁護士の紹介依頼 | 2 |
| 新規事業計画の相談 | 1 |
| 市場調査の方法 | 1 |
| 係争中の訴訟手続 | 1 |
| 法人成り | 1 |
| 市からの落札事業の運営 | 1 |
| 外国送金 | 1 |
| 法令の邦訳依頼 | 1 |
| 仲裁手続 | 1 |
| 刑事訴訟 | 1 |
| 刑法 | 1 |
| 相隣関係 | 1 |

2016年度

| 種類 | 件数 |
|-----------|----|
| 会社 | 21 |
| 債権債務 | 6 |
| 行政手続（登録等） | 5 |
| 労働問題 | 23 |
| 税金 | 11 |
| 不動産 | 7 |
| 知的財産 | 2 |
| その他 | |
| 弁護士の紹介依頼 | 5 |
| 刑事訴訟 | 5 |
| 外国送金 | 2 |
| 契約書 | 2 |
| EPA | 2 |
| 仲裁 | 1 |
| 動産担保 | 1 |
| 留置物返還 | 1 |
| 関税 | 1 |

| | |
|---------------|---|
| モンゴル弁護士の権利義務 | 1 |
| 法律用語の翻訳 | 1 |
| 基金 | 1 |
| 独禁法 | 1 |
| 汚職防止法 | 1 |
| ビットコイン | 1 |
| 会社会計 | 1 |
| 投資パンフレットの監修依頼 | 1 |
| ビザ | 1 |
| 口上書作成依頼 | 1 |

2017年度

| 種類 | 件数 |
|---------------|----|
| 会社 | 3 |
| 債権債務 | 0 |
| 行政手続（登録等） | 2 |
| 労働問題 | 2 |
| 税金 | 1 |
| 不動産 | 0 |
| 知的財産 | 0 |
| その他 | |
| 相続 | 1 |
| 投資パンフレットの監修依頼 | 1 |
| ビザ | 1 |

2015年度から2017年度合計

| 種類 | 件数 |
|-----------|----|
| 会社 | 31 |
| 債権債務 | 14 |
| 行政手続（登録等） | 10 |
| 労働問題 | 32 |
| 税金 | 15 |
| 不動産 | 16 |
| 知的財産 | 4 |
| その他 | 49 |

合計件数で見ると、会社関係の問題と労働問題が最も多い。

会社関係の問題は、株主総会といった会社の機関の問題、会社設立に関連する問題、出資に関する問題など様々である。会社関係の相談は、内容が幅広く、許認可や会社登録などの行政手続と関連しているものも多いが、会社法や投資法の問題も一定数ある。中には複雑なスキームの取引についての相談や、解釈が微妙な問題についての相談もあるが、概ね明確な回答が可能である。

労働問題については、解雇に関連するもののほかに、企業の外国人労働者数が一定比率に制限されるといったモンゴル特有の問題についての相談がある。日常の給与支給方法や年次有給休暇に関する相談も数多い。いずれにしても、結局労働法に集約される問題、つまり労働法を見れば分かる問題が大半である。日本の労働関係法と大きく異なる部分も多いのだが、それでもこの分野は最高裁判所の解釈なども存在するので、比較的明確な回答がしやすい。

続いて多いのが、税金、債権債務、不動産である。なお、税金は社会保険も含む。税金については、残念ながら、筆者の知識では回答不能な問題が多い。一般税法等の税法についてはある程度の回答が可能であるが、専門的な税務や会計の問題になると会計士や税務当局に相談するよう勧めることが多い。

債権債務については、債権回収、強制執行手続の相談が多い。モンゴルの強制執行については実務に関わっていなければ分からないところも多い。不動産については、土地賃貸借をはじめ、建物賃貸借や敷金についての相談が多い。これらは、調査を要することもあがあるが、比較的明確な回答が可能である。

行政手続については、登録関係以外に、特別許可（事業の許認可）についての相談が多い。

知的財産については、特許についての相談は0件であり、すべて著作権についての相談であった。これらは比較的明確な回答が可能な分野である。

その他の分野については、本当に様々な内容となっている。なかでも、弁護士の紹介依頼と刑事訴訟に関する相談が比較的多かった。弁護士の紹介依頼については、紹介を依頼したい事情をよく聴いた上で、自分に合わなければ断ってもよいが紹介した弁護士に一度は面談に行くことを約束してもらったうえで慎重に紹介することとしている。刑事訴訟については、訴訟の見通しや警察に逮捕を要請したいなど、筆者では回答できない内容が多い。また、その他の中には、法令翻訳や口上書の作成依頼など、法律相談の範疇を超えるものもあるが、それらの相談には応じていない。

また、相談全般についてのことであるが、筆者が即答できない問題は原則として時間をいただいて回答するようにしている。筆者が調査しても分からない場合、その都度モンゴルの弁護士や法律コンサルタントに調査を依頼して回答するようにしている。その結果、法律相談の範疇外の相談を除いて、これまではすべての相談について、2、3日以内に回答を行っているはずである。

（3）相談者の属性

2015年度から2017年度までの相談者の属性については次のとおりである²³。

| | | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|
| 大企業 | 日本法人 | 10 | 20 | 2 |
| | モンゴル法人 | 2 | 6 | 2 |
| | 不明 | 0 | 0 | 0 |
| 中企業 | 日本法人 | 2 | 4 | 0 |
| | モンゴル法人 | 6 | 0 | 0 |
| | 不明 | 0 | 1 | 0 |
| 小企業 | 日本法人 | 0 | 2 | 2 |
| | モンゴル法人 | 9 | 13 | 0 |
| | 不明 | 0 | 0 | 0 |
| 個人事業主 | 日本人 | 1 | 6 | 0 |
| | モンゴル人 | 0 | 0 | 0 |
| NGO, 公的機関, 学校 | | 8 | 10 | 1 |
| 合計 | | 38 | 62 | 7 |

この相談者の属性からは、まず、大企業（ほとんどの場合、日本の上場企業の現地駐在員事務所）からの相談が非常に多いことがわかる。次に多いのは、小企業のモンゴル法人である。大企業は駐在員事務所を現地に置いて活動していること、小企業はモンゴル法人を設置していきなり企業活動をしていることが多いことを反映している。

本事業をもっとも多く利用しているのは大企業であり、大企業は法的問題に関心があり、公的サービスへの感度が高いことが、相談件数からも明らかになっている。大企業については、現地に駐在する日本人からの相談が最も多いものの、日本からモンゴルに出張した際に法律相談を利用するという人が一定数いる。これは、現地の駐在員からの紹介によるものと思われるが、大企業に特徴的な動きである。

現地の小企業については、実際に法的紛争に巻き込まれたり、法律問題に直面したりすることが多いこと、日本人経営者も、比較的大使館等からの情報収集に積極的であることから、一定数の相談があるものと思われる。小企業については、大企業と異なり、日本からの出張者が相談に来る例というのはほとんどない。公的機関や NGO についても現地小企業と類似した傾向にあるといえる。

個人事業主については、相談者数が少ない。積極的に大使館等の情報にアクセスしようとする人以外には、本事業についてあまり周知されていないのではないかと想像される。

²³ この大企業、中企業、小企業という分類は、中小企業法による分類等による正確なものではない。各社の正確な資本金や従業員数を調査できなかったことから、あくまで筆者の印象で区分している。大企業は上場企業、小企業は従業員が10人以下程度の企業、その中間を中企業としてイメージしている。日本法人の中にはモンゴルで法人格を有しない駐在員事務所も含んでいる。大企業の日本法人からの相談が多い理由は、これらの駐在員事務所からの相談件数が多数を占めているからである。

相談内容についても、相談者の属性ごとに一定の傾向がある。大企業は、一般的に、問題が大きくなる前に相談に来ていることが多い。少しでも引っかかり、疑問を感じたときに、ある意味気軽に法律相談を利用している感じを受ける。また、モンゴル人弁護士から法律問題について回答を得た上で、セカンド・オピニオンとして法律相談を利用していることも多いようである。このように、問題が顕在化して大きくなる前に、予防的に法律相談を利用するのが大企業の特徴である。NGO、公的機関、学校からの相談も大企業と傾向は同じである。

これに対し、小企業、個人事業主からの相談は、紛争が訴訟に発展してからの相談など、比較的深刻なものが多い。刑事事件についての相談も多い。弁護士の紹介依頼についても、大企業の多くが顧問弁護士の紹介依頼であるのに対し、小企業、個人事業主からの紹介依頼は、ほとんどが、具体的な法的紛争を委任する弁護士の紹介依頼である²⁴。

5 まとめ

以上、在モンゴル大使館における日本企業支援事業について、現地での法律相談業務に限定して概説した。

2015年度の本事業開始以降100件を越える相談が行われており、法的需要についてみれば、一定の相談数があり、多くはないものの少なくもない程度の法的需要はあるといえるだろう。

また、相談の種類は、会社関係、労働関係を中心とした内容となっており、日本企業支援の内容と概ね重なっているといえるだろう。相談者の利用目的は予防法務、具体的な紛争解決等様々であろうが、一定の効果を上げているものと思われる。

また、相談者の属性を検討する中で、大企業の利用が多く、個人事業主の利用が少ないことがわかった。2015年の段階で個人事業主であったが、翌年には法人になったような相談者もあり、一概には言えないものの、個人事業主や小企業に対する広報活動を積極的に行い、本事業を周知することが必要であることも明らかである。

日本企業がモンゴルでの法律問題に直面した場合、2017年8月現在、現地には常駐している日本人弁護士はおらず、日本国内でもモンゴル法について取り扱っている弁護士は数少ない。そのような環境の中、定期的に、現地で日本人弁護士から日本語による法律相談を受けられることには、モンゴルでビジネスを行う事業者にとっては、一定の安心感を与える以上の効果があるだろう。現地に進出し、また、進出しようとしている日本企業への支援として、本事業は一定の成果をあげていると考えたい。

²⁴ また、小企業においては、紛争になる前の相談としては、会社登録関連の相談が比較的多い。登録については、どのような現地弁護士でも十分に対応できることがほとんどであると思われるが、登録に不備があってはならないという意識が高いのであろう。

法整備支援による人の輪

プノンペン始審裁判所長タン・スンライ氏 「日本の支援で得た知識をできる限り生かしたい」

国際協力部教官

福岡文恵



-Profile-

1999年に王立法律経済大学を卒業。新規裁判官及び検察官を養成し、現職裁判官及び検察官の継続教育を実施するための機関として設立され、2003年11月に開校となった王立裁判官検察官養成校（RSJP）の1期生55名の内の一人であり、2005年に同校卒業後、約10年間プノンペン始審裁判所副所長を務め、2015年からは同所所長としてカンボジアの司法をより良くするため様々な改革に着手。

タン・スンライ氏 (Mr. Taing Sunlay)
プノンペン始審裁判所

カンボジアでは、1975年から1979年までのポルポト政権下において、多くの知識人が虐殺され、ポルポト政権終了後に生き残った法曹は数名であったと言われている。1994年、カンボジア政府から日本政府に対して法整備支援の要請がなされ、1999年からJICA法整備支援プロジェクトが開始された。現在までの間、内戦等の混乱によって失われた民法・民事訴訟法等の起草支援、ほぼゼロに近かった法曹の人材育成支援、民法・民事訴訟法等の普及支援等がなされている。今回、カンボジアにおける法曹の人材育成に積極的に取り組んでおられるスンライ所長から、人材育成の歩み等についてお話を伺った。

■裁判官を志した理由

—スンライ所長が裁判官を志すきっかけはなんでしたか？

「裁判官になる前に、医師として働いていたことがありました。医師として最も大切なことは人を助けることですが、それは裁判官にも共通します。様々な社会活動に参加する中で、裁判官として紛争を解決し、社会的弱者を助けたいと思うようになりました。紛争を解決することによって、社会的弱者を含めたカンボジア国民みんながうまく暮らしている社会になれば嬉しいと思い、裁判官になりました。」

■日本の法整備支援との関わり

—スライ所長は、これまでの間、どのような日本の法整備支援に関与してきましたか？
また、日本の支援を受けることに対する印象はどのようなものですか？

「2005年にRSJPの1期生として同校を卒業した後、同校を対象とする人材育成支援のプロジェクト¹に教官候補生として参加しました。2期生との関わりは模擬裁判のみでしたが、3期生から6期生までは授業を担当し、合計約160名（1期当たり55名）を教えました。本邦研修²にもいくつか参加し、同研修で得た多くの知識は、カンボジアに帰国後実務で生かされています。

日本の法整備支援は、とても大事な支援だと感じています。日本の支援によって、カンボジアの民法・民事訴訟法が成立し³、それらの普及活動によって、カンボジアの司法をより良いものにしていくことができます。また、日本は、専門家をカンボジアに派遣し、カンボジアの法曹人材をたくさん育てるために尽力してくれています。」

■法整備支援の成果

—これまでに関与してきた日本の法整備支援は、カンボジアでどのような効果をもたらしていますか？

「日本の支援はカンボジアにとっても役立っています。まず第一に、RSJPを対象とする日本の法曹人材育成支援によって、同校の教官が学生らに民法や民事訴訟法の趣旨等、基本的な事項を教えることができるようになりました。日本の専門家は、昔から、カンボジア人が主体的に人材育成を行っていかねばならないとの意識の下、支援を続けてくれていました。今年は、昨年までと違い、2年目の学生が実施する模擬裁判を日本側からの助言を受けることなくカンボジア側だけで実施することができました。

第二に、カンボジアでは、昔は日本の投資家が少なかったのですが、日本の支援によって民法、民事訴訟法及び関連法令が成立し、カンボジアの法律が信頼できるようになって、投資家が増えたと感じています。投資家が増えたと感じるようになったのは、おそらく、カンボジアにマルハン銀行⁴ができた頃からだったと思います。つい先日、フン・セン首相が訪日し、安倍首相と首脳会談が実施されましたが、カンボジアに対する大きな開発計画があり、投資環境改善が進められているのは、カンボジアの法律が信頼できると考えるからこそではないでしょうか。」

■今後の展望

¹ 王立裁判官検察官養成校を対象とする人材育成支援は、2005年11月から2008年3月まで（フェーズ1）、2008年4月から2012年3月まで（フェーズ2）の間実施。

² 2007年2月（法曹養成支援）、同年7月（同上）、2009年3月（同上）、2014年10月（民法民事訴訟法普及支援）の本邦研修に参加。

³ 日本の支援により、2006年に民事訴訟法、2007年に民法が成立。

⁴ 2008年5月26日、マルハンは、カンボジアで日本の銀行としては初となる「マルハン・ジャパン・バンク（MJB）」を開業。

—今後の日本の法整備支援に対して期待することはありますか？

「今現在カンボジアの裁判所が抱えているいくつかの問題点があります。まず、民法・民事訴訟法の趣旨を全裁判官が十分に理解しているとはいえ、裁判官によって法解釈にばらつきがある点です。

また、カンボジアの一般市民や弁護士は、訴状に記載すべき事項が何なのか、どのようにして訴えを提起するのかをきちんと理解していないことから、書式や手続きの流れ等を分かりやすく整備する必要性を感じています。プノンペン始審裁判所では、訴状の記載事項や訴訟費用等について書かれた書式例を全国の裁判所で使えるようにするため、司法省に使用許諾のレターを出しましたが、今現在返事がない状態です。



さらに、別の問題としては、企業、国土省等、民法・民事訴訟法に関連する機関相互の協力関係が不十分であることも挙げられます。

これらの問題点を解決するには、今はまだ日本の支援が必要です。カンボジアの裁判官等の能力はまだ不十分であり、カンボジアにはまだ日本の支援が必要であると感じています。裁判官向けの授業やトレーニングを実施したり、問題点に対して助言を与えるなど、今後も支援を続けてもらいたいと思っています。」

■最後に

—日本に対して伝えたいことがあれば、教えてください。

「これまでの間、多くの予算を出してカンボジアを支援していただきありがとうございます。私は、日本の支援で得た知識をできる限り自分の仕事に生かしたいと考えています。また、自分だけでなく、他の裁判官や書記官にも伝えていきたいと思っています。現在、私立大学でも教鞭をとっているのですが、多忙のためなかなか実施できておりません。しかし今後も続けていきたいと思っています。将来的には、カンボジア人自ら主体的に人材育成等を行っていかねばならないことは分かっていますが、正直なところ、もう少し長い目で支援を続けてもらいたいです。

プノンペン始審裁判所では、裁判に関する公共サービスの改善、事件登録作業の複雑さの改善、裁判官の適切な評価の方法等、様々な問題に取り組んでいます。当裁判所で民法・民事訴訟法等をうまく適用していくことができれば、それが全国に広がっていきます。今後も、カンボジア司法をより良くしていきたいと思っています。」



【スンライ所長と筆者】

ラオス最高人民裁判所官房長ブンクワン・タヴィサック氏 「主体性を尊重し、共に歩む支援を」

国際協力部教官

梅本友美

第1 経歴等

ブンクワン・タヴィサック (Bounkhouang THAVISACK) 氏は、1998年に大学法学部を卒業し、同年人民裁判所専門職員として採用され、2002年裁判官に任官した。

その後、JICAの人材育成奨学計画(いわゆるJDS)を利用して名古屋大学大学院に留学。2009年に同大学で法学修士号を取得した。修士課程の研究テーマは、家事事件手続だという。ラオスには、家庭裁判所も、家事事件に関する特別な手続法規もない。家庭内のデリケートな問題を一般民事事件と同様に処理していくことに限界を感じ、日本の家事事件手続に関する知見を学んでラオスの実務改善に役立てたいという思いがあった。タヴィサック氏には多くの海外滞在経験があるが、日本での留学生活はどこかほっとするような安心感があり、同行した家族も気持ちよく過ごせたという。タヴィサック氏は、「何も心配いらない。」と日本語で付け加えて微笑んだ。

タヴィサック氏は、ラオスに帰国後、最高人民裁判所の民事合議体裁判官に任命され、裁判制度改革委員会の委員に抜擢された。裁判制度改革では、ディストリクト級裁判所に日本の簡易裁判所モデルを応用したり、民事訴訟法の改正に日本法を参考にしたり、留学経験が活かされたという。

2010年には最高人民裁判所研修所長に就任、現職は最高人民裁判所官房長であり、次期最高人民裁判所副長官との呼び声も高い。



【タヴィサック氏の執務室】

第2 日本の法整備支援との関わり

ラオスに対しては、法務省が、JICAと共に、1998年に支援を開始し、2003年から2008年までの法整備支援プロジェクトの後、2010年から2014年まで法律人材育成強化プロジ

ェクト・フェーズ1が実施され、現在、同プロジェクト・フェーズ2が進行中である。こうしたプロジェクトは、日本の研究者等から成るアドバイザーグループ（AG）や長期派遣専門家の支援の下、ラオスの司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学を母体とするワーキンググループ（WG）により進められている。

タヴィサック氏は、上記の各プロジェクトにいずれもWGのメンバーとして関与した。当初は、日本による法整備支援について懐疑的な思いもあったという。「最初は、日本のシステムティックな仕事のやり方にラオス人が適応できるのか疑問がありました。ところが、実際に日本の専門家と一緒に働いてみると、日本のやり方を押し付けるのではなく、まず我々と共通認識を形成してから、ステップバイステップで進めてくれたので、非常に働きやすかったです。基本的には、ラオス人が主導し、必要な時にいつでもAGや専門家から助言を受けられる体制を作ってくれました。」



法整備支援プロジェクトの成果の一つである判決書起案マニュアルは、現在、実務の基本書として活用されている。「裁判所の研修所の教材になっているので、裁判官は皆この本を勉強したことがあります。また、国立司法研修所でも、裁判官教官が修習生のレベルに合わせて、この本の基礎的な部分を教えています。」

タヴィサック氏が書棚から取り出して見せてくれた判決書起案マニュアルは、最高人民裁判所による改訂版だという。「プロジェクト終了後、法改正があったので、我々自身の手でマニュアルを改訂しました。現行の法律に則した内容になっています。」

【判決書起案マニュアルを示すタヴィサック氏】

第3 法整備支援の成果

法整備支援の効果として、まず、タヴィサック氏が強調したのは、人材育成上の観点である。「私も、他の委員も、WGに参加することで、ラオスの法律のみならず、日本の法律や世界のスタンダードを知ることができました。また、AGの先生方や専門家から、法律研究のノウハウや表現方法を教わりました。例えば、プロジェクト開始当初は、私も含めWGのメンバーは自分の考えをうまく説明できず、議論も迷走しがちでしたが、徐々に簡潔かつ理論的に意見を言えるようになりました。また、ハンドブック、コメンタリー、リサーチペーパー等用途に応じた法律文書の書き方も学びました。」

タヴィサック氏によれば、こうした知識やノウハウは、WG内部だけにとどまらず、メンバーの一人ひとりが所属機関に持ち帰って展開し、現在は司法部門の一般職員にも伝わっているという。

次にタヴィサック氏が挙げたのは、プロジェクトで作成された成果物である。プロジェクトの取組として起草した民法典草案は、国会審議中であり、間もなく成立が見込まれている。また、作成された教材は、実際に、実務や教育の場で活用されている。

最後に、社会全体への波及効もあるという。「例えば、フェーズ1で作成した手続・法令チャートは、全国の裁判所に配布され、備え付けられています。いつでも、誰でも、裁判所に行けば、これを閲覧・謄写することが可能です。ですから、一般市民であっても、手続・法令チャートを見て、現に目の前で行われている裁判手続が法律に適合しているかを検証することができるようになりました。」

第4 今後の展望

タヴィサック氏は、今後も、教材や民法典の逐条解説の作成、一貫性のある法曹養成制度の構築について、日本の支援が必要であると述べた。支援の手法は、現行の仕組みを維持してほしいという。「ラオスのWGが主体となり、日本のAGと専門家が助言するという方法が最も合理的だと思います。ラオス側が主体となることで、教材等を作る段階でも、ラオスの社会に適合するよう応用することができますし、使う段階でも、ラオス人が一緒に考えたという誇りがあるので、浸透しやすくなります。フランスやアメリカの教科書をそのまま使えと言われても、素直に受け容れられないでしょう。」

そして、タヴィサック氏は、今後の支援の在り方について、ラオス、日本双方の課題を挙げた。まず、ラオス側の課題は、WG実施機関において、プロジェクトの意義を理解し、真摯な取組みを継続することであるという。「100人いれば100通りの考えがありますから、裁判所内でも、プロジェクトに好意的な意見ばかりとは言い切れません。そこで、教材等が完成すると、裁判所内で会議を開き、我々の同僚がWGに参加してこのような成果が生まれたこと、その成果を裁判所全体が享受できることを積極的に広報し、理解を広げる取組をしています。さらに、WGへの積極的参加を促すため、WGを小グループに分け、各メンバーに仕事や役割を分担させたり、敢えてシニアメンバーには発言を控えてもらい、若手が意見を述べやすい環境を整えるといった工夫もしています。私がWGの後輩に伝えたいことは、自分の携わる作業の意味を考えてほしいということです。今やっている作業が国の将来に役立つという意識さえあれば、どんな作業であっても、やり甲斐をもって取り組めると思います。WGの活動が、裁判官の仕事と同様、社会に貢献するものであるという認識を広げていきたいです。」

一方、日本側の課題は、事業の計画段階からラオス側の関与を増やしていくことであるという。「これまでプロジェクトの進め方については日本に頼りきりでしたが、少しずつラオスに考えさせることが必要だと思います。そうすれば、最終的に、ラオスが計画・立案し、運営していけるようになります。今後フェーズ3、4と回数を重ねるだけでなく、一定の時期にラオスが自立できるような支援をしてほしいのです。子育てだって同じでしょう。最初は、親が子供を抱っこしてやりますが、子供が一人で立てるようになり、歩けるようになると、親は少し離れて見守ってやる、そして、最後は、子供は親元から走り出

していくというように。日本の支援もいつかは終わります。その時、ラオスが自分の足で歩いていけたら、理想的ですね。」



【タヴィサック氏と筆者】

活動報告

【会 合】

法整備支援へのいざない

国際協力部教官

福 岡 文 恵

前 田 澄 子

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、平成29年6月17日、大阪中之島合同庁舎2階国際会議室において、大学生、ロースクール生及び若手法律家を中心とした参加者につき、法分野を中心としたアジアのための国際協力への興味・関心を高め、国際協力の仕事へのキャリアパスについて考える機会を提供するための公開シンポジウム「法整備支援へのいざない」（以下「本シンポジウム」という。）を開催しました。

多くの関係者の方々のご協力の甲斐あって、本シンポジウム当日には131名もの参加者をお迎えし、大盛況のうちに終わることができました。

本稿では、本シンポジウムの概要を中心に、本シンポジウム開催までの経緯や開催後の取組み等についてご紹介いたします。

なお、本稿中、意見にわたる部分は、本職らの私見です。

第2 本シンポジウムの開催の趣旨・背景

本シンポジウムは、慶応義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育研究センター、公益財団法人国際民商事法センター等との共催による連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2017」の第一弾です。

本連携企画は、これまで法整備支援を知らなかった方を含めた学生を中心とする若い世代の方々に、法整備支援やアジア法研究について知ってもらい、当分野における次世代の人材を育成していくための企画です。2009年に法務省が主催したシンポジウムをきっかけとして始まり、2012年からは、①初夏に「入門編」となるセミナー、②夏に名古屋大学のサマースクール（本年は8月21日、22日に開催）、③秋には学生の発表が主体となる「学生シンポジウム」を行うという3部構成で本年まで続いてきました。

昨年からは、①の「入門編」セミナーを当部が企画・運営することとなり、本年は同体制となってから2度目の開催でした。また、当部は、本年10月には現在の大阪中之島合同庁舎から昭島市に移転することが決まっていることから、本シンポジウムは、2001年4月から約16年にわたって大阪中之島合同庁舎において続けてきた当部の活動の総仕上げの一つとして、大きな意味を有するイベントでした。

本年においても、昨年と同様、当部教官が関西地区のさまざまな大学、法科大学院、司法修習生、弁護士の先生方の下に直接足を運び、積極的に幅広く広報活動を行ってきまし

た。そのため、131名もの方々に本シンポジウムにご参加いただけたことは、今後もよりよいイベントを開催していこうという大きな励みとなりました。



当日の会場の様子

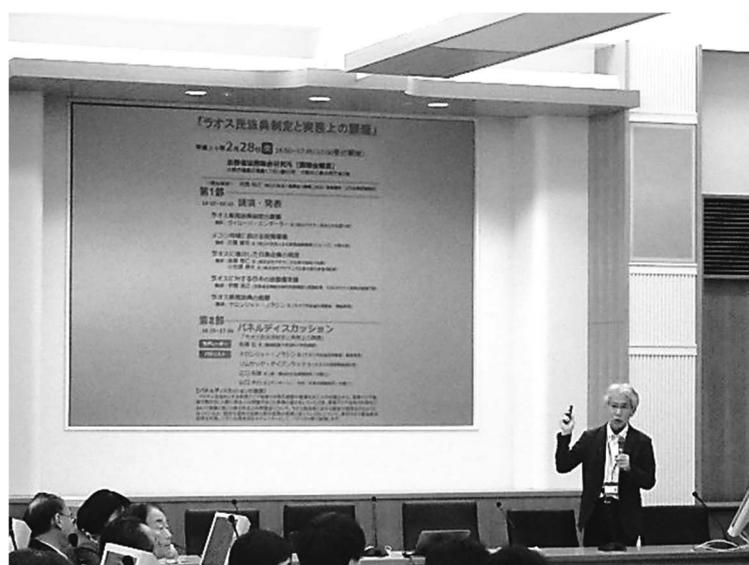
第3 本シンポジウムの内容

1 冒頭挨拶

本シンポジウムは、当部部长・阪井光平からの「Let's ICD！（法律面での国際協力してみませんか。）」をキャッチフレーズとした冒頭の挨拶から始まりました。

阪井部長からは、ラオスに対する民法典の起草支援を例に挙げ、様々な形で法律面での国際協力が進んでいることをご紹介いただいた上で、誰がその担い手になるのが本日の1番のテーマである旨お話しいただきました。

本シンポジウムには、大学生、大学院生（ロースクールを含む。）、司法修習生、検事、弁護士等、実に様々な立場の方にご参加いただきましたが、阪井部長からは、それぞれの立場において、どういう形で法律面での国際協力に関わることができるのかをぜひ考えてほしい、本シンポジウムをそのきっかけにしてもらいたいとのメッセージを、力強く語っていただきました。



冒頭挨拶の様子

2 導入講義「法整備支援へのいざない」

第1部は、本職らによる導入講義「法整備支援へのいざない」です。

本職らはいずれも元々は検察官であり、本年4月に当部に異動となるまでは刑事事件ばかりを扱ってきたのであって、法整備支援分野に関しては、まったくの初心者でした。そのため、初心者である我々が、参加者の方々に対して法整備支援とは何かについて語るのには、おこがましいのではないかという気持ちが当初はありました。しかし、徐々に仕事を覚えていくうちに、初心者である我々だからこそ、これまで法整備支援について知らなかった若い世代の方々に対し、法整備支援活動の内容を分かりやすく説明し、同活動の魅力を伝えることができるのではないかと考え直し、準備を進めてきました。

この導入講義では、まず、前田において、我々が所属する国際協力部について紹介がなされた後、法整備支援とは何かについての説明がなされました。当部の業務である法整備支援とは、法律の整備が不十分であったり、法律が存在してもきちんと運用されていない国に対し、法律を作ったり、法律の運用体制を改善したり、法律家などの人材育成を行うための支援です。

法整備支援に関する説明に続き、このような法整備支援を日本が海外の国々に対して行う意義についての説明がなされ、その後、法整備支援にはどのような人々が携わっているのかという、この分野に興味をお持ちの方々にとって、関心の深いお話が続きました。JICAの法整備支援のプロジェクトを実施するに当たっては、JICA職員はもちろんのこと、法務省、日弁連、弁護士、大学の法学研究者などがJICAと協力して活動を進めており、それぞれの携わり方についての説明がなされました。JICA職員、法務省、弁護士、大学の法学研究者の法整備支援への具体的な携わり方については、第2部ないし第4部のパートをご覧ください。詳細がお分かりいただけます。

導入講義の後半では、福岡から、主な支援対象国であるベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシアに対して当部が行っている法整備支援活動の具体例について、国別に説明がなされました。

説明にあたっては、なぜ各支援対象国において、法整備支援を受ける必要があるのかという必要性を述べた上で、それぞれの国において実施されている法整備支援活動の概要の説明がなされました。

いくつか例を挙げますと、カンボジアでは、1975年から1979年にかけて、ポル・ポト政権による自国民の大量虐殺が行われ、生き残った法律家はわずか数人となりました。その大量虐殺と内戦の結果、カンボジアでは、法典等が散逸し、法律家の大半は殺害されてほぼいなくなったことから、基本法の起草や法律家の人材育成が急務となったのです。そのため、カンボジアでは、約20年近くにわたって、民法や民事訴訟法等の基本法の起草支援、法律実務家の人材育成支援、成立した法律を適切に運用していくための支援が続けられています。

また、インドネシアでは、多くの法律や条令が存在しているところ、それらの間で

矛盾が多数生じており、どの法律・条令を信じていいのかが分からず、インドネシアに進出している日系企業が投資に不安を抱く要因となることから、それらの矛盾等を解消し、法令間の整合性を高めていくための支援等がなされています。

カンボジアやインドネシアだけでなく、現在当部が法整備支援活動を行っている対象国は、どの国も支援を必要としている理由をそれぞれ抱えています。我々が行っている法整備支援活動は、各国に寄り添い、そのニーズに応えるという重要な活動であり、それだけやりがいのある仕事なのだということを、参加者の方々にお伝えすることができたのであれば幸いです。

3 基調講演「法整備支援に携わって」(林いづみ弁護士)

第2部では、知的財産権に関する分野を中心に活躍され、当部の活動にもご協力をいただいている弁護士の林いづみ先生から、「法整備支援に携わって」と題して、基調講演をいただきました。

林先生からは、まず、日本が近代国家となるための礎を築いた高橋是清についてご紹介いただきました。高橋是清は、日本において知的財産の制度の源を築いた、日本における近代法整備の元祖であるということで、林先生からは、高橋是清の人生についてユーモアを交えながらご紹介いただきました。その内容は、大変興味を引かれるものであったことに加え、日本も、現在の法制度を整えるまでに、高橋是清を始めとする様々な先人の努力があったのだということを、改めて実感させられました。

次に、林先生ご自身の法曹人生を振り返り、これまでのキャリアについてお話しいただきました。林先生は、修習終了後、検事に任官されました。検事として仕事をする中では、被疑者と向かい合って話をして、貧富の差や生活環境の差があること、また、そういう人たちと向かい合うことの重要性を感じたとお話しをいただきました。

検事を辞められた後は、渉外事務所で、弁護士としてのキャリアをスタートされました。そして、弁護士となって4年後には、提携先のサンフランシスコの法律事務所でお仕事をされたとのことでした。

林先生は、アメリカの法律事務所働くようになって、初めて「プロボノ」という言葉を知ったとお話しされていました。林先生が行かれたカリフォルニア州は、全米の中でもかなりプロボノ活動（法律家による公益活動）が盛んな場所で、年間ある程度の時間をプロボノ活動に割くことが義務とされていたそうです。また、林先生がサンフランシスコでの生活でもう1つ味わったこととしてお話しいただいたのは、「ダイバーシティ（多様性）」についてでした。林先生からは、アメリカでは、日本と異なり、「ダイバーシティ」といえば、まず人種のことであること、また、ダイバーシティの中でうまく課題を解決していく際に必要なのは、ディスカッションであり、アメリカではそれが常日頃から行われていたとお話しをいただきました。

その後、林先生が日本に帰国されたときには、2人のお子さんがいらっしまったとのことですが、日本の事務所に戻って弁護士として仕事を続けられ、その後、独立開

業されました。また、帰国後は、日弁連が実施していたベトナムの法整備支援プロジェクトや、薬害エイズ事件の弁護団等でもご活躍された後、2005年4月に、知的財産権に関するニーズを全国的に支える弁護士のネットワークとして、「弁護士知財ネット」を創立されました。

林先生のこれまでのキャリアについてのお話の後には、現在、林先生が携わっておられる法整備支援に関する活動について、ご紹介をいただきました。林先生は、現在、日本の特許庁が ASEAN、中南米各国に対して行っている知財関係の支援の研修や、インドネシアの法整備支援等の活動に携わっておられます。林先生が関わってこられた法整備支援の活動について、林先生からは、「法整備支援活動においては、双方向のコミュニケーションが重要である。我々の思い、思いやりを相手に分かってもらうためには、双方向のコミュニケーションが重要である。」とのお話をいただきましたが、このような、ご経験に基づく林先生の言葉は、法整備支援に携わる我々にとって、また参加者の皆様にとっても、大変示唆に富むお話だったのでないでしょうか。

御講演の最後には、林先生から、参加者の方々に向けて、「みなさんの潜在能力をこうしたプロボノの場につなぎ合わせて、法整備支援にぜひ参加していただきたい。」とのメッセージをいただきました。

2人のお子さんのご出産・育児を経ながら弁護士としてのキャリアを築かれた上、プロボノ活動として法整備支援の活動にもご尽力されている林先生のお話は、将来、法曹として、法整備支援に携わろうと考えている方々にとって、大変参考になるものだったのでないでしょうか。すばらしい御講演をいただきましたこと、この場を借りて感謝申し上げます。



林先生による御講演

4 第3部「国際協力・法整備支援へのアプローチとキャリアパス」パネルディスカッション

第3部では、法整備支援にも様々な関り方があること、そして、法律に関わる分野での国際協力・キャリアパスにもさまざまなアプローチがあることをテーマとし、パネリストの方々にそれぞれのご経験、苦労話や法整備支援の魅力についてお話しいただきました。

パネリストは、法務省の入江淳子大臣官房付兼秘書課付（国際担当）、当部の松尾宣宏教官、北浜法律事務所の田島圭貴弁護士、大阪大学大学院法学研究科の地神亮佑准教授、JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チームの松戸綾乃氏の5名であり、モデレーターを当部の伊藤浩之副部長が務めました。

第3部のパネリストの方々は、実に多種多様なバックグラウンドをお持ちであり、参加者の方々は、各パネリストの自己紹介を聞いただけでも、法整備支援活動には様々なキャリアパスがあることをご理解いただけたのではないのでしょうか。

入江課付は、検事任官後、2年間のアメリカ留学を経験され、外務省への出向、法務総合研究所（当部や国連アジア極東犯罪防止研修所の予算や人員等を担う部署）勤務等を経て、現在の大臣官房秘書課で勤務されています。

松尾教官は、ご自身の言葉で言うと、「30歳になるまでパスポートを持ったことがなかった」というドメスティックな生活を送っていたところ、柴田紀子氏（当部教官や副部長を経て、現在国連薬物・犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crime。略称「UNODC」勤務。）の講演を聴講したことをきっかけに当部への異動を希望し、その希望が叶って当部に異動となり、主にベトナム、バングラデシュ、中国を担当し、セミナーの開催、研修プロデュース等様々な企画をされています。

田島弁護士は、大手渉外事務所においてM&A等を担当していたところ、アメリカ留学を経てインドの法律事務所に勤務し、更には所属事務所のホーチミンオフィスを立ち上げ、同所で勤務する傍ら、名古屋大学日本法教育センターで日本法非常勤講師として勤務され、現在は大阪市内の法律事務所勤務となり、クロスボーダーM&Aなどの国際案件等に携わっています。

地神准教授は、労働法と社会保障法を専攻されているところ、ラオスの法律人材育成強化プロジェクトに参加したことをきっかけとして法整備支援活動に加わることとなり、日本国内の研修や現地において、労働法ハンドブック作成の支援等に携わっています。

松戸氏は、フランスで修士を取得され、ネパール滞在経験を経て JICA に入社し、現職のガバナンスグループ法・司法チームにおいて、ベトナムの法整備支援、仏語圏アフリカの案件、国際機関連携等を担当されています。

パネルディスカッションでは、これら非常に豊富な経験を有するパネリストの方々から、それぞれのご経験に基づき、留学経験等で学んだこと、国際的な仕事に携わる上での困難な点、海外での活動の内容等、興味深いお話をたくさんお聞きすることが

できました。

本シンポジウムに参加された若い世代の方々には、法整備支援活動を含む国際的な仕事に就くことを希望している方が多いかと思えます。そのようなの方々にとって、「日本を客観的に外から見ることができ非常に勉強になった。」「アリゾナロースクールの学生は、日本が地球儀のどこにあるかも知らないのが普通。日本は黙っていると、国際社会の中で本当に目立たない存在なのだということが非常に身に染みて分かった。」との入江課付のお話は、自分たちが立ち上がり、積極的に声を上げていかなければならないのだということを強く感じさせる原動力となったのではないのでしょうか。

また、英語は最低限身につけておくべきコミュニケーションツールだとして、英語の学習のみならず、支援担当国の言語も習得に向け、仕事の傍ら語学勉強に励み、TOEICでハイスコアを獲得した松尾教官のお話を聞き、本シンポジウム終了後から、語学力の習得に熱意を燃やしている方もきっと多いはずです。

ベトナムとインドでの生活を経験された田島弁護士からは、インドでの生活の苦労話や、弁護士としての日本での仕事とベトナムやインドでの仕事との違いについてお話しただくとともに、ベトナムで実際に担当された案件の具体例を挙げながら、日系企業が投資しやすい環境を整備することのやりがいについて語っていただき、法整備支援活動の魅力を大いに伝えていただきました。

地神准教授からは、なぜ比較法の研究をするのかについてご説明いただき、その背景には文化や歴史、産業構造の違い等があること、法整備支援を行う上では、国と国との違いを比較し、どちらか良さそうな方を取り入れるのではなく、それぞれの違いには理由があることを前提に、その理由を考えつつ人材育成に関わらないと、法整備支援の中で法律の中身を学び、それを次の世代に引き継いでいくことが正確にできないと感じられたことなど、研究者としての立場から法整備支援活動を見た際の重要なポイントを教えていただきました。

JICA職員として法制度整備支援に関わり、他の国際機関との連携にも取り組んでおられる松戸氏からは、国際機関との連携に関する取組みについてお話しいただきました。その中で、日本の法整備支援プロジェクトの特色について、「非常に法遵守の文化を意識したアプローチであり、その国の考え方に寄り添い、その国の人たちが法を守るようになっていくために、意識を醸成する人材育成を常駐の専門家を置いて行っている。」とのお話がありました。他のドナー国の中には、自国の制度をただ押し付けるだけの国もあるところ、松戸氏にお話しいただいた日本の法整備支援プロジェクトの特色は、非常に価値のあるものだ改めて感じ、法整備支援に携わる者として、相手国の法の支配・グッドガバナンスが確立し、経済発展するための基盤を確立していくため、力を注いでいきたいという思いを強くしました。

その後、入江課付から、2020年に日本で開催される刑事司法分野における国連最大の会議である国連犯罪防止刑事司法会議、通称「コンGRESS」に関する告知がなされました。

今回のコンGRESは、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた犯罪防止・刑事司法及び法の支配を大きな全体テーマとするもので、50年ぶりに日本で開催されるとあって、今の段階から準備が着々と進められています。

このコンGRESには、ロースクール生のボランティアにも大勢参加してもらう予定とのことです。興味のある方には、是非積極的に参加していただきたいと思ます。

パネルディスカッションの最後は、会場との質疑応答の時間が設けられ、参加者の方々から多くの質問が寄せられました。キャリアパスを意識した質問や、法制度整備支援を進めていく上で達成しなければならない水準に関する質問、国連や JICA におけるルール・オブ・ローの適用範囲や、それを国民に浸透させていくための期間や方法等に関する質問など、ハイレベルな質問がなされ、各質問に対してパネリストの方々に丁寧に回答していただきました。

参加者の中には、本シンポジウム終了後、パネリストの方々に個別に質問に赴く方も複数おり、若い世代の熱意を感じ取ることができました（なお、本シンポジウムのアンケートでは、「質疑応答の時間を増やして欲しい」、「パネリストの方々に個別に質問する機会を設けて欲しい」等、様々なご意見をいただきました。今後のシンポジウムにおいては、ご指摘いただいた点を検討し、改善していきたいと思ます。この場をお借りして、アンケートへのご協力に感謝申し上げます。）。



第3部のパネルディスカッションの様子

5 第4部「法整備支援の現場で働く法律家」パネルディスカッション

第4部では、法整備支援に関わる法律家の日常業務等を知ってもらうため、「JICA 長期派遣専門家あるいは JICA 専門員として働く弁護士の方を丸裸にする。」ことをテーマに、「法整備支援の現場で働く法律家」と題して、パネルディスカッションを実施

しました。

パネリストは、塚部貴子ベトナム長期派遣専門家、鎌田咲子ベトナム長期派遣専門家、元ラオス長期派遣専門家である棚橋玲子弁護士、枝川充志 JICA 産業開発・公共政策部国際協力専門員の4名で、モデレーターは、松本剛国連アジア極東犯罪防止研修所教官が務めました。塚部専門家と鎌田専門家には、ベトナムから、テレビ会議システムを利用してご参加いただきました。

まずは、各パネリストの方々から、それぞれ、自己紹介を兼ねて、現在のポストに就くまでの簡単な略歴をお話しいただいた後、実際に JICA 長期派遣専門家や JICA 専門員として働くようになって感じておられることについて、期待どおりだったことや、逆に期待に反していたことなどについて、お話しをいただきました。

塚部専門家は、検事任官後、10年以上にわたって検察官として捜査・公判の業務に従事され、当部の教官として約1年半勤務された後、平成28年4月から、JICA 長期派遣専門家としてベトナムに派遣されています。塚部専門家からは、ベトナムで仕事をされる中で、悩ましい点や課題であると感じていることなどについてお話しいただいた上で、その課題を克服するために重要なことは、「カウンターパートの方々との信頼関係を築くこと」であると仰っておられました。長期専門家として仕事をする上で重要な点を端的に伝えていただける、示唆に富むお話しをいただきました。また、ベトナムでの生活についても、ユーモアを交えて、ご自身の経験を語っていただきました。

鎌田専門家は、裁判官出身であり、裁判官として裁判所で仕事をされた他、2年間イギリスに留学した経験をお持ちであり、平成29年4月から、JICA 長期派遣専門家として、ベトナムに派遣されています。鎌田専門家は、赴任されてからわずか2か月ですが、日本で裁判官として働くときと、ベトナム赴任後の仕事の仕方の違いを語っていただきました。裁判官として日本で仕事をする際には、一人で法律のことを考えて事件の処理をしていけば仕事が進んでいくのに対して、ベトナムでは、ベトナム国内や日本とベトナムとの間等、様々ところで利害が対立する中でそれを調整し、支援の効果を上げていかなければならないという点に、これまでの仕事とは大きな違いがあるとのことでした。しかし、鎌田専門家は、大変なことがある中でも、「ベトナムの現場のことが少しずつ理解できるようになってきており、それを感じることができるのが今のやりがいである。」とお話しされており、派遣から間もないながらも、充実した日々を送られていることが、参加者の皆様にも伝わったのではないかと思います。

棚橋弁護士は、名古屋で、いわゆる町弁（町の弁護士の意）として5年弱の間仕事をされた後、JICA の長期専門家に応募し、2年間、ラオスで仕事をされていました。棚橋弁護士からは、長期専門家としてラオスに派遣されていた当時の経験を振り返って、大変示唆に富むお話しをいただきました。棚橋弁護士は、派遣された当初は、長期派遣専門家として非常にプレッシャーを感じておられたそうです。しかし、そのプレッシャーを軽くしたのは、ラオス現地のプロジェクトのグループメンバーからの「困

ったことがあったら、何でも言って。僕たちが助けるから。」という言葉だったとのことでした。棚橋弁護士は、このように現地のメンバーから声をかけられたことで、「みんなと一緒にやっていくプロジェクトだから、お互いに知恵を出し合いながら進めればいいということに気づくことができた。」と話しておられました。そして、それからは、専門家というよりもグループの一員のような目線で、グループのメンバーと接することで、プロジェクトを順調に進めることができたというお話しをしていただきました。「専門家」という肩書きを背負って現地に行かれた際のプレッシャーは、やはり相当なものがあるのだと想像します。しかし、法整備支援のプロジェクトは、相手国のカウンターパート機関と手を携え、日本と相手国が共同で成し遂げていくものなのだということを、棚橋弁護士のご経験から、伝えていただきました。

枝川専門員は、大学卒業後、JICAの職員として8年ほど仕事をした後、JICAを辞めてロースクールに入り、弁護士となったという経歴をお持ちです。現在は、JICA専門員として、JICA本部で仕事をされていますが、枝川専門員からは、長期専門家とはまた違った立場から、仕事のおもしろさや難しさについて、お話しいただきました。JICA専門員は、長期専門家として各国に派遣される方々とは異なり、1つの国に限らず、様々な国のプロジェクトの動きを見ることができ、ある国のプロジェクトで生じた問題を研究して、それを別の国のプロジェクトに生かすことができるといった点に、おもしろさがあると語っていただきました。その一方で、各国の現場の状況や、肌感覚を直に感じ取ることができない点が、難しいところであると感じておられるようでした。

4名のパネリストの方々のこれらのお話は、まさに、法整備支援の現場で仕事をされている法律家の生の声であり、仕事の内容、苦労や悩み、またおもしろさややりがいについて、ご参加いただいた皆様も、より具体的にイメージをすることができたのではないかと思います。

パネルディスカッションの後半では、4名のパネリストの方々が、それぞれ大学生の頃に何をしていたのか、また、自身の学生時代を振り返って、法整備支援の道に進むのであればしておけばよかったと考えておられることについて、お話しをいただきました。

塚部専門家や鎌田専門家からは、比較法学・法制史の分野に関する知識の重要性について、お話しをいただきました。塚部専門家は、「日本の制度や法律は必ずしも完璧ではないものの、紹介するにしても背景事情を知らなければ、質問されたときに、説明ができない、また、文化や風習が違うので、日本のものをそのまま受入れられるわけではないが、そのときに比較法学的な知識を持っていれば、いろいろな選択肢の提示ができるだろう。」と語っておられました。また、鎌田専門家からは、イギリスに留学されたときの経験を踏まえて、「自国の制度と他国の制度の違いを知り、その理由がなぜなのかを考えたことが、現在の長期専門家としての仕事に役に立っている。」とお話しいただきました。

また、語学の重要性については、第3部のパネルディスカッションでも語られたところではありましたが、第4部においても、塚部専門家や枝川専門員から、語学は重要であり、学生時代に勉強しておくべきであったとのお話がありました。

こういったパネリストの方のご経験に基づく、学生時代の過ごし方に関する具体的なお話しは、今後法整備支援の分野に足を踏み入りたいと考えておられる学生のみならず、みなさまにとっても、大変参考になるお話だったのでないかと思えます。私自身も、改めて、これらの分野についての勉強を深めていきたいとの思いを新たにさせられました。

更に、塚部専門家からは、参加者の方々に向けて、「興味のあることにアンテナを張り巡らせて、いろんな人の話を聞いて、自分たちが学んでいることが将来どのように役に立つのかが具体的に想像できれば、それに向けて勉強する意欲が湧く、引き続き自分が興味のある分野で、いろいろな話を聞いて、いろんなことに参加してください。」との激励のメッセージをいただきました。

第4部のパネルディスカッションの最後にも、会場との質疑応答の時間が設けられ、参加者の方々から、チームとして働く際の仕事の仕方や、日本以外に法整備支援をしている国との間の調整等に関する質問が出され、パネリストの方からご回答をいただきました。時間の都合上、たくさんの質問をお受けすることはできませんでしたが、出された質問のレベルはいずれも高く、参加者の皆様の法整備支援への関心の高さを感じました。



第4部のパネルディスカッションの様子

6 閉会挨拶

本シンポジウムは、共催いただいた名古屋大学法政国際教育協力研究センターの小畑郁センター長の、法整備支援活動の次世代の担い手の方々に対する温かな激励が込められた閉会挨拶により終了しました。

小畑センター長がおっしゃるように、今後も当部は、これまでに築き上げてきたネットワークを広げ、ネットワークの中で議論して exchange し、それぞれの国でより良い法の制定や運用を目指していくため、関係機関の方々と共に前進し、成長を続けていきたいと考えています。

第4 本シンポジウムを終えて

おかげさまで、本シンポジウムは、131 名の方にご参加いただき、盛況のうちに幕を閉じました。

本シンポジウムの目的は、冒頭でも述べたところですが、学生や若手法曹の方々に対して、法分野を中心としたアジアのための国際協力への興味・関心を高め、国際協力の仕事へのキャリアパスについて考える機会を提供したいというものでした。ご参加いただいた皆様に、法整備支援に携わるための様々なキャリアパスを知っていただき、一人でもこの分野に興味を持っていただいた方がいらっしゃれば、これ以上にうれしいことはありませんし、本シンポジウムが今後のキャリア形成を考えていく1つのきっかけとなることを、我々としては、願ってやみません。

最後になりましたが、お忙しい中、ご登壇をご快諾いただきました講演者・パネリストの方々、法整備支援の意義や本シンポジウムの趣旨についてご理解いただき共催・ご後援をいただきました皆様、そして、広報活動にご協力いただきました各大学、法科大学院等の皆様には、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

ありがとうございました。

国際民商事法金沢セミナー 「東南アジアがアツい～社会の発展と日本の貢献～」

国際協力部教官
大西宏道

第1 はじめに

法務省法務総合研究所は、平成29年（2017年）6月10日（土）、石川県金沢市の北國新聞交流ホールにおいて、石川国際民商事法センター、公益財団法人国際民商事法センター及び株式会社北國新聞社との共催により、国際民商事法金沢セミナー「東南アジアがアツい～社会の発展と日本の貢献～」を実施したので、その概要を報告する。

第2 本セミナーについて

本セミナーの主催者である石川国際民商事法センターは、アジア諸国に対する民商事法分野の法整備支援活動、研究活動等を事業目的とする（公財）国際民商事法センターの地方組織として、平成8年（1996年）に、石川県金沢市に本社を置く（株）北國新聞社のほか、石川県内の企業及び団体により設立された組織である¹。

本セミナーは、石川国際民商事法センターの主要な活動の一つとして、アジア諸国の法制度、法整備支援活動等を紹介するため、実施されているものであり、今回で21回目の開催となる。

これまで、アジア諸国の法制度を投資環境の視点から紹介するなど、企業向けの内容が多かったところ、今回のセミナーは、より一般向けに、東南アジア地域を題材として、現地の法制・司法の環境及び日本企業の進出状況と共に、我が国が進める法制度の整備に対する支援を知り、現地進出に向け理解を深め、国際的に活躍する場を追究することを目的として、開催した。

第3 本セミナーの概要²（別紙「プログラム概要」参照）

1 主催者及び来賓挨拶

主催者として、宮村慎一郎氏（石川国際民商事法センター会長・（株）北國新聞社代表取締役常務取締役）からの挨拶の後、来賓として、田近年則氏（金沢地方・家庭裁判所長）及び畝本毅氏（金沢地方検察庁検事正（当時））からの挨拶をいただいた。

¹ 石川国際民商事法センター創立時の状況に関しては、ICD NEWS 第38号6頁に寄稿があるので、参照されたい。

² 本セミナーの議事録は、公益財団法人国際民商事法センターの発行するICCLC NEWS 及び同センターのウェブサイト上に掲載されているので、参照されたい。

2 講演

- (1) 講演第1部では、熊谷健一氏³（明治大学教授）から、「知的財産権を守る－東南アジアの現状－」と題して、講演をいただいた。

熊谷氏からは、東南アジア諸国連合（ASEAN）の概況、歴史及び経済を踏まえた我が国と東南アジアの関係、具体例を用いながら知的財産とは何か、そして、特に東南アジアにおいてその知的財産をどのようにして守るのか等について、分かりやすく説明がされた。

また、熊谷氏からは、若い人において、世界に関心を持ち、先入観を持たずに何かを始めることが、我が国を正しく理解すること及びいろいろな可能性を追求することにつながるとの期待が述べられた。



熊谷氏による講演の様子

- (2) 講演第2部では、古賀健司氏⁴（(独法) 日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部ビジネス情報提供課プロジェクトマネージャー）から、「アジアへ羽ばたく人材とは」と題して、講演をいただいた。

古賀氏からは、ジェトロの活動概要、数値から見る東南アジアの概況、日系企業から見る東南アジアのビジネス環境、そして、その東南アジアで活躍する人材がどのようにして育つのか等について、分かりやすく説明がされた。

また、古賀氏からは、若い人がアジアへ羽ばたいていくに当たって、必要なことは、好奇心、チャレンジ精神、コミュニケーション能力及び相互理解である上、我が国で、技術、マネジメント等の社会人の基礎的な能力を学んでおくことが重要であるとの指摘がされた。

³ 熊谷氏は、特許庁審査官、九州大学大学院法学研究院教授、京都大学大学院医学研究科客員教授等を歴任し、現在、ミャンマーに対する知的財産法に関する法整備支援活動に協力していただいている。

⁴ 古賀氏は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ベトナムハノイ事務所ダイレクター、同大阪本部事業推進課等を経て、現職



古賀氏による講演の様子

3 パネル討論

講演に引き続き、山下輝年氏⁵（(公財) 国際民商事法センター顧問）の進行により、饗庭達也氏⁶（三谷産業株式会社代表取締役社長（当時））⁷、講演した熊谷氏及び古賀氏、並びに、阪井光平⁸（法務省法務総合研究所国際協力部長）をパネリストとして、「北陸の企業に役立つ法整備支援」と題して、パネル討論が行われた。

饗庭氏からは、東南アジアで事業を実施するに当たって困難さを感じていることとして、主に、労務、税務及び人材育成に関する問題であることが紹介された。

熊谷氏からは、相互理解を図る中で、行動すること及び相手の立場になって交流することが重要であるとの発言があった。古賀氏からも、相互理解にとって、立場をわきまえて対応することが重要であるとの指摘があった。

会場からは、ベトナムが、経済成長し、賃金が上がっていく中で、どのようにして雇用を維持するのかとの質問があり、饗庭氏からは、事業の継続性を重視すれば、必ず折り合うことができるとの回答があった。また、会場から、東南アジアの活気を我が国に取り込むための助言を求める質問があり、古賀氏から、東南アジアの人は、家族で赴任する傾向があり、家族が我が国で生活することができるよう支援が必要であるとの回答があった。

⁵ 法務省法務総合研究所国際協力部長、国連アジア極東犯罪防止研修所長、最高検察庁検事等を経て、現在、公証人（渋谷）

⁶ 三谷産業株式会社取締役情報システム事業部営業部長、同社取締役情報システム事業部長兼海外本部長、同社常務取締役組織戦略担当、同社専務取締役営業統括担当等を歴任、本セミナー当時、同社代表取締役社長

⁷ 三谷産業株式会社は、情報システム、エネルギー、空調設備工事等、6つの事業を柱とし、平成6年（1994年）にベトナム進出した金沢市に本社のある企業であり、現地法人は、化学品の製造販売、樹脂成形品の製造等を手掛け、海外事業の拠点となっている。

⁸ 在フランス日本国大使館一等書記官、司法研修所教官、中央大学法科大学院特任教授、那覇地方検察庁次席検事等を経て、現職



パネル討論の様子

最後に、石川国際民商事法センターの生みの親とも言える本江威熹氏（（公財）国際民商事法センター監事）から挨拶があった。

第4 おわりに

今回の国際民商事法金沢セミナーでは、あいにくの天候にもかかわらず、地元の高校生を含む学生を始めとして一般の方、企業関係者の方等、約110名もの多くの方に来場いただいた。

東南アジア地域では近年、ASEAN 諸国を中心に、目覚ましい経済発展を遂げ、国際化が進展しており、低廉かつ豊富な労働力等を求めて、現地法人を立ち上げる日本企業が後を絶たず、新興国との経済交流は、ますます活発化するとみられている。一方で、企業の知的財産権等を守る法制・司法の環境は、盤石とは言えないのが現状である。

地元の高校生を含む学生を始めとして一般の方、企業関係者の方等に対し、その東南アジア地域を題材として、現地の法制・司法の環境及び日本企業の進出状況と共に、日本が進める法制度の整備に対する支援について、分かりやすく伝えることは、金沢市を含む北陸地方にとっても、現地進出に向け理解を深め、国際的に活躍する場を追究するため、重要であると考えます。

今後も石川国際民商事法センターを始めとして、このような金沢市における取組が継続されることを期待したい。

最後に、多忙な時期に講師等を引き受けていただいた熊谷氏、古賀氏、饗庭氏、来賓としてお越しいただいた田近所長、畝本検事正、その他、（株）北國新聞社関係者の皆様に感謝申し上げます。

国際民商事法金沢セミナー

**「東南アジアがアツい～社会の発展と日本の貢献～」
プログラム**

平成 29 年 6 月 10 日（土） 13：30～16：00 北國新聞交流ホール

開場 13：00

（司会） 法務省法務総合研究所国際協力部教官 大西宏道

開会挨拶 13：30～

石川国際民商事法センター会長 宮村慎一郎
金沢地方・家庭裁判所長 田近年則
金沢地方検察庁検事正 畝本毅

◆**講演** 「知的財産権を守る－東南アジアの現状－」 13：45～

明治大学教授 熊谷健一

◆**講演** 「アジアへ羽ばたく人材とは」 14：15～

（独法）日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部ビジネス情報提供課
プロジェクトマネージャー 古賀健司

休憩 14：45～

◆**パネル討論** 「北陸の企業に役立つ法整備支援」 14：55～

●モデレーター

（公財）国際民商事法センター顧問 山下輝年

●パネリスト

三谷産業株式会社代表取締役社長 饗庭達也

ジェトロ大阪本部ビジネス情報提供課

プロジェクトマネージャー 古賀健司

明治大学教授 熊谷健一

法務省法務総合研究所国際協力部長 阪井光平

質疑応答

閉会挨拶 16：00～

（公財）国際民商事法センター監事 本江威憲

【国際研修・共同研究】

第56回ベトナム法整備支援研修

国際協力部教官

梅本友美

第1 はじめに

1 概要

法務総合研究所国際協力部は、2017年5月22日（月）から6月3日（土）まで（移動日を含む。）、ゴ・クオン（Ngo Cuong）最高人民裁判所国際協力局長を団長とする研修員11名¹を対象に、第56回ベトナム法整備支援研修を実施した。

本研修は、2015年4月開始の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」の一環として、カウンターパートの一つである最高人民裁判所を対象として実施されたものである。

2 背景・目的

(1) 判例制度の導入

ベトナム最高人民裁判所は、2015年12月、「判例の選定、公布及び適用の手続に関する議決」により、判例制度を導入した。これは、最高人民裁判所の監督審決定（法令違反等を理由に職権で確定判決を破棄する制度）等のうち一定の要件を満たすものを判例として選定、公布する制度である。判例は、法的拘束力を有するものと位置付けられており、下級審の裁判官は、判例を適用することが義務付けられる。制度導入後、既に10件の判例が選定されているが、選定の基準や拘束力の範囲の明示化、下級審における判例の適用方法といった実務はいまだ確立していない。

(2) 争訟原則の保障

また、ベトナムでは、2013年憲法において、「審理中は争訟原則が保障される。」（103条5項）と規定され、裁判所での審理手続に争訟原則が適用される旨明記された。これを受けて、2015年民事訴訟法、2015年刑事訴訟法等においても、各当事者の論争権の保障などといった争訟原則を具体化した規定が設けられた。これは、基本的に職権主義を採用するベトナムの訴訟手続において、当事者主義的構造へ転換しようというものである。その結果として、審理の在り方が大きく変更される可能性があり、裁判実務に与える影響は大きい。ところが、争訟原則を反映した審理の在り方については、最高人民裁判所が中心となって、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会の協力を得ながら研究を進めているものの、共通の理解は確立しておらず、実務への指針を与えるには至っていない。

(3) 本研修の目的

¹ 研修員は、別紙1（名簿）のとおり。

こうした現状を踏まえ、本研修は、各種講義や裁判所への訪問により、日本の判例制度や当事者主義の在り方についての知見を提供するとともに、意見交換等を通じて問題意識や課題を共有し、ベトナムにおける判例制度の安定的な運用、争訟原則の下における審理の在り方の確立に貢献すべく実施されたものである。

第2 研修内容²

1 発表

研修冒頭に、研修団長より、争訟原則について、民事訴訟法及び刑事訴訟法の改正経緯、法改正後の実務の実情、今後の課題等について発表があった。発表によれば、争訟原則は、当事者に対し、専ら審理の局面における弁論の機会を保障するにとどまっているようであり、当事者間の実質的平等を実現するには至っていないとの問題意識が示された³。

2 講義

(1) 訴訟における当事者主義

当部東尾和幸教官及び当職より、裁判所訪問に先立ち、日本の司法制度、民事・刑事事件の裁判手続、民事・刑事訴訟における当事者主義の意義や機能について、概要を説明した。

(2) ベトナムの争訟原則

同志社大学法学部・大学院法学研究科の川嶋四郎教授より、当事者主義について、当事者の権利としての側面のみならず、自己責任をも含意するものとして、民事訴訟における諸局面から、その意義・機能を御説明いただき、弁論権の実質的保障を実現するための示唆に富む講義をしていただいた。



川嶋講師による講義の様子

(3) 判例時報社の業務概要等

判例時報社判例時報編集部の山下由里子編集次長より、裁判公開の意義、これを支える判例雑誌の役割、判例時報社の業務内容、判例時報の編集工程等について、実際

² 研修日程は、別紙2（日程表）のとおり。

³ 例えば、民事訴訟法においては、証拠提出義務に違反した当事者に対する制裁措置が規定されておらず、刑事訴訟法においては、黙秘権や弁護人選任権を保障する規定がないことなどが指摘されていた。

の誌面を参照しながら、講義をしていただいた。

(4) 当事者主義の下での訴訟活動

弁護士法人淀屋橋・山上合同の阪口彰洋弁護士より、実務家の視点から当事者主義について講義をしていただき、貸金返還請求のモデルケースを用いながら、弁護士の訴訟活動や裁判所による争点整理の重要性を分かりやすく御説明いただいた。

3 施設訪問・見学

大阪地方裁判所を訪問し、第1回口頭弁論期日を中心に複数の民事裁判を傍聴するとともに、第1回公判期日の冒頭手続から弁論手続まで刑事裁判を傍聴した。傍聴後、担当裁判官等との意見交換の場を設けていただき、研修員からの様々な質問にもお答えいただいた。また、裁判員法廷や評議室、裁判官室を見学し、裁判員制度や裁判官の執務環境について説明を受けた。

4 意見交換等

(1) 判例制度に関する講義及び意見交換

村上敬一元東京高等裁判所部総括判事、早稲田大学名誉教授の遠藤賢治弁護士（元京都家庭裁判所長）から、判例制度について、制度の意義・必要性、判例の選定基準、射程等について講義をしていただき、これを踏まえ、ベトナムの選定済み判例10件を素材に、研修員と議論を交わしながら、判例としての適格性（解釈判例、準則判例、事例判例の区分）、説示された準則の内容、拘束力の範囲について具体的検討を行った。さらに、判例制度の今後の課題について意見交換した。今回素材とした選定済み判例はいずれも判例制度導入前に作成されたものであり、準則内容や射程が不明確な判例も一部含まれていたが、講義及び意見交換を通じ、判例制度が機能するためには準則の設定、明示が重要であることについて概ね共通理解が得られた。



村上講師、遠藤講師による講義及び意見交換の様子

(2) 統括質疑

最後に、これまでの講義や裁判所訪問の結果を踏まえ、統括質疑を行った。

判例制度について、研修員は、その意義や必要性について理解を深め、実務を改善しつつ、安定的運用をしていくことに強い意欲を示していた。また、ベトナムでは、今後、ウェブサイト等における判決の公開を控えているところ、裁判所主体の公開のほか、民間の判例雑誌の役割についても関心が寄せられた。

また、争訟原則について、ベトナムでは本人訴訟が多く、弁護士の能力差も大きいことから、職権主義をとらざるを得ないという実情や、審理不尽の責任を問われることへの懸念が聞かれた一方、当事者の弁論権を尊重するという考え方は共通であり、日本の当事者主義から学ぶべきところは学び、適切な訴訟運営の在り方を模索していきたいという積極的な意見も述べられた。

第3 おわりに

本研修は、研修員に対し、日本の司法制度との比較を通じて、判例制度及び争訟原則に関する知見を広げ、現状の問題点や今後の課題を意識させる一つの契機になったものと思われる。また、当部にとっても、判例制度を導入し、判決の公開を推し進めるなど、転換期を迎えつつあるベトナム司法の実情を知る貴重な機会となった。

このように、有意義な研修を実施できたのは、講師の先生方をはじめ関係者の皆様の御尽力の賜物である。この場を借りて、改めて心より御礼申し上げたい。

第 5 6 回ベトナム法整備支援研修

| | | |
|----|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 1 | ゴ・クオン | |
| | Mr. Ngo Cuong | |
| | 最高人民裁判所国際協力局局长 | Director, International Cooperation Department, SPC |
| 2 | グエン・ヴァン・ティエン | |
| | Mr. Nguyen Van Tien | |
| | ハノイ高級人民裁判所副長官 | Deputy Chief Judge, High People's Court of Ha Noi |
| 3 | ド・ティ・ハイ・イエン | |
| | Ms. Do Thi Hai Yen | |
| | 最高人民裁判所第 2 号(民事, 経営, 商業)局局长 | Director, Department II, SPC |
| 4 | ゴ・ヴァン・ニャック | |
| | Mr. Ngo Van Nhac | |
| | 最高人民裁判所法制及び科学管理局次長 | Deputy Director, Legal and Science Management Department, SPC |
| 5 | グエン・スアン・ティン | |
| | Mr. Nguyen Xuan Tinh | |
| | 最高人民裁判所第 1 号(刑事及び行政)局次長 | Deputy Director, Department I, SPC |
| 6 | グエン・ティ・マイ | |
| | Ms. Nguyen Thi Mai | |
| | ハイフォン省人民裁判所長官 | Chief Judge, People's Court of Hai Phong |
| 7 | グエン・ヴァン・タン | |
| | Mr. Nguyen Van Thang | |
| | ハーティン省人民裁判所長官 | Chief Judge, People's Court of Ha Tinh Province |
| 8 | ヴ・コン・ドン | |
| | Mr. Vu Cong Dong | |
| | バックニン省人民裁判所副長官 | Deputy Chief Judge, People's Court of Bac Ninh Province |
| 9 | ホアン・ゴック・タイン | |
| | Mr. Hoang Ngoc Thanh | |
| | ハノイ市人民裁判所経済法廷裁判長 | Chief Judge, Economic Court, People's Court of Ha Noi |
| 10 | グエン・ティ・トゥー・フオン | |
| | Ms. Nguyen Thi Thu Huong | |
| | 最高人民裁判所法制及び科学管理局課長代理 | Deputy Head of Division, Legal and Science Management Department, SPC |
| 11 | ファン・ティ・タイン・ニャン | |
| | Ms. Phan Thi Thanh Nhan | |
| | 最高人民裁判所国際協力局職員 | Official, International Cooperation Department, SPC |

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 東尾 和幸(HIGASHIO Kazuyuki)・Professor 梅本 友美(UMEMOTO Yumi)

国際協力専門官 / Administrative Officer 遠藤 裕貴(ENDO Yuki), Administrative Officer 井倉 美那子(INOKURA Minako)

第56回ベトナム法整備支援研修日程表

[教官：東尾教官，梅本教官 専門官：遠藤専門官，井倉専門官]

| 月 日 | 曜 | 10:00 | 12:00 | 14:00 | 17:00 | |
|-----------|---|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|-------------------|--|
| 5 / 22 | 月 | 入国 | | | | |
| 5 / 23 | 火 | JICA オリエンテーション | | ICD オリエンテーション | 15:00~ ベトナム側発表 | |
| | | | | 国際会議室 | 国際会議室 | |
| 5 / 24 | 水 | 【講義】訴訟における当事者主義(民事事件) 国際協力部教官 梅本友美 | 12:15~13:40 部長主催意見交換会 記念撮影 | 【講義】訴訟における当事者主義(刑事事件) 国際協力部教官 東尾和幸 | 国際会議室 | |
| | | 国際会議室 | | | 国際会議室 | |
| 5 / 25 | 木 | 9:35 【訪問】大阪地方裁判所(民事部) | ~11:55 | 13:25 【訪問】大阪地方裁判所(刑事部) | ~15:30 | |
| 5 / 26 | 金 | 10:30 【講義】ベトナムの争訟原則 同志社大学法学部・大学院法学研究科教授 川嶋四郎 | ~12:30 | 【講義】ベトナムの争訟原則／【施設見学】 同志社大学法学部・大学院法学研究科教授 川嶋四郎 | ~16:45 | |
| | | | 同志社大学 | | 同志社大学 | |
| 5 / 27 | 土 | | | | | |
| 5 / 28 | 日 | | | | | |
| 5 / 29 | 月 | 【講義】判例時報社の業務概要等 判例時報社判例時報編集部 山下由里子 | | 【訪問・講義】当事者主義の下での訴訟活動 弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士 阪口彰洋 | | |
| | | | 24階記者会見室 | | 大阪弁護士会館 | |
| 5 / 30 | 火 | 【講義】ベトナムにおける判例制度 元東京高等裁判所部総括判事 村上敬一 弁護士・早稲田大学名誉教授(元京都家庭裁判所長) 遠藤賢治 | | 【意見交換】ベトナムにおける判例制度 元東京高等裁判所部総括判事 村上敬一 弁護士・早稲田大学名誉教授(元京都家庭裁判所長) 遠藤賢治 | | |
| | | | 国際会議室 | | 国際会議室 | |
| 5 / 31 | 水 | 【講義】選定済み判例の検討 弁護士・早稲田大学名誉教授(元京都家庭裁判所長) 遠藤賢治 元東京高等裁判所部総括判事 村上敬一 | | 【意見交換】選定済み判例の検討 弁護士・早稲田大学名誉教授(元京都家庭裁判所長) 遠藤賢治 元東京高等裁判所部総括判事 村上敬一 | | |
| | | | 国際会議室 | | 国際会議室 | |
| 6 / 1 | 木 | 【講義】選定済み判例の検討 弁護士・早稲田大学名誉教授(元京都家庭裁判所長) 遠藤賢治 元東京高等裁判所部総括判事 村上敬一 | | 【意見交換】判例制度の課題 弁護士・早稲田大学名誉教授(元京都家庭裁判所長) 遠藤賢治 元東京高等裁判所部総括判事 村上敬一 | | |
| | | | 国際会議室 | | 国際会議室 | |
| 6 / 2 | 金 | 総括質疑 | | 12:00~12:45 評価会・修了式 | | |
| | | | 国際会議室 | | 国際会議室 | |
| 6 / 3 | 土 | 帰国 | | | | |

ミャンマー法整備支援プロジェクト第10回本邦研修

国際協力部教官

横山 栄作

第1 本邦研修の日程・背景・目的等

1 研修の日程

平成29年(2017年)6月19日から同月30日まで(移動日を含まない。), ミャンマー法整備支援プロジェクト・第10回本邦研修が行われた(以下「本研修」という。)

2 研修の背景及び目的

平成28年(2016年)11月, アウン・サン・スー・チー国家最高顧問が訪日した際, 両国政府において, 「日本・ミャンマー協力プログラム」を策定したところである。その柱となる9本のプログラムの1つである「都市部の製造業集積・産業振興」に関して, 予見可能で効率的なビジネス環境・制度基盤整備が謳われており, 本プロジェクトにおいても, ここに焦点をあてた研修を実施することが期待されているという現状がある。また, プロジェクトの対象機関である連邦法務長官府からも, ビジネス関連法令のうち, 特に政府調達に関する法令及び中小企業関係法制についての協力要請があったところであり, これに対応する研修を実施する必要もあった。

そこで, 上記政府調達関連法令, 中小企業関連法令に加え, 予見可能で効率的なビジネス環境・制度基盤整備に資するものとして, 適切な法案作成に関する講義, 人材育成・研修に関する講義, 大幅に増加している交通事故に対処するための不法行為法に関する講義など, 様々な分野でのインプットを行うべきと考え, 連邦法務長官府及び連邦最高裁判所を始めとする機関の職員を対象として本研修を実施することとした。

3 研修参加者

本研修に参加したミャンマー側のメンバーは別添研修員名簿のとおりである。

第2 研修の概要

本研修では, 以下のとおり講義及び訪問を行った。以下, 概要について簡潔に記載することとした。なお, 日程については別添の日程表を参照されたい。

1 不動産法制関係

不動産法制に関し, 当部の大西宏道教官から「不動産登記制度の意義及び概要」と題して, 日本の不動産登記制度について概要を講義してもらうとともに, 不動産法制をよりよく理解してもらうべく日本司法書士会連合会を訪問した。

日本司法書士会連合会では, 今川嘉典会長, 山内鉄夫副会長, 樋口威作夫常務理事のお三方にお迎えいただいた。今川会長から歓迎のご挨拶をいただいた後, 山内副会長より日本の不動産登記制度についてご講義いただいた。山内副会長の講義では, 司

法書士の資格・職務や、司法書士が行っている権利の登記につき、実務の取り扱いを交えながら分かりやすく説明いただいた。山内副会長の名調子もあり、研修員も熱心に聞き入っていた。

いずれの講義においても、実際の運用に関する質問が多数出されるなど、不動産法制に対する関心の高さがうかがわれた。

2 国家賠償

国家賠償制度につき、法務省訟務局の新谷貴昭参事官から、各国の制度や法律の概要、実務の運用などをご講義いただいた。講義の途中から、研修員から活発な質問が出されるなど関心の高さがうかがわれた。新谷参事官は、そうした質問に丁寧に回答されており、研修員もその説明に聞き入っていた。最後は時間切れになるほど質問が白熱した講義であった。

3 中小企業関係法制

経済産業省中小企業庁の岩崎盛夫国際協力室室長補佐、保手濱大二係長のお二人から、日本における中小企業政策の変遷につき、当時の経済的な背景を説明していただくなど、中小企業政策に関して講義をしていただいた。また、公益財団法人東京都中小企業振興公社の平川浩一企画課長からは、同公社の取り組みに関して、具体的な支援策に言及しつつ講義していただいた。

いずれも、ミャンマーの研修員は熱心にメモを取りながら聴講しており、実務の運用に関する多数の質問が出されるなど、中小企業育成・保護に関する制度への関心の高さがうかがわれた。

4 法人の任意清算

弁護士の富永浩明先生から、法人任意清算の制度について講義いただいた。ミャンマーにおいては、法人の解散については裁判所が関与することになっているとのことであり、また、株式会社の設立が準則型であることや裁判所が関与しない清算がどのように運用されるかなど、日本の制度について多数の質問が出されていた。

5 研修関係

日本弁護士連合会総合研修センターでセンター長を務めておられる弁護士の戸田綾美先生から、日弁連における研修の在り方についてご講義いただいた。戸田先生は、日本の弁護士の専門性や、資格を得てからも継続して研修を受け、研鑽を積むというところから社会の尊敬を集める存在であることなどについて説明されたうえ、日弁連で実施している弁護士研修について、その内容や重要性についてご講義いただいた。研修員からは、弁護士の資格や日弁連の独立性などについて質問が出た。ミャンマーにおいては弁護士が法務長官（連邦法務長官府の長・Attorney General）の下にあるとされていることから、日弁連という組織について強い興味を持ったようであった。研修に関しては講師選定のことに加え、eラーニングについて質問がなされるなど、研修内容の改善につながる事項について知識を吸収しようとしていることが窺えた。

また、司法修習生に対する研修を行っている司法研修所第二部を訪問した。司法研

修所の小泉博嗣所長及び染谷武宣事務局長を表敬させていただいた上、民事裁判教官室の一原友彦教官及び司法研修所付の住田知也裁判官から、司法修習制度の概要や具体的なカリキュラムの内容などについて説明いただいた。その中では、統一修習を実施していることの意義として、裁判官・検察官・弁護士全ての視点から学んでいくことにより視野が広がり、事件を公平かつ客観的に見ていく力をつけていくことができるという説明があった。ミャンマーとは全く違う制度に、研修員は興味深そうに聞いており、また、多数の質問を出していた。その後、寮や法廷教室など、司法研修所の施設を見学させてもらった。立派な模擬法廷に研修員も驚いていた。

6 法案作成の実務

法務省民事局の竹林俊憲参事官から、会社法を題材として、法案の作成から法律の成立、その周知までの流れについて、一つ一つの手続きを紹介しつつ、丁寧に説明いただいた。研修員からは、多数の省庁が所管する法令について、どのように省庁間の合意を形成していくのかといった実務的な質問や、詳細な規定を有する法律についてどのように考えるかといった今後のミャンマーでの法律制定に向けられた質問などが出され、研修員の関心の高さが窺えた。

さらに、衆議院を訪問し、衆議院法制局の吉澤紀子調査課長より、日本の議員立法過程に絡めて、法案の立案・審議について説明いただいた。イギリスなどの英米法においても、社会の複雑化に伴って制定法が重要になっているとの説明があり、コモンロー国家であることを自認するミャンマーの研修員にとっても制定法の重要性を再認識する良い機会になったものと思われる。また、国会での法律制定までの過程について、法案が法律事項、政策合理性、法的整合性をしっかりと検討して立案されていくこと、日本において様々な段階で法案が精緻に審査されることなどについて、事例を紹介しつつ詳細に説明いただいた。説明後には多数の質問が出て時間が押すほど活発な議論となった。なお、講義後に国会内を見学させていただいた。日本の国会の荘厳さに、研修員も興奮した様子だった。

7 交通事故損害賠償と不法行為法

日本大学法学部教授・日本交通法学会理事の藤村和夫先生から、交通事故損害賠償に関連して不法行為法についてご講義いただいた。できるだけ被害者の救済を目指すという方向で立証責任を転換した法律が制定されたこと、要件についても解釈により被害者救済が図られていることなど、交通事故損害賠償に関する不法行為法に関し、詳細な説明をしていただいた。

また、交通事故損害賠償の実務について、垣内恵子弁護士にご講義いただいた。藤村先生の不法行為法の講義と連動したものであり、非常に詳細なレジュメに基づいて、日本の交通事故損害賠償に関する現状、問題点、それに対する対処など様々な点についてご説明いただいた。非常に細かい説例に分けて基準を定めていること、この基準の範囲内に裁判で言い渡される賠償額が概ね納まることなどから、裁判外で解決する事例が多く、ADRでの和解成立率が通常の民事紛争よりも相当高いことも紹介してい

ただいた。途中で挟んだ休憩時間にも研修員が垣内弁護士の下に群がり、垣内弁護士が持参した書籍を見せてもらったり、説明を受けたりしていた。

いずれの講義も講義終了後に多数の質問が出されるなど、白熱した講義となった。

8 政府調達関連法令

財務省から内閣法制局に出向している小多章裕参事官から、法律案の審査と公的調達に関してご講義いただいた。小多参事官は、財務省で15年以上の豊富な経験を有し、また、内閣法制局参事官としても経験を積まれている方であり、2つのトピックについて、それぞれその知識と経験を共有していただいたものである。法律案の審査の状況についても具体的に説明いただき、また、法律のドラフトについて、文言の意味が厳格かつ明確になるようにしつつ、一般人が読んでも内容がわかるものとするという2つの要請を満たしながら立案していくこと、現行の制度と新制度をどのようにつないでいくかなど、ミャンマーにおいてもすぐに実務に活用できるやり方、考え方を提示いただいた。さらに、公的調達に関し、公会計の原則や手続、それぞれの手続きの長所・短所についてご説明いただいた。講義後、研修員が講師の下へ行き、さらに質問を続けるなどしていた。

法務省大臣官房施設課の田中邦彦課付と同会計課の山本広美補佐官から、法務省における入札実務についてご講義いただいた。入札方式のメリット・デメリット、入札の流れ、予定価格や低入価格調査制度などをご説明いただいた。本講義のために、レジュメの中に開札について一連の流れを再現して写真におさめたものを含めていただくなど、充実したレジュメを作成していただいた。再現写真についてはわかりやすいと研修員にも好評であった。また、質問に際しては、施設課の伊藤尚紀契約審査官も加わって3人で対応していただいた。研修員からは、契約金の業者への支払い方法、官報への掲載方法を含め、具体的かつ実務的な質問がたくさんなされるなど、ミャンマーにおいて予算の効率的執行が重要な問題と認識されていると感じた。

さらに、民間連携による民間資金の導入に関し、内閣府民間資金等活用事業推進室（PFI 推進室）森宣夫企画官から、「PPP/PFI の概要」と題して、日本における民間資金等の活用について講義をいただいた。PPP（公民連携：Public Private Partnership）や、PPPの一手法であるPFI（民間資金等活用：Private Finance Initiative）について、その概念等について説明いただいた上、実際にどのような方式で民間資金導入を実施していくか、そのメリットは何か、具体的にどのように事業を進めていくかといった点について詳しくご説明いただいた。研修員は、分からないところを途中で質問するなどして可能な限り正確に理解しようと努めるなど熱心に聴講していた。



【法務省大臣官房施設課・会計課職員による講義風景】

9 森・濱田松本法律事務所訪問（特別講義）

日本最大級の法律事務所である森・濱田松本法律事務所を訪問し、同事務所ヤンゴンオフィスの眞鍋佳奈弁護士の案内により所内を見学させていただいた。その後、眞鍋弁護士より森・濱田松本法律事務所の説明とその業務について紹介いただいたうえ、同事務所の客員弁護士を務めておられる内田貴東京大学名誉教授、難波孝一元東京高等裁判所部総括のお二人に特別講義をしていただいた。

内田先生からは、「契約法改正への視座—日本の経験から」と題して、民法が市場経済を成立させるために極めて重要な要素であり、契約法がその中核になることについて、各国の事例、大陸法・英米法の比較等を通じて説明していただいた。内田先生は、ルールの透明性、国際性に加え、それを適用する裁判官の質・量の向上について強調されていた。発展を続けるミャンマーにとって、非常に有益な指摘であり、研修員も熱心に耳を傾けていた。

難波先生からは、「裁判から見た裁判所・弁護士の役割、法曹養成制度の視座」と題して、民事紛争内容が複雑化、専門化、国際化していること、弁護士の役割、活躍の場が増えていること、それを支える適切な法曹養成教育が必要なことなどについてご講義いただいた。

10 意見交換会

最終日に意見交換会を実施した。この研修で受けた講義の内容を振り返り、今後ミャンマーでどのように生かしていくかを話し合った。研修員から、ミャンマーにおける現状を教えてもらうとともに、今後の活動をどのようにするか提案がなされた。3時間に及ぶ意見交換がなされ、非常に有意義な会であった。



【意見交換会風景～研修員がミャンマーの制度を説明しているところ】

第3 おわりに

本研修は、以上のとおり充実したものとなったが、これも関係者の皆様の御協力及び御尽力のおかげであり、改めて、本研修において講義を担当して下さった各講師の皆様にご心より御礼申し上げたい。

今後も、ミャンマーのさらなる発展に向け、ミャンマーの関係者の皆様に寄り添いながら、最大限の協力を続けていく所存である。

ミャンマー法整備支援プロジェクト第10回本邦研修 研修員

| | |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ソー モー |
| | Mr. Soe Moe Constituency(1), Ayeeyarwady Region National League for Democracy(NLD), Member of Public Accounts Committee, Anyotha Hluttaw 連邦議会(上院)議員(NLD党員, エーヤワディ地方第1選挙区代表, 会計検査委員会委員) |
| 2 | ラ エイ |
| | Mr. Hla Aye Judge of High Court of Yangon Region, Supreme Court of the Union ヤンゴン管区高等裁判所 判事 |
| 3 | ナン エイ エイ チ |
| | Ms. Nant Aye Aye Kyi Deputy Director General, Meeting and Committee Division, Pyithu Hluttaw 連邦議会(下院) 本会議・委員会担当事務局 事務局次長 |
| 4 | イン イン シュウエ |
| | Ms. Yin Yin Swe Director, Administration Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 事務局 部長 |
| 5 | エイ ウィン |
| | Ms. Aye Win Director, Legislative Vetting Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査局 部長 |
| 6 | キン キン ピュ |
| | Ms. Khin Khin Phyu Deputy Director, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案助言局 副部長 |
| 7 | エイ ルウィン |
| | Mr. Aye Lwin Deputy Director, Prosecution Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 検察局 副部長 |
| 8 | ウィン ミヤイン |
| | Mr. Win Myaing Deputy Director, Budget & Logistics Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 業務予算部 副部長 |
| 9 | キン ソー ユー |
| | Ms. Khin Soe Yu Deputy Director, Civil Justice Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 民事部 副部長 |
| 10 | オンマー エイ |
| | Ms. Ohnmar Aye Deputy Director, International Relation & Research Department, Supreme Court of the Union 連邦最高裁判所 国際関係・研究部 副部長 |
| 11 | サウ テツ スー ウィン |
| | Ms. Saw Thet Su Win Deputy Director, Directorate of Investment and Company Administration, Ministry of Planning and Finance 国家計画財務省 投資企業管理局 副部長 |
| 12 | エイ ミョー ウィン |
| | Ms. Aye Myo Win Assistant Director, Legislative Vetting Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案審査局 部長補佐 |
| 13 | タエ ウー モン |
| | Ms. Thae Oo Mon Assistant Director, Legal Advice Department, Union Attorney General's Office 連邦法務長官府 法案助言局 部長補佐 |
| 14 | キン ミョー ミン ソー |
| | Ms. Khin Myo Myint Soe Assistant Director, Directorate of Investment and Company Administration, Ministry of Planning and Finance 国家計画財務省 投資企業管理局 部長補佐 |
| 15 | ナウン ウィン |
| | Mr. Naung Win Assistant Director, Treasury Department, Ministry of Planning and Finance 国家計画財務省 財務部 部長補佐 |
| 16 | ピュ ピュ ニン |
| | Ms. Phyu Phyu Hnin Head of Division, Directorate of Industrial Supervision and Inspection, Ministry of Industry 工業省 工業監督調査局 課長 |

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 横山 栄作(YOKOYAMA, Eisaku)

国際協力専門官 / Staff Officer 鎌田 真梨子(KAMADA Mariko)

別添(日程表)

第10回ミャンマー本邦研修日程表

[担当教官:横山栄作 事務担当:鎌田真梨子]

| 月日 | 曜 | 午前 | 昼休み | 午後 | 備考 |
|------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 6/18 | 日 | 入国 | | | |
| 6/19 | 月 | 9:30~12:30 JICAオリエンテーション TIC | | 14:00~14:45 国際協力部オリエンテーション 15:00~17:00 意見交換「ミャンマーにおける現在の法的課題について」 モデレーター:横山教官, 野瀬専門家 法務省赤れんが棟 共用会議室 | |
| 6/20 | 火 | 9:30~12:00 講義「不動産登記制度の意義及び概要」 国際協力部教官 大西宏道 法務省赤れんが棟 共用会議室 | 12:00~13:30 所長主催 意見交換会 ・写真撮影 法曹会館 | 14:00~17:00 講義「国家賠償制度の理論と実務」 法務省訟務局参事官 新谷貴昭 法務省赤れんが棟 共用会議室 | |
| 6/21 | 水 | 10:00~12:00 講義「最近の中小企業・小規模事業者政策について」 中小企業庁事業環境部国際協力室係長 保手濱 大二 法務省赤れんが棟 共用会議室 | | 14:00~17:00 講義「法人任意清算の実務」 弁護士 富永浩明 法務省赤れんが棟 共用会議室 | |
| 6/22 | 木 | 9:30~12:30 講義「日本弁護士連合会における研修の在り方」 日本弁護士連合会総合研修センター長 弁護士 戸田綾美 法務省赤れんが棟 共用会議室 | | 14:00~17:00 講義「法案作成について ~会社法を題材にして~」 法務省民事局参事官 竹林俊憲 法務省赤れんが棟 共用会議室 | |
| 6/23 | 金 | 9:30~12:30 講義「不法行為法の基礎-交通事故損害賠償と関連して」 日本大学法学部教授, 日本交通法学会理事 藤村和夫 法務省赤れんが棟 共用会議室 | | 14:00~17:00 講義「日本の公会計・政府調達(法制度の概要), 法案起草における他法令との整合性確保の手法」 内閣法制局参事官 小多章裕 法務省赤れんが棟 共用会議室 | |
| 6/24 | 土 | | | | |
| 6/25 | 日 | | | | |
| 6/26 | 月 | 10:00~12:00 【訪問】司法研修所 司法研修所教官 司法研修所 | | 14:00~17:00 講義「中小企業の保護と育成~中小企業支援機関の立場から~」 東京都中小企業振興公社企画管理部 企画課長 平川 浩一 法務省赤れんが棟 共用会議室 | |
| 6/27 | 火 | 9:30~12:30 講義「法案起草の実務」, 国会見学 衆議院法制局 衆議院法制局 | | 14:00~17:00 講義「PPP/PFIの概要」 内閣府PFI推進室企画官 森 宣夫 法務省赤れんが棟 共用会議室 | |
| 6/28 | 水 | 9:30~12:30 講義「法務省における入札実務について」 法務省大臣官房施設課付 田中 邦彦 法務省大臣官房会計課監査室補佐官 山本 広美 法務省赤れんが棟 共用会議室 | | 14:00~17:00 講義「交通事故損害賠償の実務」 弁護士 垣内恵子 法務省赤れんが棟 共用会議室 | |
| 6/29 | 木 | 9:30~12:30 【訪問】日本司法書士会連合会 日本司法書士会連合会 日本司法書士会連合会事務所 | | 14:00~17:00 講義「契約法改正への視座-日本の経験から」 「裁判から見た裁判所・弁護士の役割, 法曹養成制度への視座」 東京大学名誉教授・弁護士 内田貴 弁護士 難波孝一 森・濱田松本法律事務所 | |
| 6/30 | 金 | 9:30~12:30 意見交換「ミャンマーにおける今後の法的課題への取組み」 モデレーター:横山教官, 野瀬専門家 法務省赤れんが棟 共用会議室 | | 12:45~13:15 評価会・修了式 法務省赤れんが棟 共用会議室 | |
| 7/1 | 土 | 帰国 | | | |

第 18 回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）

国際協力部教官
大西宏道

第 1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部では、公益財団法人国際民商事法センター及び大韓民国（以下「韓国」という。）大法院法院公務員教育院（以下「教育院」という。）との共催により、平成 29 年（2017 年）6 月 19 日から同月 29 日までの間、第 18 回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）を実施したので、その概要を報告したい。

なお、韓国の法院とは、我が国の裁判所に相当し、大法院とは、我が国の最高裁判所に相当する韓国の機関である。また、教育院とは、韓国の法院の職員の研修を実施する、我が国の裁判所職員総合研修所に相当する機関である。

第 2 日韓パートナーシップ共同研究について

日韓パートナーシップ共同研究は、日韓の研究員が両国の民事法制の制度上及び実務上の問題点の検討及び比較研究を共同で行うことを通じて、相互に知識を深め、各制度の発展及び実務の改善に役立てるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的として、平成 11 年（1999 年）から実施しているものである。

研究員は、韓国の法院職員から選ばれた韓国側研究員と我が国の法務省、法務局及び裁判所職員から選ばれた日本側研究員により構成され、毎回、我が国で開催する日本セッションと韓国で開催する韓国セッションの 2 つのセッションにおいて、両国の研究員が互いに相手国を訪問して、不動産登記制度、商業登記制度、戸籍（家族関係登録）制度、供託制度及び民事執行制度（戸籍（家族関係登録）制度及び供託制度は隔年で実施。）をめぐる制度上及び実務上の諸問題について、講義、訪問・見学、実務研究等を通じて調査研究を行う。研究の成果は、冊子にまとめられる。

なお、我が国においては、登記、戸籍及び供託は、法務省が、民事執行は、裁判所が事務を担当しているところ、韓国においては、登記、家族関係登録（戸籍）、供託及び民事執行は、いずれも法院が事務を担当している。

第 3 第 18 回日韓パートナーシップ共同研究について

第 18 回目の開催となった本年においては、6 月に教育院において韓国セッションが実施されたところ、両国の研究員により、不動産登記制度、商業登記制度、供託制度及び民事執行制度をめぐる制度上及び実務上の諸問題について、活発な研究活動及び意見交換が行われた。

第 4 韓国セッションの概要

1 講義

(1) 「電子家族関係登録システムの紹介」

大法院法院行政処の法院事務官のチェ・シンヨン氏から、韓国における家族関係登録制度の概要、家族情報システムの運営及び維持管理事業、家族関係登録の資料整備事業、利用者支援センター及び家族コールセンター運営事業、在外国民家族関係登録事務所並びにオンライン出生申告システムの構築事業について、韓国における家族関係登録制度の発展の観点から、講義がなされた。

(2) 「未来登記システム」

大法院法院行政処の登記事務官のイ・ミョンジェ氏から、大法院において検討が進められている未来型登記電算化事業に関し、登記業務の電算化事業の概要、未来型登記電算化の推進背景及び懸案並びに未来型登記電算化の推進方策について、統計的な検討の状況を踏まえながら、講義がなされた。

2 訪問・見学

法院の情報処理の中心部である中央盆唐電算情報センターを訪問し、大法院 I T センターの概要、司法 I T システムの概要、E-Court システムの概要、一般向けの司法情報サービス等について、チャン・ジョンフン情報化審議官から説明を受けるとともに、管制室、サーバー室及び体験室を見学した。

また、大法院を訪問し、韓国の大法院の組織、歴史、業務等について職員から説明を受けるとともに、大法廷、資料館等を見学した。

さらに、ソウル中央地方法院を訪問し、執行及び登記の事務の概要等について職員から説明を受け、事務局民事執行課、登記局を見学するとともに、意見交換を実施した。

3 実務研究及び総合発表

韓国セッションでは、日本側研究員等が次の題材について韓国側パートナー研究員との協議、質疑応答等を通じて、それぞれ研究を行い、最終日の総合発表会において発表を行った。

(1) 「外国人による株式会社設立登記における資本金払込の証明方法に関する検討」

我が国において外国企業からの投資促進が求められている状況を踏まえ、出資金の払込証明制度の在り方について、日韓の資本制度の基本、最低資本金制度、資本維持、不変及び充実の原則、発起設立手続等の比較検討並びに韓国における外国人投資促進法の下での資本金払込等の検討を通じて、資本制度の在り方及び登記における出資履行の確認方法を提言したものの。

(2) 「不動産登記における権利能力なき社団に関する諸問題」

我が国において社会問題となっている所有者が不明である土地が発生する原因の一つに、権利能力なき社団が団体名義で登記できないことが挙げられている状況を踏まえ、日韓の権利能力なき社団に係る実体法上及び訴訟法上の相違、不動産登記上の登記申請能力、登記名義、登記申請書添付書類等の比較検討並びに韓国における権利能力なき社団の実態の把握、公示方法等の検討を通じて、我が国における権利能力なき社団の登記申請能力及び公示方法の見直しの必要性を問題提起したも

の。

(3) 「長期間にわたり登記が未了となっている土地への対応について」

長期間にわたり相続登記が未了のまま放置され、所有者の把握が困難となっている土地の問題に関する我が国における対応の検討に資するため、韓国における登記申請の義務付け、登記手続の簡素化、登記官による職権による整理等の背景、理論、運用状況等を整理検討したものの。

(4) 「利用者から見た不動産競売手続の利便性向上に向けた工夫」

我が国において不動産競売事件の申立件数の減少が続いている状況を踏まえ、利用者にとって、より利用しやすい手続の導入に向け、日韓の不動産競売手続の相違の比較、韓国において競売事件の処理期間の短縮化、売却基準価額の決定、競売物件の広報のためにされている工夫の検討等を通じて、我が国にとって参考となる取組を提言したものの。

(5) 「外国人の供託物払渡し請求に添付する本人確認証明書について」

来日する外国人が増加し、外国人が当事者となる供託事件も増加することが予想される中、供託事務における本人確認の重要性に鑑み、日韓の外国人に対する本人確認手続を比較検討し、韓国における本人確認に対する考え方、その背景等を分析したものの。

第5 おわりに

第18回の本共同研究の韓国セッションも、日韓両国の研究員が、制度上及び実務上の諸問題について、相手国の法制度、運用、社会情勢等の相違の観点から意見を交わしつつ、検討及び比較研究を行った。

本共同研究において、両国の民事法制について、長所短所の発見、問題の提起等につながるよう、制度、実務等の比較にとどまらず、それらの相違から考えられる社会的、経済的、政治的、文化的及び歴史的背景や、実体法的、慣習法的及び理念的な考え方の相違等について、可能な限り、追究するとともに、それらを踏まえ提言又は問題提起をすることができた。

法制度の基本が類似する日韓両国において、互いの制度及び実務等を比較することは、改めて自らの業務の根本を考えることにつながり、制度の発展及び実務の改善に資すると思われ、また、研究員同士で熱心に議論を交わすことは、互いに刺激を受け、交流を深めることにつながり、両国間のパートナーシップを醸成することに資すると思われる。

今後も引き続き、本共同研究を実施することが、両国にとって重要であると考えられる。なお、日本セッションは、韓国側の研究員等が来日し、本年11月に開催される予定である。

最後に、本共同研究の韓国セッションの円滑な実施に協力いただいた日韓両国の関係者に感謝申し上げたい。

第18回日韓パートナーシップ共同研究員等名簿

| | 氏名 | 所属 | 備考 |
|----------|---------|-----------------------------------------------------------------|-------|
| 大韓民国側研究員 | 1 | イ ガンフン 李康熏 大田地方法院 法院主事 | 不動産登記 |
| | 2 | キム ヒョンジン 金亨振 釜山地方法院 法院主事補 | 不動産登記 |
| | 3 | イ サンファ 李相華 法院行政処 法院主事 | 商業登記 |
| | 4 | ジョン テウオン 鄭泰元 ソウル中央地方法院 法院事務官 | 民事執行 |
| | 5 | ヤン ヘソン 梁海星 全州地方法院 法院事務官 | 供託 |
| 日本国側研究員等 | 1 | たかぎ まさる 高木 優 東京法務局 江戸川出張所 登記官 | 商業登記 |
| | 2 | きの いずみ 木野 泉 さいたま地方法務局 不動産登記部門 登記官 | 不動産登記 |
| | 3 | うえつき ゆいか 植月 結可 法務省民事局 民事第二課 係長 (法規係担当) | 不動産登記 |
| | 4 | すずき まさゆき 鈴木 雅幸 最高裁判所 事務総局民事局第三課 専門職 | 民事執行 |
| | 5 代理 | まつなみ ひろゆき 松波 宏幸 法務省法務総合研究所 総務企画部 国際協力事務部門 主任国際協力専門官 | 供託 |

大韓民国法院公務員教育院

法院書記官 權赫敏 (グオン ヒョクミン)

法院主事補 金志彦 (キム ジオン)

法務省法務総合研究所

国際協力部教官

国際協力専門官

国際協力専門官

大西宏道

井倉美那子

遠藤裕貴

第18回日韓パートナーシップ共同研究(韓国セッション)日程表

【 指導教官:大西教官 事務担当:松波主任専門官, 井倉専門官 】

| 月 日 | 曜日 | 9:10 11:55 | 13:40 17:25 | 備考 |
|--------------|----|----------------------------------------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 6 / 19 | 月 | | オリエンテーション 実務研究(事前準備) | |
| 6 / 20 | 火 | (日本側研究員入国・入寮) | | 16:00 オリエンテーション |
| 6 / 21 | 水 | 9:30-10:00 教育院長表敬 | 10:10-11:55 講義 電子家族関係登録システムの紹介 法院行政処 法院事務官 崔信泳 | 13:40-17:25 実務研究(1) |
| 6 / 22 | 木 | 9:10-11:55 実務研究(2) | 教育院長主 催昼食会 記念撮影 | 13:40-17:25 実務研究(3) |
| 6 / 23 | 金 | 9:10-10:55 講義 未来登記システム 法院行政処 登記事務官 李明宰 | 10:55-11:55 実務研究(4) | 益唐電算情報センター見学 |
| 6 / 24 | 土 | | | |
| 6 / 25 | 日 | | | |
| 6 / 26 | 月 | 大法院見学 11:00-11:30 行政管理室長表敬 | 司法登記 局長主催 昼食会 | ソウル中央地方法院見学 14:00-14:20 法院長及び事務局長表敬 15:00-17:00 登記局長表敬及び登記局見学 |
| 6 / 27 | 火 | 9:10-11:55 総合発表準備 | 14:00-16:00 総合発表 | 16:30-17:25 修了式 送別会 |
| 6 / 28 | 水 | (日本側研究員退寮・帰国) | | 13:00-14:00 法制研究院訪問 |
| 6 / 29 | 木 | 帰国報告会準備 | | 14:00-16:00 帰国報告会 |

【海外出張】

国連開発計画 (UNDP) 年次総会への出席

国際協力部副部長
伊藤 浩之
国際協力部教官
東尾 和幸

第1 はじめに

平成29年6月12日から同月15日まで、アメリカ合衆国ニューヨークにおいて、国連開発計画(UNDP¹)の「法の支配」に関する年次総会が開催された。当部は、平成28年度に引き続き、年次総会に教官らを派遣することとし、当職ら及び遠藤裕貴国際協力専門官が出席した。

UNDPは、途上国に対する開発援助等を実施する国連機関であり、貧困の削減、民主的ガバナンスの確立、平和構築等を重点分野として活動している。今年度の法の支配に関する年次総会は、内戦等の紛争の影響を受けたアフリカや中東の国々に対する法の支配の確立へ向けた支援の内容の紹介や、今後の支援の在り方を議論するものとして開催された。当部も、法制度整備支援活動を通じて、アジア諸国における法の支配の確立、グッドガバナンス構築の支援をしており、UNDP法の支配チームとはかねて交流がある。最近では、第16回法整備支援連絡会(平成26年度)において、UNDP法の支配チームのチームリーダー(当時)が、パネリストとして出席した。

また、UNDPは、同じ開発援助機関として、独立行政法人国際協力機構(JICA)とも協力関係にある。特に、法の支配の分野において、JICAとUNDPは、平成28年12月、ニューヨークにおいて、法遵守の文化(Culture of Lawfulness)に関するシンポジウムを共同で開催した²。今回の年次総会には、当職らとともに、JICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループの担当者も出席しており、出張期間中、UNDP法の支配チームやUNDP対外関係・アドボカシー局ジャパン・ユニットへの訪問なども行った。

第2 年次総会の概要

年次総会は、4日間にわたり、セッション1からセッション6まであり、うちクローズドであったセッション5を除くセッションに参加した。

1 セッション1 (6月12日)³

不処罰(impunity)への取組を題材として、パネルディスカッションが催され、パネリストは、グアテマラ、中央アフリカ、ボスニア・ヘルツェゴビナの捜査機関関係者であつ

¹ United Nations Development Programme

² 法務省も同シンポジウムに協力し、幹部がパネリストとして登壇するなどした。

³ セッション1は、International Peace Instituteとの共催であった。

た。不処罰とは、罪を犯した者が処罰されないままであることをいい、内戦等の紛争中に罪を犯した者がその後政府高官になり、処罰を免れる事態が典型的である。法の支配を実現するためには、不処罰の問題に取り組む必要があるものの、国内の政治状況や捜査機関の能力といった問題から、多大な困難が伴うなどと指摘されていた。

2 セッション2（6月13日）

終日、小規模の国別報告が実施された。主として、現地において支援に従事している複数の国連機関関係者が報告をした。報告の対象国は、マリ、ソマリア、リビア・イエメン、イラク、ブルキナファソ、中央アフリカ、シリアであった。

各国に共通の課題として、司法アクセス(access to justice)の充実、不処罰への対応、刑務所等矯正施設の運営改善などが指摘されていた。また、紛争影響国における支援には、UNDP、DPKO⁴、UNODC⁵、OHCHR⁶、UN Women、といった複数の国連機関が関与しているところ、これら国連機関間の協調と連携を図り、より効果的な支援を実現するため、各機関連携のための組織として Global Focal Point (GFP) for Police, Justice and Corrections を創設し、各機関協同して支援に当たっていることの紹介があった。GFP においては、UNDP と DPKO が調整の中心的役割を担っているとのことである。

3 セッション3（6月14日）

セッション3は、国連本部ビル内において実施された本会議であり、二つのパネルディスカッションが中心であった。

いずれのパネルディスカッションも、法の支配に関するグローバルプログラム(Global Programme on Strengthening the Rule of Law and Human Rights for Sustaining Peace and Fostering Development)フェイズ3(2016-2020)及びGFPに関する支援実施体制、進捗状況の報告、課題の共有等が中心であった。

最初のパネルディスカッションのモデレーターは、国連オランダ政府代表部次席代表であり、パネリストは、支援対象国（中央アフリカ、ソマリア、セルビア、ケニア）の関係者であった。

次のパネルディスカッションのモデレーターは、国連オーストラリア政府代表部次席代表であり、パネリストは、UNDP 事務次長補・総裁補・政策・プログラム局長、DPKO 法の支配・保安機構事務所担当事務次長補 及び UNDP ブルキナファソ常駐代表（メッセージ代読）であった。

両パネルディスカッションの終了後、加盟国によるステートメントがあり、ミャンマー、スイス、中国、日本(JICA)、キューバ、アメリカ、スリランカ、フィンランド、ハイチ、スウェーデン、ギニア、オランダの順にフロアから発言があった。

モデレーターの人選やステートメントの順序から、オランダ、北欧諸国、アメリカが、法の支配に関するグローバルプログラムに積極的に関与していることが分かる。実際、

⁴ Department of Peacekeeping Operations

⁵ United Nations Office on Drugs and Crime

⁶ Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights

クローズドで開催されたセッション5は、UNDP とオランダの共催であり、国連オランダ政府代表部において開催された。



【本会議の様子】

4 セッション4（6月14日）

法の支配に係るグローバルプログラムの評価に関するワークショップが開催された。このワークショップは、グローバルプログラムの評価方法や評価基準について、参加者の中で自由に意見交換をするという趣旨で開催されたものである。出席者は、法の支配に関する支援の評価は難しいという共通理解があった。その上で、意見交換の際には、次のような意見が述べられた。

- ・ 各国における活動の評価を集積することによってグローバルプログラムの評価となるのか、そうではなく、グローバルプログラムそれ自体を評価すべきなのか検討する必要がある。
- ・ 複数の国連機関の活動とグローバルプログラムとしての評価との結びつけが難しい。
- ・ 国連の複数機関が支援に関与しているため、評価のための調査も複数あり現場に負担が掛かっている。
- ・ 支援対象国においては、正確なデータの入手が困難である。

5 セッション6（6月15日）

セッション6は、Japan Society という建物において、シンポジウム形式で行われた。“Symposium on The Rule of Law and Sustaining Peace” というタイトルの下、4つの小セッションに分かれており、前半の2つの小セッションは、The “What” という観点から、優先課題や重点分野について、後半の2つのセッションは、The “How” という観点から、国連等国際的なパートナーとして、どのような協力ができるかに関して議論が行われた（旅程の関係で、小セッション4は欠席）。

小セッション1においては、UNDP・バンコク地域ハブのプログラムアドバイザー

Nicholas Booth 氏⁷がモデレーターとなり、移行期正義がどのように人権・平和維持に貢献できるかをテーマに、コロンビア司法省や OHCHR 等からのパネリストによる報告が行われた。左翼ゲリラとの長年の内戦が続いたコロンビアの例では、被害者中心の和平プロセスというアイデアなどについて報告していた。

小セッション2においては、司法・治安サービスの増進として、DPKO や UNDP・アフリカ地域ハブ等からのパネリストが報告をしており、中央アフリカにおける特別刑事法廷やアフガニスタンにおける高官を含めた汚職の訴追等の活動例が紹介されていた。

小セッション3においては、どのような政治的・文化的要素が、法の支配定着に必要な行動の変化に影響を与えるか、といった点などについて議論されており、冒頭部分で、昨年12月に JICA が UNDP と共催した法遵守の文化(Culture of Lawfulness)に関するシンポジウム(前記第1)も紹介されていた。国連イタリア政府代表部や UNDP・アフリカ地域部等からのパネリストが報告を行っており、イタリアは、法遵守の文化は、犯罪防止のみによるのではなく、法遵守の文化の価値を社会で共有し、コンセンサスを得ることの重要性を強調しており、「透明性」及び「市民教育」をキーワードに、法的文書への市民によるアクセス向上に向けたイタリアの取組や若者・女性を中心とした市民教育等を紹介していた。

第3 おわりに

今回の年次総会で主として取り上げられていた地域はアフリカや中東であり、その中でも、内戦等の紛争の影響が強く残る地域に焦点が当てられていた。これに対し、法務省の実施する法制度整備支援活動はアジアを対象としており、UNDP の対象とする地域と比較すると政情も安定している。この度、紛争影響国における支援活動の在り方に触れることができ、非常に興味深く感じた。

法務省・JICA による法制度整備支援活動と、UNDP を始めとする国連機関の法の支配分野における支援活動は、法の支配の確立、グッドガバナンスの構築に資するという意味で共通しており、これらの機関と協調し、情報共有を図ることは、より充実した支援を実現するために有意義であるといえる。引き続き、国内外の関係機関との関係構築に努める必要があると考えられる。

⁷ 第10回法整備支援連絡会(平成20年度)にパネリストとして参加した。

【部内研修】

法制度整備支援活動の対象国に係る政治，社会，文化等の情勢及び言語に係る研究会（インドネシア，ミャンマー及びベトナム）について

国際協力部教官

大西宏道

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部が行う法制度整備支援活動に当たっては、対象国の政治，社会，文化等の情勢を踏まえて、現地の政府関係者及び司法関係者と直接連絡調整する必要がある上、法制度整備支援活動が進展し、法案等が作成され、最終的に正式な文書となった場合は、対象国の現地の言語が使用される。このように、法制度整備支援活動においては、法的知識はもとより、対象国の政治，社会，文化等の情勢に係る知識に加え、対象国の現地の言語に係る知識について、一定程度備えていることが有用である。

そこで、当部では、我が国の法制度整備支援活動を担う者の能力の向上を図るとともに、効果的な法制度整備支援活動の実現を図るため、当部で法制度整備支援活動に当たる法務教官等が、対象国の政治，社会，文化等の情勢と共に現地の言語に係る研究会を実施している。

研究会の開催に当たっては、大阪大学大学院言語文化研究科の協力を得て、東南アジア地域の各国の政治，社会，文化等の情勢及び言語を専門とする同科言語社会専攻の教員により、同内容の基本的な事項について講義を実施してもらっている。

昨年度、対象国の政治，社会，文化等の情勢と共に言語の基本的な内容について、研究した。本年度の前半に開催する同研究会においては、主に対象国の近現代の政治，社会，文化等の情勢について、研究することとした。

第2 インドネシア研究会について

平成29年（2017年）6月12日（月）、大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻の菅原由美准教授から、インドネシアの政治，社会，文化等の情勢について、インドネシアの多様なイスラーム化、植民地時代のエリートの二分化とインドネシアの発見、パンチャシラ（建国5原則）の誕生及びスハルト時代の宗教等を題材として、インドネシアとイスラームの関係の講義がなされた。

第3 ミャンマー研究会について

平成29年（2017年）6月12日（月）、大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻の池田一人准教授から、ミャンマーの政治，社会，文化等の情勢について、「アウンサンスーチーは、なぜこれほどまでに人気を誇っているのか」との問いから、1988年（昭和63年）の民主化運動とアウンサンスーチー、ミャンマーの植民地化とナショナリズム運動及び日

本の占領と独立，ウー・ヌとテーウインの時代等を題材として，ミャンマーの近現代史の講義がなされた。

第4 ベトナム研究会について

平成 29 年（2017 年）6 月 22 日（木），大阪大学大学院言語文化研究科言語社会専攻の清水政明教授から，ベトナムの政治，社会，文化等の情勢について，「ムラ社会」ベトナムの観点から，村落共同体の形成，社会主義体制の導入と村落共同体の解体及び村落共同体の復興を題材として，ベトナムの近現代史の講義がなされた。

第5 おわりに

今後も，インドネシア，ミャンマー及びベトナムの政治，社会，文化等の情勢について，研究会を実施する予定である。

【講義・講演】

2017年5月から同年7月の期間中、法務総合研究所国際協力部の教官等が行った講義・講演は以下のとおりです。

記

1 大阪大学大学院国際公共政策研究科大学院生及び大阪大学学部生に対する講義

①日 時 2017年5月18日

場 所 大阪大学

対 象 大阪大学大学院国際公共政策研究科大学院生及び大阪大学学部生

テーマ 法務省による法整備支援の現状（第1回）

担 当 国際協力部教官 松尾宣宏

②日 時 2017年5月25日

場 所 大阪大学

対 象 大阪大学大学院国際公共政策研究科大学院生及び大阪大学学部生

テーマ 法務省による法整備支援の現状（第2回）

担 当 国際協力部教官 廣田 桂

③日 時 2017年6月1日

場 所 大阪大学

対 象 大阪大学大学院国際公共政策研究科大学院生及び大阪大学学部生

テーマ 法務省による法整備支援の現状（第3回）

担 当 国際協力部副部長 伊藤浩之

2 司法修習生に対する講義

①日 時 2017年5月12日

場 所 法務総合研究所国際会議室

対 象 2016年12月採用大阪配属司法修習生（第70期）

テーマ 法務省の国際協力～法整備支援について～

担 当 国際協力部教官 横山栄作

②日 時 2017年7月4日

場 所 法務総合研究所国際会議室

対 象 2016年12月採用大阪配属司法修習生（第70期）

テーマ 法務省による法制度整備支援

担 当 国際協力部教官 石田正範

3 関西大学法科大学院生に対する講義

日 時 2017年5月18日
場 所 関西大学
対 象 関西大学法科大学院生
テーマ ラオスにおける法整備支援
担 当 国際協力部教官 伊藤 淳

4 京都大学法科大学院生に対する講義

日 時 2017年6月3日
場 所 京都大学
対 象 京都大学法科大学院生
テーマ 検事の国際協力～法整備支援を中心に
担 当 国際協力部教官 松尾宣宏

5 摂南大学看護学部生に対する講義

日 時 2017年6月16日
場 所 摂南大学
対 象 摂南大学看護学部生
テーマ 刑事事件って何？検事って何をやっているの？
担 当 国際協力部教官 横山栄作

6 立命館大学法科大学院生に対する講義

日 時 2017年6月21日
場 所 立命館大学
対 象 立命館大学政策科学部生
テーマ 「Criminal Procedure of Japan」
担 当 国際協力部教官 福岡文恵, 国際協力部教官 東尾和幸

7 近畿大学法科大学院生に対する講義

日 時 2017年7月4日
場 所 近畿大学
対 象 近畿大学法科大学院生
テーマ 「検察官としてのキャリアと国際協力」
担 当 国際協力部教官 岩井具之

8 一橋大学学部生に対する講義

日 時 2017年7月5日
場 所 一橋大学

対 象 一橋大学学部生
テーマ 法律家と国際協力～法整備支援を中心に
担 当 国際協力部教官 松尾宣宏

9 立教大学コミュニティ福祉学部生に対する講義

日 時 2017年7月12日
場 所 立教大学
対 象 立教大学コミュニティ福祉学部生
テーマ 検事と法整備支援とベトナム
担 当 国際協力部教官 松尾宣宏

【活動予定】

2017年10月から同年12月の間における、当部が行う予定の研修等は以下のとおりです。
なお、聴講等希望される方は、事前に当部まで御連絡ください。また、研修内容や研修場のスペースの関係で御希望に添えない場合がございますので御了承ください。

記

1 研修

(1) 第11回ミャンマー本邦研修

日 時 2017年10月30日(月)～11月10日(金)

場 所 東京国際センター(TIC)ほか

テーマ 知的財産制度

担 当 国際協力部教官 横山栄作, 国際協力部事務官 鎌田真梨子

(2) 国際協力人材育成研修

日 時 2017年11月5日(日)～同月16日(木)

場 所 国際法務総合センター

テーマ 法制度整備支援に携わる人材の育成

担 当 国際協力部教官 廣田 桂, 主任国際協力専門官 三浦寛史

(3) 第6回インドネシア本邦研修

日 時 2017年11月20日(日)～12月2日(土)

場 所 東京

テーマ おって掲載

担 当 国際協力部教官 廣田 桂, 国際協力専門官 井倉美那子

(4) 第1回バングラデシュ本邦研修

日 時 2017年12月3日(日)～同月15日(金)

場 所 国際法務総合センター(予定)

テーマ 裁判官ら司法関係機関職員の実務向上

担 当 国際協力部教官 石田正範, 国際協力専門官 遠藤裕貴

(5) 第58回MOJ(司法省)ベトナム本邦研修

日 時 2017年12月11日(月)～同月22日(金)

場 所 法務省赤れんが棟, 国際法務総合センター

テーマ 民事執行と登記

担 当 国際協力部教官 岩井具之, 国際協力専門官 遠藤裕貴

(6) 第12回ラオス教育・研修改善サブワーキンググループ本邦研修

日 時 2017年12月11日(月)～同月22日(金)

場 所 JICA横浜, 法務省赤れんが棟, 大阪中之島合同庁舎

テーマ 教育・研修改善のための研修

担 当 国際協力部教官 前田澄子, 福岡文恵, 国際協力専門官 稲本実穂

2 共同研究

日韓パートナーシップ共同研究(日本セッション)

日 時 2017年11月13日(月)～同月23日(木)

場 所 法務省赤れんが棟, 国際法務総合センター

テーマ 不動産登記制度, 商業登記制度, 供託制度及び民事執行制度をめぐる制度
上及び実務上の諸問題

担 当 国際協力部教官 大西宏道, 国際協力部専門官 遠藤裕貴

3 シンポジウム

(1) 国際知財司法シンポジウム2017(本号202頁参照)

日 時 2017年10月30日(火)～11月1日(木)

場 所 弁護士会館講堂「クレオ」

テーマ 日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決

担 当 国際協力部教官 横山栄作, 東尾和幸, 国際協力専門官 遠藤裕貴

(2) 日韓の司法協力及び不動産登記制度に係るセミナー

日 時 2017年11月20日(月)

場 所 国際法務総合センター

テーマ 日韓の司法協力及び不動産登記制度

担 当 国際協力部教官 岩井具之, 統括国際協力専門官 赤井隆志

国際民商事法センターの外務大臣表彰

国際民商事法センター事務局長

北野 貴晶

公益財団法人国際民商事法センター（以下、財団）は昨年 10 月に独立行政法人国際協力機構（JICA）から国際協力感謝賞を受賞したのに引き続き、今年 7 月、外務大臣表彰「団体」を受賞しました。

財団は、アジア地域を中心とする民商事法関係者の連携と相互協力を推進することにより、民商事に関する各種法制の調査・研究・研修・情報交換等を行い、これら各国の民商事法とその運用の発展を支援するとともに、よりよい国際経済取引の法的仕組みを探求し、国際社会の繁栄と安定に貢献しています。

また、JICA が ODA の一環として行うアジア諸国の法制度整備支援事業の委託を受け、財団関係者や法務省等の協力を得て、これを推進し、また相手国の司法関係者や来日した研修員との交流を深め、将来にわたる友好関係を維持しており、この功績が認められたものです。

具体的には、次のような活動経歴が、諸外国との相互理解及び友好親善の促進並びに経済、技術協力等国際協力の推進に貢献しているとされました。

- (1) 日中民商事法セミナー：市場経済体制の発展を推進している中国と民商事法分野で一層の理解を深めるため、財団設立以来、毎年日中相互にセミナーを開催して、平成 28 年度は 21 回目となった。
- (2) 国際民商事法セミナー：特定国について関心の高いテーマを選び、当該国の専門家による講演会を毎年開催している。これも設立以来、21 回を数えるに至っている。
- (3) アジア太平洋民商事比較法制研究：学者・実務家を中心として研究会を構成して、これまで倒産法令、担保法制、ADR、知的財団権、国際会社法、株主代表訴訟、監査制度、会社情報提供制度の研究会を 2～3 年サイクルで実施してきている。
- (4) アジア太平洋民商事比較法制研究シンポジウム：上記研究に合わせ、アジア・太平洋の国と地域から学者・実務家を招き、民商事法分野でのシンポジウムを開催しており、11 回を数えるに至っている。
- (5) 日韓パートナーシップ共同研究：韓国大法院及び日本法務省・法務局と裁判所から研修員が集まり、民事行政制度を中心に、毎年ソウルと東京で、両国の専門家の講義の他、実務面での研究を行い、両国の実務の改善、司法交流、双方の人材育成に大きな成果をあげている。平成 11 年度から始まり、平成 28 年度で 17 回目となった。
- (6) 20 年にわたり、JICA より業務の委託を受けて、JICA が実施するアジア諸国に対する法整備支援研修を実施してきているが、回数は約 200 回、受入れた研修員は、

10 か国を超え、延べ 2000 名以上にのぼっている。財団が実施した研修は、ベトナム 50 回、カンボジア 30 回、ラオス 20 回を超えており、その他ネパール等を含め、夫々の国の法制度整備に大きく貢献し、研修員の交流を深めることにより、相手国との友好関係を維持している。最近ではミャンマー、インドネシアに対する研修も開始した。



【外務大臣表彰式】



【集合写真】

国際知的財産司法シンポジウム2017 ～日中韓・ASEAN 諸国における知的財産紛争解決～

国際協力部教官

横山 栄 作

1 平成29年10月30日（月）から同年11月1日（水）までの3日間、弁護士会館2階講堂クレオ（東京都千代田区霞が関）において、「国際知的財産司法シンポジウム2017～日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決～」（略称J-SIP2017）が開催されます。本稿では、このJ-SIP2017を紹介したいと思います。なお、本稿にJ-SIP2017のチラシも添付しておりますので、それも参照していただければと思っています。もとより、本稿に含まれる評価・意見については、筆者の私見に過ぎません。

2 J-SIP2017は、法務省、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットの6団体の主催により実施されます。日中韓・ASEAN諸国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）という、いわゆる「ASEAN+3」と同じ枠組みにおいて、各国の知的財産関係紛争等処理している裁判官らが集い、知的財産関係紛争につき司法分野を中心に討議を行う初めての国際シンポジウムであり、非常に意義深いものと考えています。すでに各国の裁判官がJ-SIP2017に派遣されることが決まっていますので、各国裁判官の考えに触れるまたとない機会になります。

シンポジウムの詳細は以下のとおりです。

まず、初日である10月30日は、日中韓・シンガポールの裁判官及び弁護士による特許に関する模擬裁判が実施されます。模擬裁判は、各国がそれぞれ行い、最後にパネルディスカッションが実施されます。

2日目の10月31日は、日本の裁判例に基づいた商標の事例を使って討議を実施します。シンガポールを除くASEAN諸国を、メコン地域の5カ国（カンボジア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス）と島しょ部地域（インドネシア、フィリピン、ブルネイ、マレーシア）に分け、分科会形式でパネルディスカッションを行った上、統括パネルディスカッションも実施することとしています。事件数や制度といった基礎的な情報から、各国における商標関係紛争事件の処理につき具体的な回答が寄せられることが期待されています。また、法務省司法法制部が実施している調査研究に関して、発表を行うことにしています。

3日目の11月1日は、アジアにおけるビジネスと知財紛争をテーマにした講演や、特許の有効性、商標の類否判断等に関するパネルディスカッションが実施される予定になっています。

こうした討議等を通じて、知的財産関係紛争の解決に係る各国の法制度や法的課題に対する理解・共通認識が醸成され、それに伴って、ASEAN地域を含むアジア圏全体の知的財産関係紛争の処理能力を向上させることができるものと期待しています。また、日本の法曹関係者や海外進出を考えている民間企業の皆さんなどに対しても、有用な情報を提供する機会になると考えています。

3 最近では、第4次産業革命とも呼ばれる急速な技術革新が進んでいます。そうした中、日本は、優秀なアイデアやデザインなどの創造的情報を適切に守っていくため、知的財産権の保護を強化してきました。知的財産権を保護することにより、相応の努力をし、必要な経費を支払って新しいものを創造した人・組織に対して、正当な対価・報酬を確保できるようになります。これにより、新しい技術を開発するなどの意欲を維持できますし、より便利で快適な社会に進化することが可能になります。また、ブランドイメージ戦略を含む企業活動において、商標権や意匠権の保護は、インターネット等が普及した現代社会において、これまで以上に重要な意味を持つようになってきました。また、商標権等を侵害した模造品の存在は、消費者が持つ「一定の質が確保されている」というブランドへの期待を裏切り、財産的な損害はもとより、粗悪な自動車パーツの頒布などの事例では肉体的な損害を負わせるおそれすらあります。

こうした意味で、知的財産制度は、各国がより便利で、より美しく、より文化的な社会へと進化するために必要不可欠な制度といえることができます。特に、天然資源に乏しい日本は、人の創造力を産業資源の1つにしようと、「知的財産立国」の実現を目指してきました。日本は、知的財産の分野において、今後も世界をリードしていくべきでしょう。こうした観点からも、J-SIP2017という、いわゆるASEAN+3を構成する各国の裁判官が一同に会して行うシンポジウムが、日本の主導により開催されることは、国際的にも大きな意義を有しているものと考えています。

4 ところで、法務省は、法制度整備支援のため、ASEAN10か国のうち5か国（インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオス）に、検察官出身もしくは裁判官出身の長期専門家を派遣しています。これらの支援対象国のうち、インドネシア及びミャンマーにおいては、知的財産制度が法制度整備支援プロジェクトの主要なテーマとして取り上げられています。このように、ASEAN地域において知的財産制度が注目されていることがよく分かります。

5 J-SIP2017は、東京都千代田区にある弁護士会館講堂「クレオ」にて開催されます。参加は無料ですが、事前に登録をしていただくことになっています。参加登録のためのウェブサイトのアドレスは、<https://www.jsip-tokyo2017.com> となっています。各日とも定員になり次第、参加申込みを打ち切らせていただきます。非常に興味深く、有意義なシンポジウムになると確信していますので、皆様からのお早めの参加登録をお待ちしております。

国際知財司法シンポジウム 2017

日中韓・ASEAN諸国における知的財産紛争解決

本シンポジウムは、知財紛争解決について、司法分野を中心に、日中韓・ASEAN諸国での討議を行う初めての試みになります。

知財関係紛争に関する各国の法制度や課題を理解するとともに、共通認識を醸成することによって、アジア地域全体の紛争処理能力の向上を図ることを目的としています。併せて、我が国の法曹関係者や海外進出を行う民間企業の皆様に、知財関係紛争に関する情報を提供していきます。

【日時】 2017年 10月 30日 (月) ～ 11月1日 (水)

(プログラム詳細は裏面を御覧ください)

【会場】 弁護士会館2階講堂クレオ

千代田区霞が関1-1-3 (東京メトロ「霞ヶ関駅」B1-b出口直結)



主催

最高裁判所，知的財産高等裁判所，法務省，特許庁
日本弁護士連合会，弁護士知財ネット

後援

外務省，国際協力機構，国際民商事法センター，知的財産戦略本部，
日本経済団体連合会，日本国際知的財産保護協会，日本知的財産協会，
日本弁理士会，日本貿易振興機構，文化庁【五十音順】

参加登録は
こちらから

要事前登録

参加費無料

以下のホームページから、参加登録ページにお進みください。

<https://www.jsip-tokyo2017.com>

※定員になり次第、申込受付を終了いたしますので御了承ください。
※シンポジウム当日は、記録のため写真撮影等が行われる予定です。



プログラム概要（日-英同時通訳）

[1日目] 10月30日(月) 9時受付開始

| | |
|---------------|---------------|
| 10時00分～10時15分 | 知財高裁所長あいさつ |
| 10時15分～10時30分 | 事案説明 |
| 10時30分～11時30分 | 模擬裁判(日本) |
| 11時35分～12時35分 | 模擬裁判(中国) |
| 14時10分～15時10分 | 模擬裁判(韓国) |
| 15時15分～16時15分 | 模擬裁判(シンガポール) |
| 16時30分～17時30分 | 総括パネルディスカッション |

[2日目] 10月31日(火) 8時30分受付開始

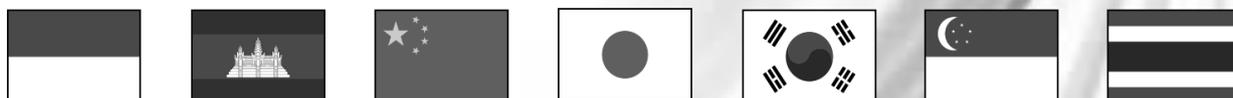
| | |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9時30分～12時00分 | 商標の類否判断及び関係紛争の処理に関する分科会 第1分科会 カンボジア, ラオス, ミャンマー, タイ, ベトナム 第2分科会 ブルネイ, インドネシア, マレーシア, フィリピン |
| 14時00分～14時40分 | 各分科会モデレータ報告 |
| 14時40分～15時40分 | 総括パネルディスカッション |
| 16時00分～16時50分 | 法務省司法法制部発表 ～知財紛争を含む海外調査研究事業～ |
| 17時00分～17時30分 | クロージングリマークス |

[3日目] 11月1日(水) 8時30分受付開始

| | |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 9時30分～9時40分 | 基調講演 特許庁長官 |
| 9時40分～10時30分 | 講演～アジアにおけるビジネスと知財紛争～ (経団連 堤和彦企画部会長/渡部俊也東京大学副学長) |
| 10時45分～12時15分 | 特許の進歩性判断に関するケース・スタディ～審判実務者研究会より～ (日本, 中国, 韓国) |
| 13時00分～14時30分 | 商標の類否判断に関するケース・スタディ～審判実務者研究会より～ (日本, 中国, 韓国, シンガポール) |
| 15時00分～16時30分 | 討論～アセアンにおける知財紛争処理～ (日本, インドネシア, カンボジア, タイ, フィリピン, ブルネイ, ベトナム, マレーシア, ミャンマー, ラオス) |
| 16時30分～16時50分 | 閉会挨拶(知財高裁, 法務省, 特許庁, 日弁連) |

各国の裁判官,
弁護士が登壇予定

参加国一覧 (13か国)



日本, 中華人民共和国, 大韓民国, インドネシア共和国, カンボジア王国

シンガポール共和国, タイ王国, フィリピン共和国, ブルネイ・ダルサラーム国

ベトナム社会主義共和国, マレーシア, ミャンマー連邦共和国, ラオス人民民主共和国



第1 はじめに

当職が国際協力部に来て、1年半経とうとしています。

当職が、国際協力部に配属された後、他の専門官の方々は、「配属される前、このような部署があるとは知らなかった。」という言葉をよく口にされていました。

ですが、当職は、上司の紹介もあり、当部の存在を予め知っていましたし、幅広い分野の方々と交流したいという理由から当部への配属を希望していましたところ、幸いにして、その希望が叶い、当部に来ることができました。

しかし、当部について事前に思っていた業務内容と、実際に経験した内容とでは、やはり大きく違うものがありましたので、以下、この1年半で経験したこと等を個人の体験談として、記載させていただきます。

第2 法制度整備支援

当部の仕事の説明をすると、いつも、「法務省が法制度整備支援（以下、法整備支援という。）をしていることを知らなかった。」という声を聞きます。法学部出身の当職自身、振り返れば、大学の教授が授業の冒頭で、法整備支援のため外国に行ってきた話をされるなど、学生の頃から法整備支援について知る機会があったのですが、意識していなかったのが現実でした。

しかし、日本の法制度は、フランス法・ドイツ法・英米法を取り込んで融合して作られ、他国の影響を大いに受けていることを背景にしているため、日本は、他国と比べ「押し付けではない」法整備支援に秀でています。

また、そのような日本の経験が有益とされ、「法制度整備支援に関する基本方針（改訂版）」（平成25年5月）では、日本の政府施策として、法整備支援が掲げられています。

このように、日本の法整備支援は、とても意義があり、国としても力を入れている施策であるところ、当職は、①広報の重要性及び②日本の寄り添い型の法整備支援を、この1年半で身をもって経験することができました。

第3 法整備支援へのいざない

前述したように、法務省の法整備支援の認知度が低い中、当職が最初に受け持った仕事が平成28年度の「法整備支援へのいざない」という公開シンポジウムでした（詳しくは、ICD NEWS68号「法整備支援へのいざない」を御参照ください）。

平成27年度以前も同様のシンポジウムを行っていたものの、同シンポジウムにつき、法務総合研修所国際協力部が主体となって行うのは、平成28年度が初めてに近いものでした。

そのため、担当教官を中心に、学生やロースクール生、修習生、法曹等若手の担い手に対し、どのようにすれば法整備支援について知ってもらい、興味を持ってもらえるか、そのための企画はどうすればよいかを検討しました。また、人を集めるために、どのような広報手段に訴えればよいか（各大学の事務所への電話営業、教官による実際に大学に足を運んでの広報活動、ポスター及びチラシの作成、ホームページやツイッターでの告知等）についても検討しました。

結果、当初は芳しくなかった参加申込数も、蓋を開けると、145名にまで達し、シンポジウムは盛況に終わることができました。

幸いながら、というよりも、実際に、人に会場に足を運んでもらうために、認知度の低い現実を踏まえて、内容に配慮し、人集めのため細心の注意を払って、地道な草の根活動を行っていたので、上記の結果につながったのだと思います。



【平成 28 年度法整備支援へのいざない】



【平成 29 年度法整備支援へのいざない】

第4 カンボジア及びラオス

次に、当職が前年度及び今年度、それぞれ担当しているカンボジア及びラオスについて触れさせていただきます。

1 カンボジア

(1) 現地セミナー

当職が当部に異動して初めて行った海外出張は、カンボジア現地セミナーでした。

カンボジアでは、当時、民法・民事訴訟法及び関連法令の適正な解釈・運用等について法整備支援を行う JICA プロジェクトを実施しておりますが、この出張は、予めこのプロジェクトの長期派遣専門家（現地に赴任されている裁判官、検事、弁護士を指します。）が先方のカウンターパート等から聞き取った要望（実務上の課題等）を踏まえテーマを設定し、そのテーマを元に、当部の教官において講義を行う、というものです。

異動して日が浅く、これまでの支援の流れやカウンターパートの位置付け等、支援の状況がよく掴めていない当職にとって、この出張はとても意味のあるものとなりました。

というのも、現地セミナーに出席される関係機関の職員と交流できるのはもちろん

のこと、セミナーで出席者からなされる質問を直接聞き、出席者の生の反応を知ることができたからです。

現地セミナーでは、講義の内容を受けて具体的な実務上の質問が飛び交い、セミナー終了後も、当部教官を捕まえては質問をする出席者が多数いました。事前に「少し前は要領を得ない質問が多かった。」という話を聞いていたので、それは予想外に嬉しいことでした。

しかし、これも、現地専門家において、現地の要望を聞き出し、時には、現地も把握していないニーズをくみ取り、現地に必要なことは何か、ということを追求めた結果、ニーズがまさにマッチした必然の結果のように感じました。

(2) クメール語の勉強

さて、当職が現地のことをとことん考える支援を感じたのは、法整備の分野だけではありません。

現地語（クメール語）を少しでも話せるようになる、これは、現地の人達の信頼を得る手段であり、コミュニケーションツールとして有用だと思います。

しかし、カンボジアの長期派遣専門家や当部の教官におけるクメール語のレベルは並大抵のものではありません。実際、当職も、当時の内山淳教官（現カンボジア長期派遣専門家）に誘っていただき、カンボジア人留学生（法学部在住）によるクメール語の授業に参加させていただきました。

授業の内容は、簡単な挨拶、母音・子音の発音や組み合わせのレベルをはるかに超え、カンボジアの法律におけるクメール語の説明にまで至っていました（当職自身は、簡単な挨拶や文法の勉強で力尽きました。）。

現地語の意味を知ってその言葉は何を指すのか、政策が本来の意図どおりにカンボジアの法律に条文化されているのか、などについて現地の視点で考えるという方法は、相手方の信頼を得ることもさることながら、根本的に現地に寄り添って考える日本の特徴的な支援の表れだと感じました。



【現地セミナーでの質問】



【CALE の学生と記念撮影】

(CALE の卒業生の中には、日本に留学される方もいます。)

2 ラオス

当職は、平成 28 年度国際協力人材育成研修、ラオス第 10 回本邦研修及び平成 28 年

度日本・ラオス共同研究に携わらせていただきました。各研修の内容については、ICD NEWS70号「平成28年度国際協力人材育成研修実施報告」、同71号「現行プロジェクト第10回本邦研修」及び「シンポジウム『ラオス民法典制定と実務上の課題』」を御参照ください。

そして、当職は、それらを通じて、いかに「人材育成」が重要であるかを色々な方のお話を通じて、痛感いたしました。

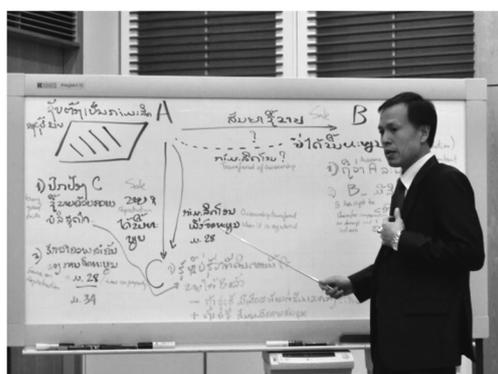
「人材育成」というのは、日本においても難しい分野だと思いますが、これが法整備支援における相手国への人材育成となると、相手国の主体性を尊重する必要があるなど、より難しい問題に直面します。

現在、ラオスでは、JICAによる「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）」というプロジェクトで法整備支援を行っていますが、「人材育成」に重点を置き、最終的には、日本の支援無しにラオス人自身で後進の人材育成を行うことを見越して、支援していかなければなりません。

上記プロジェクトの前身の「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）」が開始された当初、理論も法律も実務の運用もなかった時代のラオスで、長期派遣専門家は、ラオス人の主体性を尊重しながら、支援をするということに注力されていました。

必要な理論や知識が付いていれば、議論をするのにそれほど苦労はないと思いますが、そうではない場合、どのような考え方をするのか、自身の考えをどのように言葉にし、文字に起こすのか、他国の法律（考え）はどのようになっているかなど、色々な観点からラオス人の主体性を尊重しつつ、ラオス人自身によって自分たちなりの答えを出してもらう能力を育成していくためのサポートを、長期派遣専門家がしていかなければならず、長期派遣専門家のサポートはとても忍耐が要るものです。また、個々によって能力や経験値によって差がある以上、一部のラオス人が簡単にできたとしても、その他若手を中心とした大勢のラオス人も理解し、議論に参加しないと意味がありません。

したがって、一部のラオス人だけでなく、その他大勢のラオス人も参加し、積極的に個人の意見を発言できるようにする、という全体の底上げを、ラオス人が主導して行う、という意識の下、現地専門家において忍耐強くなされる支援は、まさに寄り添い型の支援として日本の特徴的な支援だと感じました。



【共同研究・研究員による説明】



【ラオス SWG メンバーとの交流】

第5 所感

以下、上述した経験を踏まえて、当部の（日本の）法整備支援の特徴について、当職が思うところを記載させていただきます。

1 ①広報の重要性について

法整備支援は、開発途上国等に対して、各国が進める法制度の整備を進めるものであり、かつ、その支援は、当該国から求められ、支援内容について選択するか先方の判断に委ねられます。また、その支援を進めることは、当該国の人材を育て、最終的には、その国の人たちによる自立を促すもので、とても意義のあることです。

ですが、実際のところ、日本国内では、法律に触れる者（学生を始め法曹，研究者も）でさえ、支援の存在や内容，ひいては自身のキャリアパスの可能性すらほとんど知らないのが現実です。

この現実を真摯に受け止めて、積極的，かつ，継続的な広報活動を行う必要があると考えます。

2 ②寄り添い型の支援について

日本の法整備支援の特徴として、寄り添い型の支援が挙げられます。

上述第2でも触れましたが、日本は、様々な外国の法制度を選択的に取り入れながら、日本の社会や文化に合うよう、カスタマイズしている経緯もあり、押しつけではない支援に特化しています。

その方法は、話し合うことによって相手方のニーズを聞き出すのか、相手方の言語を取得することによって言葉の壁を乗り越えるのか、相手に寄り添いながら、忍耐強く地道に活動するのかなど色々あり、それは、各国の特徴や先進度，国民性，また，担当当事者によって、三者三様になるのですが、いずれのやり方も日本の特徴的な寄り添い型の支援として、被支援国から高い評価を受けています。

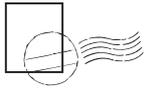
第6 終わりに

各国を担う被支援国の関係機関職員も長期派遣専門家も当部職員も、果ては、これからの法整備支援の担い手についても言えることですが、法整備支援は、人と人との間で行われるものであり、また、最終的には現地の人自身で、紡いでいかなければなりません。

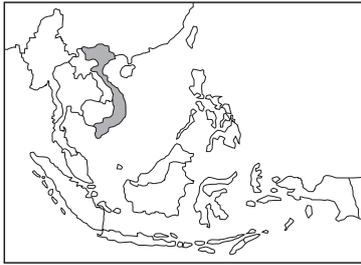
とすると、人が蓄えていく知識や経験もさることながら、一番大切なのは、それを波及させる、また、引き継ぐ人であるのではないかと考えます。

「人の育成には時間がかかる。けれど、目に見えた効果は確実にある。」ラオスのある長期派遣専門家が、先方の高官より、このような言葉をいただいたとおっしゃっていました。

目に見えた効果が被支援国に根付き、いつか、被支援国自身が日本の支援から卒業されることを祈念して、当職自身も引き続き、法整備支援の一端を担っていけたら幸いです。



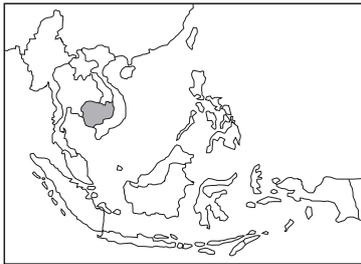
各国プロジェクトオフィスから



2017年は、1月の安倍首相のベトナム公式訪問、2月末の天皇后両陛下のベトナム御訪問、6月のフック首相の日本公式訪問、さらに11月にはAPECがベトナムで開催されるなど、要人往来が相次ぎ、良好な日越関係を象徴する1年となりそうです。

当プロジェクトも、この良好な関係の恩恵を受け、多くの方にご訪越いただき、当プロジェクトについてご理解を深めていただいております。まだまだ暑いハノイですが、機会を見つけてご訪問いただければ幸いです。

引き続きご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。
(ベトナム長期派遣専門家 川西 一)



カンボジアの道路は右側通行で、車は左ハンドルです。首都プノンベンや国際観光都市シェムリアップでは、信号機のある交差点がありますが、都市間をつなぐ幹線道路や地方都市では、ほとんど信号機を見かけません。また、信号機のある横断歩道もほとんどありません。

道路交通法では、歩行者が道路を渡る際には、車が停止しなければならないことになっていますが、遵守する車を見たことはありません。

そのため、歩行者が道路を渡るには、車の流れの切れ目を見つけて、巧みに横断する技術が必要です。私は、毎日、その技術を磨きながら、滞在先のホテル前の大通りを渡って、徒歩で通勤しています。

現地に長く住む人は、接近する車を見続けながら、ゆっくりと歩く

のがコツと言います。

そのような危険と隣り合わせの横断が当たり前になっていたのですが、先日、いつもどおり徒歩で通勤していると、普段なら、車とバイクが行き交う混沌とした状態の交差点で、全ての車が完全に停止する静寂が訪れていました。

私は、ついに交通事故が起きてしまったのかと思いました。

しかし、次の瞬間、停まっていた車が一齐に走り始めました。

ふと見上げると、今まで、いつ点灯するのかと待ち焦がれていた信号機が青色に輝いているではありませんか！

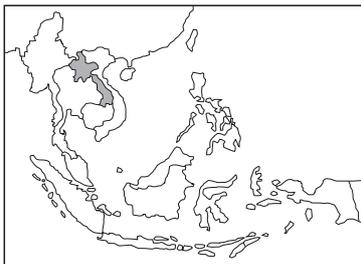
交通マナーが良くないと評判の国で、新しく点灯した交差点の信号機表示に従って、きちんと車が停まっていたのは驚きでした。

これからは、毎朝、巧みな横断技術を磨かなくても、安心して道路を渡れそうです。

プノンベン市内の信号機は、今年中に中央管制センターとつながり、信号機表示が変わる間隔を調整できるようになる予定で、慢性的な渋滞の緩和への効果が期待されています。

もちろん、これも日本の技術で、JICAによる支援の1つです。

(カンボジア長期派遣専門家 内山 淳)



2017年6月29日夕刻、石岡修専門家が約7年間の任期を終え帰国されました。ご存知の通り、石岡専門家は、2010年7月、法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1の開始と同時に専門家として着任し、約7年の長きにわたり長期専門家として活躍されました。その間、石岡専門家は、正に、ラオス側に寄り添い、ラオスのコンテクストに合った支援協力を体現され、そして、法制度整備支援の分野における長期専門家の在り方について、一つのモデルケースを示してくれたのではないかと感じております。石岡専門家の功績を紙面で言い表すことは非常に難しいですが、偉大であったことは皆様からもご賛同いただけるものと思います。今後、石岡専門家は、英国に留学され研鑽を積まれる予定となっております。皆様と共に、石岡専門家の成功と、

再びこの分野に戻られて活躍されることを祈念したいと思います。

次に、上記石岡専門家の後任として、入江克典専門家が着任し、2017年6月5日から業務を開始しております。入江専門家は、JICAにおいて専門員として活躍し、この度、ラオスに長期専門家として派遣されました。石岡専門家の後任として民法典の起草等支援に関する分野などを担当することとなりますので、よろしくお願いいたします（入江専門家の着任のご挨拶を下記において紹介させていただきます）。

法整備支援関係者の皆さま

いつも大変お世話になっております。

このたびラオスに長期専門家として着任いたしました入江克典（弁護士）です。

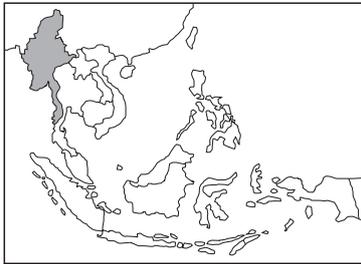
2015年4月より国際協力専門員としてJICA本部に約2年2か月勤務したのち、本年6月5日付にてラオスに着任いたしました。主な担当は、民法典の起草・議会通過及び普及支援、民法典にかかる逐条形式の執務参考資料の作成支援、法曹等養成に関する教育研修システムの改善支援となります。

ラオスの方々は皆フレンドリーで温かいです。赴任から約1か月が経とうとしておりますが、ラオスの皆さまから大変温かく迎えていただきました。組織の垣根を越えてワーキンググループを構成し活動を進めるというラオスプロジェクトの体制は、ラオスの皆さまの、分け隔てなく人と接する温厚さや寛容さに裏付けられたものであることを改めて認識いたします。

驕らず謙虚にラオスの方々に寄り添い、また同時に、一法律家として成長するための機会にできればと考えております。何卒宜しくお願い申し上げます。

（ラオス長期派遣専門家 入江克典）

.....



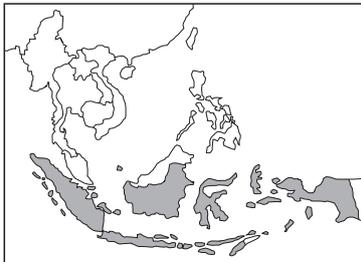
メコン諸国では、4月に水掛祭りによる休暇が設定されています。

ミャンマーは他国に比べて長期間の水掛祭り休暇が設定されていましたが、来年度からは水掛祭り期間が短縮されるとのことです（厳密には本年度も短縮されていたとのことですが、突然の変更は各方面に支障をきたすとして、政府機関に関しては、各省庁等の裁量に委ねられていたとのことです）。

先日、来年度の水掛祭り期間は13日（金）から17日（火）に短縮され、他方10月のThadingyut festivalが10月23日（火）から10月25日（木）の3日間に延長されると発表されました。

ミャンマーにご出張の方は、ご注意下さい。

（ミャンマー長期派遣専門家 野瀬憲範）



6月1日は、昨年、国民の祝日に定められた「パンチャシラの日」でした。

ご存知の方も多いと思いますが、「パンチャシラ」とは、1945年憲法前文にも記載されている、インドネシアの国是となっている5原則（①唯一神への信仰、②公正で品位ある人道主義、③インドネシアの統一、④代議制と協議における英知に導かれる民主主義、⑤インドネシア全人民に対する社会的公正）のことです。

このパンチャシラ5原則は、これもおそらく一度はどこかでご覧になったことがあるかもしれませんが、インドネシアの国章（ガルダ・パンチャシラ）にも描かれています。

このガルダは、左右の翼（各17枚）、尾翼（8枚）、尾翼の付け根の羽（19枚）、首の付け根の羽（45枚）が、インドネシアが独立宣言を発した1945年8月17日を表しているほか、両脚で捕まえているリボンには、「多様性の中の統一」を意味する言葉が記されているなど、様々な意味が込められていることでも知られていますが、パンチャシラ5原則は、ガルダの中央に描かれた盾の中に、5つのエンブレム（①星、②鎖、③ガジュマル、④野牛、⑤稲と綿）として表現されています。

ところで、このエンブレムの中心にある星ですが、インドネシアで暮らしていると、様々なところで、頻繁に見かけることがあります。

その一つ、インドネシアのビールと言えば、当地シェアナンバー1を誇るビントアンビールなのですが、このビールのシンボルマークも、まさにこれと同じく、星なのです。

もちろん、「星」を意味する「ビントアン」ビールが、星のマークを冠しているのは当然のことです。やはり、こちらの人の話を聞いてみても、残念ながら、パンチャシラの星とビントアンビールの星とは、何の関係もないようです。

そうは言いつつも、インドネシアの人にとって、「星」は何か特別な意味があるのではないかと密かに期待しながら、今後も懲りずに話を聞いて回ろうと思っています。

引き続き、ご支援・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

（インドネシア長期派遣専門家 横幕孝介）

法務総合研究所国際協力部移転のお知らせ

国際協力部は、平成13年（2001年）から、大阪中之島合同庁舎において業務を行ってまいりましたが、このたび、東京都昭島市に新設される「国際法務総合センター」に移転し、平成29年10月2日より、同センターで業務を開始いたします。

「国際法務総合センター」は、刑事司法分野及び民商事法分野の国際協力関連施設を同地区に集約・整備することで、より効果的な国際協力事業の推進・強化を図るという趣旨に基づき旧米軍立川基地跡地昭島地区に新設されるものですが、あわせて、矯正医療機能の向上と矯正研修の充実化のために、東京都内や近郊に分散する老朽・狭隘化した法務省関連施設等も同センター内に整備されます。

同センターに整備される施設は、当部のほか、国連アジア極東犯罪防止研修所（通称「アジア研」又はUNAFEI、法務総合研究所国際連合研修協力部が運営）、矯正研修所、公安調査庁研修所、東日本成人矯正医療センター等です。

所在地は、JR青梅線東中神駅近く（国営昭和記念公園の西側）であり、合計約12万5,000平方メートルの敷地の中に、当部及びアジア研に係る施設として

- ・研修棟（事務棟） 5階建て（事務室、セミナー室等）
- ・国際会議室棟 2階建て（国際会議室2室）
- ・宿泊棟 9階建て（研修員用55室）

の3つの施設が設けられています。



（法務総合研究所国際協力部・国連アジア極東犯罪防止研修所）

今後は、国際協力部が行う研修やシンポジウム等について、主に同センターで実施する予定です。

一方で、約16年間にわたり、大阪を拠点として、関西の関係者の皆様から大きな支援を受け、皆様と共に歩み、法制度整備支援に取り組んでまいりましたので、そのようなご

恩を忘れることなく、人と人とのつながりを大切にして、今後も関西で活動を継続してまいります。

「国際法務総合センター」新設を機に、一層法制度整備支援の充実に向けて取り組んでまいりますので、引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【国際法務総合センター】

郵便番号：196-0035

住 所：東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号

電話番号：042-500-5150（国際協力部代表）



【国際法務総合センター】



－編集後記－

9月末にもなると、暑かった夏も終局を迎え、過ごしやすい秋が顔を出している頃でしょうか。もう皆様はご存知かも知れませんが、大阪を拠点として活動してきた国際協力部はこの9月をもって、大阪から東京に拠点を移すこととなります。つまり、ICD NEWSを大阪から発行するのは、本号で最後になる可能性が高いわけです。この価値ある記念号を皆様に手に取っていただき、読書の秋を過ごしていただければ幸いです。

さて、本号の「巻頭言」は、京都大学の石眞名誉教授に「裁判官独立条項の英訳をめぐって一法整備支援の蔭で得られた『成果』一」と題して、第4回インドネシア本邦研修で行った講義の資料作りの際に、講義内容とは違うところで生じた疑問から得られた成果について、ご紹介していただいております。

次に、「寄稿」では、元コートジボワール長期派遣専門家の原若葉弁護士に「西アフリカ・コートジボワール共和国における法整備支援と司法アドバイザーの活動について」と題して、アジア地域以外で初めて司法分野の長期専門家として、コートジボワールで行った支援活動とその成果を紹介していただいております。特に、司法省のコールセンターの設置に当たり、日本の法テラスをモデルとなったという話には大変驚きましたが、今後コートジボワールでコールセンターがどのように機能し、発展していくのか楽しみに感じました。

また、元ミャンマー長期派遣専門家の小松健太国際協力専門員兼弁護士に「ミャンマー法整備支援プロジェクトの現地専門家として～政策文書の作成による意思決定システムの改善について～」と題して、政策立案の効率化を進め、透明性を高めるために必要と考えられた政策文書がミャンマーで導入されるまでの経緯についてご執筆いただいております。政策文書の作成が導入されたことで、今後ミャンマーがどのように変わっていくか、その後が大変興味深く感じました。

「連携と協調のフォーラム」では、日本司法書士会連合会国際交流室の加藤政也室長に「日本司法書士会連合会の国際交流と国際協力活動」と題して、日本司法書士会連合会が行ってきたアジア太平洋の国々との国際交流やアジア諸国の法整備支援事業を御紹介していただいております。

さらに、本号では、JICA 担当者からラオス、インドネシア、ミャンマー、ベトナム、中国のそれぞれの国に対する法整備支援活動を紹介していただいております。

そして、本号では「大学における法整備支援に関する研究・教育」というテーマで、大阪大学大学院国際公共政策研究科の安藤由香里特任講師に「大学における法整備支援の研究・教育へのいざない」と題してご執筆いただいております。グローバル化社会の中で活躍できる人材を養成するため、「法と開発」の講義を開講するに至るまでの経緯や他機関の連携が重要である大学での法整備支援の現状について説明いただいております。

「外国法制・実務」では、各国専門家等執筆に係る「ベトナムにおける財産登記法制定支援」、「カンボジアの司法～民事訴訟法（送達）～」、「ラオスの法曹養成制度改革」、「ミャンマーの電力事情、政策、計画と電力法」、「インドネシアにおける司法制度の概要（２）」、「報道等に見るゴルカ地震からの復興状況について（ネパール）」、「中国行政訴訟法の改正条文等について（５）」を掲載しました。

各国における専門家及び有識者からの法改正等の最新の情報を知ることができます。

なお、本号より、法曹関係者にインタビューを行い、その内容を掲載する【法整備支援による人の輪】の項目を新設しました。

第１回目は、プノンペン始審裁判所長タン・スンライ氏に対して行った「日本の支援で得た知識をできる限り生かしたい」、そして、ラオス最高人民裁判所官房長ブンクワン・タヴィサック氏に対して行った「主体性を尊重し、共に歩む支援を」を掲載しております。

インタビューに答えていただいた両者とも、日本の法整備支援から得られた知識やノウハウをもって、自国での法曹人材育成に貢献されています。支援の継続を希望されてはおりますが、自国での取組方法を自分たちで模索する積極性が見られ、法整備支援活動が行こなわれる本来の意図が伝わっているものと感じました。

「活動報告」の「会合」では、「法整備支援のいざない」及び「国際民商事法金沢セミナー『東南アジアがアツい～社会の発展と日本の貢献～』」を掲載しました。

「国際研修・共同研究」では、「第５６回ベトナム本邦研修」、「第１０回ミャンマー本邦研修」及び「第１８回日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）」を、「海外出張」では「国連開発計画（UNDP）年次総会への出席」を掲載しました。

また、「部内研修」では大西教官による「法制度整備支援活動の対象国に係る政治、社会、文化等の情勢及び言語に係る研究会（インドネシア、ミャンマー及びベトナム）について」を掲載しました。

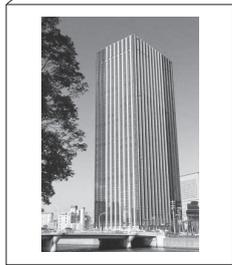
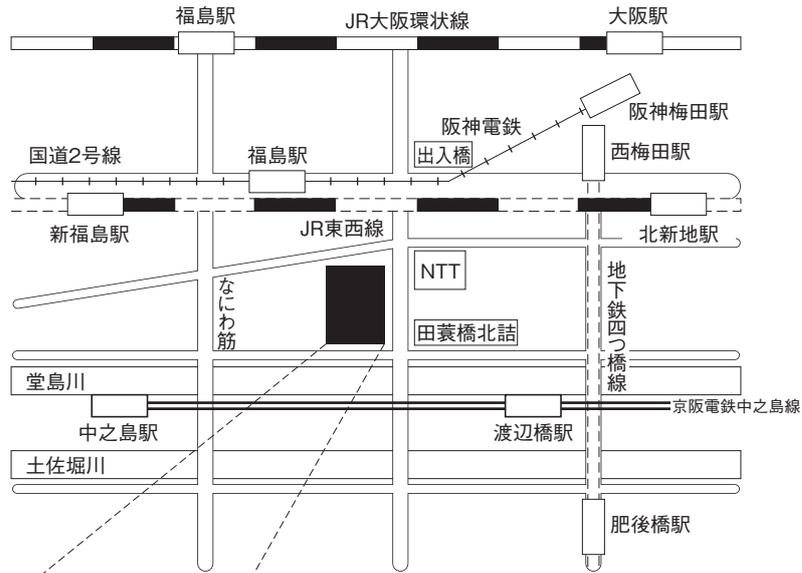
さらに、「法整備支援関連トピックス」では、国際民商事法センター事務局長の北野貴晶様による「国際民商事法センターの外務大臣表彰」を掲載しました。

稲本国際協力専門官による「専門官の眼」では、稲本専門官自身の経験を基に、当部が行っている業務の特徴が述べられており、大変分かりやすい記事となっております。

「お知らせ」といたしまして、当部伊藤副部長に「法務総合研究所国際協力部移転のお知らせ」と題して、移転先である「国際法務総合センター」について紹介いただいております。

最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました皆様に厚く御礼申し上げます。
関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何卒よろしくお
願い申し上げます。

主任国際協力専門官 松波 宏幸



大阪中之島合同庁舎

アクセス

- 阪神福島駅から……………徒歩 5分
- JR新福島駅から……………徒歩 6分
- JR福島駅から……………徒歩 8分
- 地下鉄肥後駅から……………徒歩 10分
- JR大阪駅から……………徒歩 14分
- 京阪渡辺橋駅から……………徒歩 7分

ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒553-0003 大阪市福島区福島 1-1-60 大阪中之島合同庁舎

電話：(06) 4796-2153/2154

F A X：(06) 4796-2157

ウェブサイト：http://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス：icdmoj@i.moj.go.jp (2016年9月 メールアドレス変更)

編集：法務省法務総合研究所

発行：2017年9月

